

新潟県地域防災計画(修正案)新旧対照表 目次

資料	地域防災計画編名	ページ数
4-1	震災対策編	1 ~ 51
4-2	風水害対策編	1 ~ 52
4-3	個別災害対策編	1 ~ 14
4-4	土砂災害対策編	1 ~ 5
4-5	津波災害対策編	1 ~ 14
4-6	原子力災害対策編	1 ~ 9

新潟県地域防災計画

【震災対策編】

修正案

新旧対照表

様式2 新旧対照表（震災対策編）

※ 頁、行は現行計画（令和7年10月修正）についてのもの

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
1	第1章第2節 県民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	4	▲3	1 基本理念 (1) 住民・地域・行政（防災関係機関）による取組の推進と外部支援・相互協力による補完体制構築 ウ 県、市町村及び防災関係機関に求められる役割 (ク) (略) <u>(追加)</u>	1 基本理念 (1) 住民・地域・行政（防災関係機関）による取組の推進と外部支援・相互協力による補完体制構築 ウ 県、市町村及び防災関係機関に求められる役割 (ク) (略) <u>(ク) 県、市町村は、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努める。</u>	R7 防災基本計画の反映 (⑦被災者支援の充実、⑨官民連携・人材育成の推進)	
2	第1章第2節 県民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	5	2	エ 支援と協力による補完体制の整備 県、市町村及び防災関係機関は、自らの対処能力が不足した場合、国、他の地方公共団体からの支援や、NPO、ボランティア、企業・団体等の協力を得ながら十分に対応できるよう、事前の体制整備に努めるとともに、連絡先の共有の徹底等の実効性の確保に努める。 <u>(追加)</u>	エ 支援と協力による補完体制の整備 県、市町村及び防災関係機関は、自らの対処能力が不足した場合、国、他の地方公共団体からの支援や、NPO、ボランティア、企業・団体等の協力を得ながら十分に対応できるよう、事前の体制整備に努めるとともに、連絡先の共有の徹底等の実効性の確保に努める。 <u>また、登録被災者援護協力団体との平時からの連携に努める。</u>	R7 防災基本計画の修正を反(②被災者支援の充実)	
3	第1章第2節 県民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	9	表	3 各機関の事務又は業務の大綱 指定地方行政機関 信越総合通信局 <u>(追加)</u>	3 各機関の事務又は業務の大綱 指定地方行政機関 信越総合通信局 <u>新潟行政評価事務所</u> <u>1 被災者への生活支援情報の提供</u> <u>2 専用電話を備えた相談窓口の開設</u> <u>3 特別行政相談所の開設</u>	指定地方行政機関の追加を反映	

様式2 新旧対照表（震災対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4	第1章第3節 新潟県の特質 と過去の地震 被害	30	表	<p>8 令和6年能登半島地震とその被害 (2)被害の状況 ア 人的被害及び住家被害（令和7年<u>4</u>月<u>30</u>日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="5">人的被害（人）</th> <th colspan="5">住宅被害（棟）</th> <th colspan="2">非住家被害 （半壊以上）（棟）</th> <th rowspan="2">罹災 証明 申請数</th> </tr> <tr> <th>計</th> <th>死者</th> <th>行方 不明者</th> <th>重傷者</th> <th>軽傷者</th> <th>計</th> <th>全壊</th> <th>半壊</th> <th>一部 破損</th> <th>床上 浸水</th> <th>床下 浸水</th> <th>公共建物</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県全体</td> <td>60</td> <td>6</td> <td>※</td> <td>11</td> <td>43</td> <td>24,922</td> <td>111</td> <td>4,135</td> <td>20,662</td> <td></td> <td>14</td> <td></td> <td>68</td> </tr> <tr> <td>市町村別</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>22,656</td> </tr> <tr> <td>● 新潟市</td> <td>32</td> <td>4</td> <td></td> <td>7</td> <td>21</td> <td>18,289</td> <td>102</td> <td>4,015</td> <td>14,172</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>● 長岡市</td> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>3</td> <td>731</td> <td></td> <td>7</td> <td>724</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>● 三条市</td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td>489</td> <td></td> <td>6</td> <td>483</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>27</td> <td></td> </tr> <tr> <td>● 柏崎市</td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td>868</td> <td>3</td> <td>22</td> <td>843</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>● 新発田市</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>32</td> <td></td> <td></td> <td>32</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>● 小千谷市</td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td>26</td> <td></td> <td></td> <td>26</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>● 加茂市</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>58</td> <td></td> <td></td> <td>58</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>● 十日町市</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>37</td> <td></td> <td></td> <td>37</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>● 見附市</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td>274</td> <td></td> <td></td> <td>274</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>● 村上市</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>8</td> <td></td> <td></td> <td>8</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>● 燕市</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>724</td> <td>2</td> <td></td> <td>722</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>● 糸魚川市</td> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td></td> <td>674</td> <td>5</td> <td></td> <td>669</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>● 妙高市</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>25</td> <td></td> <td></td> <td>25</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>● 五泉市</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>495</td> <td></td> <td></td> <td>495</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>● 上越市</td> <td>8</td> <td>2</td> <td></td> <td>1</td> <td>5</td> <td>1,367</td> <td>2</td> <td>46</td> <td>1,305</td> <td></td> <td>14</td> <td></td> <td>16</td> <td></td> </tr> <tr> <td>● 阿賀野市</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>214</td> <td></td> <td></td> <td>214</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>● 佐渡市</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>517</td> <td>4</td> <td>31</td> <td>482</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>● 魚沼市</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>● 南魚沼市</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>● 胎内市</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>9</td> <td></td> <td></td> <td>9</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>● 聖籠町</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>24</td> <td></td> <td>1</td> <td>23</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>● 妙徳村</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>● 田上町</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>● 阿賀町</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>8</td> <td></td> <td></td> <td>8</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>● 出雲崎町</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>12</td> <td></td> <td></td> <td>12</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>● 湯沢町</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>● 津南町</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>● 刈羽村</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>35</td> <td></td> <td></td> <td>35</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>● 関川村</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>● 粟島浦村</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>●：災害救助法適用市町村（14市町） ※：死者は全て災害関連死</p>		人的被害（人）					住宅被害（棟）					非住家被害 （半壊以上）（棟）		罹災 証明 申請数	計	死者	行方 不明者	重傷者	軽傷者	計	全壊	半壊	一部 破損	床上 浸水	床下 浸水	公共建物	その他	県全体	60	6	※	11	43	24,922	111	4,135	20,662		14		68	市町村別														22,656	● 新潟市	32	4		7	21	18,289	102	4,015	14,172						● 長岡市	4			1	3	731		7	724				10		● 三条市	3				3	489		6	483				27		● 柏崎市	3				3	868	3	22	843				8		● 新発田市	なし					32			32						● 小千谷市	3				3	26			26						● 加茂市	なし					58			58						● 十日町市	なし					37			37				1		● 見附市	2			2		274			274				5		● 村上市	なし					8			8						● 燕市	なし					724	2		722						● 糸魚川市	4			4		674	5		669				1		● 妙高市	なし					25			25						● 五泉市	1				1	495			495						● 上越市	8	2		1	5	1,367	2	46	1,305		14		16		● 阿賀野市	なし					214			214						● 佐渡市	なし					517	4	31	482						● 魚沼市	なし					なし			なし						● 南魚沼市	なし					4			4						● 胎内市	なし					9			9						● 聖籠町	なし					24		1	23						● 妙徳村	なし					1			1						● 田上町	なし					なし			なし						● 阿賀町	なし					8			8						● 出雲崎町	なし					12			12						● 湯沢町	なし					なし			なし						● 津南町	なし					1			1						● 刈羽村	なし					35			35						● 関川村	なし					なし			なし						● 粟島浦村	なし					なし			なし						<p>令和6年能登半島地震とその被害 (2)被害の状況 ア 人的被害及び住家被害（令和7年<u>11</u>月<u>28</u>日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="5">人的被害（人）</th> <th colspan="5">住宅被害（棟）</th> <th colspan="2">非住家被害 （半壊以上）（棟）</th> <th rowspan="2">罹災 証明 申請数</th> </tr> <tr> <th>計</th> <th>死者</th> <th>行方 不明者</th> <th>重傷者</th> <th>軽傷者</th> <th>計</th> <th>全壊</th> <th>半壊</th> <th>一部 破損</th> <th>床上 浸水</th> <th>床下 浸水</th> <th>公共建物</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県全体</td> <td>60</td> <td>6</td> <td>※</td> <td>11</td> <td>43</td> <td>25,415</td> <td>111</td> <td>4,156</td> <td>21,134</td> <td></td> <td>14</td> <td></td> <td>68</td> </tr> <tr> <td>市町村別</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>22,650</td> </tr> <tr> <td>● 新潟市</td> <td>32</td> <td>4</td> <td></td> <td>7</td> <td>21</td> <td>18,753</td> <td>102</td> <td>4,036</td> <td>14,615</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>● 長岡市</td> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>3</td> <td>731</td> <td></td> <td>7</td> <td>724</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>● 三条市</td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td>490</td> <td></td> <td>6</td> <td>484</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>27</td> <td></td> </tr> <tr> <td>● 柏崎市</td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td>868</td> <td>3</td> <td>22</td> <td>843</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>● 新発田市</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>32</td> <td></td> <td></td> <td>32</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>● 小千谷市</td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td>26</td> <td></td> <td></td> <td>26</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>● 加茂市</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>58</td> <td></td> <td></td> <td>58</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>● 十日町市</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>37</td> <td></td> <td></td> <td>37</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>● 見附市</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td>274</td> <td></td> <td></td> <td>274</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>● 村上市</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>8</td> <td></td> <td></td> <td>8</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>● 燕市</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>724</td> <td>2</td> <td></td> <td>722</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>● 糸魚川市</td> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td></td> <td>674</td> <td>5</td> <td></td> <td>669</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>● 妙高市</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>25</td> <td></td> <td></td> <td>25</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>● 五泉市</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>495</td> <td></td> <td></td> <td>495</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>● 上越市</td> <td>8</td> <td>2</td> <td></td> <td>1</td> <td>5</td> <td>1,367</td> <td>2</td> <td>46</td> <td>1,305</td> <td></td> <td>14</td> <td></td> <td>16</td> <td></td> </tr> <tr> <td>● 阿賀野市</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>214</td> <td></td> <td></td> <td>214</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>● 佐渡市</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>517</td> <td>4</td> <td>31</td> <td>482</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>● 魚沼市</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>● 南魚沼市</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>● 胎内市</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>9</td> <td></td> <td></td> <td>9</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>● 聖籠町</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>25</td> <td></td> <td>1</td> <td>24</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>● 妙徳村</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>● 田上町</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>● 阿賀町</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>8</td> <td></td> <td></td> <td>8</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>● 出雲崎町</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>12</td> <td></td> <td></td> <td>12</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>● 湯沢町</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>● 津南町</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>● 刈羽村</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>60</td> <td></td> <td></td> <td>60</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>● 関川村</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>● 粟島浦村</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>●：災害救助法適用市町村（14市町） ※：死者は全て災害関連死</p>		人的被害（人）					住宅被害（棟）					非住家被害 （半壊以上）（棟）		罹災 証明 申請数	計	死者	行方 不明者	重傷者	軽傷者	計	全壊	半壊	一部 破損	床上 浸水	床下 浸水	公共建物	その他	県全体	60	6	※	11	43	25,415	111	4,156	21,134		14		68	市町村別														22,650	● 新潟市	32	4		7	21	18,753	102	4,036	14,615						● 長岡市	4			1	3	731		7	724				10		● 三条市	3				3	490		6	484				27		● 柏崎市	3				3	868	3	22	843				8		● 新発田市	なし					32			32						● 小千谷市	3				3	26			26						● 加茂市	なし					58			58						● 十日町市	なし					37			37				1		● 見附市	2			2		274			274				5		● 村上市	なし					8			8						● 燕市	なし					724	2		722						● 糸魚川市	4			4		674	5		669				1		● 妙高市	なし					25			25						● 五泉市	1				1	495			495						● 上越市	8	2		1	5	1,367	2	46	1,305		14		16		● 阿賀野市	なし					214			214						● 佐渡市	なし					517	4	31	482						● 魚沼市	なし					なし			なし						● 南魚沼市	なし					4			4						● 胎内市	なし					9			9						● 聖籠町	なし					25		1	24						● 妙徳村	なし					3			3						● 田上町	なし					なし			なし						● 阿賀町	なし					8			8						● 出雲崎町	なし					12			12						● 湯沢町	なし					なし			なし						● 津南町	なし					1			1						● 刈羽村	なし					60			60						● 関川村	なし					なし			なし						● 粟島浦村	なし					なし			なし						時点修正	
	人的被害（人）					住宅被害（棟）					非住家被害 （半壊以上）（棟）		罹災 証明 申請数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	計	死者	行方 不明者	重傷者	軽傷者	計	全壊	半壊	一部 破損	床上 浸水	床下 浸水	公共建物		その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
県全体	60	6	※	11	43	24,922	111	4,135	20,662		14		68																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
市町村別														22,656																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
● 新潟市	32	4		7	21	18,289	102	4,015	14,172																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
● 長岡市	4			1	3	731		7	724				10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
● 三条市	3				3	489		6	483				27																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
● 柏崎市	3				3	868	3	22	843				8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
● 新発田市	なし					32			32																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
● 小千谷市	3				3	26			26																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
● 加茂市	なし					58			58																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
● 十日町市	なし					37			37				1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
● 見附市	2			2		274			274				5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
● 村上市	なし					8			8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
● 燕市	なし					724	2		722																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
● 糸魚川市	4			4		674	5		669				1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
● 妙高市	なし					25			25																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
● 五泉市	1				1	495			495																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
● 上越市	8	2		1	5	1,367	2	46	1,305		14		16																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
● 阿賀野市	なし					214			214																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
● 佐渡市	なし					517	4	31	482																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
● 魚沼市	なし					なし			なし																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
● 南魚沼市	なし					4			4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
● 胎内市	なし					9			9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
● 聖籠町	なし					24		1	23																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
● 妙徳村	なし					1			1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
● 田上町	なし					なし			なし																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
● 阿賀町	なし					8			8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
● 出雲崎町	なし					12			12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
● 湯沢町	なし					なし			なし																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
● 津南町	なし					1			1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
● 刈羽村	なし					35			35																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
● 関川村	なし					なし			なし																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
● 粟島浦村	なし					なし			なし																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	人的被害（人）					住宅被害（棟）					非住家被害 （半壊以上）（棟）		罹災 証明 申請数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	計	死者	行方 不明者	重傷者	軽傷者	計	全壊	半壊	一部 破損	床上 浸水	床下 浸水	公共建物		その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
県全体	60	6	※	11	43	25,415	111	4,156	21,134		14		68																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
市町村別														22,650																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
● 新潟市	32	4		7	21	18,753	102	4,036	14,615																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
● 長岡市	4			1	3	731		7	724				10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
● 三条市	3				3	490		6	484				27																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
● 柏崎市	3				3	868	3	22	843				8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
● 新発田市	なし					32			32																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
● 小千谷市	3				3	26			26																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
● 加茂市	なし					58			58																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
● 十日町市	なし					37			37				1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
● 見附市	2			2		274			274				5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
● 村上市	なし					8			8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
● 燕市	なし					724	2		722																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
● 糸魚川市	4			4		674	5		669				1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
● 妙高市	なし					25			25																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
● 五泉市	1				1	495			495																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
● 上越市	8	2		1	5	1,367	2	46	1,305		14		16																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
● 阿賀野市	なし					214			214																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
● 佐渡市	なし					517	4	31	482																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
● 魚沼市	なし					なし			なし																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
● 南魚沼市	なし					4			4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
● 胎内市	なし					9			9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
● 聖籠町	なし					25		1	24																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
● 妙徳村	なし					3			3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
● 田上町	なし					なし			なし																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
● 阿賀町	なし					8			8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
● 出雲崎町	なし					12			12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
● 湯沢町	なし					なし			なし																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
● 津南町	なし					1			1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
● 刈羽村	なし					60			60																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
● 関川村	なし					なし			なし																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
● 粟島浦村	なし					なし			なし																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
5	第1章第3節 新潟県の特質 と過去の地震 被害	34	表	<p>9 県内に被害を与えた地震とその被害 (2) 明治以降（各種資料による） 能登地方 死者6名、重傷者11名、軽症者43名、住家全壊 111、半壊 <u>4,135</u>、一部損壊 <u>20,662</u> 棟（令和7年<u>4</u> 月<u>30</u>日現在）</p>	<p>9 県内に被害を与えた地震とその被害 (2) 明治以降（各種資料による） 能登地方 死者6名、重傷者11名、軽症者43名、住家全壊 111、半壊 <u>4,156</u>、一部損壊 <u>21,134</u> 棟（令和7年<u>11</u>月 <u>28</u>日現在）</p>	時点修正																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					

様式2 新旧対照表（震災対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
6	第2章第1節 防災教育計画	51	10	1 計画の方針 (2)要配慮者に対する配慮 ア 要配慮者、 <u>保護責任者</u> 、施設管理者等の防災教育を推進する。	1 計画の修正 (2)要配慮者に対する配慮 ア 要配慮者、 <u>同居家族等</u> 、施設管理者等の防災教育を推進する。	他節との整合性確保	
7	第2章第1節 防災教育計画	51	▲18	2 県民・企業等の役割 (1)県民の役割 ア～イ (略) ウ <u>(追加)</u> 次世代への災害被災経験の伝承	2 県民・企業等の役割 (1)県民の役割 ア～イ (略) ウ <u>語り部活動や家庭内での語り継ぎ等による</u> 次世代への災害被災経験の伝承	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑭その他)	
8	第2章第1節 防災教育計画	51	▲10	2 県民・企業等の役割 (2)地域の役割 ア～イ (略) ウ <u>(追加)</u> 次世代への災害被災経験の伝承	2 県民・企業等の役割 (2)地域の役割 ア～イ (略) ウ <u>語り部活動や地域内での語り継ぎ、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存等による</u> 次世代への災害被災経験の伝承	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑭その他)	
9	第2章第1節 防災教育計画	52	16	3 県の役割 (3)要配慮者及び <u>保護責任者</u> の防災学習の支援 ア 高齢者、障害者、傷病者、妊産婦及び乳幼児（福祉保健部） 在宅要配慮者の安全を確保するため、要配慮者本人又は <u>保護責任者</u> への防災知識の普及、地域住民等への支援知識の普及・啓発活動を促進する。	3 県の役割 (3)要配慮者及び <u>同居家族等</u> の防災学習の支援 ア 高齢者、障害者、傷病者、妊産婦及び乳幼児（福祉保健部） 在宅要配慮者の安全を確保するため、要配慮者本人又は <u>同居家族等</u> への防災知識の普及、地域住民等への支援知識の普及・啓発活動を促進する。	他節との整合性確保	
10	第2章第1節 防災教育計画	53	7	3 県の役割 (4)市町村に対する防災に関する基礎情報の提供（防災局、土木部、県教育委員会） ア～キ (略) <u>ク (追加)</u>	3 県の役割 (4)市町村に対する防災に関する基礎情報の提供（防災局、土木部、県教育委員会） ア～キ (略) <u>ク 広報活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に対する県民等の関心と理解を深め</u>	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑨官民連携・人材育成の推進)	

様式2 新旧対照表（震災対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
					<u>るとともに、防災活動への県民の参加を促進する。</u>		
11	第2章第1節 防災教育計画	53	▲2	4 市町村の役割 (5) 要配慮者及び <u>保護責任者</u> 等の防災学習の推進 (6)～(7) (略) (8) 市町村地域防災計画で定める事項 ・全住民を対象とした共通的な防災教育計画 ・各地区別の住民を対象とした防災教育計画 ・要配慮者及び <u>保護責任者</u> を対象とした防災教育計画 ・ハザードマップの作成・提示	4 市町村の役割 (5) 要配慮者等及び <u>同居家族</u> 等の防災学習の推進 (6)～(7) (略) (8) 市町村地域防災計画で定める事項 ・全住民を対象とした共通的な防災教育計画 ・各地区別の住民を対象とした防災教育計画 ・要配慮者及び <u>同居家族等</u> を対象とした防災教育計画 ・ハザードマップの作成・提示	他節との整合性確保	
12	第2章第1節 防災教育計画	54	13	4 市町村の役割 (1)～(10) (略) <u>(追加)</u>	4 市町村の役割 (1)～(10) (略) <u>(11) ボランティアによる防災活動に対する住民等の理解促進、防災活動への住民参加の促進</u>	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑨官民連携・人材育成の推進)	
13	第2章第2節 防災訓練計画	55	13	1 計画の方針 (1) 基本方針 さらに、災害情報の収集・伝達・共有は、災害対応の要であることから、県、市町村及び関係機関において、新潟県総合防災情報システム、 <u>(追加)</u> 地理空間情報 (GIS・GPS) など各種手段を使った「情報の共有化」が図れるよう、平常時からデータの整備、人材の育成に努める。	1 計画の方針 (1) 基本方針 さらに、災害情報の収集・伝達・共有は、災害対応の要であることから、県、市町村及び関係機関において、新潟県総合防災情報システム、 <u>新物資システム(B-PLo)</u> 、地理空間情報 (GIS・GPS) など各種手段を使った「情報の共有化」が図れるよう、平常時からデータの整備、人材の育成に努める。	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑬防災DXの加速)	
14	第2章第2節 防災訓練計画	56	▲20	3 県の役割 また、新潟県総合防災情報システム、 <u>(追加)</u> 地理空間情報 (GIS・GP	3 県の役割 また、新潟県総合防災情報システム、 <u>新物資システム(B-PLo)</u> 、地理空間情報 (GIS・	R7 防災基本計画の修正を	

様式2 新旧対照表（震災対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
				S)、ソーシャルメディア、携帯電話等の移動通信手段など各種手段を使い、災害情報の収集・伝達・共有を迅速に行えるよう、人材育成も含めた訓練に努める。	GPS)、ソーシャルメディア、携帯電話等の移動通信手段など各種手段を使い、災害情報の収集・伝達・共有を迅速に行えるよう、人材育成も含めた訓練に努める。	反(⑬防災DXの加速)	
15	第2章第3節 自主防災組織 育成計画	59	▲3	5 市町村の役割 (1) 意識啓発及び防災資機材等の整備支援 市町村は、地域住民に対し、自主防災組織の意義等を啓発し、地域の実情に応じた組織づくりを積極的に働きかけるとともに、 <u>(追加)</u> 一般財団法人自治総合センターの助成事業、県及び市町村単独の助成事業等を活用しながら、自主防災組織における防災資機材等の整備を促進する。	5 市町村の役割 (1) 意識啓発及び防災資機材等の整備支援 市町村は、地域住民に対し、自主防災組織の意義等を啓発し、地域の実情に応じた組織づくりを積極的に働きかけるとともに、 <u>消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じた地域コミュニティの防災体制の充実に努める。また、一般財団法人自治総合センターの助成事業、県及び市町村単独の助成事業等を活用しながら、自主防災組織における防災資機材等の整備を促進する。</u>	R7 防災基本計画の修正を反映(⑩消防防災力の充実強化)	
16	第2章第4節 防災都市計画	63	27	3 県の役割 (6) 復興事前準備の取組の推進 県は、市町村が被災後に早期かつ的確に <u>市街地復興計画を策定できるよう</u> 、市町村が行う <u>復興事前準備</u> の取組を支援する。	3 県の役割 (6) 復興事前準備の取組の推進 県は、市町村が被災後に早期かつ的確に <u>復興まちづくりを行えるよう</u> 、市町村が行う <u>事前復興まちづくり計画策定等</u> の復興事前準備の取組を支援する。	R7 防災基本計画の修正を反映(③復旧・復興の迅速化)	
17	第2章第4節 防災都市計画	65	21	4 市町村の役割 (7) 復興事前準備の取組の推進 市町村は、被災後に早期かつ的確に <u>市街地復興計画を策定できるよう</u> 、復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握するなど <u>(追加)</u> の復興事前準備の取組 <u>を推進する。</u>	4 市町村の役割 (7) 復興事前準備の取組の推進 市町村は、被災後に早期かつ的確に <u>復興まちづくりを行えるよう</u> 、復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握するなど、 <u>事前復興まちづくり計画策定等</u> の復興事前準備の取組 <u>に努めるものとする。</u>	R7 防災基本計画の修正を反(③復旧・復興の迅速化)	

様式2 新旧対照表（震災対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考																								
18	第2章第5節 集落孤立対策 計画	67	▲5	3 県の役割 (2) 孤立予想集落の資機材整備や備蓄体制の強化に対する支援と最新技術の活用促進（防災局） イ 物資輸送における無人航空機等や通信確保における衛星通信等の最新 技 技術の導入や活用を促進する。	3 県の役割 (2) 孤立予想集落の資機材整備や備蓄体制の強化に対する支援と最新技術の活用促進（防災局） イ 物資輸送における無人航空機等や通信確保における衛星通信等の最新 (削除) 技術の導入や活用を促進する。	誤記訂正																									
19	第2章第6節 地盤災害予防 計画	70	表	県内の山地災害危険地区数及び概成箇所数（令和7年3月31日現在） <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>地区数</th> <th>概成箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山腹崩壊危険地区</td> <td>(51)2,572</td> <td>(17)580</td> </tr> <tr> <td>崩壊土砂流出危険地区</td> <td>(96)2,992</td> <td>(20)444</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>(147)5,564</td> <td>(37)1,024</td> </tr> </tbody> </table> ()は国有林内で外書き	施設区分	地区数	概成箇所数	山腹崩壊危険地区	(51)2,572	(17)580	崩壊土砂流出危険地区	(96)2,992	(20)444	計	(147)5,564	(37)1,024	県内の山地災害危険地区数及び概成箇所数（令和7年3月31日現在） <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>地区数</th> <th>概成箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山腹崩壊危険地区</td> <td>(51)2,572</td> <td>(17)580</td> </tr> <tr> <td>崩壊土砂流出危険地区</td> <td>(94)2,992</td> <td>(20)444</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>(145)5,564</td> <td>(39)1,024</td> </tr> </tbody> </table> ()は国有林内で外書き	施設区分	地区数	概成箇所数	山腹崩壊危険地区	(51)2,572	(17)580	崩壊土砂流出危険地区	(94)2,992	(20)444	計	(145)5,564	(39)1,024	誤記訂正	
施設区分	地区数	概成箇所数																													
山腹崩壊危険地区	(51)2,572	(17)580																													
崩壊土砂流出危険地区	(96)2,992	(20)444																													
計	(147)5,564	(37)1,024																													
施設区分	地区数	概成箇所数																													
山腹崩壊危険地区	(51)2,572	(17)580																													
崩壊土砂流出危険地区	(94)2,992	(20)444																													
計	(145)5,564	(39)1,024																													
20	第2章第8節 道路・橋梁・ トンネル等の 地震対策	83	▲10	2 各道路管理者等が行う地震対策 (1) 道路施設の整備・強化 イ 重要構造物 （ア）橋梁 b 新設橋梁 「橋、高架の道路等の技術基準の改定について」（平成29年7月21日）	2 各道路管理者等が行う地震対策 (1) 道路施設の整備・強化 イ 重要構造物 （ア）橋梁 b 新設橋梁 「橋、高架の道路等の技術基準の改定について」（令和7年8月22日）	時点修正																									
21	第2章第8節 道路・橋梁・ トンネル等の 地震対策	84	19	2 各道路管理者等が行う地震対策 (2) 防災体制の整備 イ 迅速な応急復旧体制の整備 <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> 関係行政機関及び災害時の応援業務に関する協定を結んでいる(一社)新潟県	2 各道路管理者等が行う地震対策 (2) 防災体制の整備 イ 迅速な応急復旧体制の整備 <u>道路管理者は、災害発生後の道路の障害物の除去（路面変状の補修等を含む）による道路啓開を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行う。</u> <u>また、</u> 関係行政機関及び災害時の応援業務に関する協定を結んでいる(一社)新潟県建設	R7 防災基本計画の修正を反映（④道路法等の改正）																									

様式2 新旧対照表（震災対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
				<p>建設業協会や(一社)新潟県地質調査業協会などは、被災時の迅速で的確な協力を備え、<u>情報連絡体制</u>や応急復旧のための人員や資機材（発動発電機、投光器、初動時調査のための自転車など）備蓄体制を整備する。</p> <p><u>また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開等の計画を作成するものとし、必要に応じてその見直しを行う。</u></p>	<p>業協会や(一社)新潟県地質調査業協会などは、被災時の迅速で的確な協力を備え、<u>道路啓開、応急復旧等（以下「道路啓開等」という。）に必要な人員</u>や資機材（発動発電機、投光器、初動時調査のための自転車など）の備蓄体制を整備する。</p> <p>(削除)</p>		
22	第2章第9節 港湾・漁港施設の地震対策	85	18	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 各主体の責務</p> <p>(イ) 県（交通政策局、農林水産部）は、地震発生に備え防災体制を確立し、災害防止、被災時の応急復旧等の迅速な対応を図るため、関係行政機関や関係団体と協定を結び対応の整備を図る。</p> <p>地震災害発生時には緊急輸送ネットワークの結節点として、また、背後地の物資の輸送や地域住民の避難場所として<u>運用</u>できるよう、耐震強化岸壁、防災拠点緑地・避難緑地の整備に努める。</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 各主体の責務</p> <p>(イ) 県（交通政策局、農林水産部）は、地震発生に備え防災体制を確立し、災害防止、被災時の応急復旧等の迅速な対応を図るため、関係行政機関や関係団体と協定を結び対応の整備を図る。</p> <p>地震災害発生時には緊急輸送ネットワークの結節点として、また、背後地の物資の輸送や地域住民の避難場所として<u>防災拠点を確保</u>できるよう、耐震強化岸壁、防災拠点緑地・避難緑地の整備に努める。</p>	R7 防災基本計画の修正を反映（⑭その他）	
23	第2章第13節 河川・海岸施設の地震対策	96	1	<p>県内の河川数及び指定延長</p> <p>(令和<u>6</u>年1月1日現在)</p>	<p>県内の河川数及び指定延長</p> <p>(令和<u>7</u>年1月1日現在)</p>	時点修正	

様式2 新旧対照表（震災対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考																																																																
24	第2章第13節 河川・海岸施設 の地震対策	96	5	<p>県内の県管理河川関係の重要水防箇所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">重点</th> <th colspan="2">A</th> <th colspan="2">B</th> <th colspan="2">要留意</th> <th colspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>箇所</th> <th>延長(m)</th> <th>箇所</th> <th>延長(m)</th> <th>箇所</th> <th>延長(m)</th> <th>箇所</th> <th>延長(m)</th> <th>箇所</th> <th>延長(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県管理</td> <td>75</td> <td>59,006</td> <td>459</td> <td>423,175</td> <td>1,315</td> <td>1,512,515</td> <td>44</td> <td>14,476</td> <td>1,818</td> <td>1,950,116</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：令和<u>6</u>年度水防計画</p>		重点		A		B		要留意		計		箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	県管理	75	59,006	459	423,175	1,315	1,512,515	44	14,476	1,818	1,950,116	<p>県内の県管理河川関係の重要水防箇所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">重点</th> <th colspan="2">A</th> <th colspan="2">B</th> <th colspan="2">要留意</th> <th colspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>箇所</th> <th>延長(m)</th> <th>箇所</th> <th>延長(m)</th> <th>箇所</th> <th>延長(m)</th> <th>箇所</th> <th>延長(m)</th> <th>箇所</th> <th>延長(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県管理</td> <td>74</td> <td>57,596</td> <td>457</td> <td>421,925</td> <td>1,318</td> <td>1,521,295</td> <td>39</td> <td>14,396</td> <td>1,814</td> <td>1,957,616</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：令和<u>7</u>年度水防計画</p>		重点		A		B		要留意		計		箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	県管理	74	57,596	457	421,925	1,318	1,521,295	39	14,396	1,814	1,957,616	時点修正	
	重点		A			B		要留意		計																																																													
	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)																																																													
県管理	75	59,006	459	423,175	1,315	1,512,515	44	14,476	1,818	1,950,116																																																													
	重点		A		B		要留意		計																																																														
	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)																																																													
県管理	74	57,596	457	421,925	1,318	1,521,295	39	14,396	1,814	1,957,616																																																													
25	第2章第13節 河川・海岸施設 の地震対策	96	9	<p>県内の国管理河川関係の重要水防箇所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">重点</th> <th colspan="2">A</th> <th colspan="2">B</th> <th colspan="2">要留意</th> <th colspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>箇所</th> <th>延長(m)</th> <th>箇所</th> <th>延長(m)</th> <th>箇所</th> <th>延長(m)</th> <th>箇所</th> <th>延長(m)</th> <th>箇所</th> <th>延長(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国管理</td> <td>139</td> <td>28,694</td> <td>168</td> <td>24,114</td> <td>992</td> <td>293,923</td> <td>115</td> <td>43,443</td> <td>1,278</td> <td>361,460</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：令和<u>6</u>年度水防計画</p>		重点		A		B		要留意		計		箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	国管理	139	28,694	168	24,114	992	293,923	115	43,443	1,278	361,460	<p>県内の国管理河川関係の重要水防箇所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">重点</th> <th colspan="2">A</th> <th colspan="2">B</th> <th colspan="2">要留意</th> <th colspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>箇所</th> <th>延長(m)</th> <th>箇所</th> <th>延長(m)</th> <th>箇所</th> <th>延長(m)</th> <th>箇所</th> <th>延長(m)</th> <th>箇所</th> <th>延長(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国管理</td> <td>139</td> <td>27,982</td> <td>163</td> <td>23,776</td> <td>1008</td> <td>293,306</td> <td>122</td> <td>44,460</td> <td>1,293</td> <td>361,542</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：令和<u>7</u>年度水防計画</p>		重点		A		B		要留意		計		箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	国管理	139	27,982	163	23,776	1008	293,306	122	44,460	1,293	361,542	時点修正	
	重点		A			B		要留意		計																																																													
	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)																																																													
国管理	139	28,694	168	24,114	992	293,923	115	43,443	1,278	361,460																																																													
	重点		A		B		要留意		計																																																														
	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)																																																													
国管理	139	27,982	163	23,776	1008	293,306	122	44,460	1,293	361,542																																																													
26	第2章第13節 河川・海岸施設 の地震対策	96	13	<p>水防上巡視を必要とする県内の構造物箇所</p> <p>資料：令和<u>6</u>年度水防計画</p>	<p>水防上巡視を必要とする県内の構造物箇所</p> <p>資料：令和<u>7</u>年度水防計画</p>	時点修正																																																																	
27	第2章第13節 河川・海岸施設 の地震対策	97	14	<p>県内のダム（堤高 15m 以上）施設 数（令和<u>6</u>年 4月 1日現在）</p>	<p>県内のダム（堤高 15m 以上）施設数 （令和<u>7</u>年 4月 1日現在）</p>	時点修正																																																																	
28	第2章第13節 河川・海岸施設 の地震対策	98	7	<p>県内の海岸延長</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>海岸線延長</th> <th>海岸保全延長</th> <th>保全施設有効延長</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省水管理・国土保全局</td> <td>406,565</td> <td>254,777</td> <td>182,083</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国土交通省港湾局</td> <td>119,444</td> <td>58,226</td> <td>50,729</td> <td>港湾区域の海岸</td> </tr> <tr> <td>水産庁</td> <td>108,841</td> <td>51,338</td> <td>33,290</td> <td>漁港区域の海岸</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>634,850</td> <td>364,341</td> <td>266,102</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：令和<u>5</u>年度版 海岸統計</p>	区 分	海岸線延長	海岸保全延長	保全施設有効延長	備 考	国土交通省水管理・国土保全局	406,565	254,777	182,083		国土交通省港湾局	119,444	58,226	50,729	港湾区域の海岸	水産庁	108,841	51,338	33,290	漁港区域の海岸	合 計	634,850	364,341	266,102		<p>県内の海岸延長</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>海岸線延長</th> <th>海岸保全延長</th> <th>保全施設有効延長</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省水管理・国土保全局</td> <td>406,565</td> <td>254,777</td> <td>182,088</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国土交通省港湾局</td> <td>119,444</td> <td>58,226</td> <td>50,729</td> <td>港湾区域の海岸</td> </tr> <tr> <td>水産庁</td> <td>108,791</td> <td>51,338</td> <td>33,290</td> <td>漁港区域の海岸</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>634,800</td> <td>364,341</td> <td>266,107</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：令和<u>6</u>年度版 海岸統計</p>	区 分	海岸線延長	海岸保全延長	保全施設有効延長	備 考	国土交通省水管理・国土保全局	406,565	254,777	182,088		国土交通省港湾局	119,444	58,226	50,729	港湾区域の海岸	水産庁	108,791	51,338	33,290	漁港区域の海岸	合 計	634,800	364,341	266,107		時点修正															
区 分	海岸線延長	海岸保全延長	保全施設有効延長	備 考																																																																			
国土交通省水管理・国土保全局	406,565	254,777	182,083																																																																				
国土交通省港湾局	119,444	58,226	50,729	港湾区域の海岸																																																																			
水産庁	108,841	51,338	33,290	漁港区域の海岸																																																																			
合 計	634,850	364,341	266,102																																																																				
区 分	海岸線延長	海岸保全延長	保全施設有効延長	備 考																																																																			
国土交通省水管理・国土保全局	406,565	254,777	182,088																																																																				
国土交通省港湾局	119,444	58,226	50,729	港湾区域の海岸																																																																			
水産庁	108,791	51,338	33,290	漁港区域の海岸																																																																			
合 計	634,800	364,341	266,107																																																																				

様式2 新旧対照表（震災対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
29	第2章第13節 河川・海岸施設 の地震対策	98	9	県内の海岸関係の重要水防箇所 資料：令和 <u>6</u> 年度水防計画	県内の海岸関係の重要水防箇所 資料：令和 <u>7</u> 年度水防計画	時点修正	
30	第2章第13節 河川・海岸施設 の地震対策	99	1	県内の準用河川数及び延長 (令和 <u>6</u> 年4月30日現在)	県内の準用河川数及び延長 (令和 <u>7</u> 年4月30日現在)	時点修正	
31	第2章第13節 河川・海岸施設 の地震対策	99	7	5 防災関係機関の役割 (1) 北陸地方整備局 ア 大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE） <u>(追加)</u> 等を派遣し、 <u>(追加)</u> 県、市町村等が行う、被災状況、県、市町村のニーズ等の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、二次災害防止施策、施設・設備の応急復旧活動等に対する支援を行う。	5 防災関係機関の役割 (1) 北陸地方整備局 ア 大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE <u>(予備隊員含む)・TEC-FORCEアドバイザー)</u> を派遣し、 <u>TEC-FORCEパートナーとの連携</u> により県、市町村等が行う、被災状況、県、市町村のニーズ等の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、二次災害防止施策、施設・設備の応急復旧活動等に対する支援を行う。	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑩インフラ・ライフラインの復旧迅速化、代替性の確保)	
32	第2章第15節 防災通信施設の整備と地震対策	104	15	2 県の役割 (2) <u>新潟県総合防災</u> 情報システムの整備 災害時に被害の軽減を図るため、市町村と県との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集、共有を行うための新潟県総合防災情報システムを整備する。 <u>併せて</u> 、国等との情報共有を図るため、令和6年4月より運用を開始した新総合防災情報システム（SOBO-WEB）に情報を集約できるよう努める <u>ものとする</u> 。	2 県の役割 (2) <u>各種</u> 情報システムの整備 <u>ア 新潟県総合防災情報システム</u> 災害時に被害の軽減を図るため、市町村と県との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集、共有を行うための新潟県総合防災情報システムを整備する。 <u>イ 新総合防災情報システム等</u> 国等との情報共有を図るため、令和6年4月より運用を開始した新総合防災情報システム（SOBO-WEB）	R7 防災基本計画の修正を反映（⑬防災DXの加速）	

様式2 新旧対照表（震災対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
				(追加)	に情報を集約できるよう努める <u>(削除)</u> 。 併せて、災害時に災害対応基本共有情報（EEI）に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ、関連システムの整備に努める。		
33	第2章第16節 放送事業者の 地震対策	110	8	2 各放送機関の対策 ○日本放送協会新潟放送局（NHK新潟放送局） 3 体制面の整備 <u>(4) 津波対策として、衛星中継車(CSK)を浸水エリア外に駐車、配置する。</u>	2 各放送機関の対策 ○日本放送協会新潟放送局（NHK新潟放送局） 3 体制面の整備 <u>(削除)</u>	運用方針の見直しによる修正	
34	第2章第20節 上水道の地震 対策	127	25	2 水道事業者の役割 (2) 体制面の耐震化対策 ウ 応急対策計画の策定 ウ) 応急復旧計画 b 浄水場、配水池、基幹管路等の主要施設及び指定避難所、医療機関、社会福祉施設等への配水ルートなど、復旧作業の優先順位を明確にする。 <u>(追加)</u>	2 水道事業者の役割 (2) 体制面の耐震化対策 ウ 応急対策計画の策定 ウ) 応急復旧計画 b 浄水場、配水池、基幹管路等の主要施設及び指定避難所、医療機関、社会福祉施設等への配水ルートなど、復旧作業の優先順位を明確にする。 <u>なお、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。</u>	R7 防災基本計画の修正を反映（⑩インフラ・ライフラインの復旧迅速化、代替性の確保）	
35	第2章第21節 下水道等の地 震対策	132	9	4 市町村の役割 (3) 下水道等施設の管理 イ <u>(追加)</u> 県と協力し、早期に機能回復できるように努める。 <u>(追加)</u>	4 市町村の役割 (3) 下水道等施設の管理 イ <u>発災時は県と協力し、早期に機能回復できるように努める。なお、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定め</u>	R7 防災基本計画の修正を反（⑩インフラ・ライフラインの復旧迅速化、代替性の確保）	

様式2 新旧対照表（震災対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
					<u>ておくなど、上下水道一体となった対応に努める。</u>		
36	第2章第25節 地震火災予防 計画	144	6	4 市町村の役割 (1) 消防力の整備充実 消防職員及び消防車両等について、消防力の整備指針に対する充足率を満たすよう各種助成制度を活用し、その整備充実に努める。 <u>(追加)</u>	4 市町村の役割 (1) 消防力の整備充実 消防職員及び消防車両等について、消防力の整備指針に対する充足率を満たすよう各種助成制度を活用し、その整備充実に努める。 <u>また、津波警報下での安全・的確な消防活動の実施のため、県と連携した消防計画の策定等により、津波時の浸水想定を勘案した消防体制の整備に努める。</u>	R7 防災基本計画の修正を反映（⑩消防防災力の充実強化）	
37	第2章第26節 廃棄物処理体制の整備	146	11	1 計画の方針 (3) 市町村は、 <u>(追加)</u> 災害時を想定したごみ及びし尿の災害廃棄物処理計画を策定するとともに、 <u>(追加)</u> 平常時から、住民に対し、協力を求める事項について周知する。 (4) 市町村は、一般廃棄物処理施設の耐震化及び応急復旧体制の整備に努める。 <u>(追加)</u> (5) 県は、市町村からの要請に備え、市町村間等の広域処理体制や関係団体、近隣他県、国との協力体制を整備する。	1 計画の方針 (3) 市町村は、 <u>定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、災害時を想定したごみ及びし尿の災害廃棄物処理計画を策定し、必要に応じて見直しを行い、計画の実効性の向上に努める。</u> <u>(4) 市町村は、</u> 平常時から、住民に対し、協力を求める事項について周知する。 <u>(5) 市町村は、</u> 一般廃棄物処理施設の耐震化及び応急復旧体制の整備に努める。 <u>(6) 県は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努める。</u> <u>(7) 県は、</u> 市町村からの要請に備え、市町村間等の広域処理体制や関係団体、近隣他県、国との協力体制を整備する。	R7 防災基本計画の修正を反映（⑭その他）	

様式2 新旧対照表（震災対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
38	第2章第26節 廃棄物処理体制の整備	146	▲10	<p>3 県の役割</p> <p><u>広域処理体制の整備</u> (追加)</p> <p>(1) 県内市町村間の広域処理体制を整備する。 県内市町村の収集・処理能力を把握し、災害時の廃棄物処理の広域応援体制を整備する。</p> <p>(2) 関係団体との協力体制 災害時の応援協定等による広域処理体制を整備する。</p> <p>(3) 近隣他県との協力体制 災害廃棄物処理に関し、地域ブロック協議会の活用等により近隣他県、国との協力体制を整備する。</p>	<p>3 県の役割</p> <p>(削除)</p> <p>(1) <u>災害廃棄物処理体制の整備</u> <u>災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、災害廃棄物の処理主体となる市町村の災害廃棄物計画策定、見直しの参考にも資するよう、必要に応じて県計画を見直し、計画の実効性の向上に努める。</u></p> <p>(2) 県内市町村間の広域処理体制の整備</p> <p>県内市町村の収集・処理能力を把握し、災害時の廃棄物処理の広域応援体制を整備する。</p> <p>(3) 関係団体との協力体制 災害時の応援協定等による広域処理体制を整備する。</p> <p>(4) 近隣他県との協力体制 災害廃棄物処理に関し、地域ブロック協議会の活用等により近隣他県、国との協力体制を整備する。</p>	R7 防災基本計画の修正を反映（⑭その他）	
39	第2章第26節 廃棄物処理体制の整備	147	2	<p>4 市町村の役割</p> <p>(1) 災害廃棄物処理計画の策定</p> <p>ア (追加) 災害時の廃棄物処理についての組織体制、関係機関との連絡体制、住民への広報の方法、発生量の予測、仮置場の想定と配置計画、ごみ、し尿の収集、処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。</p>	<p>4 市町村の役割</p> <p>(1) <u>災害廃棄物処理体制の整備</u></p> <p>ア <u>災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、災害時の廃棄物処理についての組織体制、関係機関との連絡体制、住民への広報の方法、発生量の予測、仮置場の想定と配置計画、ごみ、し尿の収集、処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定し、必要に応じて見直しを実施することで、計画の実効性の向上に努める。</u></p>	R7 防災基本計画の修正を反映（⑭その他）	

様式2 新旧対照表（震災対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
40	第2章第28節 医療救護体制 の整備	154	14	<p>1 計画の方針 (1) 基本方針 ア 各主体の責務 (ア)～(イ) (略) <u>(ウ)</u> (追加)</p> <p><u>(ウ)</u> (略) <u>(エ)</u> (略) <u>(オ)</u> (略)</p>	<p>1 計画の方針 (1) 基本方針 ア 各主体の責務 (ア)～(イ) (略) <u>(ウ)</u> 県は、災害対策本部（医療活動支援 班）等において医療救護活動の助言等を行 う災害医療アドバイザー、災害時小児 周産期リエゾン、災害薬事コーディネ ーター及び災害時透析リエゾンの整備を行 う。 <u>(エ)</u> (略) <u>(オ)</u> (略) <u>(カ)</u> (略)</p>	R7 防災基本 計画の修正を 反映（⑧保健 医療福祉支援 の体制・連携 の強化）	
41	第2章第28節 医療救護体制 の整備	157	▲6	<p>3 県の役割 (1)～(4) (略) <u>(5)</u> (追加)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p>	<p>3 県の役割 (1)～(4) (略) <u>(5)</u> 災害医療アドバイザーの整備 県は、災害対策本部等において医療活動全 般に係る企画、助言等を行う、災害医療アド バイザーの整備を行う。 <u>(6)</u> 災害時小児周産期リエゾンの整備 県は、災害対策本部において小児・周産期 の医療活動全般に係る企画、助言等を行う、 災害時小児周産期リエゾンの整備を行う。 <u>(7)</u> 災害薬事コーディネーターの整備 県は、災害対策本部等において、被災地域 の医薬品や医療用資器材等の供給調整を支援 する災害薬事コーディネーターの整備を行 う。 <u>(8)</u> 災害時透析リエゾンの整備 県は、災害対策本部において人工透析の医 療活動全般に係る企画、助言等を行う、災害 時透析リエゾンの整備を行う。 <u>(9)</u> (略)</p>	R7 防災基本 計画の修正を 反（⑧保健医 療福祉支援の 体制・連携の 強化）	

様式2 新旧対照表（震災対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
				<u>(6)</u> (略) <u>(7)</u> (略) <u>(8)</u> (略) <u>(9)</u> (略) <u>(10)</u> (略) <u>(11)</u> (略)	<u>(10)</u> (略) <u>(11)</u> (略) <u>(12)</u> (略) <u>(13)</u> (略) <u>(14)</u> (略) <u>(15)</u> (略)		
42	第2章第29節 避難体制の整備	160	21	1 計画の方針 (2) 要配慮者に対する配慮 要配慮者の安全のため、特に次の事項に配慮する。 ア 避難行動要支援者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有 <u>(追加)</u>	1 計画の方針 (2) 要配慮者に対する配慮 要配慮者の安全のため、特に次の事項に配慮する。 ア 避難行動要支援者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有、 <u>個別避難計画の策定</u>	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑭その他)	
43	第2章第29節 避難体制の整備	163	23	3 県の役割 (2) 市町村の避難体制整備の支援（防災局、福祉保健部、土木部） エ 関係機関との情報交換体制の整備 (ウ) 避難住民及び緊急物資の運送に係る車輛等の状況について、運送機関と情報交換の上、市町村に情報提供を行う。 <u>(追加)</u>	3 県の役割 (2) 市町村の避難体制整備の支援（防災局、福祉保健部、土木部） エ 関係機関との情報交換体制の整備 (ウ) 避難住民及び緊急物資の運送に係る車輛等の状況について、運送機関と情報交換の上、市町村に情報提供を行う。 <u>オ 避難生活を支える人材の育成・確保 避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努める。</u>	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑨官民連携・人材育成の推進)	
44	第2章第29節 避難体制の整備	163	▲2	4 市町村の役割 市町村は、危険が差し迫った状態になる前に住民等が避難できるよう、また、他市町村からの避難住民を迅速に受け入れられるよう、危険情報の事前周知、避難指示等の発令区域・タイミング等の避難の判断・情報伝達・避難誘導体制整備とマニュアル	4 市町村の役割 市町村は、危険が差し迫った状態になる前に住民等が避難できるよう、また、他市町村からの避難住民を迅速に受け入れられるよう、危険情報の事前周知、避難指示等の発令区域・タイミング等の避難の判断・情報伝達・避難誘導体制整備とマニュアル	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑭その他)	

様式2 新旧対照表（震災対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
				化、避難経路等の計画、避難場所、避難所の指定と周知及び即応体制の整備、避難行動要支援者の <u>避難支援計画</u> 策定及び福祉避難所の指定等を行う。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するものとする。	化、避難経路等の計画、避難場所、避難所の指定と周知及び即応体制の整備、避難行動要支援者の <u>個別避難計画</u> 策定及び福祉避難所の指定等を行う。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するものとする。		
45	第2章第29節 避難体制の整備	165	16	4 市町村の役割 (4) 避難誘導體制の整備 イ 在宅の避難行動要支援者の安全・確実な避難のため、福祉関係者、自主防災組織等と協力して <u>避難支援計画</u> を策定する。	4 市町村の役割 (4) 避難誘導體制の整備 イ 在宅の避難行動要支援者の安全・確実な避難のため、福祉関係者、自主防災組織等と協力して <u>個別避難計画</u> を策定する。	R7 防災基本計画の修正を反映（⑭その他）	
46	第2章第29節 避難体制の整備	166	▲5	4 市町村の役割 (5) 避難場所、避難所の指定 イ 指定に当たっての留意点 <u>(ク) 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、備蓄薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、間仕切り、簡易ベッド、毛布、ブルーシート、土のう袋等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めること。</u> <u>(ケ)</u> (略) <u>(コ)</u> (略) <u>(サ)</u> (略) <u>(シ)</u> (略) <u>(ス)</u> (略) <u>(セ)</u> (略)	4 市町村の役割 (5) 避難場所、避難所の指定 イ 指定に当たっての留意点 <u>(削除)</u> <u>(ク)</u> (略) <u>(ケ)</u> (略) <u>(コ)</u> (略) <u>(サ)</u> (略) <u>(シ)</u> (略) <u>(ス)</u> (略)	R7 防災基本計画の修正を反映（⑦被災者支援の充実） ※第2章31節「食料・生活必需品等の確保計画」に新たに記載	

様式2 新旧対照表（震災対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
				<p><u>(ソ)</u> (略)</p> <p><u>(タ)</u> (略)</p> <p><u>(チ)</u> (略)</p> <p><u>(ツ)</u> (略)</p> <p><u>(テ)</u> (略)</p>	<p><u>(セ)</u> (略)</p> <p><u>(ソ)</u> (略)</p> <p><u>(タ)</u> (略)</p> <p><u>(チ)</u> (略)</p> <p><u>(ツ)</u> (略)</p>		
47	第2章第29節 避難体制の整備	168	21	<p>4 市町村の役割</p> <p>(5) 避難場所、避難所の指定</p> <p>ウ 即応体制の整備</p> <p>(コ) <u>(追加)</u> 在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。</p>	<p>4 市町村の役割</p> <p>(5) 避難場所、避難所の指定<u>等</u></p> <p>ウ 即応体制の整備</p> <p>(コ) <u>指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。</u></p>	R7 防災基本計画の修正を反映（⑦被災者支援の充実）	
48	第2章第29節 避難体制の整備	168	▲15	<p>4 市町村の役割</p> <p>(5) 避難場所、避難所の指定</p> <p>ウ 即応体制の整備</p> <p>(サ) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>4 市町村の役割</p> <p>(5) 避難場所、避難所の指定</p> <p>ウ 即応体制の整備</p> <p>(サ) (略)</p> <p><u>(シ) 地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努める</u></p> <p><u>(ス) 避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努める。</u></p>	R7 防災基本計画の修正を反映（⑩インフラ・ライフラインの復旧迅速化、代替性の確保、⑦被災者支援の充実）	

様式2 新旧対照表（震災対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考												
49	第2章第30節 要配慮者の安全確保計画	171	表	<p>1 計画の方針 (1) 基本方針 〔要配慮者の安全確保計画の体系〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>大項目</th> <th>中項目</th> <th>小項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要配慮者の把握、情報の共有、啓発、訓練等</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の把握 ・避難行動要支援者情報の共有 ・要配慮者への広報・啓発 ・要配慮者向け備品等確保 <p><u>(追加)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者対象の防災訓練 </td> </tr> </tbody> </table>	大項目	中項目	小項目	要配慮者の把握、情報の共有、啓発、訓練等		<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の把握 ・避難行動要支援者情報の共有 ・要配慮者への広報・啓発 ・要配慮者向け備品等確保 <p><u>(追加)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者対象の防災訓練 	<p>1 計画の方針 (1) 基本方針 〔要配慮者の安全確保計画の体系〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>大項目</th> <th>中項目</th> <th>小項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要配慮者の把握、情報の共有、啓発、訓練等</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の把握 ・避難行動要支援者情報の共有 ・要配慮者への広報・啓発 ・要配慮者向け備品等確保 <p><u>・個別避難計画の作成</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者対象の防災訓練 </td> </tr> </tbody> </table>	大項目	中項目	小項目	要配慮者の把握、情報の共有、啓発、訓練等		<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の把握 ・避難行動要支援者情報の共有 ・要配慮者への広報・啓発 ・要配慮者向け備品等確保 <p><u>・個別避難計画の作成</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者対象の防災訓練 	本文の記載内容を踏まえた修正	
大項目	中項目	小項目																	
要配慮者の把握、情報の共有、啓発、訓練等		<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の把握 ・避難行動要支援者情報の共有 ・要配慮者への広報・啓発 ・要配慮者向け備品等確保 <p><u>(追加)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者対象の防災訓練 																	
大項目	中項目	小項目																	
要配慮者の把握、情報の共有、啓発、訓練等		<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の把握 ・避難行動要支援者情報の共有 ・要配慮者への広報・啓発 ・要配慮者向け備品等確保 <p><u>・個別避難計画の作成</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者対象の防災訓練 																	
50	第2章第30節 要配慮者の安全確保計画	172	▲15	<p>1 計画の方針 (1) 基本方針 ア 県 また、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会 <u>(追加)</u> の実施及び地域の関係者向けセミナーの開催等の取組を通じた支援に努めるものとする。</p>	<p>1 計画の方針 (1) 基本方針 ア 県 また、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会 <u>や訓練</u> の実施及び地域の関係者向けセミナーの開催等の取組を通じた支援に努めるものとする。</p>	R7 防災基本計画の修正を反映													

様式2 新旧対照表（震災対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
51	第2章第30節 要配慮者の安全確保計画	173	15	1 計画の方針 (1) 基本方針 カ 避難行動要支援者及び 保護責任者 避難行動要支援者及び 保護責任者 は、自ら できることについては事前に準備し、災害時 の対応に備える。なお、援助が必要なこと が あれば 、市町村、地域住民等に対して情報発信 に努める。	1 計画の方針 (1) 基本方針 カ 避難行動要支援者及び 同居家族等 避難行動要支援者及び 同居家族等 は、自らで できることについては事前に準備し、災害時の対 応に備える。なお、援助が必要なこと につい て 、市町村、地域住民等に対して情報発信に努 める。	内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」の表現を踏まえて修正	
52	第2章第30節 要配慮者の安全確保計画	174	13	2 県民・企業等の役割 (4) 外国人関係団体の役割 ① 国際交流協会 県及び市町村の国際交流協会は、災害時の多 言語支援窓口の運営に必要な通訳・翻訳ボ ランティア等の育成を行う。 （追加）	2 県民・企業等の役割 (4) 外国人関係団体の役割 ① 国際交流協会 県及び市町村の国際交流協会は、災害時の多 言語支援窓口の運営に必要な通訳・翻訳ボラ ンティア等の育成を行う。 なお、県国際交流協 会は県と連携して災害時の多言語支援窓口の設 置・運営を行う。	時点修正	
53	第2章第30節 要配慮者の安全確保計画	175	▲12	3 県の役割 (5) 外国人支援（知事政策局） 県は、 （追加） 災害時の多言語支援窓口の 設置・運営 体制及び 県内市町村間の相互支援 体制を構築する。	3 県の役割 (5) 外国人支援（知事政策局） 県は、 県国際交流協会と連携して 災害時の多 言語支援窓口の設置・運営 を行うとともに 、県 内市町村間の相互支援体制を構築する。	時点修正	
54	第2章第30節 要配慮者の安全確保計画	175	▲6	4 市町村の役割 (1) 避難行動要支援者の把握、情報の共有、啓発、訓練等 市町村は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、 平常時より 避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿 （追加） を作成し、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、 庁舎の被災等の事態が	4 市町村の役割 (1) 避難行動要支援者の把握、情報の共有、啓発、訓練等 市町村は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、 平時から 避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿 及び個別避難計画 を作成し、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、 庁舎の被災等の事態が生じた場	R7 防災基本計画の修正を反映	

様式2 新旧対照表（震災対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
				生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。	合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。		
55	第2章第30節 要配慮者の安全確保計画	176	19	4 市町村の役割 (1) 避難行動要支援者の把握、情報の共有、啓発、訓練等 ・・・(略)・・・その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じた上で、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。 <u>(追加)</u>	4 市町村の役割 (1) 避難行動要支援者の把握、情報の共有、啓発、訓練等 ・・・(略)・・・その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じた上で、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。 <u>さらに、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。</u>	R7 防災基本計画の修正を反映	
56	第2章第30節 要配慮者の安全確保計画	176	▲14	4 市町村の役割 (2) 避難誘導・避難所の管理等 ア 避難誘導対策 ・・・(略)・・・また、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所 <u>(追加)</u> へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努める。	4 市町村の役割 (2) 避難誘導・避難所の管理等 ア 避難誘導対策 ・・・(略)・・・また、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所 <u>等</u> へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努める。	R7 防災基本計画の修正を反映	
57	第2章第30節 要配慮者の安全確保計画	179	6	4 市町村の役割 (7) 市町村地域防災計画で定める事項 細分1～6 (略) <u>・ 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮(避難のための情報伝達)</u>	4 市町村の役割 (7) 市町村地域防災計画で定める事項 細分1～6 (略) <u>・ 要配慮者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための通知又は警告の配慮</u>	「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(内閣府)」	

様式2 新旧対照表（震災対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
				(追加) 細分 <u>8</u> ～ <u>11</u> (略)	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成目標期間、作成の進め方</u> ・ <u>個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法</u> ・ <u>個別避難計画の更新に関する事項</u> ・ <u>個別避難計画情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講じる措置</u> 細分 <u>12</u> ～ <u>15</u> (略)	に合わせた修正	
58	第2章第31節 食料・生活必需品等の確保計画	180	▲9	1 計画の方針 (1) 基本方針 カ 県及び市町村は、新物資システム <u>(追加)</u> を活用し、 <u>備蓄物資や物資の輸送拠点の登録</u> に努めるとともに、 <u>あらかじめ</u> 、登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、 <u>(追加)</u> 物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。	1 計画の方針 (1) 基本方針 カ 県及び市町村は、新物資システム <u>(B-PLo)</u> を活用し、 <u>施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況の把握に努めるとともに</u> 、登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、 <u>あらかじめ</u> 、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。	R7 防災基本計画の修正を反映（⑦被災者支援の充実）	
59	第2章第31節 食料・生活必需品等の確保計画	180	▲4	(追加)	<u>キ 県及び市町村は、備蓄状況について、年に一回、広く県民に公表するものとする。</u>	R7 防災基本計画の修正を反（②被災者支援の充実）	

様式2 新旧対照表（震災対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
60	第2章第31節 食料・生活必需品等の確保計画	180	▲4	<u>キ 県及び市町村は、交通の途絶等により地域が孤立した場合においても、食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。</u>	<u>ク 県及び市町村は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</u>	風水害対策編第2章第31節「食料・生活必需品等の確保計画」との整合性確保	
61	第2章第31節 食料・生活必需品等の確保計画	182	16	3 県の役割 (1) 物資等の備蓄（防災局） <u>(追加) 市町村が供給又は緊急調達が困難な事態に備え、上・中・下越及び佐渡の備蓄拠点に水、食料、生活必需品、毛布、携帯トイレ、簡易トイレ等応急対策に必要な物資・資機材を備蓄する。</u>	3 県の役割 (1) 物資等の備蓄（防災局） <u>大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施出来ないという認識に立ち、市町村が供給又は緊急調達が困難な事態に備え、上・中・下越及び佐渡の備蓄拠点に水、食料、生活必需品、毛布、携帯トイレ、簡易トイレ等応急対策に必要な物資・資機材を備蓄する。</u>	R7 防災基本計画の修正を反（②被災者支援の充実）	
62	第2章第31節 食料・生活必需品等の確保計画	183	9	4 市町村の役割 (1) 物資等の備蓄 ア 水、食料、 <u>生活必需品</u> 、毛布、 <u>(追加) 携帯トイレ、簡易トイレ等応急対策</u> に必要な物資・資機材を備蓄する。	4 市町村の役割 (1) 物資等の備蓄 ア 水、食料、 <u>(削除)</u> 、毛布、 <u>快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレトーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活</u> に必要な物資・資機材を備蓄する。	R7 防災基本計画の修正を反（⑦被災者支援の充実）	
63	第2章第31節 食料・生活必需品等の確保計画	183	11	イ 災害時の必需品で、住民が日常生活では通常使用しないため備蓄しにくい <u>(追加) 品目は、市町村での公的備蓄に努める。</u>	イ 災害時の必需品で、住民が日常生活では通常使用しないため備蓄しにくい、 <u>適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、プライバシー確保のためのパーティション、</u>	R7 防災基本計画の修正を反（⑦被災者支援の充実）	

様式2 新旧対照表（震災対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
					<u>衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、安全確保のためのブルーシート、土のう袋等の品目は、市町村での公的備蓄に努める。</u>		
64	第2章第31節 食料・生活必需品等の確保計画	183	13	(追加)	<u>ウ 避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努める。</u>	R7 防災基本計画の修正を反（⑦被災者支援の充実）	
65	第2章第31節 食料・生活必需品等の確保計画	183	13	<u>ウ</u> 備蓄物資は、極力避難所予定施設等にあらかじめ配備し、災害時に避難者が直ちに取り出して使用・配布できるように <u>にする。</u> （追加）	<u>エ</u> 備蓄物資は、極力避難所予定施設等にあらかじめ配備し、災害時に避難者が直ちに取り出して使用・配布できるように <u>努める。</u> これが困難な場合は、その近傍で <u>地域完結型の備蓄施設を確保し、速やかな供給体制を整備する。</u>	R7 防災基本計画の修正を反（⑦被災者支援の充実）	
66	第2章第34節 ボランティア受入れ体制の整備	194	2	6 新潟県災害ボランティア調整会議の役割調整会議の組織 <u>構成団体</u> 県（県民生活課）、新潟県社会福祉協議会、新潟県共同募金会、 <u>新潟NPO協会</u> 、新潟県市長会、日本赤十字社新潟県支部、新潟県民生委員児童委員協議会、新潟県国際交流協会、日本青年会議所北陸信越地区新潟ブロック協議会、チーム中越、新潟県災害救援機構、にいがた災害ボランティアネットワーク、新潟県生活協同組合連合会、日本労働組合総連合会新潟県連合会、トライネット、天理教災害救援ひのきしん隊新潟教区隊、真如苑救援ボランティア SeRV 新潟、新潟恩返し隊、くびき野NPOサポートセンター、NPOさんじょう、aisa、日本防災士会・新潟県支部	6 新潟県災害ボランティア調整会議の役割調整会議の組織 <u>構成団体</u> 県（県民生活課）、新潟県社会福祉協議会、新潟県共同募金会、 <u>（削除）</u> 、新潟県市長会、日本赤十字社新潟県支部、新潟県民生委員児童委員協議会、新潟県国際交流協会、日本青年会議所北陸信越地区新潟ブロック協議会、チーム中越、新潟県災害救援機構、にいがた災害ボランティアネットワーク、新潟県生活協同組合連合会、日本労働組合総連合会新潟県連合会、トライネット、天理教災害救援ひのきしん隊新潟教区隊、真如苑救援ボランティア SeRV 新潟、新潟恩返し隊、くびき野NPOサポートセンター、NPOさんじょう、aisa、日本防災士会・新潟県支部、 <u>TR Workers NAGAOKA</u>	時点修正	

様式2 新旧対照表（震災対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
				<u>(追加)</u>			
67	第2章第37節 行政機関等の 業務継続計画	199	▲1	2 県の役割 (1) 業務継続計画の対象となる非常時優先業務 エ 平時の取組 各所属は、職員の参集可能時間を考慮した <u>要因</u> の指名等を行うとともに、職員が被災等により非常時優先業務を実施できない事態等に備え、業務マニュアル等の整備、代替要員の指名、関係機関との応援協定締結の検討を実施するものとする。	2 県の役割 (1) 業務継続計画の対象となる非常時優先業務 エ 平時の取組 各所属は、職員の参集可能時間を考慮した <u>要員</u> の指名等を行うとともに、職員が被災等により非常時優先業務を実施できない事態等に備え、業務マニュアル等の整備、代替要員の指名、関係機関との応援協定締結の検討を実施するものとする。	誤記訂正	
68	第3章第1節 災害対策本部 の組織・運営 計画	211	16	1 計画の方針 (3) 災害対策本部等の組織・運営 県災害対策本部等の組織・運営は、災害対策基本法、新潟県災害対策本部条例及び同規則に定めるほか、本節で定める。 なお、災害対策本部等の要員配置の規模については、災害等の状況、規模等を勘案して本部長がその都度定める。 <u>(追加)</u> また、災害対策本部等を設置し、本部活動を展開する中核施設は県庁舎西回廊危機管理センターとする。	1 計画の方針 (3) 災害対策本部等の組織・運営 県災害対策本部等の組織・運営は、災害対策基本法、新潟県災害対策本部条例及び同規則に定めるほか、本節で定める。 なお、災害対策本部等の要員配置の規模については、災害等の状況、規模等を勘案して本部長がその都度定める。 <u>ただし、災害応急対策の活動にあたり、従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。</u> また、災害対策本部等を設置し、本部活動を展開する中核施設は県庁舎西回廊危機管理センターとする。	R7 防災基本計画の修正を反映（⑭その他）	
69	第3章第2節 県及び防災関係機関の地震 配備体制	224	13	2 業務の内容 (1) 勤務時間内における対応 <u>ア 県内において震度3を観測した場合 危機対策課内において震度3を観測した市町村等に対し、被害状況等の照会及び取りまとめを行う。</u>	2 業務の内容 (1) 勤務時間内における対応 <u>(削除)</u>	宿日直マニュアルとの整合	

様式2 新旧対照表（震災対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
				<p><u>イ</u> 県内において震度4以上を観測した場合又は県内沿岸において津波注意報、津波警報若しくは大津波警報が発表された場合 危機対策課からの庁内連絡（本庁）や一斉FAX（地域振興局等）により、関係所属は直ちに職員を警戒配備につかせ、被害状況の収集、県民生活への影響等の情報収集や、関係機関との災害関連情報の交換並びに必要な応じ災害危険箇所のパトロール等を実施する。 なお、県内に地震及び津波が発生した場合の配備基準については、「資料編」災害応急対策計画「1（9）地震発生時の登庁基準」及び「1（10）津波発生時の登庁基準」による。</p> <p>(2) 勤務時間外における対応 警戒対応について、地震等発生時に迅速な初動対応を行うため、本庁において職員2名（<u>管理職</u>1名 <u>防災局職員</u>1名）が宿日直対応を行う。</p> <p><u>ア</u> <u>県内において震度3を観測した場合宿日直職員は、直ちに危機対策課内において震度3の地震を観測した市町村に対し、被害状況の確認を行う。</u></p> <p><u>イ</u> 県内において震度4以上を観測した場合又は県内沿岸において津波注意報、津波警報及び大津波警報が発表された場合 宿日直職員等は速やかに市町村や消防本部、防災関係機関から被害状況等を収集するとともに、本庁各部局又は地域機関の配備体制について「資料編」災害応急対策計画「1（9）地震</p>	<p><u>ア</u> 県内において震度4以上を観測した場合又は県内沿岸において津波注意報、津波警報若しくは大津波警報が発表された場合 危機対策課からの庁内連絡（本庁）や一斉FAX（地域振興局等）により、関係所属は直ちに職員を警戒配備につかせ、被害状況の収集、県民生活への影響等の情報収集や、関係機関との災害関連情報の交換並びに必要な応じ災害危険箇所のパトロール等を実施する。 なお、県内に地震及び津波が発生した場合の配備基準については、「資料編」災害応急対策計画「1（9）地震発生時の登庁基準」及び「1（10）津波発生時の登庁基準」による。</p> <p>(2) 勤務時間外における対応 警戒対応について、地震等発生時に迅速な初動対応を行うため、本庁において職員2名（<u>正規職員</u>1名 <u>委託事業者</u>1名）が宿日直対応を行う。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>ア</u> 県内において震度4以上を観測した場合又は県内沿岸において津波注意報、津波警報及び大津波警報が発表された場合 宿日直職員等は速やかに市町村や消防本部、防災関係機関から被害状況等を収集するとともに、本庁各部局又は地域機関の配備体制について「資料編」災害応急対策計画「1（9）地震発生時の登庁</p>		

様式2 新旧対照表（震災対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
				<p>発生時の登庁基準」及び「1 (10)津波発生時の登庁基準」により各部局連絡指令者及び地域連絡指令者に対し、指定職員の配備をするよう連絡する。</p> <p>配備連絡を受けた各部局連絡指令者及び地域連絡指令者は、各部局で定められた指定職員連絡網をもとに、各配備指定職員に対し登庁の連絡を行う。</p>	<p>基準」及び「1 (10)津波発生時の登庁基準」により各部局連絡指令者及び地域連絡指令者に対し、指定職員の配備をするよう連絡する。</p> <p>配備連絡を受けた各部局連絡指令者及び地域連絡指令者は、各部局で定められた指定職員連絡網をもとに、各配備指定職員に対し登庁の連絡を行う。</p>		
70	第3章第3節 防災関係機関の相互協力体制	226	20	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 各主体の責務</p> <p>(ア) 市町村の責務</p> <p>d 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、<u>(追加)</u> 廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。また、市町村間の災害時相互応援協定の締結の促進等を通じて体制整備に努める。なお、その際、相互応援協定の締結に当たっては、大規模災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 各主体の責務</p> <p>(ア) 市町村の責務</p> <p>d 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、<u>災害</u> 廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。また、市町村間の災害時相互応援協定の締結の促進等を通じて体制整備に努める。なお、その際、相互応援協定の締結に当たっては、大規模災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。</p>	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑭その他)	
71	第3章第3節 防災関係機関の相互協力体制	227	10	<p>g (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>g (略)</p> <p><u>h 必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関、登録被災者援護協力団体等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。</u></p>	R7 防災基本計画の修正を反映 (①国による災害対応の強化)	

様式2 新旧対照表（震災対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
72	第3章第3節 防災関係機関 の相互協力体 制	227	10	<u>(新設)</u>	<u>i 応急措置が的確かつ円滑に行われるように するため、必要があると認めるときは、県に 対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機 関に対する応急措置の実施の要請をするよう 求める。また、この要求ができない場合に は、その旨及び当該市町村の地域における災 害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機 関に通知する。</u>	R7 防災基本 計画の修正を 反(①国によ る災害対応の 強化)	
73	第3章第3節 防災関係機関 の相互協力体 制	227	26	1 計画の方針 (1) 基本方針 ア 各主体の責務 (イ) 県の責務 e 災害時に自らのみでは迅速かつ十分 な対応が困難な場合に、近隣県をはじ め、他の地方公共団体からの物資の提 供、人員の派遣、 <u>(追加)</u> 廃棄物処理 等、相互に連携・協力し速やかに災害 対応を実施できるよう、相互応援協定 の締結に努め、相互応援体制の強化を 図る。	1 計画の方針 (1) 基本方針 ア 各主体の責務 (イ) 県の責務 e 災害時に自らのみでは迅速かつ十分 な対応が困難な場合に、近隣県をはじ め、他の地方公共団体からの物資の提 供、人員の派遣、 <u>災害</u> 廃棄物処理等、 相互に連携・協力し速やかに災害対応 を実施できるよう、相互応援協定の締 結に努め、相互応援体制の強化を図 る。	R7 防災基本 計画の修正を 反映(⑭その 他)	
74	第3章第3節 防災関係機関 の相互協力体 制	228	17	h 県は、市町村と調整の上、市町村の相互 応援が円滑に進むよう、他の都道府県の相 互応援に関する情報収集にあたりるとも に、 <u>平常時</u> から連絡体制等の構築、応援職 員の活用方法の習熟及び発災時における円 滑な活用促進に努める。	h 県は、市町村と調整の上、市町村の相互 応援が円滑に進むよう、他の都道府県の相互 応援に関する情報収集にあたりるとともに、 <u>平時</u> から連絡体制等の構築、応援職員の活用方法 の習熟及び発災時における円滑な活用促進に 努める。	R7 防災基本 計画の修正を 反映(⑭その 他)	
75	第3章第3節 防災関係機関 の相互協力体 制	228	▲2	n (略) <u>(新設)</u>	n (略) <u>o 必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共 団体、関係公共機関、登録被災者援護協力団 体等に対し、資料・情報の提供等の協力を求 める。</u>	R7 防災基本 計画の修正を 反(①国によ る災害対応の 強化)	

様式2 新旧対照表（震災対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
76	第3章第3節 防災関係機関 の相互協力体 制	228	▲2	(新設)	<u>p 県は、市町村に対して協定を締結すべき相手方などについて、適切に助言するよう努める。</u>	R7 防災基本計画の修正を反映（⑭その他）	
77	第3章第3節 防災関係機関 の相互協力体 制	228	▲2	(新設)	<u>q 県は、市町村の受援計画の作成や実効性の確保に向けて、適切な助言を行うなどの支援に努める。</u>	R7 防災基本計画の修正を反映（⑭その他）	
78	第3章第3節 防災関係機関 の相互協力体 制	229	▲11	(ウ) その他の防災関係機関の責務 f (略) <u>(新設)</u>	(ウ) その他の防災関係機関の責務 f (略) <u>g 指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、県が災害応急対策を適切かつ迅速に実施することが困難であると認める場合においては、その実態に照らし緊急を要し、県からの応援の要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要求を待たないで、応援をすることができる。</u>	R7 防災基本計画の修正を反（①国による災害対応の強化）	

様式2 新旧対照表 (震災対策編)

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
79	第3章第3節 防災関係機関 の相互協力体制	230	図	<p>【災害対策基本法等に基づく応援要請等】</p>	<p>【災害対策基本法等に基づく応援要請等】</p>	R7 防災基本 計画の修正を 反映 (②被災 者支援の充 実)	

様式2 新旧対照表（震災対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考						
80	第3章第3節 防災関係機関 の相互協力体 制	233	14	(新設)	<table border="1"> <tr> <td>実施主体</td> <td>対策</td> <td>協力依頼先</td> </tr> <tr> <td>県知事</td> <td> <u>○登録被災者援護協力団体 への協力命令</u> <u>登録被災者援護協力団体を 救助に関する業務に協力さ せることができる。</u> </td> <td> <u>登録被災者 援護協力団 体</u> </td> </tr> </table>	実施主体	対策	協力依頼先	県知事	<u>○登録被災者援護協力団体 への協力命令</u> <u>登録被災者援護協力団体を 救助に関する業務に協力さ せることができる。</u>	<u>登録被災者 援護協力団 体</u>	R7 防災基本 計画の修正を 反映 (②被災 者支援の充 実)	
実施主体	対策	協力依頼先											
県知事	<u>○登録被災者援護協力団体 への協力命令</u> <u>登録被災者援護協力団体を 救助に関する業務に協力さ せることができる。</u>	<u>登録被災者 援護協力団 体</u>											
81	第3章第4節 災害時の通信 確保	236	▲5	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 各主体の責務</p> <p>ウ) 防災関係機関、通信事業者等の責務 県又は市町村から要請があった場合は通信の確保に協力する。 通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び県民 <u>(追加)</u> に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 各主体の責務</p> <p>ウ) 防災関係機関、通信事業者等の責務 県又は市町村から要請があった場合は通信の確保に協力する。 通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び県民 <u>に</u> に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。</p>	誤記訂正							
82	第3章第6節 被災状況等収 集伝達計画	245	▲ 3	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 各主体の責務</p> <p>ウ) 県の役割</p> <p>b 天候状況等を勘案しながら、消防防災ヘリコプターを出動させ、上空からの目視及び画像撮影（ヘリコプターによる画像電送を含む。）等により被災地情報を収集する。 また、必要に応じて自衛隊、第九管区海上</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(2) 基本方針</p> <p>ア 各主体の責務</p> <p>ウ) 県の役割</p> <p>b 天候状況等を勘案しながら、消防防災ヘリコプターを出動させ、上空からの目視及び画像撮影（ヘリコプターによる画像電送を含む。）等により被災地情報を収集する。 また、必要に応じて自衛隊、第九管区海上</p>	R7 防災基本 計画の修正を 反映 (⑬防災 DXの加速)							

様式2 新旧対照表（震災対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
				保安本部、北陸地方整備局、JAXA等に対してヘリコプター、無人航空機、高所監視カメラ、巡視船艇、人工衛星等による情報収集を依頼する。	保安本部、北陸地方整備局、JAXA等に対してヘリコプター、無人航空機、高所監視カメラ、巡視船艇、人工衛星等による情報収集を依頼し、 <u>収集した画像情報について、関係機関間での迅速な共有に努める。</u>		
83	第3章第8節 住民等避難計画	263	▲2	1 計画の方針 (4) 広域避難への対応 エ 避難元自治体と避難先自治体間の情報共有 避難元と避難先の都道府県及び市町村は、居住地以外の市町村に避難する被災者の所在地等の情報の共有に努める。 <u>(追加)</u>	1 計画の方針 (4) 広域避難への対応 エ 避難元自治体と避難先自治体間の情報共有 避難元と避難先の都道府県及び市町村は、居住地以外の市町村に避難する被災者の所在地等の情報の共有を <u>確実に</u> 行うものとする。また、 <u>避難先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。</u>	R7 防災基本計画の修正を反映(②被災者支援の充実)	
84	第3章第9節 避難所運営計画	266	8	1 計画の方針 <u>指定</u> 避難所は、地震発生後速やかに開設し、住民が帰宅又は仮設住宅等の落ち着き場所を得た段階で閉鎖する。避難所の開設・運営は市町村が行う。運営に当たっては、避難者の安全の確保、防犯対策、生活環境の維持、感染症対策、要配慮者に対するケア、男女の視点の違い及び女性や子ども等の安全に十分に配慮する。	1 計画の方針 <u>(削除)</u> 避難所は、地震発生後速やかに開設し、住民が帰宅又は仮設住宅等の落ち着き場所を得た段階で閉鎖する。避難所の開設・運営は市町村が行う。運営に当たっては、避難者の安全の確保、防犯対策、生活環境の維持、感染症対策、要配慮者に対するケア、男女の視点の違い及び女性や子ども等の安全に十分に配慮する。	R7 防災基本計画の修正を反映	
85	第3章第9節 避難所運営計画	266	19	(1) 基本方針 ア 各主体の責務 (イ) 市町村は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるとともに、地域住民、応援自治体職員、ボランティア、NPO等の外部支援	(1) 基本方針 ア 各主体の責務 (イ) 市町村は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるとともに、地域住民、応援自治体職員、ボランティア、NPO等の外部支援者等の	R7 防災基本計画の修正を反映	

様式2 新旧対照表（震災対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
				者等の協力を得て避難所を運営する。なお、 <u>指定</u> 避難所を開設する場合には、予め施設の安全性を確認する。・・・(略)・・・	協力を得て避難所を運営する。なお、 <u>(削除)</u> 避難所を開設する場合には、予め施設の安全性を確認する。・・・(略)・・・		
86	第3章第9節 避難所運営計画	267	4	1 計画の方針 (2) 避難所運営の留意点 ア 一般的事項 (ア) <u>(追加)</u> 指定避難所の開設・運営については、運営主体の引受先を事前に指定し、協議しておくよう努める。 <u>(追加)</u>	1 計画の方針 (2) 避難所運営の留意点 ア 一般的事項 (ア) <u>市町村は、(削除)</u> 避難所の開設・運営について、運営主体の引受先を事前に指定し、協議しておくよう努める。 <u>また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については、当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDを適切に県に報告する。なお、県は、その情報を国に共有するよう努める。</u>	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑬防災DXの加速)	
87	第3章第9節 避難所運営計画	267	10	(エ) 避難者に栄養バランスのとれた適温の食事・食料、生活必需品を提供する。性別、年齢、障害等に基づく様々なニーズに対応するよう努める。また避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等にも配慮する。	(エ) 避難者に栄養バランスのとれた適温の食事・食料、生活必需品を提供できるよう、 <u>炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具を確保することに努める。</u> 性別、年齢、障害等に基づく様々なニーズに対応するよう努める。また避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等にも配慮する。	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑦被災者支援の充実)	
88	第3章第9節 避難所運営計画	267	14	(オ) 避難者1人当たり3.5㎡のスペースを、家族単位で区画を確保し、感染症対策やプライバシー保護の観点から、避難所開設当初から、 <u>(追加)</u> パーティション、段ボールベッド等を設置するよう努める。また、避難所内には通路を設置し、パーティションが設置できない場合には、避難者の区画間をできるだけ2m(最低1m)空けることを意識するよう努める。	(オ) 避難者1人当たり3.5㎡のスペースを、家族単位で区画を確保し、感染症対策やプライバシー保護の観点から、避難所開設当初から、 <u>プライバシー確保のための</u> パーティション、段ボールベッド等を設置するよう努める。また、避難所内には通路を設置し、パーティションが設置できない場合には、避難者の区画間をできるだけ2m(最低1m)空けることを意識するよう努める。	R7 防災基本計画の修正を反 (⑦被災者支援の充実)	

様式2 新旧対照表（震災対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
89	第3章第9節 避難所運営計画	267	▲20	(キ) トイレは仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。 <u>(追加)</u> また、この際、トイレは男女別とし、女性用トイレと男性用トイレの比率は3：1とするとともに、高齢者や障害者等に配慮し、洋式便器の配置に努める。	(キ) トイレは仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める <u>とともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況の把握にも努める。</u> また、この際、トイレは男女別とし、女性用トイレと男性用トイレの比率は3：1とするとともに、高齢者や障害者等に配慮し、洋式便器の配置に努める。	R7 防災基本計画の修正を反 (⑦被災者支援の充実)	
90	第3章第9節 避難所運営計画	268	2	(ス) 市町村は、 <u>指定</u> 避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置や福祉的な支援を講じるよう努める。	(ス) 市町村は、 <u>(削除)</u> 避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置や福祉的な支援を講じるよう努める。	R7 防災基本計画の修正を反映	
91	第3章第9節 避難所運営計画	268	5	(セ) 県及び市町村は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が <u>指定</u> 避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する	(セ) 県及び市町村は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が <u>(削除)</u> 避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。	R7 防災基本計画の修正を反	
92	第3章第9節 避難所運営計画	268	17	(ツ) 市町村は、 <u>指定緊急</u> 避難場所や避難所にペットと同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める	(ツ) 市町村は、 <u>(削除)</u> 避難場所や避難所にペットと同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。	R7 防災基本計画の修正を反	
93	第3章第9節 避難所運営計画	268	▲19	(テ) (略) <u>(新設)</u>	(テ) (略) <u>(ト) 県及び市町村は、国のデータベースを活用し、災害時に活用可能なキッチンカー、トイレカー、トレーラーハウス等について、被災地のニーズに応じ、迅速に提供するよう努める。</u>	R7 防災基本計画の修正を反 (⑦被災者支援の充実)	

様式2 新旧対照表（震災対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
94	第3章第9節 避難所運営計画	268	▲11	1 計画の方針 (2) 避難所運営の留意点 イ 男女共同参画及び性的少数者の視点に立った避難所運営 (ウ) 避難住民による避難所管理組織に対しては、女性 <u>(追加)</u> が参画し、 <u>(追加)</u> 意見が反映できるよう配慮を求める	1 計画の方針 (2) 避難所運営の留意点 イ 男女共同参画及び性的少数者の視点に立った避難所運営 (ウ) 避難住民による避難所管理組織に対しては、女性 <u>や子育て家庭</u> が参画し、 <u>子ども・若者の居場所の確保等、男女のニーズの違いに関する</u> 意見が反映できるよう配慮を求める。	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑥避難所での子ども・若者の居場所の確保)	
95	第3章第9節 避難所運営計画	268	▲6	(カ) 夜間の授乳、夜泣き対応のための個室の確保 <u>(追加)</u> など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。	(カ) 夜間の授乳、夜泣き対応のための個室の確保 <u>やキッズスペース・学習スペースの設置</u> など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。	R7 防災基本計画の修正を反 (⑥避難所での子ども・若者の居場所の確保)	
96	第3章第9節 避難所運営計画	269	8	(3) 要配慮者への配慮 ア 避難所での配慮	(3) 要配慮者への配慮 ア 避難所 <u>等</u> での配慮	R7 防災基本計画の修正を反映	
97	第3章第9節 避難所運営計画	269	18	(オ) 県は、避難所の要配慮者の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、 <u>災害派遣福祉チーム (DWAT)</u> や災害支援ナースを避難所へ派遣する。	(オ) 県は、避難所の要配慮者の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、 <u>(削除)</u> 災害支援ナースを避難所へ派遣する。	R7 防災基本計画の修正を反映 (②被災者支援の充実)	
98	第3章第9節 避難所運営計画	269	20	<u>(新設)</u>	<u>(カ) 県は、避難所等の高齢者、障害者等の多様なニーズへの対応のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム (DWAT) を避難所の避難者、在宅避難者や車中泊避難者のもとへ派遣する。</u>	R7 防災基本計画の修正を反映 (②被災者支援の充実)	
99	第3章第9節 避難所運営計画	269	▲16	イ 福祉避難所の開設 (7) 市町村は、施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障害者等のために福祉	イ 福祉避難所の開設 (7) 市町村は、施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障害者等のために福祉	R7 防災基本計画の修正を反映	

様式2 新旧対照表（震災対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
				祉避難所を開設し、 <u>指定</u> 避難所からの誘導を図る。	難所を開設し、 <u>(削除)</u> 避難所からの誘導を図る。		
100	第3章第10節 避難所外避難者の支援計画	273	4	1 計画の方針 避難所外避難者に対し、食料・物資等の提供、情報の提供、 <u>指定</u> 避難所への移送など必要な支援を行う。 (1) 基本方針 「避難所外避難者」とは、 <u>指定</u> 避難所以外の場所（屋外及び施設内）に避難した被災者をいう。	1 計画の方針 避難所外避難者に対し、食料・物資等の提供、情報の提供、 <u>(削除)</u> 避難所への移送など必要な支援を行う。 (1) 基本方針 「避難所外避難者」とは、 <u>(削除)</u> 避難所以外の場所（屋外及び施設内）に避難した被災者をいう。	R7 防災基本計画の修正を反映	
101	第3章第10節 避難所外避難者の支援計画	273	▲10	(2) 要配慮者に対する配慮 個別避難計画等の安否確認体制を活用し、要配慮者の所在や安否の確認を行うとともに、 <u>指定</u> 避難所外に避難した要配慮者は、できるだけ早く <u>指定</u> 避難所、福祉施設又は医療機関へ移送する。 <u>(追加)</u>	(2) 要配慮者に対する配慮 個別避難計画等の安否確認体制を活用し、要配慮者の所在や安否の確認を行うとともに、 <u>(削除)</u> 避難所外に避難した要配慮者は、できるだけ早く <u>(削除)</u> 避難所、福祉施設又は医療機関へ移送する。 <u>また、県は、避難所等の高齢者、障害者等の多様なニーズへの対応のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（DWT）を避難所の避難者、在宅避難者や車中泊避難者のもとへ派遣する。</u>	R7 防災基本計画の修正を反映（②被災者支援の充実）	
102	第3章第10節 避難所外避難者の支援計画	274	▲16	3 業務の体系 <u>指定</u> 避難所外避難者の状況調査	3 業務の体系 <u>(削除)</u> 避難所外避難者の状況調査	R7 防災基本計画の修正を反映	
103	第3章第10節 避難所外避難者の支援計画	274	▲9	4 業務の内容 (1) 避難所外避難者の状況調査実施（発災後3日以内） <u>指定</u> 避難所外での住民の避難状況の調査	4 業務の内容 (1) 避難所外避難者の状況調査実施（発災後3日以内） <u>(削除)</u> 避難所外での住民の避難状況の調査	R7 防災基本計画の修正を反映	

様式2 新旧対照表（震災対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考																																												
104	第3章第11節 自衛隊の災害 派遣計画	279	表	<p>10 派遣要請先</p> <p>(1) 陸上自衛隊</p> <table border="1"> <tr> <th>災害派遣要請先</th> <th>主な情報内容</th> </tr> <tr> <td>○陸上自衛隊 第12旅団長 (上越市を除く新潟県南部市町村 の災害派遣)</td> <td>〒370-3594 群馬県北群馬郡練馬村大字新井1017-2 第12旅団第3部防衛班 ℓn.0279-54-2011 内 2285、2286 NTTFAX 0279-54-2011 FAX切替 内 2239 連絡窓口 第2普通科連隊第3科 〒943-8501 上越市南城町3丁目7番1号 ℓn. 025-523-5117 内 235、237 NTTFAX 025-523-5117 FAX切替 内 239</td> </tr> <tr> <td>○高田駐屯地司令(第5施設 群長) (上越市の災害派遣)</td> <td>〒943-8501 上越市南城町3丁目7番1号 第5施設群第3科 ℓn. 025-523-5117 内線 435、439 NTTFAX 025-523-5117 FAX切替 内 538</td> </tr> <tr> <td>○新発田駐屯地司令(第30 普通科連隊長) (佐渡市を含む新潟県北部市町村 の災害派遣)</td> <td>〒957-8530 新潟市大手町6丁目4番16号 第30普通科連隊第3科 ℓn. 0254-22-3151 内 230、236 NTTFAX 0254-22-3151 FAX切替 内 537</td> </tr> </table> <p>※派遣先の地域が限定できない場合の事前の連絡先は、新発田駐屯地(第30普通科連隊)とする。</p> <p>(2) 海上自衛隊</p> <table border="1"> <tr> <th>災害派遣要請先</th> <th>主な情報内容</th> </tr> <tr> <td>○海上自衛隊舞鶴地方總監</td> <td>〒625-0087 京都府舞鶴市余部下1190 舞鶴地方總監防衛部オペレーション ℓn. 0773-62-2250 内 2222、2223 NTTFAX 0773-62-2250 FAX切替 連絡窓口 新潟基地分遣隊当直室 〒950-0047 新潟市東区臨海町1番1号 ℓn. 025-273-7771 内 431 NTTFAX 025-273-7771 FAX切替</td> </tr> </table> <p>(3) 航空自衛隊</p> <table border="1"> <tr> <th>災害派遣要請先</th> <th>主な情報内容</th> </tr> <tr> <td>○航空自衛隊航空総隊司令官 (写真偵察機による調査活動)</td> <td>〒197-8503 東京都福生市大字福生2552 航空総隊司令部防衛部運用課作戦室 初動対処クルー ℓn. 042-553-6611 内 2283、2941 NTTFAX 042-553-6611 FAX切替</td> </tr> <tr> <td>○航空支援集団司令官 (輸送機の派遣)</td> <td>〒183-8521 東京都府中市浅間町1丁目5-5 航空支援集団司令部防衛部運用課 ℓn. 042-362-2971 内 2322 NTTFAX 042-362-2971 FAX切替 2631</td> </tr> <tr> <td>○航空救難団司令 (救援機の派遣)</td> <td>〒350-1324 埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地 航空救難団司令部防衛部救難運用班 ℓn. 04-2953-6131 内 3832、3836(夜間3895) NTTFAX 04-2953-6131 FAX切替 連絡窓口 新潟救難隊飛行班 〒950-0031 新潟市東区船江町3丁目135 ℓn. 025-273-9211 内 218、221 NTTFAX 025-273-9211 FAX切替 内 227</td> </tr> <tr> <td>○中部航空方面隊司令官 (第46警戒隊(佐渡分屯基地)の 派遣)</td> <td>〒350-1324 埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地 中部航空方面隊司令部防衛部運用課 ℓn. 0429-53-6131 内 2236 NTTFAX 0429-53-6131 FAX切替 連絡窓口 第46警戒隊本部総括班運用係 〒952-1208 佐渡市金井新保内2-27 ℓn. 0259-63-4111 内 205・206 NTTFAX 0259-63-4111 FAX切替 内 264</td> </tr> </table>	災害派遣要請先	主な情報内容	○陸上自衛隊 第12旅団長 (上越市を除く新潟県南部市町村 の災害派遣)	〒370-3594 群馬県北群馬郡練馬村大字新井1017-2 第12旅団第3部防衛班 ℓn.0279-54-2011 内 2285、2286 NTTFAX 0279-54-2011 FAX切替 内 2239 連絡窓口 第2普通科連隊第3科 〒943-8501 上越市南城町3丁目7番1号 ℓn. 025-523-5117 内 235、237 NTTFAX 025-523-5117 FAX切替 内 239	○高田駐屯地司令(第5施設 群長) (上越市の災害派遣)	〒943-8501 上越市南城町3丁目7番1号 第5施設群第3科 ℓn. 025-523-5117 内線 435、439 NTTFAX 025-523-5117 FAX切替 内 538	○新発田駐屯地司令(第30 普通科連隊長) (佐渡市を含む新潟県北部市町村 の災害派遣)	〒957-8530 新潟市大手町6丁目4番16号 第30普通科連隊第3科 ℓn. 0254-22-3151 内 230、236 NTTFAX 0254-22-3151 FAX切替 内 537	災害派遣要請先	主な情報内容	○海上自衛隊舞鶴地方總監	〒625-0087 京都府舞鶴市余部下1190 舞鶴地方總監防衛部オペレーション ℓn. 0773-62-2250 内 2222、2223 NTTFAX 0773-62-2250 FAX切替 連絡窓口 新潟基地分遣隊当直室 〒950-0047 新潟市東区臨海町1番1号 ℓn. 025-273-7771 内 431 NTTFAX 025-273-7771 FAX切替	災害派遣要請先	主な情報内容	○航空自衛隊航空総隊司令官 (写真偵察機による調査活動)	〒197-8503 東京都福生市大字福生2552 航空総隊司令部防衛部運用課作戦室 初動対処クルー ℓn. 042-553-6611 内 2283、2941 NTTFAX 042-553-6611 FAX切替	○航空支援集団司令官 (輸送機の派遣)	〒183-8521 東京都府中市浅間町1丁目5-5 航空支援集団司令部防衛部運用課 ℓn. 042-362-2971 内 2322 NTTFAX 042-362-2971 FAX切替 2631	○航空救難団司令 (救援機の派遣)	〒350-1324 埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地 航空救難団司令部防衛部救難運用班 ℓn. 04-2953-6131 内 3832、3836(夜間3895) NTTFAX 04-2953-6131 FAX切替 連絡窓口 新潟救難隊飛行班 〒950-0031 新潟市東区船江町3丁目135 ℓn. 025-273-9211 内 218、221 NTTFAX 025-273-9211 FAX切替 内 227	○中部航空方面隊司令官 (第46警戒隊(佐渡分屯基地)の 派遣)	〒350-1324 埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地 中部航空方面隊司令部防衛部運用課 ℓn. 0429-53-6131 内 2236 NTTFAX 0429-53-6131 FAX切替 連絡窓口 第46警戒隊本部総括班運用係 〒952-1208 佐渡市金井新保内2-27 ℓn. 0259-63-4111 内 205・206 NTTFAX 0259-63-4111 FAX切替 内 264	<p>10 派遣要請先</p> <p>(1) 陸上自衛隊</p> <table border="1"> <tr> <th>災害派遣要請先</th> <th>連絡先</th> </tr> <tr> <td>○陸上自衛隊 第12旅団長 (上越市を除く新潟県南部市町村 の災害派遣)</td> <td>〒370-3594 群馬県北群馬郡練馬村大字新井1017-2 第12旅団第3部防衛班 ℓn.0279-54-2011 内 2285、2286 NTTFAX 0279-54-2011 FAX切替 内 2239 連絡窓口 第2普通科連隊第3科 〒943-8501 上越市南城町3丁目7番1号 ℓn. 025-523-5117 内 235、237 NTTFAX 025-523-5117 FAX切替 内 239</td> </tr> <tr> <td>○高田駐屯地司令 (第5施設群長) (上越市の災害派遣)</td> <td>〒943-8501 上越市南城町3丁目7番1号 第5施設群第3科 ℓn. 025-523-5117 内線 435、439 NTTFAX 025-523-5117 FAX切替 内 538</td> </tr> <tr> <td>○新発田駐屯地司令 (第30普通科連隊長) (佐渡市を含む新潟県北部市町村 の災害派遣)</td> <td>〒957-8530 新潟市大手町6丁目4番16号 第30普通科連隊第3科 ℓn. 0254-22-3151 内 230、233 NTTFAX 0254-22-3151 FAX切替 内 537</td> </tr> </table> <p>※派遣先の地域が限定できない場合の事前の連絡先は、新発田駐屯地(第30普通科連隊)とする。</p> <p>(2) 海上自衛隊</p> <table border="1"> <tr> <th>災害派遣要請先</th> <th>連絡先</th> </tr> <tr> <td>○海上自衛隊舞鶴地方總監</td> <td>〒625-0087 京都府舞鶴市余部下1190 舞鶴地方總監防衛部オペレーション ℓn. 0773-62-2250 内 2222、2223 NTTFAX 0773-62-2250 FAX切替 連絡窓口 新潟基地分遣隊当直室 〒950-0047 新潟市東区臨海町1番1号 ℓn. 025-273-7771 内 432 NTTFAX 025-273-7771 FAX切替</td> </tr> </table> <p>(3) 航空自衛隊</p> <table border="1"> <tr> <th>災害派遣要請先</th> <th>連絡先</th> </tr> <tr> <td>○航空自衛隊航空総隊司令官 (写真偵察機による調査活動)</td> <td>〒197-8503 東京都福生市大字福生2552 航空総隊司令部防衛部運用課作戦室 初動対処クルー ℓn. 042-553-6611 内 2283、2941 NTTFAX 042-553-6611 FAX切替</td> </tr> <tr> <td>○航空支援集団司令官 (輸送機の派遣)</td> <td>〒183-8521 東京都府中市浅間町1丁目5-5 航空支援集団司令部防衛部運用課 ℓn. 042-362-2971 内 2322 NTTFAX 042-362-2971 FAX切替 2631</td> </tr> <tr> <td>○航空救難団司令 (救援機の派遣)</td> <td>〒350-1324 埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地 航空救難団司令部防衛部救難運用班 ℓn. 04-2953-6131 内 3832、3836(夜間3895) NTTFAX 04-2953-6131 FAX切替 連絡窓口 新潟救難隊飛行班 〒950-0031 新潟市東区船江町3丁目135 ℓn. 025-273-9211 内 218、221(夜間213当直) NTTFAX 025-273-9211 FAX切替 内 227</td> </tr> <tr> <td>○中部航空方面隊司令官 (第46警戒隊(佐渡分屯基地)の 派遣)</td> <td>〒350-1324 埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地 中部航空方面隊司令部防衛部運用課 ℓn. 0429-53-6131 内 2236 NTTFAX 0429-53-6131 FAX切替 連絡窓口 第46警戒隊本部総括班運用係 〒952-1208 佐渡市金井新保内2-27 ℓn. 0259-63-4111 内 205・206 NTTFAX 0259-63-4111 FAX切替 内 264</td> </tr> </table>	災害派遣要請先	連絡先	○陸上自衛隊 第12旅団長 (上越市を除く新潟県南部市町村 の災害派遣)	〒370-3594 群馬県北群馬郡練馬村大字新井1017-2 第12旅団第3部防衛班 ℓn.0279-54-2011 内 2285、2286 NTTFAX 0279-54-2011 FAX切替 内 2239 連絡窓口 第2普通科連隊第3科 〒943-8501 上越市南城町3丁目7番1号 ℓn. 025-523-5117 内 235、237 NTTFAX 025-523-5117 FAX切替 内 239	○高田駐屯地司令 (第5施設群長) (上越市の災害派遣)	〒943-8501 上越市南城町3丁目7番1号 第5施設群第3科 ℓn. 025-523-5117 内線 435、439 NTTFAX 025-523-5117 FAX切替 内 538	○新発田駐屯地司令 (第30普通科連隊長) (佐渡市を含む新潟県北部市町村 の災害派遣)	〒957-8530 新潟市大手町6丁目4番16号 第30普通科連隊第3科 ℓn. 0254-22-3151 内 230、233 NTTFAX 0254-22-3151 FAX切替 内 537	災害派遣要請先	連絡先	○海上自衛隊舞鶴地方總監	〒625-0087 京都府舞鶴市余部下1190 舞鶴地方總監防衛部オペレーション ℓn. 0773-62-2250 内 2222、2223 NTTFAX 0773-62-2250 FAX切替 連絡窓口 新潟基地分遣隊当直室 〒950-0047 新潟市東区臨海町1番1号 ℓn. 025-273-7771 内 432 NTTFAX 025-273-7771 FAX切替	災害派遣要請先	連絡先	○航空自衛隊航空総隊司令官 (写真偵察機による調査活動)	〒197-8503 東京都福生市大字福生2552 航空総隊司令部防衛部運用課作戦室 初動対処クルー ℓn. 042-553-6611 内 2283、2941 NTTFAX 042-553-6611 FAX切替	○航空支援集団司令官 (輸送機の派遣)	〒183-8521 東京都府中市浅間町1丁目5-5 航空支援集団司令部防衛部運用課 ℓn. 042-362-2971 内 2322 NTTFAX 042-362-2971 FAX切替 2631	○航空救難団司令 (救援機の派遣)	〒350-1324 埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地 航空救難団司令部防衛部救難運用班 ℓn. 04-2953-6131 内 3832、3836(夜間3895) NTTFAX 04-2953-6131 FAX切替 連絡窓口 新潟救難隊飛行班 〒950-0031 新潟市東区船江町3丁目135 ℓn. 025-273-9211 内 218、221(夜間213当直) NTTFAX 025-273-9211 FAX切替 内 227	○中部航空方面隊司令官 (第46警戒隊(佐渡分屯基地)の 派遣)	〒350-1324 埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地 中部航空方面隊司令部防衛部運用課 ℓn. 0429-53-6131 内 2236 NTTFAX 0429-53-6131 FAX切替 連絡窓口 第46警戒隊本部総括班運用係 〒952-1208 佐渡市金井新保内2-27 ℓn. 0259-63-4111 内 205・206 NTTFAX 0259-63-4111 FAX切替 内 264	連絡先変更 体裁修正	
災害派遣要請先	主な情報内容																																																		
○陸上自衛隊 第12旅団長 (上越市を除く新潟県南部市町村 の災害派遣)	〒370-3594 群馬県北群馬郡練馬村大字新井1017-2 第12旅団第3部防衛班 ℓn.0279-54-2011 内 2285、2286 NTTFAX 0279-54-2011 FAX切替 内 2239 連絡窓口 第2普通科連隊第3科 〒943-8501 上越市南城町3丁目7番1号 ℓn. 025-523-5117 内 235、237 NTTFAX 025-523-5117 FAX切替 内 239																																																		
○高田駐屯地司令(第5施設 群長) (上越市の災害派遣)	〒943-8501 上越市南城町3丁目7番1号 第5施設群第3科 ℓn. 025-523-5117 内線 435、439 NTTFAX 025-523-5117 FAX切替 内 538																																																		
○新発田駐屯地司令(第30 普通科連隊長) (佐渡市を含む新潟県北部市町村 の災害派遣)	〒957-8530 新潟市大手町6丁目4番16号 第30普通科連隊第3科 ℓn. 0254-22-3151 内 230、236 NTTFAX 0254-22-3151 FAX切替 内 537																																																		
災害派遣要請先	主な情報内容																																																		
○海上自衛隊舞鶴地方總監	〒625-0087 京都府舞鶴市余部下1190 舞鶴地方總監防衛部オペレーション ℓn. 0773-62-2250 内 2222、2223 NTTFAX 0773-62-2250 FAX切替 連絡窓口 新潟基地分遣隊当直室 〒950-0047 新潟市東区臨海町1番1号 ℓn. 025-273-7771 内 431 NTTFAX 025-273-7771 FAX切替																																																		
災害派遣要請先	主な情報内容																																																		
○航空自衛隊航空総隊司令官 (写真偵察機による調査活動)	〒197-8503 東京都福生市大字福生2552 航空総隊司令部防衛部運用課作戦室 初動対処クルー ℓn. 042-553-6611 内 2283、2941 NTTFAX 042-553-6611 FAX切替																																																		
○航空支援集団司令官 (輸送機の派遣)	〒183-8521 東京都府中市浅間町1丁目5-5 航空支援集団司令部防衛部運用課 ℓn. 042-362-2971 内 2322 NTTFAX 042-362-2971 FAX切替 2631																																																		
○航空救難団司令 (救援機の派遣)	〒350-1324 埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地 航空救難団司令部防衛部救難運用班 ℓn. 04-2953-6131 内 3832、3836(夜間3895) NTTFAX 04-2953-6131 FAX切替 連絡窓口 新潟救難隊飛行班 〒950-0031 新潟市東区船江町3丁目135 ℓn. 025-273-9211 内 218、221 NTTFAX 025-273-9211 FAX切替 内 227																																																		
○中部航空方面隊司令官 (第46警戒隊(佐渡分屯基地)の 派遣)	〒350-1324 埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地 中部航空方面隊司令部防衛部運用課 ℓn. 0429-53-6131 内 2236 NTTFAX 0429-53-6131 FAX切替 連絡窓口 第46警戒隊本部総括班運用係 〒952-1208 佐渡市金井新保内2-27 ℓn. 0259-63-4111 内 205・206 NTTFAX 0259-63-4111 FAX切替 内 264																																																		
災害派遣要請先	連絡先																																																		
○陸上自衛隊 第12旅団長 (上越市を除く新潟県南部市町村 の災害派遣)	〒370-3594 群馬県北群馬郡練馬村大字新井1017-2 第12旅団第3部防衛班 ℓn.0279-54-2011 内 2285、2286 NTTFAX 0279-54-2011 FAX切替 内 2239 連絡窓口 第2普通科連隊第3科 〒943-8501 上越市南城町3丁目7番1号 ℓn. 025-523-5117 内 235、237 NTTFAX 025-523-5117 FAX切替 内 239																																																		
○高田駐屯地司令 (第5施設群長) (上越市の災害派遣)	〒943-8501 上越市南城町3丁目7番1号 第5施設群第3科 ℓn. 025-523-5117 内線 435、439 NTTFAX 025-523-5117 FAX切替 内 538																																																		
○新発田駐屯地司令 (第30普通科連隊長) (佐渡市を含む新潟県北部市町村 の災害派遣)	〒957-8530 新潟市大手町6丁目4番16号 第30普通科連隊第3科 ℓn. 0254-22-3151 内 230、233 NTTFAX 0254-22-3151 FAX切替 内 537																																																		
災害派遣要請先	連絡先																																																		
○海上自衛隊舞鶴地方總監	〒625-0087 京都府舞鶴市余部下1190 舞鶴地方總監防衛部オペレーション ℓn. 0773-62-2250 内 2222、2223 NTTFAX 0773-62-2250 FAX切替 連絡窓口 新潟基地分遣隊当直室 〒950-0047 新潟市東区臨海町1番1号 ℓn. 025-273-7771 内 432 NTTFAX 025-273-7771 FAX切替																																																		
災害派遣要請先	連絡先																																																		
○航空自衛隊航空総隊司令官 (写真偵察機による調査活動)	〒197-8503 東京都福生市大字福生2552 航空総隊司令部防衛部運用課作戦室 初動対処クルー ℓn. 042-553-6611 内 2283、2941 NTTFAX 042-553-6611 FAX切替																																																		
○航空支援集団司令官 (輸送機の派遣)	〒183-8521 東京都府中市浅間町1丁目5-5 航空支援集団司令部防衛部運用課 ℓn. 042-362-2971 内 2322 NTTFAX 042-362-2971 FAX切替 2631																																																		
○航空救難団司令 (救援機の派遣)	〒350-1324 埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地 航空救難団司令部防衛部救難運用班 ℓn. 04-2953-6131 内 3832、3836(夜間3895) NTTFAX 04-2953-6131 FAX切替 連絡窓口 新潟救難隊飛行班 〒950-0031 新潟市東区船江町3丁目135 ℓn. 025-273-9211 内 218、221(夜間213当直) NTTFAX 025-273-9211 FAX切替 内 227																																																		
○中部航空方面隊司令官 (第46警戒隊(佐渡分屯基地)の 派遣)	〒350-1324 埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地 中部航空方面隊司令部防衛部運用課 ℓn. 0429-53-6131 内 2236 NTTFAX 0429-53-6131 FAX切替 連絡窓口 第46警戒隊本部総括班運用係 〒952-1208 佐渡市金井新保内2-27 ℓn. 0259-63-4111 内 205・206 NTTFAX 0259-63-4111 FAX切替 内 264																																																		

様式2 新旧対照表（震災対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
105	第3章第18節 医療救護活動 計画	322	16	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>イ 活動の調整</p> <p>(ア) 県災害対策本部</p> <p>県災害対策本部（保健医療教育部医療活動支援班）は、医療関係団体（新潟県医師会、日本赤十字社新潟県支部、新潟県歯科医師会、新潟県薬剤師会、新潟県看護協会、新潟県栄養士会、新潟県災害リハビリテーション連絡協議会等）、新潟DMA T、新潟DPAT、基幹災害拠点病院（新潟大学医歯学総合病院、長岡赤十字病院）、消防機関、自衛隊等と、被災地域における医療ニーズなどの情報を共有した上で、救護班の派遣調整等の医療救護活動の調整を行う。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>イ 活動の調整</p> <p>(ア) 県災害対策本部</p> <p>県災害対策本部（保健医療教育部医療活動支援班）は、医療関係団体（新潟県医師会、日本赤十字社新潟県支部、新潟県歯科医師会、新潟県薬剤師会、新潟県看護協会、新潟県栄養士会、新潟県災害リハビリテーション連絡協議会等）、新潟DMA T、新潟DPAT、基幹災害拠点病院（新潟大学医歯学総合病院、長岡赤十字病院）、消防機関、自衛隊等と、被災地域における医療ニーズなどの情報を共有した上で、救護班の派遣調整等の医療救護活動の調整を行う。</p> <p><u>その際、災害医療アドバイザー、災害時小児周産期リエゾン、災害薬事コーディネーター及び災害時透析リエゾンは、県に対して適宜助言等を行う。</u></p>	R7 防災基本計画の修正を反映（⑧保健医療福祉支援の体制・連携の強化）	
106	第3章第21節 児童生徒等に対するこころのケア対策計画	344	12	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 各主体の責務</p> <p>(ア) 県の責務</p> <p>c 地震の規模に応じて、<u>(追加)</u> 県外へカウンセラー派遣を要請する。</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 各主体の責務</p> <p>(ア) 県の責務</p> <p>c 地震の規模に応じて、<u>被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST）を活用し、スクールカウンセラー等の派遣を要請するとともに、</u> 県外へカウンセラー派遣を要請する。</p>	R7 防災基本計画の修正を反映（⑫被災地における学びの確保）	

様式2 新旧対照表（震災対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
107	第3章第25節 食料・生活必需品等供給計画	359	23	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 各主体の責務</p> <p>(イ) 市町村の責務</p> <p>a 自ら物資等を用意できない被災者への供給を行う。</p> <p>b 職員の配置・巡回により避難者の需要を把握する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>c</u> 自力に必要な物資等を確保・<u>輸送</u>できない場合は、県・協定業者等に支援を要請する。</p> <p><u>d</u> 避難が長期化した場合、食事の提供から段階的に食材提供による自炊へと移行し、避難者の自立を促す。</p> <p><u>e</u> 物資等の効率的な調達・確保及びニーズに応じた供給・分配を行うため、備蓄物資等の供給や調達・輸送に関し、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用し、県と情報共有を図りながら、相互に協力するよう努める。</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 各主体の責務</p> <p>(イ) 市町村の責務</p> <p>a 自ら物資等を用意できない被災者への供給を行う。</p> <p>b 職員の配置・巡回により避難者の需要を把握する。</p> <p><u>c 必要に応じて、地域内輸送拠点を開設するとともに、民間事業者との災害時連携協定に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整える。</u></p> <p><u>d</u> 自力に必要な物資等を確保（<u>削除</u>）できない場合は、県・協定業者等に支援を要請する。</p> <p><u>e</u> 避難が長期化した場合、食事の提供から段階的に食材提供による自炊へと移行し、避難者の自立を促す。</p> <p><u>f</u> 物資等の効率的な調達・確保及びニーズに応じた供給・分配を行うため、備蓄物資等の供給や調達・輸送に関し、<u>新物資システム（B-PLo）</u>を活用し、県と情報共有を図りながら、相互に協力するよう努める。</p>	R7 防災基本計画の修正を反映（⑦被災者支援の充実）	
108	第3章第25節 食料・生活必需品等供給計画	359	▲9	<p>(ウ) 県の責務</p> <p>a 必要に応じて、<u>(追加)</u> 物資輸送拠点を開設する <u>(追加)</u>。</p>	<p>(ウ) 県の責務</p> <p>a 必要に応じて、<u>広域</u>物資輸送拠点を開設する <u>とともに、民間事業者との災害時連携協定に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、</u></p>	R7 防災基本計画の修正を反映（⑦被災者支援の充実、⑬）	

様式2 新旧対照表（震災対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
				<p>b 物資等の調達、<u>輸送の代行</u>、県及び他市町村職員の応援派遣等により市町村を支援する。</p> <p>c 自力で必要な物資等を確保、<u>輸送</u>できない場合は、指定地方行政機関・協定業者等に支援を要請する。</p> <p>d 物資等の効率的な調達・確保及びニーズに応じた供給・分配を行うため、備蓄物資等の供給や調達・輸送に関し、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用し、市町村と情報共有を図りながら、相互に協力するよう努める。</p>	<p><u>輸送等を行う体制を速やかに整える</u>。</p> <p>b 物資等の調達、<u>(削除)</u> 県及び他市町村職員の応援派遣等により市町村を支援する。</p> <p>c 自力で必要な物資等を確保、<u>(削除)</u> できない場合は、指定地方行政機関・協定業者等に支援を要請する。</p> <p>d 物資等の効率的な調達・確保及びニーズに応じた供給・分配を行うため、備蓄物資等の供給や調達・輸送に関し、<u>新物資システム（B-PLo）</u>を活用し、市町村と情報共有を図りながら、相互に協力するよう努める。</p>	<p>防災DXの加速)</p>	

様式2 新旧対照表（震災対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考																								
109	第3章第25節 食料・生活必需品等供給計画	361	表	<p>4 業務の内容 (1) 備蓄食料・物資等による対応（住民避難～12h程度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被災者 自主防災組織</td> <td>・市町村の職員とともに避難所等の保存食料・物資等を避難者に配分</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>・避難所等に職員を派遣し、避難者の概数とニーズを把握 <u>（追加）</u> ・避難所で不足する物資等を他の保管場所からの回送又は県若しくは日本赤十字社からの緊急提供で補う。</td> <td>県 日本赤十字社 新潟県支部 市町村社協 ボランティアセンター 自治会長等</td> </tr> <tr> <td>県 日本赤十字社 新潟県支部</td> <td>・必要に応じて、<u>（追加）</u>物資輸送拠点を開設する。 ・市町村からの要請に基づき、不足する物資等を市町村・避難所等へ配送（以下「プル型</td> <td>（公社）新潟県トラック協会 自衛隊 新潟県倉庫協会</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対策	協力依頼先	被災者 自主防災組織	・市町村の職員とともに避難所等の保存食料・物資等を避難者に配分	市町村	市町村	・避難所等に職員を派遣し、避難者の概数とニーズを把握 <u>（追加）</u> ・避難所で不足する物資等を他の保管場所からの回送又は県若しくは日本赤十字社からの緊急提供で補う。	県 日本赤十字社 新潟県支部 市町村社協 ボランティアセンター 自治会長等	県 日本赤十字社 新潟県支部	・必要に応じて、 <u>（追加）</u> 物資輸送拠点を開設する。 ・市町村からの要請に基づき、不足する物資等を市町村・避難所等へ配送（以下「プル型	（公社）新潟県トラック協会 自衛隊 新潟県倉庫協会	<p>4 業務の内容 (1) 備蓄食料・物資等による対応（住民避難～12h程度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被災者 自主防災組織</td> <td>・市町村の職員とともに避難所等の保存食料・物資等を避難者に配分</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>・避難所等に職員を派遣し、避難者の概数とニーズを把握 <u>・必要に応じて、地域内輸送拠点を開設する。</u> ・避難所で不足する物資等を他の保管場所からの回送又は県若しくは日本赤十字社からの緊急提供で補う。</td> <td>県 日本赤十字社 新潟県支部 市町村社協 ボランティアセンター 自治会長等</td> </tr> <tr> <td>県 日本赤十字社 新潟県支部</td> <td>・必要に応じて、<u>広域</u>物資輸送拠点を開設する。 ・市町村からの要請に基づき、不足する物資等を市町村・避難所等へ配送（以下「プル型</td> <td>（公社）新潟県トラック協会 自衛隊 新潟県倉庫協会</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対策	協力依頼先	被災者 自主防災組織	・市町村の職員とともに避難所等の保存食料・物資等を避難者に配分	市町村	市町村	・避難所等に職員を派遣し、避難者の概数とニーズを把握 <u>・必要に応じて、地域内輸送拠点を開設する。</u> ・避難所で不足する物資等を他の保管場所からの回送又は県若しくは日本赤十字社からの緊急提供で補う。	県 日本赤十字社 新潟県支部 市町村社協 ボランティアセンター 自治会長等	県 日本赤十字社 新潟県支部	・必要に応じて、 <u>広域</u> 物資輸送拠点を開設する。 ・市町村からの要請に基づき、不足する物資等を市町村・避難所等へ配送（以下「プル型	（公社）新潟県トラック協会 自衛隊 新潟県倉庫協会	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑦被災者支援の充実)	
実施主体	対策	協力依頼先																													
被災者 自主防災組織	・市町村の職員とともに避難所等の保存食料・物資等を避難者に配分	市町村																													
市町村	・避難所等に職員を派遣し、避難者の概数とニーズを把握 <u>（追加）</u> ・避難所で不足する物資等を他の保管場所からの回送又は県若しくは日本赤十字社からの緊急提供で補う。	県 日本赤十字社 新潟県支部 市町村社協 ボランティアセンター 自治会長等																													
県 日本赤十字社 新潟県支部	・必要に応じて、 <u>（追加）</u> 物資輸送拠点を開設する。 ・市町村からの要請に基づき、不足する物資等を市町村・避難所等へ配送（以下「プル型	（公社）新潟県トラック協会 自衛隊 新潟県倉庫協会																													
実施主体	対策	協力依頼先																													
被災者 自主防災組織	・市町村の職員とともに避難所等の保存食料・物資等を避難者に配分	市町村																													
市町村	・避難所等に職員を派遣し、避難者の概数とニーズを把握 <u>・必要に応じて、地域内輸送拠点を開設する。</u> ・避難所で不足する物資等を他の保管場所からの回送又は県若しくは日本赤十字社からの緊急提供で補う。	県 日本赤十字社 新潟県支部 市町村社協 ボランティアセンター 自治会長等																													
県 日本赤十字社 新潟県支部	・必要に応じて、 <u>広域</u> 物資輸送拠点を開設する。 ・市町村からの要請に基づき、不足する物資等を市町村・避難所等へ配送（以下「プル型	（公社）新潟県トラック協会 自衛隊 新潟県倉庫協会																													

様式2 新旧対照表（震災対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
				<p>支援」という。） する。 ・市町村の行政機能が低下している場合は、要請を待たずに物資支援（以下「プッシュ型支援」という。）を開始する。 （※） ※プル型支援への切り替え時期についても、的確に判断するよう努める。</p>	<p>支援」という。） する。 ・市町村の行政機能が低下している場合は、要請を待たずに物資支援（以下「プッシュ型支援」という。）を開始する。 （※） ※プル型支援への切り替え時期についても、的確に判断するよう努める。</p>		
110	第3章第26節 要配慮者の応急対策	365	13	<p>1 計画の方針 (1) 基本方針 ア 各主体の責務 (イ) 県の責務 県は、市町村等からの情報収集（追加）に努め、必要に応じて関係職員、DWA T等の派遣を行うとともに、国や防災関係機関と協働して、市町村、介護保険事業者及び社会福祉施設等の活動を支援する。</p>	<p>1 計画の方針 (1) 基本方針 ア 各主体の責務 (イ) 県の責務 県は、市町村等からの情報収集やその地域内における福祉的支援を行うための総合調整に努め、必要に応じて関係職員、DWA T等を避難所の避難者、在宅避難者や車中泊避難者のもとへ派遣するとともに、国や防災関係機関と協働して、市町村、介護保険事業者及び社会福祉施設等の活動を支援する。</p>	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑧保健医療福祉支援の体制・連携の強化)	

様式2 新旧対照表（震災対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
111	第3章第26節 要配慮者の応急対策	365	▲11	1 計画の方針 (1) 基本方針 ア 各主体の責務 イ 市町村の責務 ・・・(略)・・・避難行動要支援者の避難支援や安否確認を迅速に行うため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用する。・・・(略)・・・	1 計画の方針 (1) 基本方針 ア 各主体の責務 イ 市町村の責務 ・・・(略)・・・避難行動要支援者の避難支援や安否確認を迅速に行うため、 <u>地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平時から、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。</u> ・・・(略)・・・	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑧保健医療福祉支援の体制・連携の強化)	
112	第3章第26節 要配慮者の応急対策	366	▲15	1 計画の方針 (1) 基本方針 ア 各主体の責務 キ 避難行動要支援者及び <u>保護責任者</u> の責務 避難行動要支援者及び <u>保護責任者</u> は、地域住民等の協力を積極的に求め、自らの安全を確保する。	1 計画の方針 (1) 基本方針 ア 各主体の責務 キ 避難行動要支援者及び <u>同居家族等</u> の責務 避難行動要支援者及び <u>同居家族等</u> は、地域住民等の協力を積極的に求め、自らの安全を確保する。	内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」の表現を踏まえて修正	
113	第3章第28節 宅地等の応急危険度判定計画	377	7	1 基本の方針 基本方針 (追記)	1 基本の方針 基本方針 <u>市町村において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震、降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して宅地の被害状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を防止し、又は軽減し、もって住民の安全の確保を図る。</u>	他節の構成と合わせるための修正	

様式2 新旧対照表（震災対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
114	第3章第28節	377	12	(イ) 市町村の責務 a～e (略)	(ア) 市町村の責務 a～e (略)	他節の構成と合わせるための修正	
115	第3章第28節	377	22	(ウ) 県の責務 a～e (略)	(イ) 県の責務 a～e (略)	他節の構成と合わせるための修正	
116	第3章第28節	378	1	(エ) 国土交通省の責務 a～b (略)	(ウ) 国土交通省の責務 a～b (略)	他節の構成と合わせるための修正	
117	第3章第28節	378	8	(ア) 被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）の責務 a～b (略)	(エ) 被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）の責務 a～b (略)	他節の構成と合わせるための修正	
118	第3章第31節 障害物の処理 計画	391	▲6	1 計画の方針 (1) 基本方針 ア 各主体の責務 (イ) 道路管理者等の責務（国、県、市町村及び東日本高速道路(株)） c 緊急（追加）車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる路上放置車両及びその他の物件については、県警察等の協力を得て排除する。 d 緊急（追加）車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる倒壊家屋、災害を受けた工作物又は物件については、市町村の協力を得て排除する。	1 計画の方針 (1) 基本方針 ア 各主体の責務 (イ) 道路管理者等の責務（国、県、市町村及び東日本高速道路(株)） c 緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる路上放置車両及びその他の物件については、県警察等の協力を得て排除する。 d 緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる倒壊家屋、災害を受けた工作物又は物件については、市町村の協力を得て排除する。	文言整理	

様式2 新旧対照表（震災対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
119	第3章第38節 給水・上水道 施設応急対策	431	18	1 計画の方針 (1) 基本方針 ア 各主体の責務 ア) 水道事業者の責務 水道施設による給水機能が、速やかに回復 するよう（追加）必要な措置を講じる。また、 状況により水道工事業者等と連絡を密にして 緊急体制をとる。	1 計画の方針 (1) 基本方針 ア 各主体の責務 ア) 水道事業者の責務 水道施設による給水機能を速やかに回復さ せ、上下水道一体となって施設の機能を維持 するために必要な措置を講じる。また、状況 により水道工事業者等と連絡を密にして緊急 体制をとる。	R7 防災基本 計画の修正を 反映 (⑩インフ ラ・ライフラ インの復旧迅 速化、代替性 の確保)	
120	第3章第39節 下水道等施設 応急対策	430	17	1 計画の方針 (1) 基本方針 イ 市町村は、被災時に、直ちに被災調査 及び復旧工事に着手する。 被災時において、自ら管理する下水道 等施設の被害状況を把握するとともに、 県に報告し、（追加）必要な応急処置を 講ずる。流域関連公共下水道においては 流域下水道管理者である県と密接な連絡 をとり、必要な応急措置を講ずる。 ・・・以下（略）	1 計画の方針 (1) 基本方針 イ 市町村は、被災時に、直ちに被災調査及び 復旧工事に着手する。 被災時において、自ら管理する下水道等施 設の被害状況を把握するとともに、県に報告 し、上下水道一体となって施設の機能を維持 するために必要な応急処置を講ずる。流域関 連公共下水道においては流域下水道管理者で ある県と密接な連絡をとり、必要な応急措 置を講ずる。 ・・・以下（略）	R7 防災基本 計画の修正を 反映 (⑩インフ ラ・ライフラ インの復旧迅 速化、代替性 の確保)	
121	第3章第42節 道路・橋梁・ トンネル等の 応急対策	445	▲5	4 業務の内容 (4) 道路啓開と応急復旧及び道路情報の周 知 (エ) 道路啓開は災害時の救援、救護活動 のため一刻も早く緊急通行車両が道路 を通れるようにすることが目的である ため、必要最低限の道路幅を確保す る。 (オ) 道路上の障害物の除去について、道 路管理者等と県警察、消防機関、自衛 隊災害派遣部隊等は、状況に応じて協 力して必要な措置をとる。	4 業務の内容 (4) 道路啓開と応急復旧及び道路情報の周知 (エ) 道路啓開は災害発生後の救援、救護活 動のため一刻も早く緊急通行車両が道 路を通れるようにすることが目的であ るため、必要最低限の道路幅を確保す る。 (オ) 道路啓開について、道路管理者等と県 警察、消防機関、自衛隊災害派遣部隊 等は、状況に応じて協力して必要な措 置をとる。	R7 防災基本 計画の修正を 反映 (④道路法等 の改正)	

様式2 新旧対照表（震災対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考												
122	第3章第43節 港湾・漁港施設の応急対策	448	21	3 業務の体系 被災点検調査 ・構造物の安全性、 <u>施設</u> の利用可能性を詳細に把握	3 業務の体系 被災点検調査 ・構造物の安全性、 <u>係留施設等</u> の利用可能性を詳細に把握	R7 防災基本計画の修正を反映（⑭その他）													
123	第3章第51節 応急仮設住宅対策	491	表	4 業務の内容 (2) 応急仮設住宅の供与 <table border="1" data-bbox="577 448 1178 1023"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 応</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村</td> <td>(2) 入居者の選定及び管理 入居者選定及び応急仮設住宅の管理は、次のとおり行う。 ア 入居要件 応急仮設住宅の入居の対象となる者は、次に掲げる事項のいずれにも該当する者とする。 (7) 住家が全壊、全焼又は流失した者 (4) 居住する住家がない者 (9) 自らの資力では、住宅を確保することができない者 イ 入居者の選定 応急仮設住宅の設置戸数及び建設地を考慮しながら、入居要件に該当する被災者を入居者として選定する。 ウ 管理 県と結んだ委託協定に基づき、安心・安全の確保、心のケア、入居者によるコミュニティの形成、女性をはじめとする生活者の意見の反映、家庭動物の受入等に配慮し、善良な管理者の注意をもって運営管理に努める。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 応	協力依頼先	市町村	(2) 入居者の選定及び管理 入居者選定及び応急仮設住宅の管理は、次のとおり行う。 ア 入居要件 応急仮設住宅の入居の対象となる者は、次に掲げる事項のいずれにも該当する者とする。 (7) 住家が全壊、全焼又は流失した者 (4) 居住する住家がない者 (9) 自らの資力では、住宅を確保することができない者 イ 入居者の選定 応急仮設住宅の設置戸数及び建設地を考慮しながら、入居要件に該当する被災者を入居者として選定する。 ウ 管理 県と結んだ委託協定に基づき、安心・安全の確保、心のケア、入居者によるコミュニティの形成、女性をはじめとする生活者の意見の反映、家庭動物の受入等に配慮し、善良な管理者の注意をもって運営管理に努める。		4 業務の内容 (2) 応急仮設住宅の供与 <table border="1" data-bbox="1196 448 1796 1023"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 応</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村</td> <td>(2) 入居者の選定及び管理 入居者選定及び応急仮設住宅の管理は、次のとおり行う。 ア 入居要件 応急仮設住宅の入居の対象となる者は、次に掲げる事項のいずれにも該当する者とする。 (7) 住家が全壊、全焼又は流失した者 (4) 居住する住家がない者 (9) 自らの資力では、住宅を確保することができない者 イ 入居者の選定 応急仮設住宅の設置戸数及び建設地を考慮しながら、入居要件に該当する被災者を入居者として選定する。 ウ 管理 県と結んだ委託協定に基づき、安心・安全の確保、心のケア、入居者によるコミュニティの形成、女性や<u>子ども・若者</u>をはじめとする生活者の意見の反映、家庭動物の受入等に配慮し、善良な管理者の注意をもって運営管理に努める。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 応	協力依頼先	市町村	(2) 入居者の選定及び管理 入居者選定及び応急仮設住宅の管理は、次のとおり行う。 ア 入居要件 応急仮設住宅の入居の対象となる者は、次に掲げる事項のいずれにも該当する者とする。 (7) 住家が全壊、全焼又は流失した者 (4) 居住する住家がない者 (9) 自らの資力では、住宅を確保することができない者 イ 入居者の選定 応急仮設住宅の設置戸数及び建設地を考慮しながら、入居要件に該当する被災者を入居者として選定する。 ウ 管理 県と結んだ委託協定に基づき、安心・安全の確保、心のケア、入居者によるコミュニティの形成、女性や <u>子ども・若者</u> をはじめとする生活者の意見の反映、家庭動物の受入等に配慮し、善良な管理者の注意をもって運営管理に努める。		R7 防災基本計画の修正を反映 (⑥子ども・若者の居場所の確保)	
実施主体	対 応	協力依頼先																	
市町村	(2) 入居者の選定及び管理 入居者選定及び応急仮設住宅の管理は、次のとおり行う。 ア 入居要件 応急仮設住宅の入居の対象となる者は、次に掲げる事項のいずれにも該当する者とする。 (7) 住家が全壊、全焼又は流失した者 (4) 居住する住家がない者 (9) 自らの資力では、住宅を確保することができない者 イ 入居者の選定 応急仮設住宅の設置戸数及び建設地を考慮しながら、入居要件に該当する被災者を入居者として選定する。 ウ 管理 県と結んだ委託協定に基づき、安心・安全の確保、心のケア、入居者によるコミュニティの形成、女性をはじめとする生活者の意見の反映、家庭動物の受入等に配慮し、善良な管理者の注意をもって運営管理に努める。																		
実施主体	対 応	協力依頼先																	
市町村	(2) 入居者の選定及び管理 入居者選定及び応急仮設住宅の管理は、次のとおり行う。 ア 入居要件 応急仮設住宅の入居の対象となる者は、次に掲げる事項のいずれにも該当する者とする。 (7) 住家が全壊、全焼又は流失した者 (4) 居住する住家がない者 (9) 自らの資力では、住宅を確保することができない者 イ 入居者の選定 応急仮設住宅の設置戸数及び建設地を考慮しながら、入居要件に該当する被災者を入居者として選定する。 ウ 管理 県と結んだ委託協定に基づき、安心・安全の確保、心のケア、入居者によるコミュニティの形成、女性や <u>子ども・若者</u> をはじめとする生活者の意見の反映、家庭動物の受入等に配慮し、善良な管理者の注意をもって運営管理に努める。																		
124	第4章第1節 民生安定化対策	510	18	4 罹災証明書の発行 市町村は、発災後迅速に、住家の被害認定調査の実施体制及び罹災証明書の発行体制を確立し、被災者に対し遅滞なく、罹災証明書を発行する。また、平時から住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公	4 罹災証明書の発行 市町村は、発災後迅速に、住家の被害認定調査の実施体制及び罹災証明書の発行体制を確立し、被災者に対し遅滞なく、罹災証明書を発行する。また、平時から住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や <u>不動産鑑定士</u>	防災基本計画の修正による（⑭その他）													

様式2 新旧対照表（震災対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
				<p>共団体や<u>（追加）</u>民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築、業務を支援するシステムの活用等を計画的に進める。</p> <p>県は、市町村の行う被害認定調査及び罹災証明書発行に係る技術的・人的支援を行うとともに、必要に応じて市町村間の支援を調整する。また、共通の調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、平時から必要な研修の実施に努めるとともに、研修参加者の名簿への登録、他の都道府県や<u>（追加）</u>民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。</p>	<p><u>や行政書士等の士業団体その他の</u>民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築、業務を支援するシステムの活用等を計画的に進める。</p> <p>県は、市町村の行う被害認定調査及び罹災証明書発行に係る技術的・人的支援を行うとともに、必要に応じて市町村間の支援を調整する。また、共通の調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、平時から必要な研修の実施に努めるとともに、研修参加者の名簿への登録、他の都道府県や<u>不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の</u>民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。</p>		
125	第4章第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画	517	3	<p>3 資金名等</p> <p>(1) 災害弔慰金 災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を支給する。 (令和7年<u>4</u>月1日現在)</p>	<p>3 資金名等</p> <p>(1) 災害弔慰金 災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を支給する。 (令和7年<u>12</u>月1日現在)</p>	時点修正	
126	第4章第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画	518	3	<p>(2) 災害障害見舞金 災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。 (令和7年<u>4</u>月1日現在)</p>	<p>(2) 災害障害見舞金 災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。 (令和7年<u>12</u>月1日現在)</p>	時点修正	

様式2 新旧対照表（震災対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
127	第4章第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画	519	4	(3) 被災者生活再建支援金 自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援する。（令和7年4月1日現在）	(3) 被災者生活再建支援金 自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援する。（令和7年12月1日現在）	時点修正	
128	第4章第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画	521	3	(4) 災害援護資金の貸付 災害により家財等に被害があった場合、生活の建て直しの資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を貸し付ける。（令和7年4月1日現在）	(4) 災害援護資金の貸付 災害により家財等に被害があった場合、生活の建て直しの資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を貸し付ける。（令和7年12月1日現在）	時点修正	
129	第4章第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画	522	5	(5) 生活福祉資金貸付 災害により家財等に被害があった場合、生活の立直し資金として、災害救助法適用時には「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金及び母子父子寡婦福祉資金（次項で説明）を貸し付ける。（令和7年4月1日現在）	(5) 生活福祉資金貸付 災害により家財等に被害があった場合、生活の立直し資金として、災害救助法適用時には「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金及び母子父子寡婦福祉資金（次項で説明）を貸し付ける。（令和7年12月1日現在）	時点修正	
130	第4章第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画	523	1	(6) 母子父子寡婦福祉資金貸付 （令和7年4月1日現在）	(6) 母子父子寡婦福祉資金貸付 （令和7年12月1日現在）	時点修正	
131	第4章第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画	524	表	(7) 住宅金融支援機構資金（災害復興住宅資金の貸付） （令和7年4月1日現在）	(7) 住宅金融支援機構資金（災害復興住宅資金の貸付） （令和7年12月1日現在）	時点修正	

様式2 新旧対照表（震災対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考																																																																		
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>貸付対象^㉔</th> <th>貸付限度額^㉔</th> <th>貸付条件^㉔</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅金融支援機構が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等^㉔</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 建設^㉔</td> <td>建設資金（整地資金含む）^㉔</td> <td>償還期間 35年以内^㉔</td> </tr> <tr> <td>罹災住宅の被害 「半壊」以上^㉔</td> <td>土地取得の場合 3,700万円^㉔</td> <td>据置期間 3年間（その分償還期間延長）^㉔</td> </tr> <tr> <td></td> <td>土地取得しない場合 2,700万円^㉔</td> <td>利率 1.13%（団体信用生命保険に加入しない場合）^㉔</td> </tr> <tr> <td>(2) 住宅購入^㉔</td> <td>購入資金^㉔</td> <td>償還期間 35年以内^㉔</td> </tr> <tr> <td>罹災住宅の被害 「半壊」以上^㉔</td> <td>（土地取得資金含む）^㉔</td> <td>据置期間 3年間（その分償還期間延長）^㉔</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,700万円^㉔</td> <td>利率 1.13%（団体信用生命保険に加入しない場合）^㉔</td> </tr> <tr> <td>(3) 補修^㉔</td> <td>補修資金（移転資金、整地資金含む）^㉔</td> <td>償還期間 20年以内^㉔</td> </tr> <tr> <td>罹災住宅の被害 「り災証明書」交付^㉔</td> <td>1,200万円^㉔</td> <td>据置期間 1年間^㉔</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>利率 1.13%（団体信用生命保険に加入しない場合）^㉔</td> </tr> </tbody> </table>	貸付対象 ^㉔	貸付限度額 ^㉔	貸付条件 ^㉔	住宅金融支援機構が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等 ^㉔			(1) 建設 ^㉔	建設資金（整地資金含む） ^㉔	償還期間 35年以内 ^㉔	罹災住宅の被害 「半壊」以上 ^㉔	土地取得の場合 3,700万円 ^㉔	据置期間 3年間（その分償還期間延長） ^㉔		土地取得しない場合 2,700万円 ^㉔	利率 1.13%（団体信用生命保険に加入しない場合） ^㉔	(2) 住宅購入 ^㉔	購入資金 ^㉔	償還期間 35年以内 ^㉔	罹災住宅の被害 「半壊」以上 ^㉔	（土地取得資金含む） ^㉔	据置期間 3年間（その分償還期間延長） ^㉔		3,700万円 ^㉔	利率 1.13%（団体信用生命保険に加入しない場合） ^㉔	(3) 補修 ^㉔	補修資金（移転資金、整地資金含む） ^㉔	償還期間 20年以内 ^㉔	罹災住宅の被害 「り災証明書」交付 ^㉔	1,200万円 ^㉔	据置期間 1年間 ^㉔			利率 1.13%（団体信用生命保険に加入しない場合） ^㉔	<table border="1"> <thead> <tr> <th>貸付対象</th> <th>貸付限度額</th> <th>貸付条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅金融支援機構が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 建設</td> <td>建設資金（整地資金含む）</td> <td>償還期間 35年以内</td> </tr> <tr> <td>罹災住宅の被害 「半壊」以上</td> <td>土地取得の場合 5,500万円</td> <td>据置期間 3年間（その分償還期間延長）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>土地取得しない場合 4,500万円</td> <td>利率 1.2%（団体信用生命保険に加入しない場合）</td> </tr> <tr> <td>(2) 住宅購入</td> <td>購入資金</td> <td>償還期間 35年以内</td> </tr> <tr> <td>罹災住宅の被害 「半壊」以上</td> <td>（土地取得資金含む）</td> <td>据置期間 3年間（その分償還期間延長）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,500万円</td> <td>利率 1.2%（団体信用生命保険に加入しない場合）</td> </tr> <tr> <td>(3) 補修</td> <td>補修資金（移転資金、整地資金含む）</td> <td>償還期間 35年以内</td> </tr> <tr> <td>罹災住宅の被害 「り災証明書」交付</td> <td>2,500万円</td> <td>据置期間 1年間</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>利率 1.2%（団体信用生命保険に加入しない場合）</td> </tr> </tbody> </table>	貸付対象	貸付限度額	貸付条件	住宅金融支援機構が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等			(1) 建設	建設資金（整地資金含む）	償還期間 35年以内	罹災住宅の被害 「半壊」以上	土地取得の場合 5,500万円	据置期間 3年間（その分償還期間延長）		土地取得しない場合 4,500万円	利率 1.2%（団体信用生命保険に加入しない場合）	(2) 住宅購入	購入資金	償還期間 35年以内	罹災住宅の被害 「半壊」以上	（土地取得資金含む）	据置期間 3年間（その分償還期間延長）		5,500万円	利率 1.2%（団体信用生命保険に加入しない場合）	(3) 補修	補修資金（移転資金、整地資金含む）	償還期間 35年以内	罹災住宅の被害 「り災証明書」交付	2,500万円	据置期間 1年間			利率 1.2%（団体信用生命保険に加入しない場合）		
貸付対象 ^㉔	貸付限度額 ^㉔	貸付条件 ^㉔																																																																							
住宅金融支援機構が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等 ^㉔																																																																									
(1) 建設 ^㉔	建設資金（整地資金含む） ^㉔	償還期間 35年以内 ^㉔																																																																							
罹災住宅の被害 「半壊」以上 ^㉔	土地取得の場合 3,700万円 ^㉔	据置期間 3年間（その分償還期間延長） ^㉔																																																																							
	土地取得しない場合 2,700万円 ^㉔	利率 1.13%（団体信用生命保険に加入しない場合） ^㉔																																																																							
(2) 住宅購入 ^㉔	購入資金 ^㉔	償還期間 35年以内 ^㉔																																																																							
罹災住宅の被害 「半壊」以上 ^㉔	（土地取得資金含む） ^㉔	据置期間 3年間（その分償還期間延長） ^㉔																																																																							
	3,700万円 ^㉔	利率 1.13%（団体信用生命保険に加入しない場合） ^㉔																																																																							
(3) 補修 ^㉔	補修資金（移転資金、整地資金含む） ^㉔	償還期間 20年以内 ^㉔																																																																							
罹災住宅の被害 「り災証明書」交付 ^㉔	1,200万円 ^㉔	据置期間 1年間 ^㉔																																																																							
		利率 1.13%（団体信用生命保険に加入しない場合） ^㉔																																																																							
貸付対象	貸付限度額	貸付条件																																																																							
住宅金融支援機構が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等																																																																									
(1) 建設	建設資金（整地資金含む）	償還期間 35年以内																																																																							
罹災住宅の被害 「半壊」以上	土地取得の場合 5,500万円	据置期間 3年間（その分償還期間延長）																																																																							
	土地取得しない場合 4,500万円	利率 1.2%（団体信用生命保険に加入しない場合）																																																																							
(2) 住宅購入	購入資金	償還期間 35年以内																																																																							
罹災住宅の被害 「半壊」以上	（土地取得資金含む）	据置期間 3年間（その分償還期間延長）																																																																							
	5,500万円	利率 1.2%（団体信用生命保険に加入しない場合）																																																																							
(3) 補修	補修資金（移転資金、整地資金含む）	償還期間 35年以内																																																																							
罹災住宅の被害 「り災証明書」交付	2,500万円	据置期間 1年間																																																																							
		利率 1.2%（団体信用生命保険に加入しない場合）																																																																							
132	第4章第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画	525	8	<p>(9) 天災融資制度</p> <p>農林漁業被害が甚大で、「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」（以下「天災融資法」という。）が発動された場合は、被災農林漁業者に対して、その再生産に必要な低利の経営資金を融通することにより経営の安定を図る。</p> <p>なお、激甚災害法の適用を受けた場合は、貸付限度額の引き上げや償還期間の延長を行う。</p> <p style="text-align: center;">（令和7年4月1日現在）</p>	<p>(9) 天災融資制度</p> <p>農林漁業被害が甚大で、「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」（以下「天災融資法」という。）が発動された場合は、被災農林漁業者に対して、その再生産に必要な低利の経営資金を融通することにより経営の安定を図る。</p> <p>なお、激甚災害法の適用を受けた場合は、貸付限度額の引き上げや償還期間の延長を行う。</p> <p style="text-align: center;">（令和7年12月1日現在）</p>	時点修正																																																																			
133	第4章第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画	526	表	(10) 日本政策金融公庫資金(農林水産業)	(10) 日本政策金融公庫資金(農林水産業)	時点修正																																																																			

様式2 新旧対照表（震災対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考																																																																																																																																																			
				(令和7年4月1日現在)																																																																																																																																																						
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>資金の種類</th> <th>融資対象となる事業</th> <th>貸付の相手方</th> <th>利率(年利)</th> <th>償還期間</th> <th>償還期間のうち措置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">農業関係</td> <td>農業経営基盤強化資金</td> <td>農地又は牧野の復旧 災害のため必要とする長期運転資金</td> <td>農業経営改善計画の認定を受けた農業を営む個人・法人</td> <td>1.15% 1.70%</td> <td>25年以内</td> <td>10年以内</td> </tr> <tr> <td>農業基盤整備資金</td> <td>農地若しくは牧野の保全又は利用に必要な施設の災害復旧</td> <td>農業を営む者、土地改良区・同連合、農協・同連合会等</td> <td>1.15% 1.70%</td> <td>25年以内</td> <td>10年以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">係</td> <td>農林漁業施設資金</td> <td>(共同利用施設) 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧</td> <td>土地改良区・同連合、農協・同連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合、農業共済組合・同連合会、5割法人・団体、農業振興法人、特定事業を共同で行う農業者</td> <td>1.15% 1.70%</td> <td>20年以内</td> <td>3年以内</td> </tr> <tr> <td>資金</td> <td>(主務大臣指定施設) (1) 農業施設等の復旧 (2) 被災果樹の改植又は補植</td> <td>(1) 農業を営む者 (2) 農協・同連合会 (1)への転貸に限定</td> <td>1.15% 1.70%</td> <td>(1)15年以内 (2)25年以内</td> <td>(1)3年以内 (2)10年以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">林業関係</td> <td>林業基盤整備資金</td> <td>樹苗養成施設の復旧 林道の復旧</td> <td>樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合 林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合、5割法人、林業振興法人</td> <td>1.15% 1.70%</td> <td>15年以内</td> <td>5年以内</td> </tr> <tr> <td>係</td> <td>農林漁業施設資金</td> <td>(共同利用施設) 林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧</td> <td>1.15% 1.70%</td> <td>20年以内</td> <td>3年以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>資金の種類</th> <th>融資対象となる事業</th> <th>貸付の相手方</th> <th>利率(年利)</th> <th>償還期間</th> <th>償還期間のうち措置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">農業関係</td> <td>農業経営基盤強化資金</td> <td>農地又は牧野の復旧 災害のため必要とする長期運転資金</td> <td>農業経営改善計画の認定を受けた農業を営む個人・法人</td> <td>1.25% 2.10%</td> <td>25年以内</td> <td>10年以内</td> </tr> <tr> <td>農業基盤整備資金</td> <td>農地若しくは牧野の保全又は利用に必要な施設の災害復旧</td> <td>農業を営む者、土地改良区・同連合、農協・同連合会等</td> <td>1.25% 2.10%</td> <td>25年以内</td> <td>10年以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">係</td> <td>農林漁業施設資金</td> <td>(共同利用施設) 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧</td> <td>土地改良区・同連合、農協・同連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合、農業共済組合・同連合会、5割法人・団体、農業振興法人、特定事業を共同で行う農業者</td> <td>1.25% 2.10%</td> <td>20年以内</td> <td>3年以内</td> </tr> <tr> <td>資金</td> <td>(主務大臣指定施設) (1) 農業施設等の復旧 (2) 被災果樹の改植又は補植</td> <td>(1) 農業を営む者 (2) 農協・同連合会 (1)への転貸に限定</td> <td>1.25% 2.10%</td> <td>(1)15年以内 (2)25年以内</td> <td>(1)3年以内 (2)10年以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">林業関係</td> <td>林業基盤整備資金</td> <td>樹苗養成施設の復旧 林道の復旧</td> <td>樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合 林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合、5割法人、林業振興法人</td> <td>1.25% 2.10%</td> <td>15年以内</td> <td>5年以内</td> </tr> <tr> <td>係</td> <td>農林漁業施設資金</td> <td>(共同利用施設) 林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧</td> <td>1.25% 2.10%</td> <td>20年以内</td> <td>3年以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>資金の種類</th> <th>融資対象となる事業</th> <th>貸付の相手方</th> <th>利率(年利)</th> <th>償還期間</th> <th>償還期間のうち措置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">農業関係</td> <td>農業経営基盤強化資金</td> <td>農地又は牧野の復旧 災害のため必要とする長期運転資金</td> <td>農業経営改善計画の認定を受けた農業を営む個人・法人</td> <td>1.15% 1.70%</td> <td>25年以内</td> <td>10年以内</td> </tr> <tr> <td>農業基盤整備資金</td> <td>農地若しくは牧野の保全又は利用に必要な施設の災害復旧</td> <td>農業を営む者、土地改良区・同連合、農協・同連合会等</td> <td>1.15% 1.70%</td> <td>25年以内</td> <td>10年以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">係</td> <td>農林漁業施設資金</td> <td>(共同利用施設) 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧</td> <td>土地改良区・同連合、農協・同連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合、農業共済組合・同連合会、5割法人・団体、農業振興法人、特定事業を共同で行う農業者</td> <td>1.15% 1.70%</td> <td>20年以内</td> <td>3年以内</td> </tr> <tr> <td>資金</td> <td>(主務大臣指定施設) (1) 農業施設等の復旧 (2) 被災果樹の改植又は補植</td> <td>(1) 農業を営む者 (2) 農協・同連合会 (1)への転貸に限定</td> <td>1.15% 1.70%</td> <td>(1)15年以内 (2)25年以内</td> <td>(1)3年以内 (2)10年以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">林業関係</td> <td>林業基盤整備資金</td> <td>樹苗養成施設の復旧 林道の復旧</td> <td>樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合 林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合、5割法人、林業振興法人</td> <td>1.15% 1.70%</td> <td>15年以内</td> <td>5年以内</td> </tr> <tr> <td>係</td> <td>農林漁業施設資金</td> <td>(共同利用施設) 林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧</td> <td>1.15% 1.70%</td> <td>20年以内</td> <td>3年以内</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </td></tr></tbody></table>	区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率(年利)	償還期間	償還期間のうち措置期間	農業関係	農業経営基盤強化資金	農地又は牧野の復旧 災害のため必要とする長期運転資金	農業経営改善計画の認定を受けた農業を営む個人・法人	1.15% 1.70%	25年以内	10年以内	農業基盤整備資金	農地若しくは牧野の保全又は利用に必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区・同連合、農協・同連合会等	1.15% 1.70%	25年以内	10年以内	係	農林漁業施設資金	(共同利用施設) 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	土地改良区・同連合、農協・同連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合、農業共済組合・同連合会、5割法人・団体、農業振興法人、特定事業を共同で行う農業者	1.15% 1.70%	20年以内	3年以内	資金	(主務大臣指定施設) (1) 農業施設等の復旧 (2) 被災果樹の改植又は補植	(1) 農業を営む者 (2) 農協・同連合会 (1)への転貸に限定	1.15% 1.70%	(1)15年以内 (2)25年以内	(1)3年以内 (2)10年以内	林業関係	林業基盤整備資金	樹苗養成施設の復旧 林道の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合 林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合、5割法人、林業振興法人	1.15% 1.70%	15年以内	5年以内	係	農林漁業施設資金	(共同利用施設) 林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	1.15% 1.70%	20年以内	3年以内					<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>資金の種類</th> <th>融資対象となる事業</th> <th>貸付の相手方</th> <th>利率(年利)</th> <th>償還期間</th> <th>償還期間のうち措置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">農業関係</td> <td>農業経営基盤強化資金</td> <td>農地又は牧野の復旧 災害のため必要とする長期運転資金</td> <td>農業経営改善計画の認定を受けた農業を営む個人・法人</td> <td>1.25% 2.10%</td> <td>25年以内</td> <td>10年以内</td> </tr> <tr> <td>農業基盤整備資金</td> <td>農地若しくは牧野の保全又は利用に必要な施設の災害復旧</td> <td>農業を営む者、土地改良区・同連合、農協・同連合会等</td> <td>1.25% 2.10%</td> <td>25年以内</td> <td>10年以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">係</td> <td>農林漁業施設資金</td> <td>(共同利用施設) 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧</td> <td>土地改良区・同連合、農協・同連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合、農業共済組合・同連合会、5割法人・団体、農業振興法人、特定事業を共同で行う農業者</td> <td>1.25% 2.10%</td> <td>20年以内</td> <td>3年以内</td> </tr> <tr> <td>資金</td> <td>(主務大臣指定施設) (1) 農業施設等の復旧 (2) 被災果樹の改植又は補植</td> <td>(1) 農業を営む者 (2) 農協・同連合会 (1)への転貸に限定</td> <td>1.25% 2.10%</td> <td>(1)15年以内 (2)25年以内</td> <td>(1)3年以内 (2)10年以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">林業関係</td> <td>林業基盤整備資金</td> <td>樹苗養成施設の復旧 林道の復旧</td> <td>樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合 林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合、5割法人、林業振興法人</td> <td>1.25% 2.10%</td> <td>15年以内</td> <td>5年以内</td> </tr> <tr> <td>係</td> <td>農林漁業施設資金</td> <td>(共同利用施設) 林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧</td> <td>1.25% 2.10%</td> <td>20年以内</td> <td>3年以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>資金の種類</th> <th>融資対象となる事業</th> <th>貸付の相手方</th> <th>利率(年利)</th> <th>償還期間</th> <th>償還期間のうち措置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">農業関係</td> <td>農業経営基盤強化資金</td> <td>農地又は牧野の復旧 災害のため必要とする長期運転資金</td> <td>農業経営改善計画の認定を受けた農業を営む個人・法人</td> <td>1.15% 1.70%</td> <td>25年以内</td> <td>10年以内</td> </tr> <tr> <td>農業基盤整備資金</td> <td>農地若しくは牧野の保全又は利用に必要な施設の災害復旧</td> <td>農業を営む者、土地改良区・同連合、農協・同連合会等</td> <td>1.15% 1.70%</td> <td>25年以内</td> <td>10年以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">係</td> <td>農林漁業施設資金</td> <td>(共同利用施設) 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧</td> <td>土地改良区・同連合、農協・同連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合、農業共済組合・同連合会、5割法人・団体、農業振興法人、特定事業を共同で行う農業者</td> <td>1.15% 1.70%</td> <td>20年以内</td> <td>3年以内</td> </tr> <tr> <td>資金</td> <td>(主務大臣指定施設) (1) 農業施設等の復旧 (2) 被災果樹の改植又は補植</td> <td>(1) 農業を営む者 (2) 農協・同連合会 (1)への転貸に限定</td> <td>1.15% 1.70%</td> <td>(1)15年以内 (2)25年以内</td> <td>(1)3年以内 (2)10年以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">林業関係</td> <td>林業基盤整備資金</td> <td>樹苗養成施設の復旧 林道の復旧</td> <td>樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合 林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合、5割法人、林業振興法人</td> <td>1.15% 1.70%</td> <td>15年以内</td> <td>5年以内</td> </tr> <tr> <td>係</td> <td>農林漁業施設資金</td> <td>(共同利用施設) 林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧</td> <td>1.15% 1.70%</td> <td>20年以内</td> <td>3年以内</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率(年利)	償還期間	償還期間のうち措置期間	農業関係	農業経営基盤強化資金	農地又は牧野の復旧 災害のため必要とする長期運転資金	農業経営改善計画の認定を受けた農業を営む個人・法人	1.25% 2.10%	25年以内	10年以内	農業基盤整備資金	農地若しくは牧野の保全又は利用に必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区・同連合、農協・同連合会等	1.25% 2.10%	25年以内	10年以内	係	農林漁業施設資金	(共同利用施設) 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	土地改良区・同連合、農協・同連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合、農業共済組合・同連合会、5割法人・団体、農業振興法人、特定事業を共同で行う農業者	1.25% 2.10%	20年以内	3年以内	資金	(主務大臣指定施設) (1) 農業施設等の復旧 (2) 被災果樹の改植又は補植	(1) 農業を営む者 (2) 農協・同連合会 (1)への転貸に限定	1.25% 2.10%	(1)15年以内 (2)25年以内	(1)3年以内 (2)10年以内	林業関係	林業基盤整備資金	樹苗養成施設の復旧 林道の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合 林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合、5割法人、林業振興法人	1.25% 2.10%	15年以内	5年以内	係	農林漁業施設資金	(共同利用施設) 林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	1.25% 2.10%	20年以内	3年以内					<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>資金の種類</th> <th>融資対象となる事業</th> <th>貸付の相手方</th> <th>利率(年利)</th> <th>償還期間</th> <th>償還期間のうち措置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">農業関係</td> <td>農業経営基盤強化資金</td> <td>農地又は牧野の復旧 災害のため必要とする長期運転資金</td> <td>農業経営改善計画の認定を受けた農業を営む個人・法人</td> <td>1.15% 1.70%</td> <td>25年以内</td> <td>10年以内</td> </tr> <tr> <td>農業基盤整備資金</td> <td>農地若しくは牧野の保全又は利用に必要な施設の災害復旧</td> <td>農業を営む者、土地改良区・同連合、農協・同連合会等</td> <td>1.15% 1.70%</td> <td>25年以内</td> <td>10年以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">係</td> <td>農林漁業施設資金</td> <td>(共同利用施設) 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧</td> <td>土地改良区・同連合、農協・同連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合、農業共済組合・同連合会、5割法人・団体、農業振興法人、特定事業を共同で行う農業者</td> <td>1.15% 1.70%</td> <td>20年以内</td> <td>3年以内</td> </tr> <tr> <td>資金</td> <td>(主務大臣指定施設) (1) 農業施設等の復旧 (2) 被災果樹の改植又は補植</td> <td>(1) 農業を営む者 (2) 農協・同連合会 (1)への転貸に限定</td> <td>1.15% 1.70%</td> <td>(1)15年以内 (2)25年以内</td> <td>(1)3年以内 (2)10年以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">林業関係</td> <td>林業基盤整備資金</td> <td>樹苗養成施設の復旧 林道の復旧</td> <td>樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合 林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合、5割法人、林業振興法人</td> <td>1.15% 1.70%</td> <td>15年以内</td> <td>5年以内</td> </tr> <tr> <td>係</td> <td>農林漁業施設資金</td> <td>(共同利用施設) 林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧</td> <td>1.15% 1.70%</td> <td>20年以内</td> <td>3年以内</td> </tr> </tbody> </table>	区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率(年利)	償還期間	償還期間のうち措置期間	農業関係	農業経営基盤強化資金	農地又は牧野の復旧 災害のため必要とする長期運転資金	農業経営改善計画の認定を受けた農業を営む個人・法人	1.15% 1.70%	25年以内	10年以内	農業基盤整備資金	農地若しくは牧野の保全又は利用に必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区・同連合、農協・同連合会等	1.15% 1.70%	25年以内	10年以内	係	農林漁業施設資金	(共同利用施設) 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	土地改良区・同連合、農協・同連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合、農業共済組合・同連合会、5割法人・団体、農業振興法人、特定事業を共同で行う農業者	1.15% 1.70%	20年以内	3年以内	資金	(主務大臣指定施設) (1) 農業施設等の復旧 (2) 被災果樹の改植又は補植	(1) 農業を営む者 (2) 農協・同連合会 (1)への転貸に限定	1.15% 1.70%	(1)15年以内 (2)25年以内	(1)3年以内 (2)10年以内	林業関係	林業基盤整備資金	樹苗養成施設の復旧 林道の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合 林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合、5割法人、林業振興法人	1.15% 1.70%	15年以内	5年以内	係	農林漁業施設資金	(共同利用施設) 林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	1.15% 1.70%	20年以内	3年以内		
区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率(年利)	償還期間	償還期間のうち措置期間																																																																																																																																																				
農業関係	農業経営基盤強化資金	農地又は牧野の復旧 災害のため必要とする長期運転資金	農業経営改善計画の認定を受けた農業を営む個人・法人	1.15% 1.70%	25年以内	10年以内																																																																																																																																																				
	農業基盤整備資金	農地若しくは牧野の保全又は利用に必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区・同連合、農協・同連合会等	1.15% 1.70%	25年以内	10年以内																																																																																																																																																				
係	農林漁業施設資金	(共同利用施設) 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	土地改良区・同連合、農協・同連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合、農業共済組合・同連合会、5割法人・団体、農業振興法人、特定事業を共同で行う農業者	1.15% 1.70%	20年以内	3年以内																																																																																																																																																				
	資金	(主務大臣指定施設) (1) 農業施設等の復旧 (2) 被災果樹の改植又は補植	(1) 農業を営む者 (2) 農協・同連合会 (1)への転貸に限定	1.15% 1.70%	(1)15年以内 (2)25年以内	(1)3年以内 (2)10年以内																																																																																																																																																				
林業関係	林業基盤整備資金	樹苗養成施設の復旧 林道の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合 林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合、5割法人、林業振興法人	1.15% 1.70%	15年以内	5年以内																																																																																																																																																				
	係	農林漁業施設資金	(共同利用施設) 林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	1.15% 1.70%	20年以内	3年以内																																																																																																																																																				
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>資金の種類</th> <th>融資対象となる事業</th> <th>貸付の相手方</th> <th>利率(年利)</th> <th>償還期間</th> <th>償還期間のうち措置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">農業関係</td> <td>農業経営基盤強化資金</td> <td>農地又は牧野の復旧 災害のため必要とする長期運転資金</td> <td>農業経営改善計画の認定を受けた農業を営む個人・法人</td> <td>1.25% 2.10%</td> <td>25年以内</td> <td>10年以内</td> </tr> <tr> <td>農業基盤整備資金</td> <td>農地若しくは牧野の保全又は利用に必要な施設の災害復旧</td> <td>農業を営む者、土地改良区・同連合、農協・同連合会等</td> <td>1.25% 2.10%</td> <td>25年以内</td> <td>10年以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">係</td> <td>農林漁業施設資金</td> <td>(共同利用施設) 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧</td> <td>土地改良区・同連合、農協・同連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合、農業共済組合・同連合会、5割法人・団体、農業振興法人、特定事業を共同で行う農業者</td> <td>1.25% 2.10%</td> <td>20年以内</td> <td>3年以内</td> </tr> <tr> <td>資金</td> <td>(主務大臣指定施設) (1) 農業施設等の復旧 (2) 被災果樹の改植又は補植</td> <td>(1) 農業を営む者 (2) 農協・同連合会 (1)への転貸に限定</td> <td>1.25% 2.10%</td> <td>(1)15年以内 (2)25年以内</td> <td>(1)3年以内 (2)10年以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">林業関係</td> <td>林業基盤整備資金</td> <td>樹苗養成施設の復旧 林道の復旧</td> <td>樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合 林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合、5割法人、林業振興法人</td> <td>1.25% 2.10%</td> <td>15年以内</td> <td>5年以内</td> </tr> <tr> <td>係</td> <td>農林漁業施設資金</td> <td>(共同利用施設) 林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧</td> <td>1.25% 2.10%</td> <td>20年以内</td> <td>3年以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>資金の種類</th> <th>融資対象となる事業</th> <th>貸付の相手方</th> <th>利率(年利)</th> <th>償還期間</th> <th>償還期間のうち措置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">農業関係</td> <td>農業経営基盤強化資金</td> <td>農地又は牧野の復旧 災害のため必要とする長期運転資金</td> <td>農業経営改善計画の認定を受けた農業を営む個人・法人</td> <td>1.15% 1.70%</td> <td>25年以内</td> <td>10年以内</td> </tr> <tr> <td>農業基盤整備資金</td> <td>農地若しくは牧野の保全又は利用に必要な施設の災害復旧</td> <td>農業を営む者、土地改良区・同連合、農協・同連合会等</td> <td>1.15% 1.70%</td> <td>25年以内</td> <td>10年以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">係</td> <td>農林漁業施設資金</td> <td>(共同利用施設) 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧</td> <td>土地改良区・同連合、農協・同連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合、農業共済組合・同連合会、5割法人・団体、農業振興法人、特定事業を共同で行う農業者</td> <td>1.15% 1.70%</td> <td>20年以内</td> <td>3年以内</td> </tr> <tr> <td>資金</td> <td>(主務大臣指定施設) (1) 農業施設等の復旧 (2) 被災果樹の改植又は補植</td> <td>(1) 農業を営む者 (2) 農協・同連合会 (1)への転貸に限定</td> <td>1.15% 1.70%</td> <td>(1)15年以内 (2)25年以内</td> <td>(1)3年以内 (2)10年以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">林業関係</td> <td>林業基盤整備資金</td> <td>樹苗養成施設の復旧 林道の復旧</td> <td>樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合 林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合、5割法人、林業振興法人</td> <td>1.15% 1.70%</td> <td>15年以内</td> <td>5年以内</td> </tr> <tr> <td>係</td> <td>農林漁業施設資金</td> <td>(共同利用施設) 林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧</td> <td>1.15% 1.70%</td> <td>20年以内</td> <td>3年以内</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率(年利)	償還期間	償還期間のうち措置期間	農業関係	農業経営基盤強化資金	農地又は牧野の復旧 災害のため必要とする長期運転資金	農業経営改善計画の認定を受けた農業を営む個人・法人	1.25% 2.10%	25年以内	10年以内	農業基盤整備資金	農地若しくは牧野の保全又は利用に必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区・同連合、農協・同連合会等	1.25% 2.10%	25年以内	10年以内	係	農林漁業施設資金	(共同利用施設) 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	土地改良区・同連合、農協・同連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合、農業共済組合・同連合会、5割法人・団体、農業振興法人、特定事業を共同で行う農業者	1.25% 2.10%	20年以内	3年以内	資金	(主務大臣指定施設) (1) 農業施設等の復旧 (2) 被災果樹の改植又は補植	(1) 農業を営む者 (2) 農協・同連合会 (1)への転貸に限定	1.25% 2.10%	(1)15年以内 (2)25年以内	(1)3年以内 (2)10年以内	林業関係	林業基盤整備資金	樹苗養成施設の復旧 林道の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合 林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合、5割法人、林業振興法人	1.25% 2.10%	15年以内	5年以内	係	農林漁業施設資金	(共同利用施設) 林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	1.25% 2.10%	20年以内	3年以内					<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>資金の種類</th> <th>融資対象となる事業</th> <th>貸付の相手方</th> <th>利率(年利)</th> <th>償還期間</th> <th>償還期間のうち措置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">農業関係</td> <td>農業経営基盤強化資金</td> <td>農地又は牧野の復旧 災害のため必要とする長期運転資金</td> <td>農業経営改善計画の認定を受けた農業を営む個人・法人</td> <td>1.15% 1.70%</td> <td>25年以内</td> <td>10年以内</td> </tr> <tr> <td>農業基盤整備資金</td> <td>農地若しくは牧野の保全又は利用に必要な施設の災害復旧</td> <td>農業を営む者、土地改良区・同連合、農協・同連合会等</td> <td>1.15% 1.70%</td> <td>25年以内</td> <td>10年以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">係</td> <td>農林漁業施設資金</td> <td>(共同利用施設) 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧</td> <td>土地改良区・同連合、農協・同連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合、農業共済組合・同連合会、5割法人・団体、農業振興法人、特定事業を共同で行う農業者</td> <td>1.15% 1.70%</td> <td>20年以内</td> <td>3年以内</td> </tr> <tr> <td>資金</td> <td>(主務大臣指定施設) (1) 農業施設等の復旧 (2) 被災果樹の改植又は補植</td> <td>(1) 農業を営む者 (2) 農協・同連合会 (1)への転貸に限定</td> <td>1.15% 1.70%</td> <td>(1)15年以内 (2)25年以内</td> <td>(1)3年以内 (2)10年以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">林業関係</td> <td>林業基盤整備資金</td> <td>樹苗養成施設の復旧 林道の復旧</td> <td>樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合 林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合、5割法人、林業振興法人</td> <td>1.15% 1.70%</td> <td>15年以内</td> <td>5年以内</td> </tr> <tr> <td>係</td> <td>農林漁業施設資金</td> <td>(共同利用施設) 林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧</td> <td>1.15% 1.70%</td> <td>20年以内</td> <td>3年以内</td> </tr> </tbody> </table>	区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率(年利)	償還期間	償還期間のうち措置期間	農業関係	農業経営基盤強化資金	農地又は牧野の復旧 災害のため必要とする長期運転資金	農業経営改善計画の認定を受けた農業を営む個人・法人	1.15% 1.70%	25年以内	10年以内	農業基盤整備資金	農地若しくは牧野の保全又は利用に必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区・同連合、農協・同連合会等	1.15% 1.70%	25年以内	10年以内	係	農林漁業施設資金	(共同利用施設) 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	土地改良区・同連合、農協・同連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合、農業共済組合・同連合会、5割法人・団体、農業振興法人、特定事業を共同で行う農業者	1.15% 1.70%	20年以内	3年以内	資金	(主務大臣指定施設) (1) 農業施設等の復旧 (2) 被災果樹の改植又は補植	(1) 農業を営む者 (2) 農協・同連合会 (1)への転貸に限定	1.15% 1.70%	(1)15年以内 (2)25年以内	(1)3年以内 (2)10年以内	林業関係	林業基盤整備資金	樹苗養成施設の復旧 林道の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合 林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合、5割法人、林業振興法人	1.15% 1.70%	15年以内	5年以内	係	農林漁業施設資金	(共同利用施設) 林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	1.15% 1.70%	20年以内	3年以内																																																					
区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率(年利)	償還期間	償還期間のうち措置期間																																																																																																																																																				
農業関係	農業経営基盤強化資金	農地又は牧野の復旧 災害のため必要とする長期運転資金	農業経営改善計画の認定を受けた農業を営む個人・法人	1.25% 2.10%	25年以内	10年以内																																																																																																																																																				
	農業基盤整備資金	農地若しくは牧野の保全又は利用に必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区・同連合、農協・同連合会等	1.25% 2.10%	25年以内	10年以内																																																																																																																																																				
係	農林漁業施設資金	(共同利用施設) 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	土地改良区・同連合、農協・同連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合、農業共済組合・同連合会、5割法人・団体、農業振興法人、特定事業を共同で行う農業者	1.25% 2.10%	20年以内	3年以内																																																																																																																																																				
	資金	(主務大臣指定施設) (1) 農業施設等の復旧 (2) 被災果樹の改植又は補植	(1) 農業を営む者 (2) 農協・同連合会 (1)への転貸に限定	1.25% 2.10%	(1)15年以内 (2)25年以内	(1)3年以内 (2)10年以内																																																																																																																																																				
林業関係	林業基盤整備資金	樹苗養成施設の復旧 林道の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合 林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合、5割法人、林業振興法人	1.25% 2.10%	15年以内	5年以内																																																																																																																																																				
	係	農林漁業施設資金	(共同利用施設) 林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	1.25% 2.10%	20年以内	3年以内																																																																																																																																																				
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>資金の種類</th> <th>融資対象となる事業</th> <th>貸付の相手方</th> <th>利率(年利)</th> <th>償還期間</th> <th>償還期間のうち措置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">農業関係</td> <td>農業経営基盤強化資金</td> <td>農地又は牧野の復旧 災害のため必要とする長期運転資金</td> <td>農業経営改善計画の認定を受けた農業を営む個人・法人</td> <td>1.15% 1.70%</td> <td>25年以内</td> <td>10年以内</td> </tr> <tr> <td>農業基盤整備資金</td> <td>農地若しくは牧野の保全又は利用に必要な施設の災害復旧</td> <td>農業を営む者、土地改良区・同連合、農協・同連合会等</td> <td>1.15% 1.70%</td> <td>25年以内</td> <td>10年以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">係</td> <td>農林漁業施設資金</td> <td>(共同利用施設) 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧</td> <td>土地改良区・同連合、農協・同連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合、農業共済組合・同連合会、5割法人・団体、農業振興法人、特定事業を共同で行う農業者</td> <td>1.15% 1.70%</td> <td>20年以内</td> <td>3年以内</td> </tr> <tr> <td>資金</td> <td>(主務大臣指定施設) (1) 農業施設等の復旧 (2) 被災果樹の改植又は補植</td> <td>(1) 農業を営む者 (2) 農協・同連合会 (1)への転貸に限定</td> <td>1.15% 1.70%</td> <td>(1)15年以内 (2)25年以内</td> <td>(1)3年以内 (2)10年以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">林業関係</td> <td>林業基盤整備資金</td> <td>樹苗養成施設の復旧 林道の復旧</td> <td>樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合 林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合、5割法人、林業振興法人</td> <td>1.15% 1.70%</td> <td>15年以内</td> <td>5年以内</td> </tr> <tr> <td>係</td> <td>農林漁業施設資金</td> <td>(共同利用施設) 林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧</td> <td>1.15% 1.70%</td> <td>20年以内</td> <td>3年以内</td> </tr> </tbody> </table>	区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率(年利)	償還期間	償還期間のうち措置期間	農業関係	農業経営基盤強化資金	農地又は牧野の復旧 災害のため必要とする長期運転資金	農業経営改善計画の認定を受けた農業を営む個人・法人	1.15% 1.70%	25年以内	10年以内	農業基盤整備資金	農地若しくは牧野の保全又は利用に必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区・同連合、農協・同連合会等	1.15% 1.70%	25年以内	10年以内	係	農林漁業施設資金	(共同利用施設) 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	土地改良区・同連合、農協・同連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合、農業共済組合・同連合会、5割法人・団体、農業振興法人、特定事業を共同で行う農業者	1.15% 1.70%	20年以内	3年以内	資金	(主務大臣指定施設) (1) 農業施設等の復旧 (2) 被災果樹の改植又は補植	(1) 農業を営む者 (2) 農協・同連合会 (1)への転貸に限定	1.15% 1.70%	(1)15年以内 (2)25年以内	(1)3年以内 (2)10年以内	林業関係	林業基盤整備資金	樹苗養成施設の復旧 林道の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合 林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合、5割法人、林業振興法人	1.15% 1.70%	15年以内	5年以内	係	農林漁業施設資金	(共同利用施設) 林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	1.15% 1.70%	20年以内	3年以内																																																																																																								
区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率(年利)	償還期間	償還期間のうち措置期間																																																																																																																																																				
農業関係	農業経営基盤強化資金	農地又は牧野の復旧 災害のため必要とする長期運転資金	農業経営改善計画の認定を受けた農業を営む個人・法人	1.15% 1.70%	25年以内	10年以内																																																																																																																																																				
	農業基盤整備資金	農地若しくは牧野の保全又は利用に必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区・同連合、農協・同連合会等	1.15% 1.70%	25年以内	10年以内																																																																																																																																																				
係	農林漁業施設資金	(共同利用施設) 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	土地改良区・同連合、農協・同連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合、農業共済組合・同連合会、5割法人・団体、農業振興法人、特定事業を共同で行う農業者	1.15% 1.70%	20年以内	3年以内																																																																																																																																																				
	資金	(主務大臣指定施設) (1) 農業施設等の復旧 (2) 被災果樹の改植又は補植	(1) 農業を営む者 (2) 農協・同連合会 (1)への転貸に限定	1.15% 1.70%	(1)15年以内 (2)25年以内	(1)3年以内 (2)10年以内																																																																																																																																																				
林業関係	林業基盤整備資金	樹苗養成施設の復旧 林道の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合 林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合、5割法人、林業振興法人	1.15% 1.70%	15年以内	5年以内																																																																																																																																																				
	係	農林漁業施設資金	(共同利用施設) 林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	1.15% 1.70%	20年以内	3年以内																																																																																																																																																				

様式2 新旧対照表（震災対策編）

No	章・節	頁	行	旧							新							修正理由	備考																																																																				
				区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率(年利)	償還期間	償還期間のうち措置期間	区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率(年利)	償還期間	償還期間のうち措置期間																																																																						
134	第4章第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画	527	表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>資金の種類</th> <th>融資対象となる事業</th> <th>貸付の相手方</th> <th>利率(年利)</th> <th>償還期間</th> <th>償還期間のうち措置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">漁業関係</td> <td rowspan="2">漁業基盤整備資金</td> <td>漁港に係る防波堤防等の復旧</td> <td>水産業協同組合(漁業生産組合を除く。)、5割法人、漁業を営む者</td> <td>1.15～ 1.70%</td> <td rowspan="2">20年以内</td> <td rowspan="2">3年以内</td> </tr> <tr> <td>漁場及び水産種苗生産施設の復旧</td> <td>水産業協同組合、5割法人・団体、特定事業を共同で行う漁業者</td> <td>1.15～ 1.70%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">関係資金</td> <td rowspan="2">農林漁業施設資金</td> <td>(共同利用施設)水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧</td> <td>水産業協同組合(漁業生産組合を除く。)、5割法人・団体、漁業振興法人</td> <td>1.15～ 1.70%</td> <td rowspan="2">20年以内</td> <td rowspan="2">3年以内</td> </tr> <tr> <td>(主務大臣指定施設)漁船、水産施設の復旧</td> <td>漁業を営む者</td> <td>1.15～ 1.70%</td> </tr> <tr> <td>農林漁業共通</td> <td>農林漁業セーフティネット資金</td> <td>災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金</td> <td>一定の要件を満たす農業者、林業者又は漁業者</td> <td>1.15～ 1.65%</td> <td>15年以内</td> <td>3年以内</td> </tr> </tbody> </table>							区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率(年利)	償還期間	償還期間のうち措置期間	漁業関係	漁業基盤整備資金	漁港に係る防波堤防等の復旧	水産業協同組合(漁業生産組合を除く。)、5割法人、漁業を営む者	1.15～ 1.70%	20年以内	3年以内	漁場及び水産種苗生産施設の復旧	水産業協同組合、5割法人・団体、特定事業を共同で行う漁業者	1.15～ 1.70%	関係資金	農林漁業施設資金	(共同利用施設)水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	水産業協同組合(漁業生産組合を除く。)、5割法人・団体、漁業振興法人	1.15～ 1.70%	20年以内	3年以内	(主務大臣指定施設)漁船、水産施設の復旧	漁業を営む者	1.15～ 1.70%	農林漁業共通	農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金	一定の要件を満たす農業者、林業者又は漁業者	1.15～ 1.65%	15年以内	3年以内	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>資金の種類</th> <th>融資対象となる事業</th> <th>貸付の相手方</th> <th>利率(年利)</th> <th>償還期間</th> <th>償還期間のうち措置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">漁業関係</td> <td rowspan="2">漁業基盤整備資金</td> <td>漁港に係る防波堤防等の復旧</td> <td>水産業協同組合(漁業生産組合を除く。)、5割法人、漁業を営む者</td> <td>1.25～ 2.10%</td> <td rowspan="2">20年以内</td> <td rowspan="2">3年以内</td> </tr> <tr> <td>漁場及び水産種苗生産施設の復旧</td> <td>水産業協同組合、5割法人・団体、特定事業を共同で行う漁業者</td> <td>1.25～ 2.10%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">関係資金</td> <td rowspan="2">農林漁業施設資金</td> <td>(共同利用施設)水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧</td> <td>水産業協同組合(漁業生産組合を除く。)、5割法人・団体、漁業振興法人</td> <td>1.25～ 2.10%</td> <td rowspan="2">20年以内</td> <td rowspan="2">3年以内</td> </tr> <tr> <td>(主務大臣指定施設)漁船、水産施設の復旧</td> <td>漁業を営む者</td> <td>1.25～ 2.10%</td> </tr> <tr> <td>農林漁業共通</td> <td>農林漁業セーフティネット資金</td> <td>災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金</td> <td>一定の要件を満たす農業者、林業者又は漁業者</td> <td>1.25～ 1.95%</td> <td>15年以内</td> <td>3年以内</td> </tr> </tbody> </table>							区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率(年利)	償還期間	償還期間のうち措置期間	漁業関係	漁業基盤整備資金	漁港に係る防波堤防等の復旧	水産業協同組合(漁業生産組合を除く。)、5割法人、漁業を営む者	1.25～ 2.10%	20年以内	3年以内	漁場及び水産種苗生産施設の復旧	水産業協同組合、5割法人・団体、特定事業を共同で行う漁業者	1.25～ 2.10%	関係資金	農林漁業施設資金	(共同利用施設)水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	水産業協同組合(漁業生産組合を除く。)、5割法人・団体、漁業振興法人	1.25～ 2.10%	20年以内	3年以内	(主務大臣指定施設)漁船、水産施設の復旧	漁業を営む者	1.25～ 2.10%	農林漁業共通	農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金	一定の要件を満たす農業者、林業者又は漁業者	1.25～ 1.95%	15年以内	3年以内	時点修正	
				区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率(年利)	償還期間	償還期間のうち措置期間																																																																													
漁業関係	漁業基盤整備資金	漁港に係る防波堤防等の復旧	水産業協同組合(漁業生産組合を除く。)、5割法人、漁業を営む者	1.15～ 1.70%	20年以内	3年以内																																																																																	
		漁場及び水産種苗生産施設の復旧	水産業協同組合、5割法人・団体、特定事業を共同で行う漁業者	1.15～ 1.70%																																																																																			
関係資金	農林漁業施設資金	(共同利用施設)水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	水産業協同組合(漁業生産組合を除く。)、5割法人・団体、漁業振興法人	1.15～ 1.70%	20年以内	3年以内																																																																																	
		(主務大臣指定施設)漁船、水産施設の復旧	漁業を営む者	1.15～ 1.70%																																																																																			
農林漁業共通	農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金	一定の要件を満たす農業者、林業者又は漁業者	1.15～ 1.65%	15年以内	3年以内																																																																																	
区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率(年利)	償還期間	償還期間のうち措置期間																																																																																	
漁業関係	漁業基盤整備資金	漁港に係る防波堤防等の復旧	水産業協同組合(漁業生産組合を除く。)、5割法人、漁業を営む者	1.25～ 2.10%	20年以内	3年以内																																																																																	
		漁場及び水産種苗生産施設の復旧	水産業協同組合、5割法人・団体、特定事業を共同で行う漁業者	1.25～ 2.10%																																																																																			
関係資金	農林漁業施設資金	(共同利用施設)水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	水産業協同組合(漁業生産組合を除く。)、5割法人・団体、漁業振興法人	1.25～ 2.10%	20年以内	3年以内																																																																																	
		(主務大臣指定施設)漁船、水産施設の復旧	漁業を営む者	1.25～ 2.10%																																																																																			
農林漁業共通	農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金	一定の要件を満たす農業者、林業者又は漁業者	1.25～ 1.95%	15年以内	3年以内																																																																																	

様式2 新旧対照表（震災対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考																																																				
135	第4章第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画	528	表	<p>イ 災害関連融資制度等 (ア) 融資制度 (令和7年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>区分</th> <th>融資条件等</th> <th>申込窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">県 地 域 産 業 振 興 課</td> <td rowspan="8">セ ー フ テ ィ ネ ッ ト 資 金 （ 経 営 支 援 枠 ） 自 然 災 害 要 件</td> <td>1 資金用途 運転資金・設備資金（土地の取得資金を除く。また、県内設置に限る。）</td> <td rowspan="8">（取扱金融機関） 第四北越銀行、大光銀行、八十二銀行、北陸銀行、富山第一銀行、東邦銀行、きらやか銀行、秋田銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、JAバンク新潟県信連、北新潟農協、新潟かがやき農協、えちご中越農協、魚沼農協、佐渡農協、えちご上越農協、みなみ魚沼農協</td> </tr> <tr> <td>2 対象企業 県内で1年以上継続して同一事業を営み、地震、風水害等自然災害により損害を受け、経営の安定に支障を生じている者。</td> </tr> <tr> <td>3 融資限度 3,000万円（別枠）</td> </tr> <tr> <td>4 融資利率 融資期間3年以内 年1.15% 融資期間3年超5年以内 年1.35% 融資期間5年超7年以内 年1.55%</td> </tr> <tr> <td>5 融資期間 7年以内（うち据置期間2年以内）</td> </tr> <tr> <td>6 担 保 } 金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。</td> </tr> <tr> <td>7 保 証 人 }</td> </tr> <tr> <td>8 信用保証 新潟県信用保証協会の信用保証を要する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">市 町 村</td> <td rowspan="8">地 方 産 業 育 成 資 金</td> <td>1 資金用途 運転資金・設備資金</td> <td rowspan="8">市町村商工担当課</td> </tr> <tr> <td>2 対象企業 中小企業者（市町村長の定めるところによる）</td> </tr> <tr> <td>3 融資限度 1,000万円（被災状況に応じて市町村長が認めた場合は1,000万円を超えることも可）</td> </tr> <tr> <td>4 融資利率 保証付き（責任共有対象外）1.70% 保証付き（責任共有対象）1.90% 保証なし 2.20%</td> </tr> <tr> <td>5 融資期間 運転資金5年以内（うち据置期間6ヶ月以内） 設備資金7年以内（うち据置期間6ヶ月以内） （災害規模により市町村長が認めた場合は融資期間を超えることも可）</td> </tr> <tr> <td>6 担 保 } 金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。</td> </tr> <tr> <td>7 保 証 人 }</td> </tr> <tr> <td>8 信用保証 市町村長の定めるところによる。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	区分	融資条件等	申込窓口	県 地 域 産 業 振 興 課	セ ー フ テ ィ ネ ッ ト 資 金 （ 経 営 支 援 枠 ） 自 然 災 害 要 件	1 資金用途 運転資金・設備資金（土地の取得資金を除く。また、県内設置に限る。）	（取扱金融機関） 第四北越銀行、大光銀行、八十二銀行、北陸銀行、富山第一銀行、東邦銀行、きらやか銀行、秋田銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、JAバンク新潟県信連、北新潟農協、新潟かがやき農協、えちご中越農協、魚沼農協、佐渡農協、えちご上越農協、みなみ魚沼農協	2 対象企業 県内で1年以上継続して同一事業を営み、地震、風水害等自然災害により損害を受け、経営の安定に支障を生じている者。	3 融資限度 3,000万円（別枠）	4 融資利率 融資期間3年以内 年1.15% 融資期間3年超5年以内 年1.35% 融資期間5年超7年以内 年1.55%	5 融資期間 7年以内（うち据置期間2年以内）	6 担 保 } 金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。	7 保 証 人 }	8 信用保証 新潟県信用保証協会の信用保証を要する。	市 町 村	地 方 産 業 育 成 資 金	1 資金用途 運転資金・設備資金	市町村商工担当課	2 対象企業 中小企業者（市町村長の定めるところによる）	3 融資限度 1,000万円（被災状況に応じて市町村長が認めた場合は1,000万円を超えることも可）	4 融資利率 保証付き（責任共有対象外）1.70% 保証付き（責任共有対象）1.90% 保証なし 2.20%	5 融資期間 運転資金5年以内（うち据置期間6ヶ月以内） 設備資金7年以内（うち据置期間6ヶ月以内） （災害規模により市町村長が認めた場合は融資期間を超えることも可）	6 担 保 } 金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。	7 保 証 人 }	8 信用保証 市町村長の定めるところによる。	<p>イ 災害関連融資制度等 (ア) 融資制度 (令和7年12月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>区分</th> <th>融資条件等</th> <th>申込窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">県 地 域 産 業 振 興 課</td> <td rowspan="8">セ ー フ テ ィ ネ ッ ト 資 金 （ 経 営 支 援 枠 ） 自 然 災 害 要 件</td> <td>1 資金用途 運転資金・設備資金（土地の取得資金を除く。また、県内設置に限る。）</td> <td rowspan="8">（取扱金融機関） 第四北越銀行、大光銀行、八十二銀行、北陸銀行、富山第一銀行、東邦銀行、きらやか銀行、秋田銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、JAバンク新潟県信連、北新潟農協、新潟かがやき農協、えちご中越農協、魚沼農協、佐渡農協、えちご上越農協、みなみ魚沼農協</td> </tr> <tr> <td>2 対象企業 県内で1年以上継続して同一事業を営み、地震、風水害等自然災害により損害を受け、経営の安定に支障を生じている者。</td> </tr> <tr> <td>3 融資限度 3,000万円（別枠）</td> </tr> <tr> <td>4 融資利率 融資期間3年以内 年1.30% 融資期間3年超5年以内 年1.50% 融資期間5年超7年以内 年1.70%</td> </tr> <tr> <td>5 融資期間 7年以内（うち据置期間2年以内）</td> </tr> <tr> <td>6 担 保 } 金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。</td> </tr> <tr> <td>7 保 証 人 }</td> </tr> <tr> <td>8 信用保証 新潟県信用保証協会の信用保証を要する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">市 町 村</td> <td rowspan="8">地 方 産 業 育 成 資 金</td> <td>1 資金用途 運転資金・設備資金</td> <td rowspan="8">市町村商工担当課</td> </tr> <tr> <td>2 対象企業 中小企業者（市町村長の定めるところによる）</td> </tr> <tr> <td>3 融資限度 1,000万円（被災状況に応じて市町村長が認めた場合は1,000万円を超えることも可）</td> </tr> <tr> <td>4 融資利率 保証付き（責任共有対象外）1.85% 保証付き（責任共有対象）2.05% 保証なし 2.35%</td> </tr> <tr> <td>5 融資期間 運転資金5年以内（うち据置期間6ヶ月以内） 設備資金7年以内（うち据置期間6ヶ月以内） （災害規模により市町村長が認めた場合は融資期間を超えることも可）</td> </tr> <tr> <td>6 担 保 } 金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。</td> </tr> <tr> <td>7 保 証 人 }</td> </tr> <tr> <td>8 信用保証 市町村長の定めるところによる。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	区分	融資条件等	申込窓口	県 地 域 産 業 振 興 課	セ ー フ テ ィ ネ ッ ト 資 金 （ 経 営 支 援 枠 ） 自 然 災 害 要 件	1 資金用途 運転資金・設備資金（土地の取得資金を除く。また、県内設置に限る。）	（取扱金融機関） 第四北越銀行、大光銀行、八十二銀行、北陸銀行、富山第一銀行、東邦銀行、きらやか銀行、秋田銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、JAバンク新潟県信連、北新潟農協、新潟かがやき農協、えちご中越農協、魚沼農協、佐渡農協、えちご上越農協、みなみ魚沼農協	2 対象企業 県内で1年以上継続して同一事業を営み、地震、風水害等自然災害により損害を受け、経営の安定に支障を生じている者。	3 融資限度 3,000万円（別枠）	4 融資利率 融資期間3年以内 年1.30% 融資期間3年超5年以内 年1.50% 融資期間5年超7年以内 年1.70%	5 融資期間 7年以内（うち据置期間2年以内）	6 担 保 } 金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。	7 保 証 人 }	8 信用保証 新潟県信用保証協会の信用保証を要する。	市 町 村	地 方 産 業 育 成 資 金	1 資金用途 運転資金・設備資金	市町村商工担当課	2 対象企業 中小企業者（市町村長の定めるところによる）	3 融資限度 1,000万円（被災状況に応じて市町村長が認めた場合は1,000万円を超えることも可）	4 融資利率 保証付き（責任共有対象外）1.85% 保証付き（責任共有対象）2.05% 保証なし 2.35%	5 融資期間 運転資金5年以内（うち据置期間6ヶ月以内） 設備資金7年以内（うち据置期間6ヶ月以内） （災害規模により市町村長が認めた場合は融資期間を超えることも可）	6 担 保 } 金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。	7 保 証 人 }	8 信用保証 市町村長の定めるところによる。	時点修正	
機関名	区分	融資条件等	申込窓口																																																								
県 地 域 産 業 振 興 課	セ ー フ テ ィ ネ ッ ト 資 金 （ 経 営 支 援 枠 ） 自 然 災 害 要 件	1 資金用途 運転資金・設備資金（土地の取得資金を除く。また、県内設置に限る。）	（取扱金融機関） 第四北越銀行、大光銀行、八十二銀行、北陸銀行、富山第一銀行、東邦銀行、きらやか銀行、秋田銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、JAバンク新潟県信連、北新潟農協、新潟かがやき農協、えちご中越農協、魚沼農協、佐渡農協、えちご上越農協、みなみ魚沼農協																																																								
		2 対象企業 県内で1年以上継続して同一事業を営み、地震、風水害等自然災害により損害を受け、経営の安定に支障を生じている者。																																																									
		3 融資限度 3,000万円（別枠）																																																									
		4 融資利率 融資期間3年以内 年1.15% 融資期間3年超5年以内 年1.35% 融資期間5年超7年以内 年1.55%																																																									
		5 融資期間 7年以内（うち据置期間2年以内）																																																									
		6 担 保 } 金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。																																																									
		7 保 証 人 }																																																									
		8 信用保証 新潟県信用保証協会の信用保証を要する。																																																									
市 町 村	地 方 産 業 育 成 資 金	1 資金用途 運転資金・設備資金	市町村商工担当課																																																								
		2 対象企業 中小企業者（市町村長の定めるところによる）																																																									
		3 融資限度 1,000万円（被災状況に応じて市町村長が認めた場合は1,000万円を超えることも可）																																																									
		4 融資利率 保証付き（責任共有対象外）1.70% 保証付き（責任共有対象）1.90% 保証なし 2.20%																																																									
		5 融資期間 運転資金5年以内（うち据置期間6ヶ月以内） 設備資金7年以内（うち据置期間6ヶ月以内） （災害規模により市町村長が認めた場合は融資期間を超えることも可）																																																									
		6 担 保 } 金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。																																																									
		7 保 証 人 }																																																									
		8 信用保証 市町村長の定めるところによる。																																																									
機関名	区分	融資条件等	申込窓口																																																								
県 地 域 産 業 振 興 課	セ ー フ テ ィ ネ ッ ト 資 金 （ 経 営 支 援 枠 ） 自 然 災 害 要 件	1 資金用途 運転資金・設備資金（土地の取得資金を除く。また、県内設置に限る。）	（取扱金融機関） 第四北越銀行、大光銀行、八十二銀行、北陸銀行、富山第一銀行、東邦銀行、きらやか銀行、秋田銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、JAバンク新潟県信連、北新潟農協、新潟かがやき農協、えちご中越農協、魚沼農協、佐渡農協、えちご上越農協、みなみ魚沼農協																																																								
		2 対象企業 県内で1年以上継続して同一事業を営み、地震、風水害等自然災害により損害を受け、経営の安定に支障を生じている者。																																																									
		3 融資限度 3,000万円（別枠）																																																									
		4 融資利率 融資期間3年以内 年1.30% 融資期間3年超5年以内 年1.50% 融資期間5年超7年以内 年1.70%																																																									
		5 融資期間 7年以内（うち据置期間2年以内）																																																									
		6 担 保 } 金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。																																																									
		7 保 証 人 }																																																									
		8 信用保証 新潟県信用保証協会の信用保証を要する。																																																									
市 町 村	地 方 産 業 育 成 資 金	1 資金用途 運転資金・設備資金	市町村商工担当課																																																								
		2 対象企業 中小企業者（市町村長の定めるところによる）																																																									
		3 融資限度 1,000万円（被災状況に応じて市町村長が認めた場合は1,000万円を超えることも可）																																																									
		4 融資利率 保証付き（責任共有対象外）1.85% 保証付き（責任共有対象）2.05% 保証なし 2.35%																																																									
		5 融資期間 運転資金5年以内（うち据置期間6ヶ月以内） 設備資金7年以内（うち据置期間6ヶ月以内） （災害規模により市町村長が認めた場合は融資期間を超えることも可）																																																									
		6 担 保 } 金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。																																																									
		7 保 証 人 }																																																									
		8 信用保証 市町村長の定めるところによる。																																																									

新潟県地域防災計画 【風水害対策編】

修正案 新旧対照表

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

※ 頁、行は現行計画（令和7年10月修正）についてのもの

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
1	第1章第2節 県民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	5	▲10	1 基本理念 (1) 住民・地域・行政（防災関係機関）による取組の推進と外部支援・相互協力による補完体制構築 ウ 県、市町村及び防災関係機関に求められる役割 (ク)（略）。 <u>(追加)</u>	1 基本理念 (1) 住民・地域・行政（防災関係機関）による取組の推進と外部支援・相互協力による補完体制構築 ウ 県、市町村及び防災関係機関に求められる役割 (ク)（略） <u>(ク) 県、市町村は、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努める。</u>	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑦被災者支援の充実、⑨官民連携・人材育成の推進)	
2	第1章第2節 県民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	5	▲6	エ 支援と協力による補完体制の整備 県、市町村及び防災関係機関は、自らの対処能力が不足した場合、国、他の地方公共団体からの支援や、NPO、ボランティア、企業・団体等の協力を得ながら十分に対応できるよう、事前の体制整備に努めるとともに、連絡先の共有の徹底等の実効性の確保に努める。 <u>(追加)</u>	エ 支援と協力による補完体制の整備 県、市町村及び防災関係機関は、自らの対処能力が不足した場合、国、他の地方公共団体からの支援や、NPO、ボランティア、企業・団体等の協力を得ながら十分に対応できるよう、事前の体制整備に努めるとともに、連絡先の共有の徹底等の実効性の確保に努める。 <u>また、登録被災者援護協力団体との平時からの連携に努める。</u>	R7 防災基本計画の修正を反映 (②被災者支援の充実)	
3	第1章第2節 県民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	10	表	3 各機関の事務又は業務の大綱 指定地方行政機関 信越総合通信局 <u>(追加)</u>	3 各機関の事務又は業務の大綱 指定地方行政機関 信越総合通信局 <u>新潟行政評価事務所</u> <u>1 被災者への生活支援情報の提供</u> <u>2 専用電話を備えた相談窓口の開設</u> <u>3 特別行政相談所の開設</u>	指定地方行政機関の追加を反映	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考																																
4	第1章第4節 新潟県の社会的条件	22	表	<p>3 産業 産業別総生産額の推移</p> <table border="1"> <caption>産業別総生産額の推移 (単位:百万円)</caption> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H23</th> <th>H27</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1次産業</td> <td>164,668</td> <td>140,710</td> <td>153,260</td> </tr> <tr> <td>第2次産業</td> <td>2,432,809</td> <td>2,570,124</td> <td>2,662,615</td> </tr> <tr> <td>第3次産業</td> <td>5,960,875</td> <td>6,290,934</td> <td>6,003,198</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 輸入税等加減前の数値。資料 令和3年度 新潟県 県民経済計</p>	区分	H23	H27	R2	第1次産業	164,668	140,710	153,260	第2次産業	2,432,809	2,570,124	2,662,615	第3次産業	5,960,875	6,290,934	6,003,198	<p>3 産業 産業別総生産額の推移</p> <table border="1"> <caption>産業別総生産額の推移 (単位:百万円)</caption> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H23</th> <th>H27</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1次産業</td> <td>162,754</td> <td>140,032</td> <td>155,953</td> </tr> <tr> <td>第2次産業</td> <td>2,432,809</td> <td>2,570,124</td> <td>2,633,350</td> </tr> <tr> <td>第3次産業</td> <td>5,960,880</td> <td>6,290,964</td> <td>6,018,496</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 輸入税等加減前の数値。資料 令和4年度 新潟県 県民経済計</p>	区分	H23	H27	R2	第1次産業	162,754	140,032	155,953	第2次産業	2,432,809	2,570,124	2,633,350	第3次産業	5,960,880	6,290,964	6,018,496	時点修正	
区分	H23	H27	R2																																				
第1次産業	164,668	140,710	153,260																																				
第2次産業	2,432,809	2,570,124	2,662,615																																				
第3次産業	5,960,875	6,290,934	6,003,198																																				
区分	H23	H27	R2																																				
第1次産業	162,754	140,032	155,953																																				
第2次産業	2,432,809	2,570,124	2,633,350																																				
第3次産業	5,960,880	6,290,964	6,018,496																																				
5	第2章第1節 防災教育計画	33	11	<p>1 計画の方針 (2)要配慮者に対する配慮 ア 要配慮者、<u>保護責任者</u>、施設管理者等の 防災教育を推進する。</p>	<p>1 計画の方針 (2)要配慮者に対する配慮 ア 要配慮者、<u>同居家族等</u>、施設管理者等の 防災教育を推進する。</p>	他節との整合性確保																																	
6	第2章第1節 防災教育計画	33	▲14	<p>2 県民・企業等の役割 (1)県民の役割 ア～イ (略) ウ <u>(追加)</u> 次世代への災害被災経験の伝承</p>	<p>2 県民・企業等の役割 (1)県民の役割 ア～イ (略) ウ <u>語り部活動や家庭内での語り継ぎ等による</u>次世代への災害被災経験の伝承</p>	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑭その他)																																	
7	第2章第1節 防災教育計画	33	▲9	<p>2 県民・企業等の役割 (2)地域の役割 ア～イ (略) ウ <u>(追加)</u> 次世代への災害被災経験の伝承</p>	<p>2 県民・企業等の役割 (2)地域の役割 ア～イ (略) ウ <u>語り部活動や地域内での語り継ぎ、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存等による</u>次世代への災害被災経験の伝承</p>	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑭その他)																																	
8	第2章第1節 防災教育計画	34	▲17	<p>3 県の役割 (4)要配慮者及び<u>保護責任者</u>の防災学習の支援 ア 高齢者、障害者、傷病者、妊産婦及び乳幼児（福祉保健部） 在宅要配慮者の安全を確保するため、要配慮者本人又は<u>保護責任者</u>への防災知識の普及、地域住民等への支援知識の普及・啓発活動を促進する。</p>	<p>3 県の役割 (4)要配慮者及び<u>同居家族等</u>の防災学習の支援 ア 高齢者、障害者、傷病者、妊産婦及び乳幼児（福祉保健部） 在宅要配慮者の安全を確保するため、要配慮者本人又は<u>同居家族等</u>への防災知識の</p>	他節との整合性確保																																	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
					普及、地域住民等への支援知識の普及・啓発活動を促進する。		
9	第2章第1節 防災教育計画	35	9	3 県の役割 (5) 市町村に対する防災に関する基礎情報の提供（防災局、土木部、県教育委員会） ア～エ（略） <u>(追加)</u>	3 県の役割 (5) 市町村に対する防災に関する基礎情報の提供（防災局、土木部、県教育委員会） ア～エ（略） <u>オ 広報活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に対する県民等の関心と理解を深めるとともに、防災活動への県民の参加を促進する。</u>	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑨官民連携・人材育成の推進)	
10	第2章第1節 防災教育計画	36	10	4 市町村の役割 (6) 要配慮者及び <u>保護責任者</u> 等の防災学習の推進 (7)～(8)（略） (9) 市町村地域防災計画で定める事項 ・全住民を対象とした共通的な防災教育計画 ・各地区別の住民を対象とした防災教育計画 ・要配慮者及び <u>保護責任者</u> を対象とした防災教育計画 ・ハザードマップの作成・提示	4 市町村の役割 (6) 要配慮者等及び <u>同居家族</u> 等の防災学習の推進 (7)～(8)（略） (9) 市町村地域防災計画で定める事項 ・全住民を対象とした共通的な防災教育計画 ・各地区別の住民を対象とした防災教育計画 ・要配慮者及び <u>同居家族等</u> を対象とした防災教育計画 ・ハザードマップの作成・提示	他節との整合性確保	
11	第2章第1節 防災教育計画	36	▲19	4 市町村の役割 (1)～(9)（略） <u>(追加)</u>	4 市町村の役割 (1)～(9)（略） <u>(10)ボランティアによる防災活動に対する住民等の理解促進、防災活動への住民参加の促進</u>	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑨官民連携・人材育成の推進)	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
12	第2章第2節 防災訓練計画	38	11	1 計画の方針 (1) 基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ・（略） ・さらに、災害情報の収集・伝達・共有は、災害対応の要であることから、県、市町村及び関係機関において、新潟県総合防災情報システム、<u>（追加）</u>地理空間情報（GIS・GPS）など各種手段を使った「情報の共有化」が図れるよう、平常時からデータの整備、人材の育成に努める。 	1 計画の方針 (1) 基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ・（略） ・さらに、災害情報の収集・伝達・共有は、災害対応の要であることから、県、市町村及び関係機関において、新潟県総合防災情報システム、<u>新物資システム（B-PLo）</u>、地理空間情報（GIS・GPS）など各種手段を使った「情報の共有化」が図れるよう、平常時からデータの整備、人材の育成に努める。 	R7 防災基本計画の修正を反映 （⑬防災DXの加速）	
13	第2章第2節 防災訓練計画	39	▲ 11	3 県の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・（略） ・また、新潟県総合防災情報システム、<u>（追加）</u>地理空間情報（GIS・GPS）、ソーシャルメディア、携帯電話等の移動通信手段など各種手段を使い、災害情報の収集・伝達・共有を迅速に行えるよう、人材育成も含めた訓練に努める。 	3 県の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・（略） ・また、新潟県総合防災情報システム、<u>新物資システム（B-PLo）</u>、地理空間情報（GIS・GPS）、ソーシャルメディア、携帯電話等の移動通信手段など各種手段を使い、災害情報の収集・伝達・共有を迅速に行えるよう、人材育成も含めた訓練に努める。 	R7 防災基本計画の修正を反映 （⑬防災DXの加速）	
14	第2章第3節 自主防災組織育成計画	43	▲ 2	5 市町村の役割 (1) 意識啓発及び防災資機材等の整備支援 市町村は、地域住民に対し、自主防災組織の意義等を啓発し、地域の実情に応じた組織づくりを積極的に働きかけるとともに、一般財団法人自治総合センターの助成事業、県及び市町村単独の助成事業等を活用しながら、自主防災組織における防災資機材等の整備を促進する。	5 市町村の役割 (1) 意識啓発及び防災資機材等の整備支援 市町村は、地域住民に対し、自主防災組織の意義等を啓発し、地域の実情に応じた組織づくりを積極的に働きかけるとともに、 <u>消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じた地域コミュニティの防災体制の充実に努める。また、</u> 一般財団法人自治総合センターの助成事業、県及び市町村単独の助成事業等を活用しながら、自主防災組織における防災資機材等の整備を促進する。	R7 防災基本計画の修正を反映 （⑩消防防災力の充実強化）	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
15	第2章第4節 防災都市計画	45	7	1 計画の方針 (1) 基本方針 災害に強いまちづくりを推進するには、国、県、市町村等の各種機関が協力して総合的なまちづくりの施策を展開することが必要である。 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、 <u>(追加)</u> 豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、 <u>都市的土地利用を誘導しないもの</u> とし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。	1 計画の方針 (1) 基本方針 災害に強いまちづくりを推進するには、国、県、市町村等の各種機関が協力して総合的なまちづくりの施策を展開することが必要である。 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、 <u>都市的土地利用の誘導を検討するに当たっては、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価のほか、その地域の状況や地域でとり得る防災・減災対策を幅広く考慮して総合的に判断すること</u> とし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑭その他)	
16	第2章第4節 防災都市計画	45	18	ア～カ (略) <u>(追記)</u>	ア～カ (略) <u>キ 復興事前準備の取組の推進</u>	R7 防災基本計画の修正を反映 (③復興・復旧の迅速化)	
17	第2章第4節 防災都市計画	47	10	3 県の役割 (1)～(5) (略) <u>(追記)</u>	3 県の役割 (1)～(5) (略) <u>(6) 復興事前準備の取組の推進</u> 県は、市町村が被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、市町村が行う事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備の取組を支援する。	R7 防災基本計画の修正を反映 (③復興・復旧の迅速化)	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
18	第2章第4節 防災都市計画	48	7	4 市町村の役割 (1)～(5) (略) <u>(追記)</u> <u>(6)</u> (略)	4 市町村の役割 (1)～(5) (略) <u>(6) 復興事前準備の取組の推進</u> <u>市町村は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握するなど、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備の取組に努めるものとする。</u> <u>(7)</u> (略)	R7 防災基本計画の修正を反映 ③復興・復旧の迅速化)	
19	第2章第5節 集落孤立対策計画	50	▲5	3 県の役割 (2) 孤立予想集落の資機材整備や備蓄体制の強化に対する支援と最新技術の活用促進（防災局） イ 物資輸送における無人航空機等や通信確保における衛星通信等の最新 <u>技</u> 技術の導入や活用を促進する。	3 県の役割 (2) 孤立予想集落の資機材整備や備蓄体制の強化に対する支援と最新技術の活用促進（防災局） イ 物資輸送における無人航空機等や通信確保における衛星通信等の最新 <u>(削除)</u> 技術の導入や活用を促進する。	誤記訂正	
20	第2章第8節 道路・橋梁・トンネル等の風水害対策	62	18	2 各道路管理者等の行う風水害対策 (2) 防災体制の整備 イ 迅速な応急復旧体制の整備 <u>(追加)</u> 関係行政機関及び災害時の応援業務に関する協定を結んでいる(一社)新潟県建設業協会や(一社)新潟県地質調査業協会などは、被災時の迅速で的確な協力に備え、 <u>情報連絡体制</u> や応急復旧のための人	2 各道路管理者等の行う風水害対策 (2) 防災体制の整備 イ 迅速な応急復旧体制の整備 <u>道路管理者は、災害発生後の道路の障害物の除去（路面変状の補修等を含む）による道路啓開を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行う。</u> <u>また、関係行政機関及び災害時の応援業務に関する協定を結んでいる(一社)新潟県建設業協会や(一社)新潟県地質調査業協会などは、被災時の迅速で的確な協力に備え、<u>道路啓開、応急復旧等</u>（以下「道路啓</u>	R7 防災基本計画の修正を反映 (④道路法等の改正)	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
				員や資機材（発動発電機、投光器、初動時調査のための自転車など）備蓄体制を整備する。 <u>また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開等の計画を作成するものとし、必要に応じてその見直しを行う。</u>	<u>開等」という。）に必要な人員や資機材（発動発電機、投光器、初動時調査のための自転車など）の備蓄体制を整備する。</u> <u>（削除）</u>		
21	第2章第9節 港湾・漁港施設の風水害対策	63	17	1 計画の方針 (1) 基本方針 ア 各主体の責務 (イ) 県（交通政策局、農林水産部）は、風水害の発生に備え防災体制を確立し、災害防止、被災時の応急復旧等の迅速な対応を図るため、関係行政機関や関係団体と協定を結び対応の整備を図るとともに、災害を防ぐための港湾、漁港の外郭施設の整備、背後地への緊急物資の集積や避難場所の整備に努める	1 計画の方針 (1) 基本方針 ア 各主体の責務 (イ) 県（交通政策局、農林水産部）は、風水害の発生に備え防災体制を確立し、災害防止、被災時の応急復旧等の迅速な対応を図るため、関係行政機関や関係団体と協定を結び対応の整備を図るとともに、災害を防ぎ、 <u>防災機能を確保する</u> ための港湾、漁港の外郭施設の整備、背後地への緊急物資の集積や避難場所の整備に努める	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑥港湾における官民協働での高潮対策)	
22	第2章第9節 港湾・漁港施設の風水害対策	63	22	(ウ) また、港湾管理者及び漁港管理者は、老朽化した港湾施設及び漁港施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理を行うと共に、近年の気候変動を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強及び、気候変動に適応した整備計画の策定に努める。 <u>（追加）</u>	(ウ) また、港湾管理者及び漁港管理者は、老朽化した港湾施設及び漁港施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理を行うと共に、近年の気候変動を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強及び、気候変動に適応した整備計画の策定に努める。 <u>また、港湾については、官民協働により気候変動に取り組む「協働防護計画」の策定に努める。</u>	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑥港湾における官民協働での高潮対策)	
23	第2章第13節 河川・海岸災害予防計画	74	32	県内の河川数及び指定延長 (令和6年1月1日現在)	県内の河川数及び指定延長 (令和7年1月1日現在)	時点修正	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考																																																																
24	第2章第13節 河川・海岸災害予防計画	75	32	<p>県内の県管理河川</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">重点</th> <th colspan="2">A</th> <th colspan="2">B</th> <th colspan="2">要留意</th> <th colspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>箇所</th> <th>延長(m)</th> <th>箇所</th> <th>延長(m)</th> <th>箇所</th> <th>延長(m)</th> <th>箇所</th> <th>延長(m)</th> <th>箇所</th> <th>延長(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県管理</td> <td>75</td> <td>59,006</td> <td>459</td> <td>423,175</td> <td>1,315</td> <td>1,512,515</td> <td>44</td> <td>14,476</td> <td>1,818</td> <td>1,950,116</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：令和<u>6</u>年度水防計画</p>		重点		A		B		要留意		計		箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	県管理	75	59,006	459	423,175	1,315	1,512,515	44	14,476	1,818	1,950,116	<p>県内の県管理河川</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">重点</th> <th colspan="2">A</th> <th colspan="2">B</th> <th colspan="2">要留意</th> <th colspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>箇所</th> <th>延長(m)</th> <th>箇所</th> <th>延長(m)</th> <th>箇所</th> <th>延長(m)</th> <th>箇所</th> <th>延長(m)</th> <th>箇所</th> <th>延長(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県管理</td> <td>74</td> <td>57,596</td> <td>457</td> <td>421,925</td> <td>1,315</td> <td>1,521,295</td> <td>39</td> <td>14,396</td> <td>1,814</td> <td>1,957,616</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：令和<u>7</u>年度水防計画</p>		重点		A		B		要留意		計		箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	県管理	74	57,596	457	421,925	1,315	1,521,295	39	14,396	1,814	1,957,616	時点修正	
	重点		A			B		要留意		計																																																													
	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)																																																													
県管理	75	59,006	459	423,175	1,315	1,512,515	44	14,476	1,818	1,950,116																																																													
	重点		A		B		要留意		計																																																														
	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)																																																													
県管理	74	57,596	457	421,925	1,315	1,521,295	39	14,396	1,814	1,957,616																																																													
25	第2章第13節 河川・海岸災害予防計画	76	1	<p>県内の国管理河川関係の重要水防箇所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">重点</th> <th colspan="2">A</th> <th colspan="2">B</th> <th colspan="2">要留意</th> <th colspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>箇所</th> <th>延長(m)</th> <th>箇所</th> <th>延長(m)</th> <th>箇所</th> <th>延長(m)</th> <th>箇所</th> <th>延長(m)</th> <th>箇所</th> <th>延長(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国管理</td> <td>139</td> <td>28,494</td> <td>168</td> <td>24,114</td> <td>992</td> <td>293,923</td> <td>118</td> <td>43,443</td> <td>1,278</td> <td>361,460</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：令和<u>6</u>年度水防計画</p>		重点		A		B		要留意		計		箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	国管理	139	28,494	168	24,114	992	293,923	118	43,443	1,278	361,460	<p>県内の国管理河川関係の重要水防箇所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">重点</th> <th colspan="2">A</th> <th colspan="2">B</th> <th colspan="2">要留意</th> <th colspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>箇所</th> <th>延長(m)</th> <th>箇所</th> <th>延長(m)</th> <th>箇所</th> <th>延長(m)</th> <th>箇所</th> <th>延長(m)</th> <th>箇所</th> <th>延長(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国管理</td> <td>139</td> <td>27,982</td> <td>163</td> <td>23,776</td> <td>1008</td> <td>293,306</td> <td>122</td> <td>44,460</td> <td>1,293</td> <td>361,532</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：令和<u>7</u>年度水防計画</p>		重点		A		B		要留意		計		箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	国管理	139	27,982	163	23,776	1008	293,306	122	44,460	1,293	361,532	時点修正	
	重点		A			B		要留意		計																																																													
	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)																																																													
国管理	139	28,494	168	24,114	992	293,923	118	43,443	1,278	361,460																																																													
	重点		A		B		要留意		計																																																														
	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)																																																													
国管理	139	27,982	163	23,776	1008	293,306	122	44,460	1,293	361,532																																																													
26	第2章第13節 河川・海岸災害予防計画	76	6	<p>水防上巡視を必要とする県内の構造物箇所</p> <p>資料：令和<u>6</u>年度水防計画</p>	<p>水防上巡視を必要とする県内の構造物箇所</p> <p>資料：令和<u>7</u>年度水防計画</p>	時点修正																																																																	
27	第2章第13節 河川・海岸災害予防計画	76	8	<p>県内のダム（堤高15m以上）施設数 （令和<u>6</u>年4月1日現在）</p>	<p>県内のダム（堤高15m以上）施設数 （令和<u>7</u>年4月1日現在）</p>	時点修正																																																																	
28	第2章第13節 河川・海岸災害予防計画	78	26	<p>県内の海岸延長</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>海岸線延長</th> <th>海岸保全延長</th> <th>保全施設有効延長</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省水管理・国土保全局</td> <td>406,565</td> <td>254,777</td> <td>182,083</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国土交通省港湾局</td> <td>119,444</td> <td>58,226</td> <td>50,729</td> <td>港湾区域の海岸</td> </tr> <tr> <td>水産庁</td> <td>108,841</td> <td>51,338</td> <td>33,290</td> <td>漁港区域の海岸</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>634,850</td> <td>364,341</td> <td>266,102</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：令和<u>5</u>年度版 海岸統計</p>	区 分	海岸線延長	海岸保全延長	保全施設有効延長	備 考	国土交通省水管理・国土保全局	406,565	254,777	182,083		国土交通省港湾局	119,444	58,226	50,729	港湾区域の海岸	水産庁	108,841	51,338	33,290	漁港区域の海岸	合 計	634,850	364,341	266,102		<p>県内の海岸延長</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>海岸線延長</th> <th>海岸保全延長</th> <th>保全施設有効延長</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省水管理・国土保全局</td> <td>406,565</td> <td>254,777</td> <td>182,088</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国土交通省港湾局</td> <td>119,444</td> <td>58,226</td> <td>50,729</td> <td>港湾区域の海岸</td> </tr> <tr> <td>水産庁</td> <td>108,791</td> <td>51,338</td> <td>33,290</td> <td>漁港区域の海岸</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>634,800</td> <td>364,341</td> <td>266,107</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：令和<u>6</u>年度版 海岸統計</p>	区 分	海岸線延長	海岸保全延長	保全施設有効延長	備 考	国土交通省水管理・国土保全局	406,565	254,777	182,088		国土交通省港湾局	119,444	58,226	50,729	港湾区域の海岸	水産庁	108,791	51,338	33,290	漁港区域の海岸	合 計	634,800	364,341	266,107		時点修正															
区 分	海岸線延長	海岸保全延長	保全施設有効延長	備 考																																																																			
国土交通省水管理・国土保全局	406,565	254,777	182,083																																																																				
国土交通省港湾局	119,444	58,226	50,729	港湾区域の海岸																																																																			
水産庁	108,841	51,338	33,290	漁港区域の海岸																																																																			
合 計	634,850	364,341	266,102																																																																				
区 分	海岸線延長	海岸保全延長	保全施設有効延長	備 考																																																																			
国土交通省水管理・国土保全局	406,565	254,777	182,088																																																																				
国土交通省港湾局	119,444	58,226	50,729	港湾区域の海岸																																																																			
水産庁	108,791	51,338	33,290	漁港区域の海岸																																																																			
合 計	634,800	364,341	266,107																																																																				

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
29	第2章第13節 河川・海岸災害予防計画	78	28	県内の海岸関係の重要水防箇所 資料：令和 <u>6</u> 年度水防計画	県内の海岸関係の重要水防箇所 資料：令和 <u>7</u> 年度水防計画	時点修正	
30	第2章第13節 河川・海岸災害予防計画	80	18	5 関係機関の役割 (1) 北陸地方整備局 ア 大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE） <u>(追加)</u> 等を派遣し、 <u>(追加)</u> 県、市町村等が行う、被災状況、県、市町村のニーズ等の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、二次災害防止施策、施設・設備の応急復旧活動等に対する支援を行う。	5 関係機関の役割 (1) 北陸地方整備局 ア 大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE <u>(予備隊員含む)</u> ・TEC-FORCEアドバイザー）を派遣し、 <u>TEC-FORCEパートナーとの連携により</u> 、県、市町村等が行う、被災状況、県、市町村のニーズ等の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、二次災害防止施策、施設・設備の応急復旧活動等に対する支援を行う。	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑩インフラ・ライフラインの復旧迅速化、代替性の確保)	
31	第2章第15節 防災通信施設の整備と風水害対策	85	12	2 県の役割 (1) <u>新潟県総合防災</u> 情報システムの整備 <u>(追加)</u> 災害時に被害の軽減を図るため、市町村と県との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集、共有を行うための新潟県総合防災情報システムを整備する。 <u>併せて</u> 、国等との情報共有を図るため、令和6年4月より運用を開始した新総合防災情報システム（SOBO-WE B）に情報を集約できるよう努める <u>ものとする。</u> <u>(追加)</u>	2 県の役割 (1) <u>各種</u> 情報システムの整備 <u>ア 新潟県総合防災情報システム</u> 災害時に被害の軽減を図るため、市町村と県との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集、共有を行うための新潟県総合防災情報システムを整備する。 <u>イ 新総合防災情報システム等</u> 国等との情報共有を図るため、令和6年4月より運用を開始した新総合防災情報システム（SOBO-WE B）に情報を集約できるよう努める <u>(削除)</u> 。	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑬防災DXの加速)	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
					<u>併せて、災害時に災害対応基本共有情報（E E I）に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ、関連システムの整備に努める。</u>		
32	第2章第20節 上水道の風水害対策	107	25	2 水道事業者の役割 (2) 体制面の防災対策 ウ 応急対策計画の策定 (ウ) 応急復旧計画 b 浄水場、配水池、基幹管路等の主要施設及び指定避難所、医療機関、社会福祉施設等への配水ルートなど、復旧作業の優先順位を明確にする。 <u>(追加)</u>	2 水道事業者の役割 (2) 体制面の防災区対策 ウ 応急対策計画の策定 (ウ) 応急復旧計画 b 浄水場、配水池、基幹管路等の主要施設及び指定避難所、医療機関、社会福祉施設等への配水ルートなど、復旧作業の優先順位を明確にする。 <u>なお、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。</u>	R7 防災基本計画の修正を反映 (㊴インフラ・ライフラインの復旧迅速化、代替性の確保)	
33	第2章第21節 下水道等の風水害対策	112	18	4 市町村の役割 (3) 下水道等施設の管理 イ <u>(追加)</u> 県と協力し、早期に機能回復できるように努める。 <u>(追加)</u>	4 市町村の役割 (3) 下水道等施設の管理 イ <u>発災時は</u> 県と協力し、早期に機能回復できるように努める。 <u>なお、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。</u>	R7 防災基本計画の修正を反映 (㊴インフラ・ライフラインの復旧迅速化、代替性の確保)	
34	第2章第26節 廃棄物処理体制の整備	126	13	1 計画の方針 基本方針 (1)～(2) (略) (3) 市町村は、 <u>(追加)</u> 災害時を想定したごみ及びし尿の災害廃棄物処理計画を策定 <u>すると</u>	1 計画の方針 基本方針 (1)～(2) (略) (3) 市町村は、 <u>定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、</u> 災害時を想定したごみ及びし尿の災害廃棄物処理	R7 防災基本計画の修正を反映 (㊴その他)	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
				<p>ともに、<u>(追加)</u> 平常時から、住民に対し、協力を求める事項について周知する。</p> <p><u>(4)</u> 市町村は、一般廃棄物処理施設の浸水対策及び応急復旧体制の整備に努める。 <u>(追加)</u></p> <p><u>(5)</u> 県は、市町村からの要請に備え、市町村間等の広域処理体制や関係団体、近隣他県、国との協力体制を整備する。</p>	<p>計画を策定し、<u>必要に応じて見直しを行い、計画の実効性の向上に努める。</u></p> <p><u>(4)</u> 市町村は、平常時から、住民に対し、協力を求める事項について周知する。</p> <p><u>(5)</u> 市町村は、一般廃棄物処理施設の浸水対策及び応急復旧体制の整備に努める。</p> <p><u>(6)</u> 県は、<u>定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努める。</u></p> <p><u>(7)</u> 県は、市町村からの要請に備え、市町村間等の広域処理体制や関係団体、近隣他県、国との協力体制を整備する。</p>		
35	第2章第26節 廃棄物処理体制の整備	126	25	<p>3 県の役割 <u>広域処理体制の整備</u> <u>(追加)</u></p> <p><u>(1)</u> 県内市町村間の広域処理体制を整備する。 県内市町村の収集・処理能力を把握し、災害時の廃棄物処理の広域応援体制を整備する。</p> <p><u>(2)</u> 関係団体との協力体制 災害時の応援協定等による広域処理体制を整備する。</p> <p><u>(3)</u> 近隣他県との協力体制 災害廃棄物処理に関し、地域ブロック協議会の活用等により近隣他県、国との協力体制を整備する。</p>	<p>3 県の役割 (削除)</p> <p><u>(1) 災害廃棄物処理体制の整備</u> 災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、災害廃棄物の処理主体となる市町村の災害廃棄物計画策定、見直しの参考にも資するよう、必要に応じて県計画を見直し、計画の実効性の向上に努める。</p> <p><u>(2) 県内市町村間の広域処理体制の整備</u> 県内市町村の収集・処理能力を把握し、災害時の廃棄物処理の広域応援体制を整備する。</p> <p><u>(3) 関係団体との協力体制</u> 災害時の応援協定等による広域処理体制を整備する。</p> <p><u>(4) 近隣他県との協力体制</u> 災害廃棄物処理に関し、地域ブロック協議会の活用等により近隣他県、国との協力体制を整備する。</p>	R7 防災基本計画の修正を反映（⑭その他）	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
36	第2章第26節 廃棄物処理体制の整備	127	2	4 市町村の役割 (1) 災害廃棄物処理 <u>計画の策定</u> ア <u>(追加)</u> 災害時の廃棄物処理についての組織体制、関係機関との連絡体制、住民への広報の方法、発生量の予測、仮置場の想定と配置計画、ごみ、し尿の収集、処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定 <u>する。</u>	4 市町村の役割 (1) 災害廃棄物処理 <u>体制の整備</u> ア <u>災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、</u> 災害時の廃棄物処理についての組織体制、関係機関との連絡体制、住民への広報の方法、発生量の予測、仮置場の想定と配置計画、ごみ、し尿の収集、処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定し、 <u>必要に応じて見直しを実施することで、計画の実効性の向上に努める。</u>	R7 防災基本計画の修正を反映（⑭その他）	
37	第2章第28節 医療救護体制の整備	134	14	1 計画の方針 (1) 基本方針 ア 各主体の責務 (ア)～(イ) (略) <u>(追加)</u> <u>(ウ)</u> (略) <u>(エ)</u> (略) <u>(オ)</u> (略)	1 計画の方針 (1) 基本方針 ア 各主体の責務 (ア)～(イ) (略) <u>(ウ) 県は、災害対策本部（医療活動支援班）等において医療救護活動の助言等を行う災害医療アドバイザー、災害時小児周産期リエゾン、災害薬事コーディネーター及び災害時透析リエゾンの整備を行う。</u> <u>(エ)</u> (略) <u>(オ)</u> (略) <u>(カ)</u> (略)	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑧保健医療福祉支援の体制・連携の強化)	
38	第2章第28節 医療救護体制の整備	137	▲11	3 県の役割 (1) ～ (4) (略)	3 県の役割 (1) ～ (4) (略) <u>(5) 災害医療アドバイザーの整備</u> <u>県は、災害対策本部等において医療活動全般に係る企画、助言等を行う、災害医療アドバイザーの整備を行う。</u> <u>(6) 災害時小児周産期リエゾンの整備</u> <u>県は、災害対策本部において小児・周産期の医療活動全般に係る企画、助言等を行</u>	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑧保健医療福祉支援の体制・連携の強化)	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
				<p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p>	<p><u>う、災害時小児周産期リエゾンの整備を行う。</u></p> <p>(7) <u>災害薬事コーディネーターの整備</u> <u>県は、災害対策本部等において、被災地域の医薬品や医療用資器材等の供給調整を支援する災害薬事コーディネーターの整備を行う。</u></p> <p>(8) <u>災害時透析リエゾンの整備</u> <u>県は、災害対策本部において人工透析の医療活動全般に係る企画、助言等を行う、災害時透析リエゾンの整備を行う。</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) (略)</p>		
39	第2章第29節 避難体制の整備	140	21	<p>1 計画の方針</p> <p>(2) 要配慮者に対する配慮 要配慮者の安全のため、特に次の事項に配慮する。 ア 避難行動要支援者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有 <u>(追加)</u></p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(2) 要配慮者に対する配慮 要配慮者の安全のため、特に次の事項に配慮する。 ア 避難行動要支援者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有、<u>個別避難計画の策定</u></p>	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑭その他)	
40	第2章第29節 避難体制の整備	143	▲9	<p>3 県の役割</p> <p>(2) 市町村の避難体制整備の支援（防災局、福祉保健部、土木部） エ 関係機関との情報交換体制の整備 (ウ) (略) <u>(追加)</u></p>	<p>3 県の役割</p> <p>(2) 市町村の避難体制整備の支援（防災局、福祉保健部、土木部） エ 関係機関との情報交換体制の整備 (ウ) (略) <u>オ 避難生活を支える人材の育成・確保</u></p>	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑦被災者支援の充実、⑨官民連携・人	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
					<u>避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努める。</u>	材育成の推進)	
41	第2章第29節 避難体制の整備	144	10	4 市町村の役割 市町村は、危険が差し迫った状態になる前に住民等が避難できるよう、また、他市町村からの避難住民を迅速に受け入れられるよう、危険情報の事前周知、避難指示等の発令区域・タイミング等の避難の判断・情報伝達・避難誘導體制整備とマニュアル化、避難経路等の計画、避難場所、避難所の指定と周知及び即応体制の整備、避難行動要支援者の <u>避難支援計画</u> 策定及び福祉避難所の指定等を行う。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するものとする。	4 市町村の役割 市町村は、危険が差し迫った状態になる前に住民等が避難できるよう、また、他市町村からの避難住民を迅速に受け入れられるよう、危険情報の事前周知、避難指示等の発令区域・タイミング等の避難の判断・情報伝達・避難誘導體制整備とマニュアル化、避難経路等の計画、避難場所、避難所の指定と周知及び即応体制の整備、避難行動要支援者の <u>個別避難計画</u> 策定及び福祉避難所の指定等を行う。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するものとする。	R7 防災基本計画の修正を反映 (14その他)	
42	第2章第29節 避難体制の整備	146	▲3	4 市町村の役割 (4) 避難誘導體制の整備 イ 在宅の避難行動要支援者の安全・確実な避難のため、福祉関係者、自主防災組織等と協力して <u>避難支援計画</u> を策定する。	4 市町村の役割 (4) 避難誘導體制の整備 イ 在宅の避難行動要支援者の安全・確実な避難のため、福祉関係者、自主防災組織等と協力して <u>個別避難計画</u> を策定する。	R7 防災基本計画の修正を反映 (14その他)	
43	第2章第29節 避難体制の整備	148	▲12	4 市町村の役割 (5) 避難場所、避難所の指定 イ 指定に当たっての留意点 <u>(ク) 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、備蓄薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、間仕切り、簡易ベッド、毛布、ブルーシート、土のう袋等</u>	4 市町村の役割 (5) 避難場所、避難所の指定 イ 指定に当たっての留意点 <u>(削除)</u>	R7 防災基本計画の修正を反映 (7被災者支援の充実) ※第2章31節「食料・生活必需品等の確	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
				<u>避難生活に必要な物資等の備蓄に努めること。</u> <u>(ケ)</u> <u>(コ)</u> <u>(サ)</u> <u>(シ)</u> <u>(ス)</u> <u>(セ)</u> <u>(ソ)</u> <u>(タ)</u> <u>(チ)</u> <u>(ツ)</u> <u>(テ)</u>	<u>(ク)</u> <u>(ケ)</u> <u>(コ)</u> <u>(サ)</u> <u>(シ)</u> <u>(ス)</u> <u>(セ)</u> <u>(ソ)</u> <u>(タ)</u> <u>(チ)</u> <u>(ツ)</u>	保計画」に新たに記載	
44	第2章第29節 避難体制の整備	150	21	4 市町村の役割 (5) 避難場所、避難所の指定 ウ 即応体制の整備 (コ) <u>(追加)</u> 在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。	4 市町村の役割 (5) 避難場所、避難所の指定 <u>等</u> ウ 即応体制の整備 (コ) <u>指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。</u>	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑦被災者支援の充実)	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
45	第2章第29節 避難体制の整備	150	30	<p>4 市町村の役割</p> <p>(5) 避難場所、避難所の指定</p> <p>ウ 即応体制の整備</p> <p>(サ) やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>4 市町村の役割</p> <p>(5) 避難場所、避難所の指定</p> <p>ウ 即応体制の整備</p> <p>(サ) やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。</p> <p><u>(シ) 地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努める</u></p> <p><u>(ス) 避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努める。</u></p>	<p>R7 防災基本計画の修正を反映</p> <p>(⑦被災者支援の充実、⑨官民連携・人材育成の推進、⑩インフラ・ライフラインの復旧迅速化、代替性の確保)</p>	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考												
46	第2章第30節 要配慮者の安全確保計画	153	表	<p>1 計画の方針 (1) 基本方針 〔要配慮者の安全確保計画の体系〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>大項目</th> <th>中項目</th> <th>小項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要配慮者の把握、情報の共有、啓発、訓練等</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の把握 ・避難行動要支援者情報の共有 ・要配慮者への広報・啓発 ・要配慮者向け備品等確保 <u>(追加)</u> ・避難行動要支援者対象の防災訓練 </td> </tr> </tbody> </table>	大項目	中項目	小項目	要配慮者の把握、情報の共有、啓発、訓練等		<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の把握 ・避難行動要支援者情報の共有 ・要配慮者への広報・啓発 ・要配慮者向け備品等確保 <u>(追加)</u> ・避難行動要支援者対象の防災訓練 	<p>1 計画の方針 (1) 基本方針 〔要配慮者の安全確保計画の体系〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>大項目</th> <th>中項目</th> <th>小項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要配慮者の把握、情報の共有、啓発、訓練等</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の把握 ・避難行動要支援者情報の共有 ・要配慮者への広報・啓発 ・要配慮者向け備品等確保 <u>・個別避難計画の作成</u> ・避難行動要支援者対象の防災訓練 </td> </tr> </tbody> </table>	大項目	中項目	小項目	要配慮者の把握、情報の共有、啓発、訓練等		<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の把握 ・避難行動要支援者情報の共有 ・要配慮者への広報・啓発 ・要配慮者向け備品等確保 <u>・個別避難計画の作成</u> ・避難行動要支援者対象の防災訓練 	本文の記載内容を踏まえた修正	
大項目	中項目	小項目																	
要配慮者の把握、情報の共有、啓発、訓練等		<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の把握 ・避難行動要支援者情報の共有 ・要配慮者への広報・啓発 ・要配慮者向け備品等確保 <u>(追加)</u> ・避難行動要支援者対象の防災訓練 																	
大項目	中項目	小項目																	
要配慮者の把握、情報の共有、啓発、訓練等		<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の把握 ・避難行動要支援者情報の共有 ・要配慮者への広報・啓発 ・要配慮者向け備品等確保 <u>・個別避難計画の作成</u> ・避難行動要支援者対象の防災訓練 																	
47	第2章第30節 要配慮者の安全確保計画	154	19	<p>1 計画の方針 (1) 基本方針 ア 県 また、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会<u>(追加)</u>の実施及び地域の関係者向けセミナーの開催等の取組を通じた支援に努めるものとする。</p>	<p>1 計画の方針 (1) 基本方針 ア 県 また、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会<u>や訓練</u>の実施及び地域の関係者向けセミナーの開催等の取組を通じた支援に努めるものとする。</p>	R7 防災基本計画の修正を反映													

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
48	第2章第30節 要配慮者の安全確保計画	155	▲6	1 計画の方針 (1) 基本方針 カ 避難行動要支援者及び 保護責任者 避難行動要支援者及び 保護責任者 は、自らできることについては事前に準備し、災害時の対応に備える。なお、援助が必要な ことがあれば 、市町村、地域住民等に対して情報発信に努める。	1 計画の方針 (1) 基本方針 カ 避難行動要支援者及び 同居家族等 避難行動要支援者及び 同居家族等 は、自らできることについては事前に準備し、災害時の対応に備える。なお、援助が必要な ことについて 、市町村、地域住民等に対して情報発信に努める。	内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」の表現を踏まえて修正	
49	第2章第30節 要配慮者の安全確保計画	156	▲6	2 県民・企業等の役割 (4) 外国人関係団体の役割 ① 国際交流協会 県及び市町村の国際交流協会は、災害時の多言語支援窓口の運営に必要な通訳・翻訳ボランティア等の育成を行う。 （追加）	2 県民・企業等の役割 (4) 外国人関係団体の役割 ① 国際交流協会 県及び市町村の国際交流協会は、災害時の多言語支援窓口の運営に必要な通訳・翻訳ボランティア等の育成を行う。 なお、県国際交流協会は県と連携して災害時の多言語支援窓口の設置・運営を行う。	時点修正	
50	第2章第30節 要配慮者の安全確保計画	158	11	3 県の役割 (5) 外国人支援（知事政策局） 県は、 （追加） 災害時の多言語支援窓口の設置・運営 体制及び 県内市町村間の相互支援体制を構築する。	3 県の役割 (5) 外国人支援（知事政策局） 県は、 県国際交流協会と連携して 災害時の多言語支援窓口の設置・運営 を行うとともに 、県内市町村間の相互支援体制を構築する。	時点修正	
51	第2章第30節 要配慮者の安全確保計画	158	17	4 市町村の役割 (1) 避難行動要支援者の把握、情報の共有、啓発、訓練等 市町村は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、 平常時より 避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿 （追加） を作成し、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合に	4 市町村の役割 (1) 避難行動要支援者の把握、情報の共有、啓発、訓練等 市町村は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、 平時から 避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿 及び個別避難計画 を作成し、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の	R7 防災基本計画の修正を反映	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
				おいても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。・・・(略)・・・	事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。・・・(略)・・・		
52	第2章第30節 要配慮者の安全確保計画	159	2	4 市町村の役割 (1) 避難行動要支援者の把握、情報の共有、啓発、訓練等 ・・・(略)・・・その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じた上で、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。 <u>(追加)</u>	4 市町村の役割 (1) 避難行動要支援者の把握、情報の共有、啓発、訓練等 ・・・(略)・・・その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じた上で、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。 <u>さらに、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。</u>	R7 防災基本計画の修正を反映	
53	第2章第30節 要配慮者の安全確保計画	159	11	4 市町村の役割 (2) 避難誘導・避難所の管理等 ア 避難誘導対策 ・・・(略)・・・また、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所 <u>(追加)</u> へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努める。	4 市町村の役割 (2) 避難誘導・避難所の管理等 ア 避難誘導対策 ・・・(略)・・・また、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所 <u>等</u> へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努める。	R7 防災基本計画の修正を反映	
54	第2章第30節 要配慮者の安全確保計画	161	▲6	4 市町村の役割 (7) 市町村地域防災計画で定める事項 細分1～6 (略) ・ <u>要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮(避難のための情報伝達)</u> <u>(追加)</u>	4 市町村の役割 (7) 市町村地域防災計画で定める事項 細分1～6 (略) ・ <u>要配慮者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための通知又は警告の配慮</u>	「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(内閣府)」に合わせた修正	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
				細分 <u>8～11</u> （略）	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成目標期間、作成の進め方</u> ・ <u>個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法</u> ・ <u>個別避難計画の更新に関する事項</u> ・ <u>個別避難計画情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講じる措置</u> 細分 <u>12～15</u> （略）		
55	第2章第31節 食料・生活必需品等の確保計画	162	▲9	1 計画の方針 (1) 基本方針 カ 県及び市町村は、新物資システム <u>(追加)</u> を活用し、 <u>備蓄物資や物資の輸送拠点の登録</u> に努めるとともに、 <u>あらかじめ</u> 、登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、 <u>(追加)</u> 物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。	1 計画の方針 (1) 基本方針 カ 県及び市町村は、新物資システム <u>(B-PLo)</u> を活用し、 <u>施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況の把握</u> に努めるとともに、登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、 <u>あらかじめ</u> 、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑦被災者支援の充実)	
56	第2章第31節 食料・生活必需品等の確保計画	162	▲4	<u>(追加)</u>	<u>キ 県及び市町村は、備蓄状況について、年に一回、広く県民に公表するものとする。</u>	R7 防災基本計画の修正を反映 (②被災者支援の充実)	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
57	第2章第31節 食料・生活必需品等の確保計画	162	▲4	<u>キ 県及び市町村は、交通の途絶等により地域が孤立した場合においても、食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。</u>	<u>(削除)</u>	重複記載を修正	
58	第2章第31節 食料・生活必需品等の確保計画	164	21	3 県の役割 (1) 物資等の備蓄（防災局） <u>(追加)</u> 市町村が供給又は緊急調達が困難な事態に備え、上・中・下越及び佐渡の備蓄拠点に水、食料、生活必需品、毛布、携帯トイレ、簡易トイレ等応急対策に必要な物資・資機材を備蓄する。	3 県の役割 (1) 物資等の備蓄（防災局） <u>大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施出来ないという認識に立ち、</u> 市町村が供給又は緊急調達が困難な事態に備え、上・中・下越及び佐渡の備蓄拠点に水、食料、生活必需品、毛布、携帯トイレ、簡易トイレ等応急対策に必要な物資・資機材を備蓄する。	R7 防災基本計画の修正を反映（②被災者支援の充実）	
59	第2章第31節 食料・生活必需品等の確保計画	165	14	4 市町村の役割 (1) 物資等の備蓄 ア 水、食料、 <u>生活必需品</u> 、毛布、 <u>(追加)</u> 携帯トイレ、簡易トイレ等 <u>応急対策</u> に必要な物資・資機材を備蓄する。	4 市町村の役割 (1) 物資等の備蓄 ア 水、食料、毛布、 <u>快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活</u> に必要な物資・資機材を備蓄する。	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑦被災者支援の充実)	
60	第2章第31節 食料・生活必需品等の確保計画	165	16	イ 災害時の必需品で、住民が日常生活では通常使用しないため備蓄しにくい。 <u>(追加)</u> 品目は、市町村での公的備蓄に努める。	イ 災害時の必需品で、住民が日常生活では通常使用しないため備蓄しにくい、 <u>適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴</u>	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑦被災者支援の充実)	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
					<u>設備、洗濯設備、安全確保のためのブルーシート、土のう袋等の品目は、市町村での公的備蓄に努める。</u>		
61	第2章第31節 食料・生活必需品等の確保計画	165	18	(追加)	<u>ウ 避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努める。</u>	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑦被災者支援の充実)	
62	第2章第31節 食料・生活必需品等の確保計画	165	18	<u>ウ 備蓄物資は、極力避難所予定施設等にあらかじめ配備し、災害時に避難者が直ちに取り出して使用・配布できるようにする。(追加)</u>	<u>エ 備蓄物資は、極力避難所予定施設等にあらかじめ配備し、災害時に避難者が直ちに取り出して使用・配布できるよう努める。これが困難な場合は、その近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、速やかな供給体制を整備する。</u>	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑦被災者支援の充実)	
63	第2章第34節 ボランティア受入れ体制の整備	175	3	6 新潟県災害ボランティア調整会議の役割 《調整会議の組織》 <u>構成団体</u> 県（県民生活課）、新潟県社会福祉協議会、新潟県共同募金会、 <u>新潟NPO協会</u> 、新潟県市長会、日本赤十字社新潟県支部、新潟県民生委員児童委員協議会、新潟県国際交流協会、日本青年会議所北陸信越地区新潟ブロック協議会、チーム中越、新潟県災害救援機構、にいがた災害ボランティアネットワーク、新潟県生活協同組合連合会、日本労働組合総連合会新潟県連合会、トライネット、天理教災害救援ひのきしん隊新潟教区隊、真如苑救援ボランティア SeRV 新潟、新潟恩返し隊、くびき野NPOサ	6 新潟県災害ボランティア調整会議の役割 《調整会議の組織》 <u>構成団体</u> 県（県民生活課）、新潟県社会福祉協議会、新潟県共同募金会、 <u>(削除)</u> 新潟県市長会、日本赤十字社新潟県支部、新潟県民生委員児童委員協議会、新潟県国際交流協会、日本青年会議所北陸信越地区新潟ブロック協議会、チーム中越、新潟県災害救援機構、にいがた災害ボランティアネットワーク、新潟県生活協同組合連合会、日本労働組合総連合会新潟県連合会、トライネット、天理教災害救援ひのきしん隊新潟教区隊、真如苑救援ボランティア SeRV 新潟、新潟恩返し隊、くびき野N	時点修正	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
				ポートセンター、NPOさんじょう、aisa、日本防災士会・新潟県支部 <u>(追加)</u>	POサポートセンター、NPOさんじょう、aisa、日本防災士会・新潟県支部、 <u>TR Workers NAGAOKA</u>		
64	第2章第37節 行政機関等の 業務継続計画	180	▲1	2 県の役割 (1) 業務継続計画の対象となる非常時優先業務 エ 平時の取組 各所属は、職員の参集可能時間を考慮した <u>要因</u> の指名等を行うとともに、職員が被災等により非常時優先業務を実施できない事態等に備え、業務マニュアル等の整備、代替要員の指名、関係機関との応援協定締結の検討を実施するものとする。	2 県の役割 (1) 業務継続計画の対象となる非常時優先業務 エ 平時の取組 各所属は、職員の参集可能時間を考慮した <u>要員</u> の指名等を行うとともに、職員が被災等により非常時優先業務を実施できない事態等に備え、業務マニュアル等の整備、代替要員の指名、関係機関との応援協定締結の検討を実施するものとする。	誤記訂正	
65	第3章第1節 災害対策本部の 組織・運営 計画	193	▲9	1 計画の方針 (3) 災害対策本部等の組織・運営 県災害対策本部等の組織・運営は、災害対策基本法、新潟県災害対策本部条例及び同規則に定めるほか、本節で定める。 なお、災害対策本部等の要員配置の規模については、災害等の状況、規模等を勘案して本部長がその都度定める。 <u>(追加)</u> また、災害対策本部等を設置し、本部活動を展開する中核施設は県庁舎西回廊危機管理センターとする。	1 計画の方針 (3) 災害対策本部等の組織・運営 県災害対策本部等の組織・運営は、災害対策基本法、新潟県災害対策本部条例及び同規則に定めるほか、本節で定める。 なお、災害対策本部等の要員配置の規模については、災害等の状況、規模等を勘案して本部長がその都度定める。 <u>ただし、災害応急対策の活動にあたり、従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。</u> また、災害対策本部等を設置し、本部活動を展開する中核施設は県庁舎西回廊危機管理センターとする。	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑭その他)	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
66	第3章第3節 防災関係機関 の相互協力体 制	207	20	1 計画の方針 (1) 基本方針 ア 各主体の責務 ア) 市町村の責務 d 災害時に自らのみでは迅速かつ十分 な対応が困難な場合に、他の地方公共 団体からの物資の提供、人員の派遣、 <u>(追加)</u> 廃棄物処理等、相互に連携・ 協力し速やかに災害対応を実施できる よう、相互応援協定の締結に努める。 また、市町村間の災害時相互応援協定 の締結の促進等を通じて体制整備に努 める。なお、その際、大規模災害等によ る同時被災を避ける観点から、遠方に 所在する地方公共団体との協定締結も 考慮する。	1 計画の方針 (1) 基本方針 ア 各主体の責務 ア) 市町村の責務 d 災害時に自らのみでは迅速かつ十分 な対応が困難な場合に、他の地方公共 団体からの物資の提供、人員の派遣、 <u>災害</u> 廃棄物処理等、相互に連携・協力 し速やかに災害対応を実施できるよ う、相互応援協定の締結に努める。ま た、市町村間の災害時相互応援協定の 締結の促進等を通じて体制整備に努め る。なお、その際、大規模災害等によ る同時被災を避ける観点から、遠方に 所在する地方公共団体との協定締結も 考慮する。	R7 防災基本 計画の修正を 反映 (⑭その他)	
67	第3章第3節 防災関係機関 の相互協力体 制	208	10	<u>(追加)</u>	<u>h 必要に応じ、関係行政機関、関係地方公 共団体、関係公共機関、登録被災者援護協 力団体等に対し、資料・情報の提供等の協 力を求める。</u>	R7 防災基本 計画の修正を 反映 (①国による 災害対応の強 化)	
68	第3章第3節 防災関係機関 の相互協力体 制	208	10	<u>(追加)</u>	<u>i 応急措置が的確かつ円滑に行われるよ うにするため、必要があると認めるときは、 県に対し、指定行政機関又は関係指定地方 行政機関に対する応急措置の実施の要請を するよう求める。また、この要求ができな い場合には、その旨及び当該市町村の地域 における災害の状況を指定行政機関又は指 定地方行政機関に通知する。</u>	R7 防災基本 計画の修正を 反映 (①国による 災害対応の強 化)	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
69	第3章第3節 防災関係機関 の相互協力体 制	208	28	1 計画の方針 (1) 基本方針 ア 各主体の責務 (イ) 県の責務 e 災害時に自らのみでは迅速かつ十分 な対応が困難な場合に、近隣県をはじ め、他の地方公共団体からの物資の提 供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互 に連携・協力し速やかに災害対応を実 施できるよう、相互応援協定の締結に 努め、相互応援体制の強化を図る。	1 計画の方針 (1) 基本方針 ア 各主体の責務 (イ) 県の責務 e 災害時に自らのみでは迅速かつ十分 な対応が困難な場合に、近隣県をはじ め、他の地方公共団体からの物資の提 供、人員の派遣、 災害 廃棄物処理等、相互に連 携・協力し速やかに災害対応を実施で きるよう、相互応援協定の締結に努め、相 互応援体制の強化を図る。	R7 防災基本 計画の修正を 反映 (⑭その他)	
70	第3章第3節 防災関係機関 の相互協力体 制	209	18	h 県は、市町村と調整の上、市町村の 相互応援が円滑に進むよう、他の都道 府県の相互応援に関する情報収集にあ たるとともに、 平常時 から連絡体制等 の構築、応援職員の活用方法の習熟及 び発災時における円滑な活用促進に努 める。	h 県は、市町村と調整の上、市町村の相 互応援が円滑に進むよう、他の都道府 県の相互応援に関する情報収集にあた るとともに、 平時 から連絡体制等の構築、 応援職員の活用方法の習熟及び発災時 における円滑な活用促進に努める。	R7 防災基本 計画の修正を 反映 (⑭その他)	
71	第3章第3節 防災関係機関 の相互協力体 制	210	2	<u>(新設)</u>	<u>o 必要に応じ、関係行政機関、関係地方公 共団体、関係公共機関、登録被災者援護協 力団体等に対し、資料・情報の提供等の協 力を求める。</u>	R7 防災基本 計画の修正を 反映 (①国による 災害対応の強 化)	
72	第3章第3節 防災関係機関 の相互協力体 制	210	2	<u>(新設)</u>	<u>p 県は、市町村に対して協定を締結すべき 相手方などについて、適切に助言するよう 努める。</u>	R7 防災基本 計画の修正を 反映 (⑭その他)	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
73	第3章第3節 防災関係機関 の相互協力体 制	210	2	<u>(新設)</u>	<u>g 県は、市町村の受援計画の作成や実効性の確保に向けて、適切な助言を行うなどの支援に努める。</u>	R7 防災基本 計画の修正を 反映 (⑭その他)	
74	第3章第3節 防災関係機関 の相互協力体 制	210	▲11	(ウ) その他の防災関係機関の責務 <u>(新設)</u>	(ウ) その他の防災関係機関の責務 <u>g 指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、県が災害応急対策を適切かつ迅速に実施することが困難であると認める場合においては、その実態に照らし緊急を要し、県からの応援の要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要求を待たないで、応援をすることができる。</u>	R7 防災基本 計画の修正を 反映 (①国による 災害対応の強 化)	

様式2 新旧対照表 (風水害対策編)

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
75	第3章第3節 防災関係機関 の相互協力体制	211	図	<p>【災害対策基本法等に基づく応援要請等】</p>	<p>【災害対策基本法等に基づく応援要請等】</p>	R7 防災基本 計画の修正を 反映 (②被災者支 援の充実)	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考						
76	第3章第3節 防災関係機関 の相互協力体制	213	33	(新設)	<table border="1"> <tr> <th>実施主体</th> <th>対策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> <tr> <td>県知事</td> <td> <u>○登録被災者援護協力団体への協力命令</u> <u>登録被災者援護協力団体を救助に関する業務に協力させることができる。</u> </td> <td>登録被災者援護協力団体</td> </tr> </table>	実施主体	対策	協力依頼先	県知事	<u>○登録被災者援護協力団体への協力命令</u> <u>登録被災者援護協力団体を救助に関する業務に協力させることができる。</u>	登録被災者援護協力団体	R7 防災基本計画の修正を反映 (②被災者支援の充実)	
実施主体	対策	協力依頼先											
県知事	<u>○登録被災者援護協力団体への協力命令</u> <u>登録被災者援護協力団体を救助に関する業務に協力させることができる。</u>	登録被災者援護協力団体											
77	第3章第5節 洪水予報・水防警報伝達計画	229	図	<p>4 業務の体系 量水標管理者からの伝達フロー図 (1) 量水標管理者が県の場合</p> <pre> graph TD A[県土木部 関係地域機関] --> B[・市町村 (水防管理者) ・消防本部 ・ダム水門管理者] A --> C[国土交通省河川事務所 羽越河川国道事務所 阿賀野川河川事務所 信濃川下流河川事務所 信濃川河川事務所 高田河川国道事務所] A --> D[県土木部 河川管理課] A --> E[県土木部 関係地域機関] D --> F[県警察本部] D --> G[関係警察署] D --> H[報道機関] D --> I[新潟地方気象台] D --> J[県危機対策課] J --> K[陸上自衛隊] J --> L[航空自衛隊 第46警戒隊] D --> M[一般住民] </pre>	<p>航空自衛隊 量水標管理者からの伝達フロー図 (1) 量水標管理者が県の場合</p> <pre> graph TD A[県土木部 関係地域機関] --> B[・市町村 (水防管理者) ・消防本部 ・ダム水門管理者] A --> C[国土交通省河川事務所 羽越河川国道事務所 阿賀野川河川事務所 信濃川下流河川事務所 信濃川河川事務所 高田河川国道事務所] A --> D[県土木部 河川管理課] A --> E[県土木部 関係地域機関] D --> F[県警察本部] D --> G[関係警察署] D --> H[報道機関] D --> I[新潟地方気象台] D --> J[県危機対策課] J --> K[陸上自衛隊] J --> L[航空自衛隊 (削除)] D --> M[一般住民] </pre>	誤記訂正							

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
78	第3章第5節 洪水予報・水 防警報伝達計 画	231	2	5 業務の内容 (1) 国の業務 オ 国所管の洪水予報・水位周知・水防警報河 川の一覧 (ア) 洪水予報河川（令和7年 <u>6</u> 月1日現在）	5 業務の内容 (1) 国の業務 オ 国所管の洪水予報・水位周知・水防警報 河川の一覧 (ア) 洪水予報河川（令和7年 <u>12</u> 月1日現 在）	時点修正	
79	第3章第5節 洪水予報・水 防警報伝達計 画	231	21	5 業務の内容 (1) 国の業務 オ 国所管の洪水予報・水位周知・水防警報河 川の一覧 (イ) 水位周知河川（令和7年 <u>6</u> 月1日現在）	5 業務の内容 (1) 国の業務 オ 国所管の洪水予報・水位周知・水防警報 河川の一覧 (イ) 水位周知河川（令和7年 <u>12</u> 月1日現 在）	時点修正	
80	第3章第5節 洪水予報・水 防警報伝達計 画	231	27	5 業務の内容 (1) 国の業務 オ 国所管の洪水予報・水位周知・水防警報河 川の一覧 (ウ) 水防警報河川（令和7年 <u>6</u> 月1日現在）	5 業務の内容 (1) 国の業務 オ 国所管の洪水予報・水位周知・水防警報 河川の一覧 (ウ) 水防警報河川（令和7年 <u>12</u> 月1日現 在）	時点修正	
81	第3章第5節 洪水予報・水 防警報伝達計 画	233	17	5 業務の内容 (2) 県の業務 カ 県所管の洪水予報・水位周知・水防警報・ 水防情報提供河川の一覧 (ア) 洪水予報河川（令和7年 <u>6</u> 月1日現在）	5 業務の内容 (2) 県の業務 カ 県所管の洪水予報・水位周知・水防警 報・水防情報提供河川の一覧 (ア) 洪水予報河川（令和7年 <u>12</u> 月1日現 在）	時点修正	
82	第3章第5節 洪水予報・水 防警報伝達計 画	233	24	5 業務の内容 (2) 県の業務 カ 県所管の洪水予報・水位周知・水防警報・ 水防情報提供河川の一覧 (イ) 水位周知河川（令和7年 <u>6</u> 月1日現在）	5 業務の内容 (2) 県の業務 カ 県所管の洪水予報・水位周知・水防警 報・水防情報提供河川の一覧 (イ) 水位周知河川（令和7年 <u>12</u> 月1日現 在）	時点修正	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
83	第3章第5節 洪水予報・水 防警報伝達計 画	234	表	(イ) 水位周知河川 河川名 下条川 指定水位局 <u>太平</u> 小橋 河川名 鯖石川 指定水位局 加納 <u>(追加)</u>	(イ) 水位周知河川 河川名 下条川 指定水位局 <u>長福寺</u> 、小橋 河川名 鯖石川 指定水位局 加納、 <u>天保橋</u>	誤記訂正	
84	第3章第5節 洪水予報・水 防警報伝達計 画	234	▲4	5 業務の内容 (2) 県の業務 カ 県所管の洪水予報・水位周知・水防警報・ 水防情報提供河川の一覧 (ウ) 水防警報河川（令和7年 <u>6</u> 月1日）	5 業務の内容 (2) 県の業務 カ 県所管の洪水予報・水位周知・水防警 報・水防情報提供河川の一覧 (ウ) 水防警報河川（令和7年 <u>12</u> 月1日現 在）	時点修正	
85	第3章第5節 洪水予報・水 防警報伝達計 画	235	表	(ウ) 水防警報河川 河川名 下条川 指定水位局 <u>太平</u> 小橋 河川名 鯖石川 指定水位局 加納 <u>(追加)</u>	(ウ) 水防警報河川 河川名 下条川 指定水位局 <u>長福寺</u> 、小橋 河川名 鯖石川 指定水位局 加納、 <u>天保橋</u>	誤記訂正	
86	第3章第5節 洪水予報・水 防警報伝達計 画	236	10	5 業務の内容 (2) 県の業務 カ 県所管の洪水予報・水位周知・水防警報・ 水防情報提供河川の一覧 (エ) 水防情報提供河川（令和7年 <u>6</u> 月1日現 在）	5 業務の内容 (2) 県の業務 カ 県所管の洪水予報・水位周知・水防警 報・水防情報提供河川の一覧 (エ) 水防情報提供河川（令和7年 <u>12</u> 月1日 現在）	時点修正	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
87	第3章第7節 被災状況等収集伝達計画	247	▲ 5	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 各主体の責務</p> <p>(ウ) 県の役割</p> <p>b 被害が発生した場合、天候状況等を勘案しながら、消防防災ヘリコプターを出動させ、上空からの目視及び画像撮影（ヘリコプターによる画像電送を含む。）等により被災地情報を収集する。</p> <p>また、必要に応じて自衛隊、第九管区海上保安本部、北陸地方整備局、JAXA等に対してヘリコプター、無人航空機、高所監視カメラ、巡視船艇、人工衛星等による情報収集を依頼する。<u>(追加)</u></p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(2) 基本方針</p> <p>ア 各主体の責務</p> <p>(ウ) 県の役割</p> <p>b 被害が発生した場合、天候状況等を勘案しながら、消防防災ヘリコプターを出動させ、上空からの目視及び画像撮影（ヘリコプターによる画像電送を含む。）等により被災地情報を収集する。</p> <p>また、必要に応じて自衛隊、第九管区海上保安本部、北陸地方整備局、JAXA等に対してヘリコプター、無人航空機、高所監視カメラ、巡視船艇、人工衛星等による情報収集を依頼し、<u>収集した画像情報について、関係機関間での迅速な共有に努める。</u></p>	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑬防災DXの加速)	
88	第3章第9節 住民等避難計画	267	▲11	<p>1 計画の方針</p> <p>(4) 広域避難への対応</p> <p>エ 避難元自治体と避難先自治体間の情報共有</p> <p>避難元と避難先の都道府県及び市町村は、居住地以外の市町村に避難する被災者の所在地等の情報の共有<u>に努める。</u> <u>(追加)</u></p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(4) 広域避難への対応</p> <p>エ 避難元自治体と避難先自治体間の情報共有</p> <p>避難元と避難先の都道府県及び市町村は、居住地以外の市町村に避難する被災者の所在地等の情報の共有<u>を確実に行うものとする。また、避難先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。</u></p>	R7 防災基本計画の修正を反映 (②被災者支援の充実)	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
89	第3章第10節 避難所運営計画	271	8	1 計画の方針 風水害の場合の 指定 避難所は、当該地域への避難指示等発出後速やかに開設し、住民が帰宅又は仮設住宅等の落ち着き場所を得た段階で閉鎖する。避難指示等の発出がなくても、住民等が避難所予定施設に自主的に避難してきた場合は速やかにこれを受け入れ、必要な支援を行う。 避難所の開設・運営は市町村が行う。運営に当たっては、避難者の安全の確保、防犯対策、生活環境の維持、感染症対策、要配慮者に対するケア、男女の視点の違い及び女性や子ども等の安全に十分に配慮する。	1 計画の方針 風水害の場合の (削除) 避難所は、当該地域への避難指示等発出後速やかに開設し、住民が帰宅又は仮設住宅等の落ち着き場所を得た段階で閉鎖する。避難指示等の発出がなくても、住民等が避難所予定施設に自主的に避難してきた場合は速やかにこれを受け入れ、必要な支援を行う。 避難所の開設・運営は市町村が行う。運営に当たっては、避難者の安全の確保、防犯対策、生活環境の維持、感染症対策、要配慮者に対するケア、男女の視点の違い及び女性や子ども等の安全に十分に配慮する。	R7 防災基本計画の修正を反映	
90	第3章第10節 避難所運営計画	271	18	1 計画の方針 (1) 基本方針 ア 各主体の責務 (イ) 市町村は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるとともに、地域住民、応援自治体職員、ボランティア、NPO等の外部支援者等の協力を得て避難所を運営する。なお、 指定 避難所を開設する場合には、 予め施設の安全性を確認する。	1 計画の方針 (1) 基本方針 ア 各主体の責務 (イ) 市町村は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるとともに、地域住民、応援自治体職員、ボランティア、NPO等の外部支援者等の協力を得て避難所を運営する。なお、 (削除) 避難所を開設する場合には、 予め施設の安全性を確認する。	R7 防災基本計画の修正を反映	
91	第3章第10節 避難所運営計画	272	7	1 計画の方針 (2) 避難所運営の留意点 ア 一般的事項 (ア) (追加) 指定 避難所の開設・運営については、運営主体の引受先を事前に指定し、協議しておくよう努める。 (追加)	1 計画の方針 (2) 避難所運営の留意点 ア 一般的事項 (ア) 市町村は、(削除) 避難所の開設・運営について、運営主体の引受先を事前に指定し、協議しておくよう努める。 また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については、	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑬防災DXの加速)	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
					<u>当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDを適切に県に報告する。なお、県は、その情報を国に共有するよう努める。</u>		
92	第3章第10節 避難所運営計画	272	13	(エ) 避難者に栄養バランスのとれた適温の食事・食料、生活必需品を提供する。 <u>(追加)</u> 性別、年齢、障害等に基づく様々なニーズに対応するよう努める。また避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等にも配慮する。	(エ) 避難者に栄養バランスのとれた適温の食事・食料、生活必需品を提供 <u>できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具を確保することに努める。</u> 性別、年齢、障害等に基づく様々なニーズに対応するよう努める。また避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等にも配慮する。	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑦被災者支援の充実)	
93	第3章第10節 避難所運営計画	272	17	(オ) 避難者1人当たり3.5㎡のスペースを、家族単位で区画を確保し、感染症対策やプライバシー保護の観点から、避難所開設当初から、 <u>(追加)</u> パーティション、段ボールベッド等を設置するよう努める。また、避難所内には通路を設置し、パーティションが設置できない場合には、避難者の区画間をできるだけ2m（最低1m）空けることを意識するよう努める。	(オ) 避難者1人当たり3.5㎡のスペースを、家族単位で区画を確保し、感染症対策やプライバシー保護の観点から、避難所開設当初から、 <u>プライバシー確保のための</u> パーティション、段ボールベッド等を設置するよう努める。また、避難所内には通路を設置し、パーティションが設置できない場合には、避難者の区画間をできるだけ2m（最低1m）空けることを意識するよう努める。	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑦被災者支援の充実)	
94	第3章第10節 避難所運営計画	272	▲16	(キ) トイレは仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。 <u>(追加)</u> 。また、この際、トイレは男女別とし、女性用トイレと男性用トイレの比率は3：1とするとともに、高齢者や障害者等に配慮し、洋式便器の配置に努める。	(キ) トイレは仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるとともに、 <u>快適なトイレの設置状況、し尿処理状況の把握にも努める。</u> また、この際、トイレは男女別とし、女性用トイレと男性用トイレの比率は3：1とするとともに、高齢者や障害者等に配慮し、洋式便器の配置に努める。	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑦被災者支援の充実)	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
95	第3章第10節 避難所運営計画	273	7	(ス) 市町村は、 <u>指定</u> 避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置や福祉的な支援を講じるよう努める。	(ス) 市町村は、 <u>(削除)</u> 避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置や福祉的な支援を講じるよう努める。	R7 防災基本計画の修正を反映	
96	第3章第10節 避難所運営計画	273	10	(セ) 県及び市町村は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が <u>指定</u> 避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する	(セ) 県及び市町村は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が <u>(削除)</u> 避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。	R7 防災基本計画の修正を反映	
97	第3章第10節 避難所運営計画	273	▲19	(ツ) 市町村は、 <u>指定緊急</u> 避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める	(ツ) 市町村は、 <u>(削除)</u> 避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。	R7 防災基本計画の修正を反映	
98	第3章第10節 避難所運営計画	273	▲14	テ (略) <u>(新設)</u>	テ (略) <u>(ト) 県及び市町村は、国のデータベースを活用し、災害時に活用可能なキッチンカー、トイレカー、トレーラーハウス等について、被災地のニーズに応じ、迅速に提供するよう努める。</u>	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑦被災者支援の充実)	
99	第3章第10節 避難所運営計画	273	▲6	1 計画の方針 (2) 避難所運営の留意点 イ 男女共同参画及び性的少数者の視点に立った避難所運営 (ウ) 避難住民による避難所管理組織に対しては、女性 <u>(追加)</u> が参画し、 <u>(追加)</u> 意見が反映できるよう配慮を求める	1 計画の方針 (2) 避難所運営の留意点 イ 男女共同参画及び性的少数者の視点に立った避難所運営 (ウ) 避難住民による避難所管理組織に対しては、女性 <u>や子育て家庭</u> が参画し、 <u>こども・若者の居場所の確保等、男女のニーズの違いに関する</u> 意見が反映できるよう配慮を求める。	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑥避難所でのこども・若者の居場所の確保)	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
100	第3章第10節 避難所運営計画	273	▲1	(カ) 夜間の授乳、夜泣き対応のための個室の確保 <u>(追加)</u> など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。	(カ) 夜間の授乳、夜泣き対応のための個室の確保 <u>やキッズスペース・学習スペースの設置</u> など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑥避難所でのこども・若者の居場所の確保)	
101	第3章第10節 避難所運営計画	274	12	(3) 要配慮者への配慮 ア 避難所 <u>(追加)</u> での配慮	(3) 要配慮者への配慮 ア 避難所 <u>等</u> での配慮	R7 防災基本計画の修正を反映	
102	第3章第10節 避難所運営計画	274	▲17	(カ) 県は、避難所の要配慮者の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、 <u>災害派遣福祉チーム(DWAT)</u> や災害支援ナースを避難所へ派遣する。	(カ) 県は、避難所の要配慮者の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、 <u>(削除)</u> 災害支援ナースを避難所へ派遣する。	R7 防災基本計画の修正を反映	
103	第3章第10節 避難所運営計画	274	▲15	<u>(新設)</u>	<u>(カ) 県は、避難所等の高齢者、障害者等の多様なニーズへの対応のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム(DWAT)を避難所の避難者、在宅避難者や車中泊避難者のもとへ派遣する。</u>	R7 防災基本計画の修正を反映 (②被災者支援の充実)	
104	第3章第10節 避難所運営計画	274	▲13	イ 福祉避難所の開設 (ア) 市町村は、施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障害者等のために福祉避難所を開設し、 <u>指定</u> 避難所からの誘導を図る。	イ 福祉避難所の開設 (ア) 市町村は、施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障害者等のために福祉避難所を開設し、 <u>(削除)</u> 避難所からの誘導を図る。	R7 防災基本計画の修正を反映	
105	第3章第10節の2 避難所外避難者の支援計画	279	4	1 計画の方針 避難所外避難者に対し、食料・物資等の提供、情報の提供、 <u>指定</u> 避難所への移送など必要な支援を行う。 (1) 基本方針 「避難所外避難者」とは、 <u>指定</u> 避難所以外の場所（屋外及び施設内）に避難した被災者をいう。	1 計画の方針 避難所外避難者に対し、食料・物資等の提供、情報の提供、 <u>(削除)</u> 避難所への移送など必要な支援を行う。 (1) 基本方針 「避難所外避難者」とは、 <u>(削除)</u> 避難所以外の場所（屋外及び施設内）に避難した被災者をいう。	R7 防災基本計画の修正を反映	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考																								
106	第3章第10節の2 避難所外避難者の支援計画	279	▲11	(2) 要配慮者に対する配慮 個別避難計画等の安否確認体制を活用し、要配慮者の所在や安否の確認を行うとともに、 <u>指定</u> 避難所外に避難した要配慮者は、できるだけ早く避難所、福祉施設又は医療機関へ移送する。 <u>(追加)</u>	(2) 要配慮者に対する配慮 個別避難計画等の安否確認体制を活用し、要配慮者の所在や安否の確認を行うとともに、 <u>(削除)</u> 避難所外に避難した要配慮者は、できるだけ早く避難所、福祉施設又は医療機関へ移送する。 <u>また、県は、避難所等の高齢者、障害者等の多様なニーズへの対応のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（DWA T）を避難所の避難者、在宅避難者や車中泊避難者のもとへ派遣する。</u>	R7 防災基本計画の修正を反映 (2)被災者支援の充実)																									
107	第3章第10節の2 避難所外避難者の支援計画	280	▲11	3 業務の体系 <u>指定</u> 避難所外避難者の状況調査	3 業務の体系 <u>(削除)</u> 避難所外避難者の状況調査	R7 防災基本計画の修正を反映																									
108	第3章第10節の2 避難所外避難者の支援計画	280	表	4 業務の内容 (1) 避難所外避難者の状況調査実施（発災後3日以内） <table border="1" data-bbox="602 895 1104 1082"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>市町村に対する支援（人員、助言等）</td> <td>応援県等</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td><u>指定</u>避難所外での住民の避難状況の調査 (場所、人数、支援の要否・内容等)</td> <td>自治会、町内会等</td> </tr> <tr> <td>避難者</td> <td>避難状況の市町村災対本部への連絡</td> <td>避難所管理者</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	県	市町村に対する支援（人員、助言等）	応援県等	市町村	<u>指定</u> 避難所外での住民の避難状況の調査 (場所、人数、支援の要否・内容等)	自治会、町内会等	避難者	避難状況の市町村災対本部への連絡	避難所管理者	4 業務の内容 (1) 避難所外避難者の状況調査実施（発災後3日以内） <table border="1" data-bbox="1245 895 1776 1098"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>市町村に対する支援（人員、助言等）</td> <td>応援県等</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td><u>(削除)</u>避難所外での住民の避難状況の調査 (場所、人数、支援の要否・内容等)</td> <td>自治会、町内会等</td> </tr> <tr> <td>避難者</td> <td>避難状況の市町村災対本部への連絡</td> <td>避難所管理者</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	県	市町村に対する支援（人員、助言等）	応援県等	市町村	<u>(削除)</u> 避難所外での住民の避難状況の調査 (場所、人数、支援の要否・内容等)	自治会、町内会等	避難者	避難状況の市町村災対本部への連絡	避難所管理者	R7 防災基本計画の修正を反映	
実施主体	対 策	協力依頼先																													
県	市町村に対する支援（人員、助言等）	応援県等																													
市町村	<u>指定</u> 避難所外での住民の避難状況の調査 (場所、人数、支援の要否・内容等)	自治会、町内会等																													
避難者	避難状況の市町村災対本部への連絡	避難所管理者																													
実施主体	対 策	協力依頼先																													
県	市町村に対する支援（人員、助言等）	応援県等																													
市町村	<u>(削除)</u> 避難所外での住民の避難状況の調査 (場所、人数、支援の要否・内容等)	自治会、町内会等																													
避難者	避難状況の市町村災対本部への連絡	避難所管理者																													

様式2 新旧対照表 (風水害対策編)

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考																																												
109	第3章第11節 自衛隊の災害 派遣計画	285	表	<p>10 派遣要請先</p> <p>(1) 陸上自衛隊</p> <table border="1"> <tr> <th>災害派遣要請先</th> <th>主な情報内容</th> </tr> <tr> <td>○陸上自衛隊 第12旅団長 (上越市を除く新潟県南部市町村 の災害派遣)</td> <td>〒370-3594 群馬県北群馬郡榛東村大字新井1017-2 第12旅団第3部防衛班 ℡0279-54-2011 内2285、2286 NTTFAX 0279-54-2011 FAX切替 内2239 連絡窓口 第2普通科連隊第3科 〒943-8501 上越市南越町3丁目7番1号 ℡ 025-523-5117 内235、237 NTTFAX 025-523-5117 FAX切替 内239</td> </tr> <tr> <td>○高田駐屯地司令(第5施設 群長) (上越市の災害派遣)</td> <td>〒943-8501 上越市南越町3丁目7番1号 第5施設群第3科 ℡ 025-523-5117 内線435、439 NTTFAX 025-523-5117 FAX切替 内538</td> </tr> <tr> <td>○新発田駐屯地司令(第30 普通科連隊長) (佐渡市を含む新潟県北部市町村 の災害派遣)</td> <td>〒957-8530 新潟市大手町6丁目4番16号 第30普通科連隊第3科 ℡ 0254-22-3151 内230、236 NTTFAX 0254-22-3151 FAX切替 内537</td> </tr> </table> <p>※派遣先の地域が限定できない場合の事前の連絡先は、新発田駐屯地(第30普通科連隊)とする。</p> <p>(2) 海上自衛隊</p> <table border="1"> <tr> <th>災害派遣要請先</th> <th>主な情報内容</th> </tr> <tr> <td>○海上自衛隊舞鶴地方總監</td> <td>〒625-0087 京都府舞鶴市余部下1190 舞鶴地方總監防衛部オペレーション ℡ 0773-62-2250 内2222、2223 NTTFAX 0773-62-2250 FAX切替 連絡窓口 新潟基地分遣隊当直室 〒950-0047 新潟市東区臨海町1番1号 ℡ 025-273-7771 内431 NTTFAX 025-273-7771 FAX切替</td> </tr> </table> <p>(3) 航空自衛隊</p> <table border="1"> <tr> <th>災害派遣要請先</th> <th>主な情報内容</th> </tr> <tr> <td>○航空自衛隊航空総隊司令官 (写真偵察機による調査活動)</td> <td>〒197-8503 東京都福生市大字福生2552 航空総隊司令部防衛部運用操作戦室 初動対処クルー ℡ 042-553-6611 内2283、2941 NTTFAX 042-553-6611 FAX切替</td> </tr> <tr> <td>○航空支援集団司令官 (輸送機の派遣)</td> <td>〒183-8521 東京都府中市浅間町1丁目5-5 航空支援集団司令部防衛部運用課 ℡ 042-362-2971 内2322 NTTFAX 042-362-2971 FAX切替 2631</td> </tr> <tr> <td>○航空救難団司令 (救護機の派遣)</td> <td>〒350-1324 埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地 航空救難団司令部防衛部救難運用班 ℡ 04-2953-6131 内3832、3836(夜間3895) NTTFAX 04-2953-6131 FAX切替 連絡窓口 新潟救難隊飛行班 〒950-0031 新潟市東区船江町3丁目135 ℡ 025-273-9211 内218、221 NTTFAX 025-273-9211 FAX切替 内227</td> </tr> <tr> <td>○中部航空方面隊司令官 (第46警戒隊(佐渡分屯基地)の 派遣)</td> <td>〒350-1324 埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地 中部航空方面隊司令部防衛部運用課 ℡ 0429-53-6131 内2236 NTTFAX 0429-53-6131 FAX切替 連絡窓口 第46警戒隊本部総括班運用係 〒952-1208 佐渡市金井新保内2-27 ℡ 0259-63-4111 内205・206 NTTFAX 0259-63-4111 FAX切替 内264</td> </tr> </table>	災害派遣要請先	主な情報内容	○陸上自衛隊 第12旅団長 (上越市を除く新潟県南部市町村 の災害派遣)	〒370-3594 群馬県北群馬郡榛東村大字新井1017-2 第12旅団第3部防衛班 ℡0279-54-2011 内2285、2286 NTTFAX 0279-54-2011 FAX切替 内2239 連絡窓口 第2普通科連隊第3科 〒943-8501 上越市南越町3丁目7番1号 ℡ 025-523-5117 内235、237 NTTFAX 025-523-5117 FAX切替 内239	○高田駐屯地司令(第5施設 群長) (上越市の災害派遣)	〒943-8501 上越市南越町3丁目7番1号 第5施設群第3科 ℡ 025-523-5117 内線435、439 NTTFAX 025-523-5117 FAX切替 内538	○新発田駐屯地司令(第30 普通科連隊長) (佐渡市を含む新潟県北部市町村 の災害派遣)	〒957-8530 新潟市大手町6丁目4番16号 第30普通科連隊第3科 ℡ 0254-22-3151 内230、236 NTTFAX 0254-22-3151 FAX切替 内537	災害派遣要請先	主な情報内容	○海上自衛隊舞鶴地方總監	〒625-0087 京都府舞鶴市余部下1190 舞鶴地方總監防衛部オペレーション ℡ 0773-62-2250 内2222、2223 NTTFAX 0773-62-2250 FAX切替 連絡窓口 新潟基地分遣隊当直室 〒950-0047 新潟市東区臨海町1番1号 ℡ 025-273-7771 内431 NTTFAX 025-273-7771 FAX切替	災害派遣要請先	主な情報内容	○航空自衛隊航空総隊司令官 (写真偵察機による調査活動)	〒197-8503 東京都福生市大字福生2552 航空総隊司令部防衛部運用操作戦室 初動対処クルー ℡ 042-553-6611 内2283、2941 NTTFAX 042-553-6611 FAX切替	○航空支援集団司令官 (輸送機の派遣)	〒183-8521 東京都府中市浅間町1丁目5-5 航空支援集団司令部防衛部運用課 ℡ 042-362-2971 内2322 NTTFAX 042-362-2971 FAX切替 2631	○航空救難団司令 (救護機の派遣)	〒350-1324 埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地 航空救難団司令部防衛部救難運用班 ℡ 04-2953-6131 内3832、3836(夜間3895) NTTFAX 04-2953-6131 FAX切替 連絡窓口 新潟救難隊飛行班 〒950-0031 新潟市東区船江町3丁目135 ℡ 025-273-9211 内218、221 NTTFAX 025-273-9211 FAX切替 内227	○中部航空方面隊司令官 (第46警戒隊(佐渡分屯基地)の 派遣)	〒350-1324 埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地 中部航空方面隊司令部防衛部運用課 ℡ 0429-53-6131 内2236 NTTFAX 0429-53-6131 FAX切替 連絡窓口 第46警戒隊本部総括班運用係 〒952-1208 佐渡市金井新保内2-27 ℡ 0259-63-4111 内205・206 NTTFAX 0259-63-4111 FAX切替 内264	<p>10 派遣要請先</p> <p>(1) 陸上自衛隊</p> <table border="1"> <tr> <th>災害派遣要請先</th> <th>連絡先</th> </tr> <tr> <td>○陸上自衛隊 第12旅団長 (上越市を除く新潟県南部市町村 の災害派遣)</td> <td>〒370-3594 群馬県北群馬郡榛東村大字新井1017-2 第12旅団第3部防衛班 ℡0279-54-2011 内2285、2286 NTTFAX 0279-54-2011 FAX切替 内2239 連絡窓口 第2普通科連隊第3科 〒943-8501 上越市南越町3丁目7番1号 ℡ 025-523-5117 内235、237 NTTFAX 025-523-5117 FAX切替 内239</td> </tr> <tr> <td>○高田駐屯地司令 (第5施設群長) (上越市の災害派遣)</td> <td>〒943-8501 上越市南越町3丁目7番1号 第5施設群第3科 ℡ 025-523-5117 内線435、439 NTTFAX 025-523-5117 FAX切替 内538</td> </tr> <tr> <td>○新発田駐屯地司令 (第30普通科連隊長) (佐渡市を含む新潟県北部市町村 の災害派遣)</td> <td>〒957-8530 新潟市大手町6丁目4番16号 第30普通科連隊第3科 ℡ 0254-22-3151 内230、233 NTTFAX 0254-22-3151 FAX切替 内537</td> </tr> </table> <p>※派遣先の地域が限定できない場合の事前の連絡先は、新発田駐屯地(第30普通科連隊)とする。</p> <p>(2) 海上自衛隊</p> <table border="1"> <tr> <th>災害派遣要請先</th> <th>連絡先</th> </tr> <tr> <td>○海上自衛隊舞鶴地方總監</td> <td>〒625-0087 京都府舞鶴市余部下1190 舞鶴地方總監防衛部オペレーション ℡ 0773-62-2250 内2222、2223 NTTFAX 0773-62-2250 FAX切替 連絡窓口 新潟基地分遣隊当直室 〒950-0047 新潟市東区臨海町1番1号 ℡ 025-273-7771 内432 NTTFAX 025-273-7771 FAX切替</td> </tr> </table> <p>(3) 航空自衛隊</p> <table border="1"> <tr> <th>災害派遣要請先</th> <th>連絡先</th> </tr> <tr> <td>○航空自衛隊航空総隊司令官 (写真偵察機による調査活動)</td> <td>〒197-8503 東京都福生市大字福生2552 航空総隊司令部防衛部運用操作戦室 初動対処クルー ℡ 042-553-6611 内2283、2941 NTTFAX 042-553-6611 FAX切替</td> </tr> <tr> <td>○航空支援集団司令官 (輸送機の派遣)</td> <td>〒183-8521 東京都府中市浅間町1丁目5-5 航空支援集団司令部防衛部運用課 ℡ 042-362-2971 内2322 NTTFAX 042-362-2971 FAX切替 2631</td> </tr> <tr> <td>○航空救難団司令 (救護機の派遣)</td> <td>〒350-1324 埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地 航空救難団司令部防衛部救難運用班 ℡ 04-2953-6131 内3832、3836(夜間3895) NTTFAX 04-2953-6131 FAX切替 連絡窓口 新潟救難隊飛行班 〒950-0031 新潟市東区船江町3丁目135 ℡ 025-273-9211 内218、221(夜間213当直) NTTFAX 025-273-9211 FAX切替 内227</td> </tr> <tr> <td>○中部航空方面隊司令官 (第46警戒隊(佐渡分屯基地)の 派遣)</td> <td>〒350-1324 埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地 中部航空方面隊司令部防衛部運用課 ℡ 0429-53-6131 内2236 NTTFAX 0429-53-6131 FAX切替 連絡窓口 第46警戒隊本部総括班運用係 〒952-1208 佐渡市金井新保内2-27 ℡ 0259-63-4111 内205・206 NTTFAX 0259-63-4111 FAX切替 内264</td> </tr> </table>	災害派遣要請先	連絡先	○陸上自衛隊 第12旅団長 (上越市を除く新潟県南部市町村 の災害派遣)	〒370-3594 群馬県北群馬郡榛東村大字新井1017-2 第12旅団第3部防衛班 ℡0279-54-2011 内2285、2286 NTTFAX 0279-54-2011 FAX切替 内2239 連絡窓口 第2普通科連隊第3科 〒943-8501 上越市南越町3丁目7番1号 ℡ 025-523-5117 内235、237 NTTFAX 025-523-5117 FAX切替 内239	○高田駐屯地司令 (第5施設群長) (上越市の災害派遣)	〒943-8501 上越市南越町3丁目7番1号 第5施設群第3科 ℡ 025-523-5117 内線435、439 NTTFAX 025-523-5117 FAX切替 内538	○新発田駐屯地司令 (第30普通科連隊長) (佐渡市を含む新潟県北部市町村 の災害派遣)	〒957-8530 新潟市大手町6丁目4番16号 第30普通科連隊第3科 ℡ 0254-22-3151 内230、233 NTTFAX 0254-22-3151 FAX切替 内537	災害派遣要請先	連絡先	○海上自衛隊舞鶴地方總監	〒625-0087 京都府舞鶴市余部下1190 舞鶴地方總監防衛部オペレーション ℡ 0773-62-2250 内2222、2223 NTTFAX 0773-62-2250 FAX切替 連絡窓口 新潟基地分遣隊当直室 〒950-0047 新潟市東区臨海町1番1号 ℡ 025-273-7771 内432 NTTFAX 025-273-7771 FAX切替	災害派遣要請先	連絡先	○航空自衛隊航空総隊司令官 (写真偵察機による調査活動)	〒197-8503 東京都福生市大字福生2552 航空総隊司令部防衛部運用操作戦室 初動対処クルー ℡ 042-553-6611 内2283、2941 NTTFAX 042-553-6611 FAX切替	○航空支援集団司令官 (輸送機の派遣)	〒183-8521 東京都府中市浅間町1丁目5-5 航空支援集団司令部防衛部運用課 ℡ 042-362-2971 内2322 NTTFAX 042-362-2971 FAX切替 2631	○航空救難団司令 (救護機の派遣)	〒350-1324 埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地 航空救難団司令部防衛部救難運用班 ℡ 04-2953-6131 内3832、3836(夜間3895) NTTFAX 04-2953-6131 FAX切替 連絡窓口 新潟救難隊飛行班 〒950-0031 新潟市東区船江町3丁目135 ℡ 025-273-9211 内218、221(夜間213当直) NTTFAX 025-273-9211 FAX切替 内227	○中部航空方面隊司令官 (第46警戒隊(佐渡分屯基地)の 派遣)	〒350-1324 埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地 中部航空方面隊司令部防衛部運用課 ℡ 0429-53-6131 内2236 NTTFAX 0429-53-6131 FAX切替 連絡窓口 第46警戒隊本部総括班運用係 〒952-1208 佐渡市金井新保内2-27 ℡ 0259-63-4111 内205・206 NTTFAX 0259-63-4111 FAX切替 内264	平仄修正 内線変更	
災害派遣要請先	主な情報内容																																																		
○陸上自衛隊 第12旅団長 (上越市を除く新潟県南部市町村 の災害派遣)	〒370-3594 群馬県北群馬郡榛東村大字新井1017-2 第12旅団第3部防衛班 ℡0279-54-2011 内2285、2286 NTTFAX 0279-54-2011 FAX切替 内2239 連絡窓口 第2普通科連隊第3科 〒943-8501 上越市南越町3丁目7番1号 ℡ 025-523-5117 内235、237 NTTFAX 025-523-5117 FAX切替 内239																																																		
○高田駐屯地司令(第5施設 群長) (上越市の災害派遣)	〒943-8501 上越市南越町3丁目7番1号 第5施設群第3科 ℡ 025-523-5117 内線435、439 NTTFAX 025-523-5117 FAX切替 内538																																																		
○新発田駐屯地司令(第30 普通科連隊長) (佐渡市を含む新潟県北部市町村 の災害派遣)	〒957-8530 新潟市大手町6丁目4番16号 第30普通科連隊第3科 ℡ 0254-22-3151 内230、236 NTTFAX 0254-22-3151 FAX切替 内537																																																		
災害派遣要請先	主な情報内容																																																		
○海上自衛隊舞鶴地方總監	〒625-0087 京都府舞鶴市余部下1190 舞鶴地方總監防衛部オペレーション ℡ 0773-62-2250 内2222、2223 NTTFAX 0773-62-2250 FAX切替 連絡窓口 新潟基地分遣隊当直室 〒950-0047 新潟市東区臨海町1番1号 ℡ 025-273-7771 内431 NTTFAX 025-273-7771 FAX切替																																																		
災害派遣要請先	主な情報内容																																																		
○航空自衛隊航空総隊司令官 (写真偵察機による調査活動)	〒197-8503 東京都福生市大字福生2552 航空総隊司令部防衛部運用操作戦室 初動対処クルー ℡ 042-553-6611 内2283、2941 NTTFAX 042-553-6611 FAX切替																																																		
○航空支援集団司令官 (輸送機の派遣)	〒183-8521 東京都府中市浅間町1丁目5-5 航空支援集団司令部防衛部運用課 ℡ 042-362-2971 内2322 NTTFAX 042-362-2971 FAX切替 2631																																																		
○航空救難団司令 (救護機の派遣)	〒350-1324 埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地 航空救難団司令部防衛部救難運用班 ℡ 04-2953-6131 内3832、3836(夜間3895) NTTFAX 04-2953-6131 FAX切替 連絡窓口 新潟救難隊飛行班 〒950-0031 新潟市東区船江町3丁目135 ℡ 025-273-9211 内218、221 NTTFAX 025-273-9211 FAX切替 内227																																																		
○中部航空方面隊司令官 (第46警戒隊(佐渡分屯基地)の 派遣)	〒350-1324 埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地 中部航空方面隊司令部防衛部運用課 ℡ 0429-53-6131 内2236 NTTFAX 0429-53-6131 FAX切替 連絡窓口 第46警戒隊本部総括班運用係 〒952-1208 佐渡市金井新保内2-27 ℡ 0259-63-4111 内205・206 NTTFAX 0259-63-4111 FAX切替 内264																																																		
災害派遣要請先	連絡先																																																		
○陸上自衛隊 第12旅団長 (上越市を除く新潟県南部市町村 の災害派遣)	〒370-3594 群馬県北群馬郡榛東村大字新井1017-2 第12旅団第3部防衛班 ℡0279-54-2011 内2285、2286 NTTFAX 0279-54-2011 FAX切替 内2239 連絡窓口 第2普通科連隊第3科 〒943-8501 上越市南越町3丁目7番1号 ℡ 025-523-5117 内235、237 NTTFAX 025-523-5117 FAX切替 内239																																																		
○高田駐屯地司令 (第5施設群長) (上越市の災害派遣)	〒943-8501 上越市南越町3丁目7番1号 第5施設群第3科 ℡ 025-523-5117 内線435、439 NTTFAX 025-523-5117 FAX切替 内538																																																		
○新発田駐屯地司令 (第30普通科連隊長) (佐渡市を含む新潟県北部市町村 の災害派遣)	〒957-8530 新潟市大手町6丁目4番16号 第30普通科連隊第3科 ℡ 0254-22-3151 内230、233 NTTFAX 0254-22-3151 FAX切替 内537																																																		
災害派遣要請先	連絡先																																																		
○海上自衛隊舞鶴地方總監	〒625-0087 京都府舞鶴市余部下1190 舞鶴地方總監防衛部オペレーション ℡ 0773-62-2250 内2222、2223 NTTFAX 0773-62-2250 FAX切替 連絡窓口 新潟基地分遣隊当直室 〒950-0047 新潟市東区臨海町1番1号 ℡ 025-273-7771 内432 NTTFAX 025-273-7771 FAX切替																																																		
災害派遣要請先	連絡先																																																		
○航空自衛隊航空総隊司令官 (写真偵察機による調査活動)	〒197-8503 東京都福生市大字福生2552 航空総隊司令部防衛部運用操作戦室 初動対処クルー ℡ 042-553-6611 内2283、2941 NTTFAX 042-553-6611 FAX切替																																																		
○航空支援集団司令官 (輸送機の派遣)	〒183-8521 東京都府中市浅間町1丁目5-5 航空支援集団司令部防衛部運用課 ℡ 042-362-2971 内2322 NTTFAX 042-362-2971 FAX切替 2631																																																		
○航空救難団司令 (救護機の派遣)	〒350-1324 埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地 航空救難団司令部防衛部救難運用班 ℡ 04-2953-6131 内3832、3836(夜間3895) NTTFAX 04-2953-6131 FAX切替 連絡窓口 新潟救難隊飛行班 〒950-0031 新潟市東区船江町3丁目135 ℡ 025-273-9211 内218、221(夜間213当直) NTTFAX 025-273-9211 FAX切替 内227																																																		
○中部航空方面隊司令官 (第46警戒隊(佐渡分屯基地)の 派遣)	〒350-1324 埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地 中部航空方面隊司令部防衛部運用課 ℡ 0429-53-6131 内2236 NTTFAX 0429-53-6131 FAX切替 連絡窓口 第46警戒隊本部総括班運用係 〒952-1208 佐渡市金井新保内2-27 ℡ 0259-63-4111 内205・206 NTTFAX 0259-63-4111 FAX切替 内264																																																		

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
110	第3章第19節 医療救護活動 計画	338	21	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>イ 活動の調整</p> <p>(ア) 県災害対策本部（保健医療教育部医療活動支援班）は、医療関係団体（新潟県医師会、日本赤十字社新潟県支部、新潟県歯科医師会、新潟県薬剤師会、新潟県看護協会、新潟県栄養士会、新潟県災害リハビリテーション連絡協議会等）、新潟DMAT、新潟DPAT、基幹災害拠点病院（新潟大学医歯学総合病院、長岡赤十字病院）、消防機関、自衛隊等と、被災地域における医療ニーズなどの情報を共有した上で、救護班の派遣調整等の医療救護活動の調整を行う。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>イ 活動の調整</p> <p>(ア) 県災害対策本部（保健医療教育部医療活動支援班）は、医療関係団体（新潟県医師会、日本赤十字社新潟県支部、新潟県歯科医師会、新潟県薬剤師会、新潟県看護協会、新潟県栄養士会、新潟県災害リハビリテーション連絡協議会等）、新潟DMAT、新潟DPAT、基幹災害拠点病院（新潟大学医歯学総合病院、長岡赤十字病院）、消防機関、自衛隊等と、被災地域における医療ニーズなどの情報を共有した上で、救護班の派遣調整等の医療救護活動の調整を行う。</p> <p><u>その際、災害医療アドバイザー、災害時小児周産期リエゾン、災害薬事コーディネーター及び災害時透析リエゾンは、県に対して適宜助言等を行う。</u></p>	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑧保健医療福祉支援の体制・連携の強化)	
111	第3章第22節 児童生徒等に対する ところのケア対策 計画	363	12	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 各主体の責務</p> <p>(ア) 県の責務</p> <p>c 災害の規模に応じて、<u>(追加)</u> 県外へカウンセラー派遣を要請する。</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 各主体の責務</p> <p>(ア) 県の責務</p> <p>c 災害の規模に応じて、<u>被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST）を活用し、スクールカウンセラー等の派遣を要請するとともに、</u> 県外へカウンセラー派遣を要請する。</p>	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑫被災地における学びの確保)	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
112	第3章第26節 食料・生活必需品等供給計画	379	25	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 各主体の責務</p> <p>(イ) 市町村の責務</p> <p>a 被災者への物資等の供給を行う。</p> <p>b 職員の配置・巡回により避難者の需要を把握する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>c</u> 自力に必要な物資等を確保・<u>輸送</u>できない場合は、県・協定業者等に支援を要請する。</p> <p><u>d</u> 避難が長期化した場合、食事の提供から段階的に食材提供による自炊へと移行し、避難者の自立を促す。</p> <p><u>e</u> 物資等の効率的な調達・確保及びニーズに応じた供給・分配を行うため、備蓄物資等の供給や調達・輸送に関し、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用し、県と情報共有を図りながら、相互に協力するよう努める。</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 各主体の責務</p> <p>(イ) 市町村の責務</p> <p>a 被災者への物資等の供給を行う。</p> <p>b 職員の配置・巡回により避難者の需要を把握する。</p> <p><u>c 必要に応じて、地域内輸送拠点を開設するとともに、民間事業者との災害時連携協定に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整える。</u></p> <p><u>d</u> 自力に必要な物資等を確保（<u>削除</u>）できない場合は、県・協定業者等に支援を要請する。</p> <p><u>e</u> 避難が長期化した場合、食事の提供から段階的に食材提供による自炊へと移行し、避難者の自立を促す。</p> <p><u>f</u> 物資等の効率的な調達・確保及びニーズに応じた供給・分配を行うため、備蓄物資等の供給や調達・輸送に関し、<u>新物資システム（B-PLo）</u>を活用し、県と情報共有を図りながら、相互に協力するよう努める。</p>	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑦被災者支援の充実)	
113	第3章第26節 食料・生活必需品等供給計画	379	▲3	<p>(ウ) 県の責務</p> <p>a 必要に応じて、<u>(追加)</u> 物資輸送拠点を開設する <u>(追加)</u>。</p>	<p>(ウ) 県の責務</p> <p>a 必要に応じて、<u>広域物資輸送拠点を開設するとともに、民間事業者との災害時連携協定に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両</u></p>	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑦被災者支援の充実、⑬)	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
				<p>b 物資等の調達、<u>輸送の代行</u>、県及び他市町村職員の応援派遣等により市町村を支援する。</p> <p>c 自力で必要な物資等を確保、<u>輸送</u>できない場合は、指定地方行政機関・協定業者等に支援を要請する。</p> <p>d 物資等の効率的な調達・確保及びニーズに応じた供給・分配を行うため、備蓄物資等の供給や調達・輸送に関し、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用し、市町村と情報共有を図りながら、相互に協力するよう努める。</p>	<p><u>の手配、輸送等を行う体制を速やかに整える。</u></p> <p>b 物資等の調達、<u>(削除)</u> 県及び他市町村職員の応援派遣等により市町村を支援する。</p> <p>c 自力で必要な物資等を確保、<u>(削除)</u> できない場合は、指定地方行政機関・協定業者等に支援を要請する。</p> <p>d 物資等の効率的な調達・確保及びニーズに応じた供給・分配を行うため、備蓄物資等の供給や調達・輸送に関し、<u>新物資システム(B-PLo)</u>を活用し、市町村と情報共有を図りながら、相互に協力するよう努める。</p>	<p>防災DXの加速)</p>	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考																								
114	第3章第26節 食料・生活必需品等供給計画	381	表	<p>4 業務の内容 (1) 備蓄食料・物資等による対応（住民避難～12h程度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被災者 自主防災組織</td> <td>・市町村の職員とともに避難所等の保存食料・物資等を避難者に配分</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>・避難所等に職員を派遣し、避難者の概数とニーズを把握 ・<u>（追加）</u></td> <td>県 日本赤十字社 新潟県支部 市町村社協 ボランティアセンター 自治会長等</td> </tr> <tr> <td>県 日本赤十字社 新潟県支部</td> <td>・必要に応じて、<u>（追加）</u>物資輸送拠点を開設する。 ・市町村からの要請に基づき、不足する物資等を市町村・避難所等へ配送（以下「プル型</td> <td>（公社）新潟県トラック協会 自衛隊 新潟県倉庫協会</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対策	協力依頼先	被災者 自主防災組織	・市町村の職員とともに避難所等の保存食料・物資等を避難者に配分	市町村	市町村	・避難所等に職員を派遣し、避難者の概数とニーズを把握 ・ <u>（追加）</u>	県 日本赤十字社 新潟県支部 市町村社協 ボランティアセンター 自治会長等	県 日本赤十字社 新潟県支部	・必要に応じて、 <u>（追加）</u> 物資輸送拠点を開設する。 ・市町村からの要請に基づき、不足する物資等を市町村・避難所等へ配送（以下「プル型	（公社）新潟県トラック協会 自衛隊 新潟県倉庫協会	<p>4 業務の内容 (1) 備蓄食料・物資等による対応（住民避難～12h程度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被災者 自主防災組織</td> <td>・市町村の職員とともに避難所等の保存食料・物資等を避難者に配分</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>・避難所等に職員を派遣し、避難者の概数とニーズを把握 ・<u>必要に応じて、地域内輸送拠点を開設する。</u> ・避難所で不足する物資等を他の保管場所からの回送又は県若しくは日本赤十字社からの緊急提供で補う。</td> <td>県 日本赤十字社 新潟県支部 市町村社協 ボランティアセンター 自治会長等</td> </tr> <tr> <td>県 日本赤十字社 新潟県支部</td> <td>・必要に応じて、<u>広域</u>物資輸送拠点を開設する。 ・市町村からの要請に基づき、不足する物資等を市町村・避難所等へ配送（以下「プル型</td> <td>（公社）新潟県トラック協会 自衛隊 新潟県倉庫協会</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対策	協力依頼先	被災者 自主防災組織	・市町村の職員とともに避難所等の保存食料・物資等を避難者に配分	市町村	市町村	・避難所等に職員を派遣し、避難者の概数とニーズを把握 ・ <u>必要に応じて、地域内輸送拠点を開設する。</u> ・避難所で不足する物資等を他の保管場所からの回送又は県若しくは日本赤十字社からの緊急提供で補う。	県 日本赤十字社 新潟県支部 市町村社協 ボランティアセンター 自治会長等	県 日本赤十字社 新潟県支部	・必要に応じて、 <u>広域</u> 物資輸送拠点を開設する。 ・市町村からの要請に基づき、不足する物資等を市町村・避難所等へ配送（以下「プル型	（公社）新潟県トラック協会 自衛隊 新潟県倉庫協会	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑦被災者支援の充実)	
実施主体	対策	協力依頼先																													
被災者 自主防災組織	・市町村の職員とともに避難所等の保存食料・物資等を避難者に配分	市町村																													
市町村	・避難所等に職員を派遣し、避難者の概数とニーズを把握 ・ <u>（追加）</u>	県 日本赤十字社 新潟県支部 市町村社協 ボランティアセンター 自治会長等																													
県 日本赤十字社 新潟県支部	・必要に応じて、 <u>（追加）</u> 物資輸送拠点を開設する。 ・市町村からの要請に基づき、不足する物資等を市町村・避難所等へ配送（以下「プル型	（公社）新潟県トラック協会 自衛隊 新潟県倉庫協会																													
実施主体	対策	協力依頼先																													
被災者 自主防災組織	・市町村の職員とともに避難所等の保存食料・物資等を避難者に配分	市町村																													
市町村	・避難所等に職員を派遣し、避難者の概数とニーズを把握 ・ <u>必要に応じて、地域内輸送拠点を開設する。</u> ・避難所で不足する物資等を他の保管場所からの回送又は県若しくは日本赤十字社からの緊急提供で補う。	県 日本赤十字社 新潟県支部 市町村社協 ボランティアセンター 自治会長等																													
県 日本赤十字社 新潟県支部	・必要に応じて、 <u>広域</u> 物資輸送拠点を開設する。 ・市町村からの要請に基づき、不足する物資等を市町村・避難所等へ配送（以下「プル型	（公社）新潟県トラック協会 自衛隊 新潟県倉庫協会																													

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
				<p>支援」という。） する。 ・市町村の行政機能が低下している場合は、要請を待たずに物資支援（以下「プッシュ型支援」という。）を開始する。 （※） ※プル型支援への切り替え時期についても、的確に判断するよう努める。</p>	<p>支援」という。） する。 ・市町村の行政機能が低下している場合は、要請を待たずに物資支援（以下「プッシュ型支援」という。）を開始する。 （※） ※プル型支援への切り替え時期についても、的確に判断するよう努める。</p>		
115	第3章第27節 要配慮者の応急対策	386	13	<p>1 計画の方針 (1) 基本方針 ア 各主体の責務 イ 県の責務 県は、市町村等からの情報収集（追加）に努め、必要に応じて関係職員、DWA T等の派遣を行うとともに、国や防災関係機関と協働して、市町村、介護保険事業者及び社会福祉施設等の活動を支援する。</p>	<p>1 計画の方針 (1) 基本方針 ア 各主体の責務 イ 県の責務 県は、市町村等からの情報収集やその地域内における福祉的支援を行うための総合調整に努め、必要に応じて関係職員、DWA T等を避難所の避難者、在宅避難者や車中泊避難者のもとへ派遣するとともに、国や防災関係機関と協働して、市町村、介護保険事業者及び社会福祉施設等の活動を支援する。</p>	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑧保健医療福祉支援の体制・連携の強化)	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
116	第3章第27節 要配慮者の応急対策	386	▲12	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 各主体の責務</p> <p>(イ) 市町村の責務</p> <p>・・・(略)・・・避難行動要支援者の避難支援や安否確認を迅速に行うため、<u>(追加) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用する。</u></p> <p>・・・(略)・・・</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 各主体の責務</p> <p>(イ) 市町村の責務</p> <p>・・・(略)・・・避難行動要支援者の避難支援や安否確認を迅速に行うため、<u>地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平時から、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。</u></p> <p>・・・(略)・・・</p>	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑧保健医療福祉支援の体制・連携の強化)	OK
117	第3章第27節 要配慮者の応急対策	387	▲16	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 各主体の責務</p> <p>(キ) 避難行動要支援者及び<u>保護責任者</u>の責務 避難行動要支援者及び<u>保護責任者</u>は、情報収集に努めるとともに、早めの避難行動開始に努める。</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 各主体の責務</p> <p>(キ) 避難行動要支援者及び<u>同居家族等</u>の責務 避難行動要支援者及び<u>同居家族等</u>は、情報収集に努めるとともに、早めの避難行動開始に努める。</p>	内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」の表現を踏まえて修正	
118	第3章第30節 障害物の処理計画	400	32	<p>1 計画の基本方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 各主体の責務</p> <p>(イ) 道路管理者等の責務（国、県、市町村及び東日本高速道路㈱）</p> <p>c 緊急、<u>(追加)</u> 車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる路上放置車両及びその他の物件については、県警察等の協力を得て排除する。</p>	<p>1 計画の基本方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 各主体の責務</p> <p>(イ) 道路管理者等の責務（国、県、市町村及び東日本高速道路㈱）</p> <p>c 緊急<u>通行</u>車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる路上放置車両及びその他の物件については、県警察等の協力を得て排除する。</p>	文言整理	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
				d 緊急(追加)車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる倒壊家屋、災害を受けた工作物又は物件については、市町村の協力を得て排除する。	d 緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる倒壊家屋、災害を受けた工作物又は物件については、市町村の協力を得て排除する。		
119	第3章第37節 給水・上水道 施設応急対策	431	18	1 計画の方針 (1) 基本方針 ア 各主体の責務 (ア) 水道事業者の責務 水道施設による給水機能が、速やかに回復するよう(追加)必要な措置を講じる。また、状況により水道工事業者等と連絡を密にして緊急体制をとる。	1 計画の方針 (1) 基本方針 ア 各主体の責務 (ア) 水道事業者の責務 水道施設による給水機能を速やかに回復させ、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な措置を講じる。また、状況により水道工事業者等と連絡を密にして緊急体制をとる。	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑩インフラ・ライフラインの復旧迅速化、代替性の確保)	
120	第3章第38節 下水道等施設 応急対策	438	17	1 計画の方針 (1) 基本方針 イ 市町村は、被災時に、直ちに被災調査及び復旧工事に着手する。 被災時において、自ら管理する下水道等施設の被害状況を把握するとともに県に報告し、(追加)必要な応急処置を講ずる。流域関連公共下水道においては流域下水道管理者である県と密接な連絡をとり、必要な応急措置を講ずる。・・・以下(略)	1 計画の方針 (1) 基本方針 イ 市町村は、被災時に、直ちに被災調査及び復旧工事に着手する。 被災時において、自ら管理する下水道等施設の被害状況を把握するとともに、県に報告し、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急処置を講ずる。流域関連公共下水道においては流域下水道管理者である県と密接な連絡をとり、必要な応急措置を講ずる。・・・以下(略)	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑩インフラ・ライフラインの復旧迅速化、代替性の確保)	
121	第3章第41節 道路・橋梁・ トンネル等の 応急対策	453	▲3	4 業務の内容 (4) 道路啓開と応急復旧及び道路情報の周知 ア 道路啓開	4 業務の内容 (4) 道路啓開と応急復旧及び道路情報の周知 ア 道路啓開	R7 防災基本計画の修正を反映	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
				(ア)～(ウ) (略) (エ) 道路啓開は <u>原則として、2車線の通行を確保する。被災状況によりやむを得ない場合には部分的に1車線とするが、車両の安全措置を十分施す。</u> (オ) <u>道路上の障害物の除去</u> について、道路管理者等と県警察、消防機関、自衛隊災害派遣部隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。	(ア)～(ウ) (略) (エ) 道路啓開は <u>災害発生後の救援、救護活動のため一刻も早く緊急通行車両が道路を通れるようにすることが目的であるため、必要最低限の道路幅を確保する。</u> (オ) <u>道路啓開</u> について、道路管理者等と県警察、消防機関、自衛隊災害派遣部隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。	(④道路法等の改正)	
122	第3章第42節 港湾・漁港施設の応急対策	456	21	3 業務の体系 被災点検調査 ・構造物の安全性、 <u>施設</u> の利用可能性を詳細に把握	3 業務の体系 被災点検調査 ・構造物の安全性、 <u>係留施設等</u> の利用可能性を詳細に把握	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑭その他)	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考												
123	第3章第50節 応急住宅対策	497	16	<p>4 業務の内容 (2) 応急仮設住宅の供与</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 応</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村</td> <td> (2) 入居者の選定及び管理 入居者選定及び応急仮設住宅の管理は、次のとおり行う。 ア 入居要件 応急仮設住宅の入居の対象となる者は、次に掲げる事項のいずれにも該当する者とする。 (7) 住家が全壊、全焼又は流失した者 (4) 居住する住家がない者 (9) 自らの資力では、住宅を確保することができない者 イ 入居者の選定 応急仮設住宅の設置戸数及び建設地を考慮しながら、入居要件に該当する被災者を入居者として選定する。 ウ 管理 県と結んだ委託協定に基づき、安心・安全の確保、心のケア、入居者によるコミュニティの形成、女性をはじめとする生活者の意見の反映、家庭動物の受入等に配慮し、善良な管理者の注意をもって運営管理に努める。 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 応	協力依頼先	市町村	(2) 入居者の選定及び管理 入居者選定及び応急仮設住宅の管理は、次のとおり行う。 ア 入居要件 応急仮設住宅の入居の対象となる者は、次に掲げる事項のいずれにも該当する者とする。 (7) 住家が全壊、全焼又は流失した者 (4) 居住する住家がない者 (9) 自らの資力では、住宅を確保することができない者 イ 入居者の選定 応急仮設住宅の設置戸数及び建設地を考慮しながら、入居要件に該当する被災者を入居者として選定する。 ウ 管理 県と結んだ委託協定に基づき、安心・安全の確保、心のケア、入居者によるコミュニティの形成、女性をはじめとする生活者の意見の反映、家庭動物の受入等に配慮し、善良な管理者の注意をもって運営管理に努める。		<p>4 業務の内容 (2) 応急仮設住宅の供与</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 応</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村</td> <td> (2) 入居者の選定及び管理 入居者選定及び応急仮設住宅の管理は、次のとおり行う。 ア 入居要件 応急仮設住宅の入居の対象となる者は、次に掲げる事項のいずれにも該当する者とする。 (7) 住家が全壊、全焼又は流失した者 (4) 居住する住家がない者 (9) 自らの資力では、住宅を確保することができない者 イ 入居者の選定 応急仮設住宅の設置戸数及び建設地を考慮しながら、入居要件に該当する被災者を入居者として選定する。 ウ 管理 県と結んだ委託協定に基づき、安心・安全の確保、心のケア、入居者によるコミュニティの形成、女性や子ども・若者をはじめとする生活者の意見の反映、家庭動物の受入等に配慮し、善良な管理者の注意をもって運営管理に努める。 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 応	協力依頼先	市町村	(2) 入居者の選定及び管理 入居者選定及び応急仮設住宅の管理は、次のとおり行う。 ア 入居要件 応急仮設住宅の入居の対象となる者は、次に掲げる事項のいずれにも該当する者とする。 (7) 住家が全壊、全焼又は流失した者 (4) 居住する住家がない者 (9) 自らの資力では、住宅を確保することができない者 イ 入居者の選定 応急仮設住宅の設置戸数及び建設地を考慮しながら、入居要件に該当する被災者を入居者として選定する。 ウ 管理 県と結んだ委託協定に基づき、安心・安全の確保、心のケア、入居者によるコミュニティの形成、女性や子ども・若者をはじめとする生活者の意見の反映、家庭動物の受入等に配慮し、善良な管理者の注意をもって運営管理に努める。		R7 防災基本計画の修正を反映 (⑥子ども・若者の居場所の確保)	
実施主体	対 応	協力依頼先																	
市町村	(2) 入居者の選定及び管理 入居者選定及び応急仮設住宅の管理は、次のとおり行う。 ア 入居要件 応急仮設住宅の入居の対象となる者は、次に掲げる事項のいずれにも該当する者とする。 (7) 住家が全壊、全焼又は流失した者 (4) 居住する住家がない者 (9) 自らの資力では、住宅を確保することができない者 イ 入居者の選定 応急仮設住宅の設置戸数及び建設地を考慮しながら、入居要件に該当する被災者を入居者として選定する。 ウ 管理 県と結んだ委託協定に基づき、安心・安全の確保、心のケア、入居者によるコミュニティの形成、女性をはじめとする生活者の意見の反映、家庭動物の受入等に配慮し、善良な管理者の注意をもって運営管理に努める。																		
実施主体	対 応	協力依頼先																	
市町村	(2) 入居者の選定及び管理 入居者選定及び応急仮設住宅の管理は、次のとおり行う。 ア 入居要件 応急仮設住宅の入居の対象となる者は、次に掲げる事項のいずれにも該当する者とする。 (7) 住家が全壊、全焼又は流失した者 (4) 居住する住家がない者 (9) 自らの資力では、住宅を確保することができない者 イ 入居者の選定 応急仮設住宅の設置戸数及び建設地を考慮しながら、入居要件に該当する被災者を入居者として選定する。 ウ 管理 県と結んだ委託協定に基づき、安心・安全の確保、心のケア、入居者によるコミュニティの形成、女性や子ども・若者をはじめとする生活者の意見の反映、家庭動物の受入等に配慮し、善良な管理者の注意をもって運営管理に努める。																		
124	第4章第1節 民生安定化対策	516	22	<p>4 罹災証明書の発行</p> <p>市町村は、発災後迅速に、住家の被害認定調査の実施体制及び罹災証明書の発行体制を確立し、被災者に対し遅滞なく、罹災証明書を発行する。また、平時から住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や<u>(追加)</u>民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築、業務を支援するシステムの活用等を計画的に進める。</p> <p>県は、市町村の行う被害認定調査及び罹災証明書の発行に係る技術的・人的支援を行うとともに、必要に応じて市町村間の支援を調整する。また、共通の調査・判定方法にばら</p>	<p>4 罹災証明書の発行</p> <p>市町村は、発災後迅速に、住家の被害認定調査の実施体制及び罹災証明書の発行体制を確立し、被災者に対し遅滞なく、罹災証明書を発行する。また、平時から住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や<u>不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の</u>民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築、業務を支援するシステムの活用等を計画的に進める。</p> <p>県は、市町村の行う被害認定調査及び罹災証明書の発行に係る技術的・人的支援を行うとともに、必要に応じて市町村間の支援を調</p>	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑭その他)													

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
				つきが生じることのないよう、平時から必要な研修の実施に努めるとともに、研修参加者の名簿への登録、他の都道府県や <u>(追加)</u> 民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。	整する。また、共通の調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、平時から必要な研修の実施に努めるとともに、研修参加者の名簿への登録、他の都道府県や <u>不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の</u> 民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。		
125	第4章第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画	523	3	3 資金名等 (1) 災害弔慰金 災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を支給する。 (令和7年 <u>4</u> 月1日現在)	3 資金名等 (1) 災害弔慰金 災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を支給する。 (令和7年 <u>12</u> 月1日現在)	時点修正	
126	第4章第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画	524	3	(2) 災害障害見舞金 災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。 (令和7年 <u>4</u> 月1日現在)	(2) 災害障害見舞金 災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。 (令和7年 <u>12</u> 月1日現在)	時点修正	
127	第4章第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画	525	4	(3) 被災者生活再建支援金 自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援する。 (令和7年 <u>4</u> 月1日現在)	(3) 被災者生活再建支援金 自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援する。 (令和7年 <u>12</u> 月1日現在)	時点修正	
128	第4章第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画	527	3	(4) 災害援護資金の貸付 災害により家財等に被害があった場合、生活の建て直しの資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を貸し付ける。 (令和7年 <u>4</u> 月1日現在)	(4) 災害援護資金の貸付 災害により家財等に被害があった場合、生活の建て直しの資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を貸し付ける。 (令和7年 <u>12</u> 月1日現在)	時点修正	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
129	第4章第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画	528	5	(5) 生活福祉資金貸付 災害により家財等に被害があった場合、生活の立直し資金として、災害救助法適用時には「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金及び母子父子寡婦福祉資金（次項で説明）を貸し付ける。（令和7年4月1日現在）	(5) 生活福祉資金貸付 災害により家財等に被害があった場合、生活の立直し資金として、災害救助法適用時には「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金及び母子父子寡婦福祉資金（次項で説明）を貸し付ける。（令和7年12月1日現在）	時点修正	
130	第4章第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画	529	1	(6) 母子父子寡婦福祉資金貸付 （令和7年4月1日現在）	(6) 母子父子寡婦福祉資金貸付 （令和7年12月1日現在）	時点修正	
131	第4章第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画	530	表	(7) 住宅金融支援機構資金（災害復興住宅資金の貸付） （令和7年4月1日現在）	(7) 住宅金融支援機構資金（災害復興住宅資金の貸付） （令和7年12月1日現在）	住宅金融支援の制度改正による修正	

貸付対象	貸付限度額	貸付条件
住宅金融支援機構が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等		
(1) 建設 罹災住宅の被害 「半壊」以上	建設資金（整地資金含む） 土地取得の場合 3,700万円 土地取得しない場合 2,700万円	償還期間 35年以内 据置期間 3年間（その分償還期間延長） 利率 1.13%（団体信用生命保険に加入しない場合）
(2) 住宅購入 罹災住宅の被害 「半壊」以上	購入資金 （土地取得資金含む） 3,700万円	償還期間 35年以内 据置期間 3年間（その分償還期間延長） 利率 1.13%（団体信用生命保険に加入しない場合）
(3) 補修 罹災住宅の被害 「り災証明書」交付	補修資金（移転資金、整地資金含む） 1,200万円	償還期間 20年以内 据置期間 1年間 利率 1.13%（団体信用生命保険に加入しない場合）

貸付対象	貸付限度額	貸付条件
住宅金融支援機構が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等		
(1) 建設 罹災住宅の被害 「半壊」以上	建設資金（整地資金含む） 土地取得の場合 5,500万円 土地取得しない場合 4,500万円	償還期間 35年以内 据置期間 3年間（その分償還期間延長） 利率 1.2%（団体信用生命保険に加入しない場合）
(2) 住宅購入 罹災住宅の被害 「半壊」以上	購入資金 （土地取得資金含む） 5,500万円	償還期間 35年以内 据置期間 3年間（その分償還期間延長） 利率 1.2%（団体信用生命保険に加入しない場合）
(3) 補修 罹災住宅の被害 「り災証明書」交付	補修資金（移転資金、整地資金含む） 2,500万円	償還期間 35年以内 据置期間 1年間 利率 1.2%（団体信用生命保険に加入しない場合）

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考																																																																																																										
132	第4章第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画	531	25	(9) 天災融資制度 (略) (令和7年4月1日現在)	(9) 天災融資制度 (略) (令和7年12月1日現在)	時点修正																																																																																																											
133	第4章第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画	532	表	(10) 日本政策金融公庫資金(農林水産業) <small>(令和7年4月1日現在)</small>	(10) 日本政策金融公庫資金(農林水産業) <small>(令和7年11月19日現在)</small>	時点修正																																																																																																											
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>資金の種類</th> <th>融資対象となる事業</th> <th>貸付の相手方</th> <th>利率(年利)</th> <th>償還期間</th> <th>償還期間のうち措置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">農業関係資金</td> <td>農業経営基盤強化資金</td> <td>農地又は牧野の復旧 災害のため必要とする長期運転資金</td> <td>農業経営改善計画の認定を受けた農業を営む個人・法人</td> <td>1.15~ 1.70%</td> <td>25年以内</td> <td>10年以内</td> </tr> <tr> <td>農業基盤整備資金</td> <td>農地若しくは牧野の保全又は利用に必要な施設の災害復旧</td> <td>農業を営む者、土地改良区・同連合、農協・同連合会等</td> <td>1.15~ 1.70%</td> <td>25年以内</td> <td>10年以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">関係資金</td> <td>農林漁業施設資金</td> <td>(共同利用施設) 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧</td> <td>土地改良区・同連合、農協・同連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合、農業共済組合・同連合会、5割法人・団体、農業振興法人、特定事業を共同で行う農業者</td> <td>1.15~ 1.70%</td> <td>20年以内</td> <td>3年以内</td> </tr> <tr> <td>関係資金</td> <td>(主務大臣指定施設) (1) 農業施設等の復旧 (2) 被災果樹の改植又は補植</td> <td>(1) 農業を営む者 (2) 農協・同連合会 (1)への転貸に限定</td> <td>1.15~ 1.70%</td> <td>(1)15年以内 (2)25年以内</td> <td>(1)3年以内 (2)10年以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">関係資金</td> <td>林業基盤整備資金</td> <td>樹苗養成施設の復旧 林道の復旧</td> <td>樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合 林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合、5割法人、林業振興法人</td> <td>1.15~ 1.70%</td> <td>15年以内</td> <td>5年以内</td> </tr> <tr> <td>関係資金</td> <td>(共同利用施設) 林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧</td> <td>農協・同連合会、森林組合・同連合会、中小企業等共同組合、5割法人・団体、林業振興法人</td> <td>1.15~ 1.70%</td> <td>20年以内</td> <td>3年以内</td> </tr> <tr> <td>関係資金</td> <td>農林漁業施設資金</td> <td>(主務大臣指定施設) 林業施設の復旧</td> <td>林業を営む者</td> <td>1.15~ 1.70%</td> <td>15年以内</td> <td>3年以内</td> </tr> </tbody> </table>	区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率(年利)	償還期間	償還期間のうち措置期間	農業関係資金	農業経営基盤強化資金	農地又は牧野の復旧 災害のため必要とする長期運転資金	農業経営改善計画の認定を受けた農業を営む個人・法人	1.15~ 1.70%	25年以内	10年以内	農業基盤整備資金	農地若しくは牧野の保全又は利用に必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区・同連合、農協・同連合会等	1.15~ 1.70%	25年以内	10年以内	関係資金	農林漁業施設資金	(共同利用施設) 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	土地改良区・同連合、農協・同連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合、農業共済組合・同連合会、5割法人・団体、農業振興法人、特定事業を共同で行う農業者	1.15~ 1.70%	20年以内	3年以内	関係資金	(主務大臣指定施設) (1) 農業施設等の復旧 (2) 被災果樹の改植又は補植	(1) 農業を営む者 (2) 農協・同連合会 (1)への転貸に限定	1.15~ 1.70%	(1)15年以内 (2)25年以内	(1)3年以内 (2)10年以内	関係資金	林業基盤整備資金	樹苗養成施設の復旧 林道の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合 林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合、5割法人、林業振興法人	1.15~ 1.70%	15年以内	5年以内	関係資金	(共同利用施設) 林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	農協・同連合会、森林組合・同連合会、中小企業等共同組合、5割法人・団体、林業振興法人	1.15~ 1.70%	20年以内	3年以内	関係資金	農林漁業施設資金	(主務大臣指定施設) 林業施設の復旧	林業を営む者	1.15~ 1.70%	15年以内	3年以内	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>資金の種類</th> <th>融資対象となる事業</th> <th>貸付の相手方</th> <th>利率(年利)</th> <th>償還期間</th> <th>償還期間のうち措置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">農業関係資金</td> <td>農業経営基盤強化資金</td> <td>農地又は牧野の復旧 災害のため必要とする長期運転資金</td> <td>農業経営改善計画の認定を受けた農業を営む個人・法人</td> <td>1.25~ 2.10%</td> <td>25年以内</td> <td>10年以内</td> </tr> <tr> <td>農業基盤整備資金</td> <td>農地若しくは牧野の保全又は利用に必要な施設の災害復旧</td> <td>農業を営む者、土地改良区・同連合、農協・同連合会等</td> <td>1.25~ 2.10%</td> <td>25年以内</td> <td>10年以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">関係資金</td> <td>農林漁業施設資金</td> <td>(共同利用施設) 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧</td> <td>土地改良区・同連合、農協・同連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合、農業共済組合・同連合会、5割法人・団体、農業振興法人、特定事業を共同で行う農業者</td> <td>1.25~ 2.10%</td> <td>20年以内</td> <td>3年以内</td> </tr> <tr> <td>関係資金</td> <td>(主務大臣指定施設) (1) 農業施設等の復旧 (2) 被災果樹の改植又は補植</td> <td>(1) 農業を営む者 (2) 農協・同連合会 (1)への転貸に限定</td> <td>1.25~ 2.10%</td> <td>(1)15年以内 (2)25年以内</td> <td>(1)3年以内 (2)10年以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">関係資金</td> <td>林業基盤整備資金</td> <td>樹苗養成施設の復旧 林道の復旧</td> <td>樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合 林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合、5割法人、林業振興法人</td> <td>1.25~ 2.10%</td> <td>15年以内</td> <td>5年以内</td> </tr> <tr> <td>関係資金</td> <td>(共同利用施設) 林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧</td> <td>農協・同連合会、森林組合・同連合会、中小企業等共同組合、5割法人・団体、林業振興法人</td> <td>1.25~ 2.10%</td> <td>20年以内</td> <td>3年以内</td> </tr> <tr> <td>関係資金</td> <td>農林漁業施設資金</td> <td>(主務大臣指定施設) 林業施設の復旧</td> <td>林業を営む者</td> <td>1.25~ 2.10%</td> <td>15年以内</td> <td>3年以内</td> </tr> </tbody> </table>	区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率(年利)	償還期間	償還期間のうち措置期間	農業関係資金	農業経営基盤強化資金	農地又は牧野の復旧 災害のため必要とする長期運転資金	農業経営改善計画の認定を受けた農業を営む個人・法人	1.25~ 2.10%	25年以内	10年以内	農業基盤整備資金	農地若しくは牧野の保全又は利用に必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区・同連合、農協・同連合会等	1.25~ 2.10%	25年以内	10年以内	関係資金	農林漁業施設資金	(共同利用施設) 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	土地改良区・同連合、農協・同連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合、農業共済組合・同連合会、5割法人・団体、農業振興法人、特定事業を共同で行う農業者	1.25~ 2.10%	20年以内	3年以内	関係資金	(主務大臣指定施設) (1) 農業施設等の復旧 (2) 被災果樹の改植又は補植	(1) 農業を営む者 (2) 農協・同連合会 (1)への転貸に限定	1.25~ 2.10%	(1)15年以内 (2)25年以内	(1)3年以内 (2)10年以内	関係資金	林業基盤整備資金	樹苗養成施設の復旧 林道の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合 林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合、5割法人、林業振興法人	1.25~ 2.10%	15年以内	5年以内	関係資金	(共同利用施設) 林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	農協・同連合会、森林組合・同連合会、中小企業等共同組合、5割法人・団体、林業振興法人	1.25~ 2.10%	20年以内	3年以内	関係資金	農林漁業施設資金	(主務大臣指定施設) 林業施設の復旧	林業を営む者	1.25~ 2.10%	15年以内	3年以内		
区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率(年利)	償還期間	償還期間のうち措置期間																																																																																																											
農業関係資金	農業経営基盤強化資金	農地又は牧野の復旧 災害のため必要とする長期運転資金	農業経営改善計画の認定を受けた農業を営む個人・法人	1.15~ 1.70%	25年以内	10年以内																																																																																																											
	農業基盤整備資金	農地若しくは牧野の保全又は利用に必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区・同連合、農協・同連合会等	1.15~ 1.70%	25年以内	10年以内																																																																																																											
関係資金	農林漁業施設資金	(共同利用施設) 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	土地改良区・同連合、農協・同連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合、農業共済組合・同連合会、5割法人・団体、農業振興法人、特定事業を共同で行う農業者	1.15~ 1.70%	20年以内	3年以内																																																																																																											
	関係資金	(主務大臣指定施設) (1) 農業施設等の復旧 (2) 被災果樹の改植又は補植	(1) 農業を営む者 (2) 農協・同連合会 (1)への転貸に限定	1.15~ 1.70%	(1)15年以内 (2)25年以内	(1)3年以内 (2)10年以内																																																																																																											
関係資金	林業基盤整備資金	樹苗養成施設の復旧 林道の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合 林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合、5割法人、林業振興法人	1.15~ 1.70%	15年以内	5年以内																																																																																																											
	関係資金	(共同利用施設) 林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	農協・同連合会、森林組合・同連合会、中小企業等共同組合、5割法人・団体、林業振興法人	1.15~ 1.70%	20年以内	3年以内																																																																																																											
関係資金	農林漁業施設資金	(主務大臣指定施設) 林業施設の復旧	林業を営む者	1.15~ 1.70%	15年以内	3年以内																																																																																																											
区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率(年利)	償還期間	償還期間のうち措置期間																																																																																																											
農業関係資金	農業経営基盤強化資金	農地又は牧野の復旧 災害のため必要とする長期運転資金	農業経営改善計画の認定を受けた農業を営む個人・法人	1.25~ 2.10%	25年以内	10年以内																																																																																																											
	農業基盤整備資金	農地若しくは牧野の保全又は利用に必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区・同連合、農協・同連合会等	1.25~ 2.10%	25年以内	10年以内																																																																																																											
関係資金	農林漁業施設資金	(共同利用施設) 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	土地改良区・同連合、農協・同連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合、農業共済組合・同連合会、5割法人・団体、農業振興法人、特定事業を共同で行う農業者	1.25~ 2.10%	20年以内	3年以内																																																																																																											
	関係資金	(主務大臣指定施設) (1) 農業施設等の復旧 (2) 被災果樹の改植又は補植	(1) 農業を営む者 (2) 農協・同連合会 (1)への転貸に限定	1.25~ 2.10%	(1)15年以内 (2)25年以内	(1)3年以内 (2)10年以内																																																																																																											
関係資金	林業基盤整備資金	樹苗養成施設の復旧 林道の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合 林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合、5割法人、林業振興法人	1.25~ 2.10%	15年以内	5年以内																																																																																																											
	関係資金	(共同利用施設) 林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	農協・同連合会、森林組合・同連合会、中小企業等共同組合、5割法人・団体、林業振興法人	1.25~ 2.10%	20年以内	3年以内																																																																																																											
関係資金	農林漁業施設資金	(主務大臣指定施設) 林業施設の復旧	林業を営む者	1.25~ 2.10%	15年以内	3年以内																																																																																																											

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧						新						修正理由	備考	
				区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率(年利)	償還期間	償還期間のうち措置期間	区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率(年利)			償還期間
134	第4章第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画	533	表	漁業関係資金	漁業整備資金	漁港に係る防波堤防等の復旧	水産業協同組合（漁業生産組合を除く。）、5割法人、漁業を営む者	1.15～ 1.70%	20年以内	3年以内	漁業整備資金	漁港に係る防波堤防等の復旧	水産業協同組合（漁業生産組合を除く。）、5割法人、漁業を営む者	1.25～ 2.10%	20年以内	3年以内	時点修正	
					漁業整備資金	漁場及び水産種苗生産施設の復旧	水産業協同組合、5割法人・団体、特定事業を共同で行う漁業者	1.15～ 1.70%			漁業整備資金	漁場及び水産種苗生産施設の復旧	水産業協同組合、5割法人・団体、特定事業を共同で行う漁業者	1.25～ 2.10%				
					農林漁業施設資金	（共同利用施設）水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧（主務大臣指定施設）	水産業協同組合（漁業生産組合を除く。）、5割法人・団体、漁業振興法人	1.15～ 1.70%	20年以内	3年以内	農林漁業施設資金	（共同利用施設）水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧（主務大臣指定施設）	水産業協同組合（漁業生産組合を除く。）、5割法人・団体、漁業振興法人	1.25～ 2.10%	20年以内	3年以内		
					農林漁業施設資金	（主務大臣指定施設）漁船、水産施設の復旧	漁業を営む者	1.15～ 1.70%			農林漁業施設資金	（主務大臣指定施設）漁船、水産施設の復旧	漁業を営む者	1.25～ 2.10%				
農林漁業共通資金	災害により被害を受けた経営の再建に必要なインターネット資金	一定の要件を満たす農業者、林業者又は漁業者	1.15～ 1.65%	15年以内	3年以内	農林漁業共通資金	災害により被害を受けた経営の再建に必要なインターネット資金	一定の要件を満たす農業者、林業者又は漁業者	1.25～ 1.95%	15年以内	3年以内							

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考																																																																																
135	第4章第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画	534	表	<p>イ 災害関連融資制度等 (ア) 融資制度 (令和7年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>区分</th> <th>融 資 条 件 等</th> <th>申込窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">県 地 域 産 業 振 興 課</td> <td>1</td> <td>資金使途 運転資金・設備資金（土地の取得資金を除く。また、県内設置に限る。）</td> <td rowspan="8">(取扱金融機関) 第四北越銀行、大光銀行、八十二銀行、北陸銀行、富山第一銀行、東邦銀行、きらやか銀行、秋田銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、JAバンク新潟県信連、北新潟農協、新潟かがやき農協、えちご中越農協、魚沼農協、佐渡農協、えちご上越農協、みなみ魚沼農協</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>対象企業 県内で1年以上継続して同一事業を営み、地震、風水害等自然災害により損害を受け、経営の安定に支障を生じている者。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>融資限度 3,000万円（別枠）</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>融資利率 融資期間3年以内 年 1.15% 融資期間3年超5年以内 年 1.35% 融資期間5年超7年以内 年 1.55%</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>融資期間 7年以内（うち据置期間2年以内）</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>担 保 金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>保 証 人</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>信用保証 新潟県信用保証協会の信用保証を要する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">市 町 村 地 方 産 業 育 成 資 金</td> <td>1</td> <td>資金使途 運転資金・設備資金</td> <td rowspan="8">市町村商工担当課</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>対象企業 中小企業者（市町村長の定めるところによる）</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>融資限度 1,000万円（被災状況に応じて市町村長が認めた場合は1,000万円を超えることも可）</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>融資利率 保証付き（責任共有対象外） 1.70% 保証付き（責任共有対象） 1.80% 保証なし 2.20%</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>融資期間 運転資金5年以内（うち据置期間6ヶ月以内） 設備資金7年以内（うち据置期間6ヶ月以内） （災害規模により市町村長が認めた場合は融資期間を超えることも可）</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>担 保 金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>保 証 人</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>信用保証 市町村長の定めるところによる。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	区分	融 資 条 件 等	申込窓口	県 地 域 産 業 振 興 課	1	資金使途 運転資金・設備資金（土地の取得資金を除く。また、県内設置に限る。）	(取扱金融機関) 第四北越銀行、大光銀行、八十二銀行、北陸銀行、富山第一銀行、東邦銀行、きらやか銀行、秋田銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、JAバンク新潟県信連、北新潟農協、新潟かがやき農協、えちご中越農協、魚沼農協、佐渡農協、えちご上越農協、みなみ魚沼農協	2	対象企業 県内で1年以上継続して同一事業を営み、地震、風水害等自然災害により損害を受け、経営の安定に支障を生じている者。	3	融資限度 3,000万円（別枠）	4	融資利率 融資期間3年以内 年 1.15% 融資期間3年超5年以内 年 1.35% 融資期間5年超7年以内 年 1.55%	5	融資期間 7年以内（うち据置期間2年以内）	6	担 保 金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。	7	保 証 人	8	信用保証 新潟県信用保証協会の信用保証を要する。	市 町 村 地 方 産 業 育 成 資 金	1	資金使途 運転資金・設備資金	市町村商工担当課	2	対象企業 中小企業者（市町村長の定めるところによる）	3	融資限度 1,000万円（被災状況に応じて市町村長が認めた場合は1,000万円を超えることも可）	4	融資利率 保証付き（責任共有対象外） 1.70% 保証付き（責任共有対象） 1.80% 保証なし 2.20%	5	融資期間 運転資金5年以内（うち据置期間6ヶ月以内） 設備資金7年以内（うち据置期間6ヶ月以内） （災害規模により市町村長が認めた場合は融資期間を超えることも可）	6	担 保 金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。	7	保 証 人	8	信用保証 市町村長の定めるところによる。	<p>イ 災害関連融資制度等 (ア) 融資制度 (令和7年12月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>区分</th> <th>融 資 条 件 等</th> <th>申込窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">県 地 域 産 業 振 興 課</td> <td>1</td> <td>資金使途 運転資金・設備資金（土地の取得資金を除く。また、県内設置に限る。）</td> <td rowspan="8">(取扱金融機関) 第四北越銀行、大光銀行、八十二銀行、北陸銀行、富山第一銀行、東邦銀行、きらやか銀行、秋田銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、JAバンク新潟県信連、北新潟農協、新潟かがやき農協、えちご中越農協、魚沼農協、佐渡農協、えちご上越農協、みなみ魚沼農協</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>対象企業 県内で1年以上継続して同一事業を営み、地震、風水害等自然災害により損害を受け、経営の安定に支障を生じている者。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>融資限度 3,000万円（別枠）</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>融資利率 融資期間3年以内 年 1.30% 融資期間3年超5年以内 年 1.50% 融資期間5年超7年以内 年 1.70%</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>融資期間 7年以内（うち据置期間2年以内）</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>担 保 金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>保 証 人</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>信用保証 新潟県信用保証協会の信用保証を要する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">市 町 村 地 方 産 業 育 成 資 金</td> <td>1</td> <td>資金使途 運転資金・設備資金</td> <td rowspan="8">市町村商工担当課</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>対象企業 中小企業者（市町村長の定めるところによる）</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>融資限度 1,000万円（被災状況に応じて市町村長が認めた場合は1,000万円を超えることも可）</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>融資利率 保証付き（責任共有対象外） 1.85% 保証付き（責任共有対象） 2.05% 保証なし 2.35%</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>融資期間 運転資金5年以内（うち据置期間6ヶ月以内） 設備資金7年以内（うち据置期間6ヶ月以内） （災害規模により市町村長が認めた場合は融資期間を超えることも可）</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>担 保 金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>保 証 人</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>信用保証 市町村長の定めるところによる。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	区分	融 資 条 件 等	申込窓口	県 地 域 産 業 振 興 課	1	資金使途 運転資金・設備資金（土地の取得資金を除く。また、県内設置に限る。）	(取扱金融機関) 第四北越銀行、大光銀行、八十二銀行、北陸銀行、富山第一銀行、東邦銀行、きらやか銀行、秋田銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、JAバンク新潟県信連、北新潟農協、新潟かがやき農協、えちご中越農協、魚沼農協、佐渡農協、えちご上越農協、みなみ魚沼農協	2	対象企業 県内で1年以上継続して同一事業を営み、地震、風水害等自然災害により損害を受け、経営の安定に支障を生じている者。	3	融資限度 3,000万円（別枠）	4	融資利率 融資期間3年以内 年 1.30% 融資期間3年超5年以内 年 1.50% 融資期間5年超7年以内 年 1.70%	5	融資期間 7年以内（うち据置期間2年以内）	6	担 保 金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。	7	保 証 人	8	信用保証 新潟県信用保証協会の信用保証を要する。	市 町 村 地 方 産 業 育 成 資 金	1	資金使途 運転資金・設備資金	市町村商工担当課	2	対象企業 中小企業者（市町村長の定めるところによる）	3	融資限度 1,000万円（被災状況に応じて市町村長が認めた場合は1,000万円を超えることも可）	4	融資利率 保証付き（責任共有対象外） 1.85% 保証付き（責任共有対象） 2.05% 保証なし 2.35%	5	融資期間 運転資金5年以内（うち据置期間6ヶ月以内） 設備資金7年以内（うち据置期間6ヶ月以内） （災害規模により市町村長が認めた場合は融資期間を超えることも可）	6	担 保 金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。	7	保 証 人	8	信用保証 市町村長の定めるところによる。	時点修正	
機関名	区分	融 資 条 件 等	申込窓口																																																																																				
県 地 域 産 業 振 興 課	1	資金使途 運転資金・設備資金（土地の取得資金を除く。また、県内設置に限る。）	(取扱金融機関) 第四北越銀行、大光銀行、八十二銀行、北陸銀行、富山第一銀行、東邦銀行、きらやか銀行、秋田銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、JAバンク新潟県信連、北新潟農協、新潟かがやき農協、えちご中越農協、魚沼農協、佐渡農協、えちご上越農協、みなみ魚沼農協																																																																																				
	2	対象企業 県内で1年以上継続して同一事業を営み、地震、風水害等自然災害により損害を受け、経営の安定に支障を生じている者。																																																																																					
	3	融資限度 3,000万円（別枠）																																																																																					
	4	融資利率 融資期間3年以内 年 1.15% 融資期間3年超5年以内 年 1.35% 融資期間5年超7年以内 年 1.55%																																																																																					
	5	融資期間 7年以内（うち据置期間2年以内）																																																																																					
	6	担 保 金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。																																																																																					
	7	保 証 人																																																																																					
	8	信用保証 新潟県信用保証協会の信用保証を要する。																																																																																					
市 町 村 地 方 産 業 育 成 資 金	1	資金使途 運転資金・設備資金	市町村商工担当課																																																																																				
	2	対象企業 中小企業者（市町村長の定めるところによる）																																																																																					
	3	融資限度 1,000万円（被災状況に応じて市町村長が認めた場合は1,000万円を超えることも可）																																																																																					
	4	融資利率 保証付き（責任共有対象外） 1.70% 保証付き（責任共有対象） 1.80% 保証なし 2.20%																																																																																					
	5	融資期間 運転資金5年以内（うち据置期間6ヶ月以内） 設備資金7年以内（うち据置期間6ヶ月以内） （災害規模により市町村長が認めた場合は融資期間を超えることも可）																																																																																					
	6	担 保 金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。																																																																																					
	7	保 証 人																																																																																					
	8	信用保証 市町村長の定めるところによる。																																																																																					
機関名	区分	融 資 条 件 等	申込窓口																																																																																				
県 地 域 産 業 振 興 課	1	資金使途 運転資金・設備資金（土地の取得資金を除く。また、県内設置に限る。）	(取扱金融機関) 第四北越銀行、大光銀行、八十二銀行、北陸銀行、富山第一銀行、東邦銀行、きらやか銀行、秋田銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、JAバンク新潟県信連、北新潟農協、新潟かがやき農協、えちご中越農協、魚沼農協、佐渡農協、えちご上越農協、みなみ魚沼農協																																																																																				
	2	対象企業 県内で1年以上継続して同一事業を営み、地震、風水害等自然災害により損害を受け、経営の安定に支障を生じている者。																																																																																					
	3	融資限度 3,000万円（別枠）																																																																																					
	4	融資利率 融資期間3年以内 年 1.30% 融資期間3年超5年以内 年 1.50% 融資期間5年超7年以内 年 1.70%																																																																																					
	5	融資期間 7年以内（うち据置期間2年以内）																																																																																					
	6	担 保 金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。																																																																																					
	7	保 証 人																																																																																					
	8	信用保証 新潟県信用保証協会の信用保証を要する。																																																																																					
市 町 村 地 方 産 業 育 成 資 金	1	資金使途 運転資金・設備資金	市町村商工担当課																																																																																				
	2	対象企業 中小企業者（市町村長の定めるところによる）																																																																																					
	3	融資限度 1,000万円（被災状況に応じて市町村長が認めた場合は1,000万円を超えることも可）																																																																																					
	4	融資利率 保証付き（責任共有対象外） 1.85% 保証付き（責任共有対象） 2.05% 保証なし 2.35%																																																																																					
	5	融資期間 運転資金5年以内（うち据置期間6ヶ月以内） 設備資金7年以内（うち据置期間6ヶ月以内） （災害規模により市町村長が認めた場合は融資期間を超えることも可）																																																																																					
	6	担 保 金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。																																																																																					
	7	保 証 人																																																																																					
	8	信用保証 市町村長の定めるところによる。																																																																																					

新潟県地域防災計画 【個別災害対策編】

修正案 新旧対照表

様式2 新旧対照表 (個別災害対策編)

※ 頁、行は現行計画 (令和7年10月修正) についてのもの

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
1	第2章 雪害対策 第1節 雪害対策総則	9	表	<p>別紙「雪処理担い手確保スキーム」</p>	<p>別紙「雪処理担い手確保スキーム」</p>	ボランティアの受入れスキームの変更を反映	
2	第2章 雪害対策 第1節 雪害対策総則	9	表			ボランティアの受入れスキームの変更を反映	

様式2 新旧対照表（個別災害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考																																												
3	第2章 雪害対策 第2節 降雪等に関する特別警報・警報・注意報及び予報	12	2	<p>4 県の役割</p> <p><u>新潟県雪情報システムの運用</u></p> <p><u>知事政策局は、12月1日から2月28日まで、県内37地点の降雪量予測情報を、ホームページ上で提供する。</u></p> <p><u>(予測地点)</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>山北、村上、関川、新発田、胎内、津川、五泉、秋葉、上川、北（旧豊栄）、新潟、西蒲、三条、加茂、見附、長岡、栃尾、与板、小千谷、守門、小出、十日町、津南、南魚沼、湯沢、柏崎、小国、松之山、柿崎、高土、北城、新井、妙高高原、糸魚川、中根知、相川、両津</u></p> </div>	<p>4 県の役割</p> <p><u>県は、気象情報を含め、降雪等に関する情報を県民にわかりやすく提供するように努める。</u></p>	システム運用終了に伴う修正																																													
4	第2章 雪害対策 第7節 積雪期の交通確保計画	25	13	<p style="text-align: center;">除雪路線（令和6年度）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>道路種別</th> <th>県管理道路実延長(注1)</th> <th>除雪計画延長</th> <th>除雪率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般国道</td> <td>1250.9 km</td> <td>1111.5 km</td> <td>88.9%</td> </tr> <tr> <td>主要地方道</td> <td>1596.4 km</td> <td>1430.9 km</td> <td>89.6%</td> </tr> <tr> <td>一般県道(注2)</td> <td>2511.6 km</td> <td>2010.5 km</td> <td>80.0%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5358.9 km</td> <td>4552.9 km</td> <td>85.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 令和6年4月1日現在 (注2) 自転車道を除く延長</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td>終日道路交通確保路線（令和6年度）</td> <td>127路線、266箇所、1057.4 km</td> </tr> </table>	道路種別	県管理道路実延長(注1)	除雪計画延長	除雪率	一般国道	1250.9 km	1111.5 km	88.9%	主要地方道	1596.4 km	1430.9 km	89.6%	一般県道(注2)	2511.6 km	2010.5 km	80.0%	合計	5358.9 km	4552.9 km	85.0%	終日道路交通確保路線（令和6年度）	127路線、266箇所、1057.4 km	<p style="text-align: center;">除雪路線（令和7年度）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>道路種別</th> <th>県管理道路実延長(注1)</th> <th>除雪計画延長</th> <th>除雪率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般国道</td> <td>1251.7 km</td> <td>1110.0 km</td> <td>88.7%</td> </tr> <tr> <td>主要地方道</td> <td>1596.9 km</td> <td>1431.9 km</td> <td>89.7%</td> </tr> <tr> <td>一般県道(注2)</td> <td>2509.6 km</td> <td>2013.3 km</td> <td>80.2%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5358.2 km</td> <td>4555.2 km</td> <td>85.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 令和6年4月1日現在 (注2) 自転車道を除く延長</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td>終日道路交通確保路線（令和7年度）</td> <td>127路線、265箇所、1059.0 km</td> </tr> </table>	道路種別	県管理道路実延長(注1)	除雪計画延長	除雪率	一般国道	1251.7 km	1110.0 km	88.7%	主要地方道	1596.9 km	1431.9 km	89.7%	一般県道(注2)	2509.6 km	2013.3 km	80.2%	合計	5358.2 km	4555.2 km	85.0%	終日道路交通確保路線（令和7年度）	127路線、265箇所、1059.0 km	時点修正	
道路種別	県管理道路実延長(注1)	除雪計画延長	除雪率																																																
一般国道	1250.9 km	1111.5 km	88.9%																																																
主要地方道	1596.4 km	1430.9 km	89.6%																																																
一般県道(注2)	2511.6 km	2010.5 km	80.0%																																																
合計	5358.9 km	4552.9 km	85.0%																																																
終日道路交通確保路線（令和6年度）	127路線、266箇所、1057.4 km																																																		
道路種別	県管理道路実延長(注1)	除雪計画延長	除雪率																																																
一般国道	1251.7 km	1110.0 km	88.7%																																																
主要地方道	1596.9 km	1431.9 km	89.7%																																																
一般県道(注2)	2509.6 km	2013.3 km	80.2%																																																
合計	5358.2 km	4555.2 km	85.0%																																																
終日道路交通確保路線（令和7年度）	127路線、265箇所、1059.0 km																																																		

様式2 新旧対照表（個別災害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考																																								
5	第2章 雪害対策 第7節 積雪期の交通 確保計画	25	28	<p>歩道除雪路線（令和6年度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路種別</th> <th>県管理歩道 延べ延長</th> <th>除雪計画 延長</th> <th>除雪率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般国道</td> <td>943.5 km</td> <td>428.3 km</td> <td>45.4%</td> </tr> <tr> <td>主要地方道</td> <td>829.8 km</td> <td>384.9 km</td> <td>46.4%</td> </tr> <tr> <td>一般県道</td> <td>954.7 km</td> <td>513.1 km</td> <td>53.7%</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>2728.0 km</td> <td>1326.3 km</td> <td>48.6%</td> </tr> </tbody> </table>	道路種別	県管理歩道 延べ延長	除雪計画 延長	除雪率	一般国道	943.5 km	428.3 km	45.4%	主要地方道	829.8 km	384.9 km	46.4%	一般県道	954.7 km	513.1 km	53.7%	合 計	2728.0 km	1326.3 km	48.6%	<p>歩道除雪路線（令和7年度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路種別</th> <th>県管理歩道 延べ延長</th> <th>除雪計画 延長</th> <th>除雪率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般国道</td> <td>947.0 km</td> <td>429.8 km</td> <td>45.4%</td> </tr> <tr> <td>主要地方道</td> <td>833.5 km</td> <td>387.1 km</td> <td>46.4%</td> </tr> <tr> <td>一般県道</td> <td>966.5 km</td> <td>519.7 km</td> <td>53.8%</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>2747.0 km</td> <td>1336.6 km</td> <td>48.7%</td> </tr> </tbody> </table>	道路種別	県管理歩道 延べ延長	除雪計画 延長	除雪率	一般国道	947.0 km	429.8 km	45.4%	主要地方道	833.5 km	387.1 km	46.4%	一般県道	966.5 km	519.7 km	53.8%	合 計	2747.0 km	1336.6 km	48.7%	時点修正	
道路種別	県管理歩道 延べ延長	除雪計画 延長	除雪率																																												
一般国道	943.5 km	428.3 km	45.4%																																												
主要地方道	829.8 km	384.9 km	46.4%																																												
一般県道	954.7 km	513.1 km	53.7%																																												
合 計	2728.0 km	1326.3 km	48.6%																																												
道路種別	県管理歩道 延べ延長	除雪計画 延長	除雪率																																												
一般国道	947.0 km	429.8 km	45.4%																																												
主要地方道	833.5 km	387.1 km	46.4%																																												
一般県道	966.5 km	519.7 km	53.8%																																												
合 計	2747.0 km	1336.6 km	48.7%																																												
6	第2章 雪害対策 第7節 積雪期の交通 確保計画	26	6	<p>緊急時確保路線延長（令和6年度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>2車線確保</th> <th>1車線確保</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1367.3 km</td> <td>1042.1 km</td> <td>2409.4 km</td> </tr> </tbody> </table>	2車線確保	1車線確保	計	1367.3 km	1042.1 km	2409.4 km	<p>緊急時確保路線延長（令和7年度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>2車線確保</th> <th>1車線確保</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1373.3 km</td> <td>1037.2 km</td> <td>2410.5 km</td> </tr> </tbody> </table>	2車線確保	1車線確保	計	1373.3 km	1037.2 km	2410.5 km	時点修正																													
2車線確保	1車線確保	計																																													
1367.3 km	1042.1 km	2409.4 km																																													
2車線確保	1車線確保	計																																													
1373.3 km	1037.2 km	2410.5 km																																													
7	第3章 火山災害対策 第1節 火山災害予防 計画	36	13	<p>1 計画の方針 (1) 基本方針 ・・・(略)・・・ <u>(追加)</u></p>	<p>1 計画の方針 (1) 基本方針 ・・・(略)・・・ <u>また、大規模噴火に伴う降灰は火山災害警戒区域外にも広域に影響を及ぼすことから、住民の安全確保策など、広域に降り積もる火山灰への対策の推進に努める。</u></p>	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑥火山灰への対策の推進)																																									
8	第3章 火山災害対策 第1節 火山災害予防 計画	39	表	<p>(4)危険区域の想定と周知 ア 火山災害危険区域の想定</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>① 溶岩流</td> <td>新潟焼山の溶岩は粘性が強いいため、流下範囲は火口から数 km 程度である。しかし、その大半は 2 km 程度にとどまると考えられる。</td> </tr> <tr> <td>② 噴石</td> <td>小規模な噴火の場合は火口から半径概ね 2 km 以内、大規模な噴火の場合は半径概ね 4 km 以内の範囲で大型岩塊の落下による危険が予想される。前者はほぼ新潟焼山の山体の範囲と一致し、後者には隣の火打山の高谷池付近までが含まれる。なお、小さな噴石は風に流されて上記の危険区域外に到達し、人的物的被害をもたらす危険性がある。</td> </tr> <tr> <td>③ 火砕流、火山泥流、岩屑なだれ</td> <td>岩片等の重い成分が主体のため、谷筋に沿って流下する性質がある。過去の事例及び現在の噴火口の位置から見て、今後の噴火の際も、北側の早川の谷(糸魚川市)及び南側の真川の谷(妙高市)に沿って流れ下る可能性が高い。過去最大の流下域を考慮すると、北側は日本海に至る早川流域の全域、南側は笹ヶ峰ダム付近までの真川流域が危険区域となる。</td> </tr> <tr> <td>④ 火砕サーージ</td> <td>火砕流本体と比較すると、密度が小さい高温の火山ガスと火山灰を含む爆風のため、火砕流が流下する谷筋の兩岸の山の尾根付近まで掃過域が拡がり、その中では樹木や家屋が倒壊し、生命が危険に晒される。規模の大きな火砕流では、北側は日本海に至る早川流域の全域、南側は笹ヶ峰ダム下流までの真川流域が危険区域となる。</td> </tr> <tr> <td>⑤ 火山ガス</td> <td>被害の範囲は山頂から周囲約 1 km にある噴気孔周辺に限られるが、噴出量が多く、濃度が高い場合には、山頂周辺の窪地や谷あい被害が及ぶ場合がある。</td> </tr> </tbody> </table>	① 溶岩流	新潟焼山の溶岩は粘性が強いいため、流下範囲は火口から数 km 程度である。しかし、その大半は 2 km 程度にとどまると考えられる。	② 噴石	小規模な噴火の場合は火口から半径概ね 2 km 以内、大規模な噴火の場合は半径概ね 4 km 以内の範囲で大型岩塊の落下による危険が予想される。前者はほぼ新潟焼山の山体の範囲と一致し、後者には隣の火打山の高谷池付近までが含まれる。なお、小さな噴石は風に流されて上記の危険区域外に到達し、人的物的被害をもたらす危険性がある。	③ 火砕流、火山泥流、岩屑なだれ	岩片等の重い成分が主体のため、谷筋に沿って流下する性質がある。過去の事例及び現在の噴火口の位置から見て、今後の噴火の際も、北側の早川の谷(糸魚川市)及び南側の真川の谷(妙高市)に沿って流れ下る可能性が高い。過去最大の流下域を考慮すると、北側は日本海に至る早川流域の全域、南側は笹ヶ峰ダム付近までの真川流域が危険区域となる。	④ 火砕サーージ	火砕流本体と比較すると、密度が小さい高温の火山ガスと火山灰を含む爆風のため、火砕流が流下する谷筋の兩岸の山の尾根付近まで掃過域が拡がり、その中では樹木や家屋が倒壊し、生命が危険に晒される。規模の大きな火砕流では、北側は日本海に至る早川流域の全域、南側は笹ヶ峰ダム下流までの真川流域が危険区域となる。	⑤ 火山ガス	被害の範囲は山頂から周囲約 1 km にある噴気孔周辺に限られるが、噴出量が多く、濃度が高い場合には、山頂周辺の窪地や谷あい被害が及ぶ場合がある。	<p>(4)危険区域の想定と周知 ア 火山災害危険区域の想定</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>① 溶岩流</td> <td>新潟焼山の溶岩は粘性が強いいため、流下範囲は火口から数 km 程度である。しかし、その大半は 2 km 程度にとどまると考えられる。</td> </tr> <tr> <td>② 噴石・降灰</td> <td>小規模な噴火の場合は火口から半径概ね 2 km 以内、大規模な噴火の場合は半径概ね 4 km 以内の範囲で大型岩塊の落下による危険が予想される。前者はほぼ新潟焼山の山体の範囲と一致し、後者には隣の火打山の高谷池付近までが含まれる。なお、小さな噴石は風に流されて上記の危険区域外に到達し、人的物的被害をもたらす危険性がある。<u>また、火山灰については広範囲に到達するおそれがある。</u></td> </tr> <tr> <td>③ 火砕流、火山泥流、岩屑なだれ</td> <td>岩片等の重い成分が主体のため、谷筋に沿って流下する性質がある。過去の事例及び現在の噴火口の位置から見て、今後の噴火の際も、北側の早川の谷(糸魚川市)及び南側の真川の谷(妙高市)に沿って流れ下る可能性が高い。過去最大の流下域を考慮すると、北側は日本海に至る早川流域の全域、南側は笹ヶ峰ダム付近までの真川流域が危険区域となる。</td> </tr> <tr> <td>④ 火砕サーージ</td> <td>火砕流本体と比較すると、密度が小さい高温の火山ガスと火山灰を含む爆風のため、火砕流が流下する谷筋の兩岸の山の尾根付近まで掃過域が拡がり、その中では樹木や家屋が倒壊し、生命が危険に晒される。規模の大きな火砕流では、北側は日本海に至る早川流域の全域、南側は笹ヶ峰ダム下流までの真川流域が危険区域となる。</td> </tr> <tr> <td>⑤ 火山ガス</td> <td>被害の範囲は山頂から周囲約 1 km にある噴気孔周辺に限られるが、噴出量が多く、濃度が高い場合には、山頂周辺の窪地や谷あい被害が及ぶ場合がある。</td> </tr> </tbody> </table>	① 溶岩流	新潟焼山の溶岩は粘性が強いいため、流下範囲は火口から数 km 程度である。しかし、その大半は 2 km 程度にとどまると考えられる。	② 噴石・降灰	小規模な噴火の場合は火口から半径概ね 2 km 以内、大規模な噴火の場合は半径概ね 4 km 以内の範囲で大型岩塊の落下による危険が予想される。前者はほぼ新潟焼山の山体の範囲と一致し、後者には隣の火打山の高谷池付近までが含まれる。なお、小さな噴石は風に流されて上記の危険区域外に到達し、人的物的被害をもたらす危険性がある。 <u>また、火山灰については広範囲に到達するおそれがある。</u>	③ 火砕流、火山泥流、岩屑なだれ	岩片等の重い成分が主体のため、谷筋に沿って流下する性質がある。過去の事例及び現在の噴火口の位置から見て、今後の噴火の際も、北側の早川の谷(糸魚川市)及び南側の真川の谷(妙高市)に沿って流れ下る可能性が高い。過去最大の流下域を考慮すると、北側は日本海に至る早川流域の全域、南側は笹ヶ峰ダム付近までの真川流域が危険区域となる。	④ 火砕サーージ	火砕流本体と比較すると、密度が小さい高温の火山ガスと火山灰を含む爆風のため、火砕流が流下する谷筋の兩岸の山の尾根付近まで掃過域が拡がり、その中では樹木や家屋が倒壊し、生命が危険に晒される。規模の大きな火砕流では、北側は日本海に至る早川流域の全域、南側は笹ヶ峰ダム下流までの真川流域が危険区域となる。	⑤ 火山ガス	被害の範囲は山頂から周囲約 1 km にある噴気孔周辺に限られるが、噴出量が多く、濃度が高い場合には、山頂周辺の窪地や谷あい被害が及ぶ場合がある。	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑥火山灰への対策の推進)																					
① 溶岩流	新潟焼山の溶岩は粘性が強いいため、流下範囲は火口から数 km 程度である。しかし、その大半は 2 km 程度にとどまると考えられる。																																														
② 噴石	小規模な噴火の場合は火口から半径概ね 2 km 以内、大規模な噴火の場合は半径概ね 4 km 以内の範囲で大型岩塊の落下による危険が予想される。前者はほぼ新潟焼山の山体の範囲と一致し、後者には隣の火打山の高谷池付近までが含まれる。なお、小さな噴石は風に流されて上記の危険区域外に到達し、人的物的被害をもたらす危険性がある。																																														
③ 火砕流、火山泥流、岩屑なだれ	岩片等の重い成分が主体のため、谷筋に沿って流下する性質がある。過去の事例及び現在の噴火口の位置から見て、今後の噴火の際も、北側の早川の谷(糸魚川市)及び南側の真川の谷(妙高市)に沿って流れ下る可能性が高い。過去最大の流下域を考慮すると、北側は日本海に至る早川流域の全域、南側は笹ヶ峰ダム付近までの真川流域が危険区域となる。																																														
④ 火砕サーージ	火砕流本体と比較すると、密度が小さい高温の火山ガスと火山灰を含む爆風のため、火砕流が流下する谷筋の兩岸の山の尾根付近まで掃過域が拡がり、その中では樹木や家屋が倒壊し、生命が危険に晒される。規模の大きな火砕流では、北側は日本海に至る早川流域の全域、南側は笹ヶ峰ダム下流までの真川流域が危険区域となる。																																														
⑤ 火山ガス	被害の範囲は山頂から周囲約 1 km にある噴気孔周辺に限られるが、噴出量が多く、濃度が高い場合には、山頂周辺の窪地や谷あい被害が及ぶ場合がある。																																														
① 溶岩流	新潟焼山の溶岩は粘性が強いいため、流下範囲は火口から数 km 程度である。しかし、その大半は 2 km 程度にとどまると考えられる。																																														
② 噴石・降灰	小規模な噴火の場合は火口から半径概ね 2 km 以内、大規模な噴火の場合は半径概ね 4 km 以内の範囲で大型岩塊の落下による危険が予想される。前者はほぼ新潟焼山の山体の範囲と一致し、後者には隣の火打山の高谷池付近までが含まれる。なお、小さな噴石は風に流されて上記の危険区域外に到達し、人的物的被害をもたらす危険性がある。 <u>また、火山灰については広範囲に到達するおそれがある。</u>																																														
③ 火砕流、火山泥流、岩屑なだれ	岩片等の重い成分が主体のため、谷筋に沿って流下する性質がある。過去の事例及び現在の噴火口の位置から見て、今後の噴火の際も、北側の早川の谷(糸魚川市)及び南側の真川の谷(妙高市)に沿って流れ下る可能性が高い。過去最大の流下域を考慮すると、北側は日本海に至る早川流域の全域、南側は笹ヶ峰ダム付近までの真川流域が危険区域となる。																																														
④ 火砕サーージ	火砕流本体と比較すると、密度が小さい高温の火山ガスと火山灰を含む爆風のため、火砕流が流下する谷筋の兩岸の山の尾根付近まで掃過域が拡がり、その中では樹木や家屋が倒壊し、生命が危険に晒される。規模の大きな火砕流では、北側は日本海に至る早川流域の全域、南側は笹ヶ峰ダム下流までの真川流域が危険区域となる。																																														
⑤ 火山ガス	被害の範囲は山頂から周囲約 1 km にある噴気孔周辺に限られるが、噴出量が多く、濃度が高い場合には、山頂周辺の窪地や谷あい被害が及ぶ場合がある。																																														

様式2 新旧対照表（個別災害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考																				
9	第3章 火山災害対策 第1節 火山災害予防 計画	44	13	オ 降灰予報 <u>(追加)</u>	オ 降灰予報 ◎降灰量ごとの被害の様相と避難の考え方 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分[㊦]</th> <th>降灰量[㊦]</th> <th>影響等[㊦]</th> <th>避難[㊦]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ステージ1[㊦]</td> <td>微量[㊦] 3cm[㊦]</td> <td>・鉄道・航空機等運航へ支障[㊦] ・3mm以上で停電発生の可能性[㊦]</td> <td>在宅避難[㊦]</td> </tr> <tr> <td>ステージ2[㊦] (被害が比較 的小さい)[㊦]</td> <td>3cm[㊦]~[㊦] 30cm未満[㊦]</td> <td>・二輪駆動車の通行支障の可能 性、物資供給へ支障[㊦] ・ライフラインへ影響[㊦] ・体育館等の大スパンの大型建 物は重量物に耐えられないこと による損壊の可能性[㊦]</td> <td>・在宅避難[㊦] ・通院による人 工透析や介護サ ービスが必要な 人などは、状況 に応じ医療機関 の受診可能な地 域へ移動[㊦]</td> </tr> <tr> <td>ステージ3[㊦] (被害が比較 的大きい)[㊦]</td> <td></td> <td></td> <td>在宅避難を原則 としつつ、状況 に応じて生活可 能な地域へ移動[㊦]</td> </tr> <tr> <td>ステージ4[㊦]</td> <td>30cm以上[㊦]</td> <td>・木造家屋倒壊の可能性[㊦] ・土石流発生の可能性[㊦]</td> <td>原則避難[㊦]</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>※首都圏における広域降灰対策ガイドライン(内閣府 令和7年3月)を参考に作成[㊦] ※避難先は、自宅あるいは降灰に耐える堅牢な建物とする。[㊦] ※降灰量30cmに満たなくても降灰後の土石流が想定される地域では、命の危険が あるため、避難が必要[㊦]</small></p>	区分 [㊦]	降灰量 [㊦]	影響等 [㊦]	避難 [㊦]	ステージ1 [㊦]	微量 [㊦] 3cm [㊦]	・鉄道・航空機等運航へ支障 [㊦] ・3mm以上で停電発生の可能性 [㊦]	在宅避難 [㊦]	ステージ2 [㊦] (被害が比較 的小さい) [㊦]	3cm [㊦] ~ [㊦] 30cm未満 [㊦]	・二輪駆動車の通行支障の可能 性、物資供給へ支障 [㊦] ・ライフラインへ影響 [㊦] ・体育館等の大スパンの大型建 物は重量物に耐えられないこと による損壊の可能性 [㊦]	・在宅避難 [㊦] ・通院による人 工透析や介護サ ービスが必要な 人などは、状況 に応じ医療機関 の受診可能な地 域へ移動 [㊦]	ステージ3 [㊦] (被害が比較 的大きい) [㊦]			在宅避難を原則 としつつ、状況 に応じて生活可 能な地域へ移動 [㊦]	ステージ4 [㊦]	30cm以上 [㊦]	・木造家屋倒壊の可能性 [㊦] ・土石流発生の可能性 [㊦]	原則避難 [㊦]	R7 防災基本 計画の修正及 び「首都圏に おける広域降 灰対策ガイド ライン」(内 閣府)の反映	
区分 [㊦]	降灰量 [㊦]	影響等 [㊦]	避難 [㊦]																								
ステージ1 [㊦]	微量 [㊦] 3cm [㊦]	・鉄道・航空機等運航へ支障 [㊦] ・3mm以上で停電発生の可能性 [㊦]	在宅避難 [㊦]																								
ステージ2 [㊦] (被害が比較 的小さい) [㊦]	3cm [㊦] ~ [㊦] 30cm未満 [㊦]	・二輪駆動車の通行支障の可能 性、物資供給へ支障 [㊦] ・ライフラインへ影響 [㊦] ・体育館等の大スパンの大型建 物は重量物に耐えられないこと による損壊の可能性 [㊦]	・在宅避難 [㊦] ・通院による人 工透析や介護サ ービスが必要な 人などは、状況 に応じ医療機関 の受診可能な地 域へ移動 [㊦]																								
ステージ3 [㊦] (被害が比較 的大きい) [㊦]			在宅避難を原則 としつつ、状況 に応じて生活可 能な地域へ移動 [㊦]																								
ステージ4 [㊦]	30cm以上 [㊦]	・木造家屋倒壊の可能性 [㊦] ・土石流発生の可能性 [㊦]	原則避難 [㊦]																								
10	第3章 火山災害対策 第1節 火山災害予防 計画	46	16	4 県の役割 (5) 防災知識の普及 県は、火山災害に関するリーフレットや 資料の配付、有識者による研修や講演会、 実地研修の開催等により、防災教育を実施 し、避難計画 <u>(追加)</u> 等に関する防災知識 の普及啓発に努める。	4 県の役割 (5) 防災知識の普及 県は、火山災害に関するリーフレットや 資料の配付、有識者による研修や講演会、 実地研修の開催等により、防災教育を実施 し、避難計画や <u>降灰対策</u> 等に関する防災知 識の普及啓発に努める。	R7 防災基本 計画の修正及 び「首都圏に おける広域降 灰対策ガイド ライン(内閣 府)の反映																					
11	第3章 火山災害対策 第1節 火山災害予防 計画	46	▲13	5 市町村の役割 (1) 防災知識の普及 市町村は、新潟焼山火山防災協議会 等における検討を通じて、火山防災マ ップ(火山ハザードマップに、噴火警報 等の解説、避難場所や避難経路、避難 の方法、住民、登山者等への情報伝達 の方法等の防災上必要な情報を記載し たもの)や地区別防災カルテ、火山災害 時の行動マニュアル等をわかりやすく 作成・配布し、研修を実施する等 <u>(追</u>	5 市町村の役割 (1) 防災知識の普及 市町村は、新潟焼山火山防災協議会 等における検討を通じて、火山防災マ ップ(火山ハザードマップに、噴火警報 等の解説、避難場所や避難経路、避難 の方法、住民、登山者等への情報伝達 の方法等の防災上必要な情報を記載し たもの)や地区別防災カルテ、火山災害 時の行動マニュアル等をわかりやすく 作成・配布し、研修を実施する等 <u>避難</u>	R7 防災基本 計画の修正及 び「首都圏に おける広域降 灰対策ガイド ライン」(内 閣府)の反映																					

様式2 新旧対照表（個別災害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
				<u>加</u> 防災知識の普及啓発に努める。	<u>計画や降灰対策等に関する</u> 防災知識の普及啓発に努める。		
12	第3章 火山災害対策 第1節 火山災害予防 計画	48	22	8 新潟焼山火山防災協議会の役割 (4) 防災知識の普及 火山防災協議会は、火山防災講演会の開催等により、防災教育を実施し、避難計画等に関する防災知識 <u>(追加)</u> の普及啓発に努める。	8 新潟焼山火山防災協議会の役割 (4) 防災知識の普及 火山防災協議会は、火山防災講演会の開催等により、防災教育を実施し、避難計画等に関する防災知識 <u>や降灰が発生した場合に取るべき対応及び平時からの備蓄について</u> の普及啓発に努める。	R7 防災基本計画の修正及び「首都圏における広域降灰対策ガイドライン」（内閣府）の反映	
13	第3章 火山災害対策 第1節 火山災害予防 計画	48	23	8 新潟焼山火山防災協議会の役割 (略) <u>(追加)</u> <u>9</u> 避難促進施設の所有者又は管理者の役割 (略) <u>10</u> 火山災害が想定される市町村の地域防災計画に定めるべき事項 (略) <u>11</u> 市町村が「避難施設その他の避難場所に関する事項」及び「避難路その他の避難経路に関する事項」を定める際の基準 (略)	8 新潟焼山火山防災協議会の役割 (略) <u>9</u> <u>事業者の役割</u> <u>事業者（企業・施設管理者等）は、降灰時のライフライン・交通の影響を最小限に留め、従業員や利用者等の安全確保が図られるよう、施設の保護・点検や業務継続計画（BCP）の策定等平時からの安全確保対策を推進する。</u> <u>10</u> 避難促進施設の所有者又は管理者の役割 (略) <u>11</u> 火山災害が想定される市町村の地域防災計画に定めるべき事項 (略) <u>12</u> 市町村が「避難施設その他の避難場所に関する事項」及び「避難路その他の避難経路に関する事項」を定める際の基準 (略)	R7 防災基本計画の修正及び「首都圏における広域降灰対策ガイドライン」（内閣府）の反映	

様式2 新旧対照表（個別災害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
14	第3章 火山災害対策 第2節 火山災害応急 対策	51	11	1 計画の方針 (2) 各主体の役割 イ 県の役割 (略) <u>(追加)</u>	1 計画の方針 (2) 各主体の役割 イ 県の役割 (略) <u>降灰対策については、輸送・移動手段の確保のため、迅速な道路啓開が重要であることから、市町村、道路管理者等関係機関と連携して、道路啓開の優先度の高い拠点の検討や必要な人員・資機材を確保することにより、道路啓開作業を迅速に行うよう努める。</u>	R7 防災基本計画の修正及び「首都圏における広域降灰対策ガイドライン」（内閣府）の反映	
15	第3章 火山災害対策 第2節 火山災害応急 対策	51	▲18	1 計画の方針 (2) 各主体の役割 ウ 市町村の役割 (略) <u>(追加)</u>	1 計画の方針 (2) 各主体の役割 ウ 市町村の役割 (略) <u>降灰対策については、輸送・移動手段の確保のため、迅速な道路啓開が重要であることから、県、道路管理者等関係機関と連携して、道路啓開の優先度の高い拠点の検討や必要な人員・資機材を確保することにより、道路啓開作業を迅速に行うよう努める。</u>	R7 防災基本計画の修正及び「首都圏における広域降灰対策ガイドライン」（内閣府）の反映	
16	第3章 火山災害対策 第2節 火山災害応急 対策	52	11	1 計画の方針 (2) 各主体の役割 キ 新潟焼山火山防災協議会の役割 (略) <u>(追加)</u>	1 計画の方針 (2) 各主体の役割 キ 新潟焼山火山防災協議会の役割 (略) <u>ク 事業者の役割</u> <u>事業者（ライフライン・交通事業者）は、降灰時においても住民が自宅等で生活を継続することを踏まえ、各ライフラインに応じた必要な措置を行い、迅速な復旧に努める。</u>	R7 防災基本計画の修正及び「首都圏における広域降灰対策ガイドライン」（内閣府）の反映	

様式2 新旧対照表（個別災害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考																																																												
17	第3章 火山災害対策 第2節 火山災害応急 対策	53	表	<p>3 新潟地方気象台から伝達する噴火警報・予報等について (2) 伝達対象火山（県外は県境から概ね40km以内）で防災対策上必要とする活火山）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>火山名</th> <th>所在地</th> <th>噴火警戒レベルを運用している火山 (R3.1.1現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>新潟焼山</td><td>新潟県</td><td>○</td></tr> <tr><td>妙高山</td><td>新潟県</td><td></td></tr> <tr><td>吾妻山</td><td>山形県・福島県</td><td>○</td></tr> <tr><td>磐梯山</td><td>福島県</td><td>○</td></tr> <tr><td>沼沢</td><td>福島県</td><td></td></tr> <tr><td>燧ヶ岳</td><td>福島県</td><td></td></tr> <tr><td>草津白根山</td><td>群馬県</td><td>○</td></tr> <tr><td>浅間山</td><td>群馬県・長野県</td><td>○</td></tr> <tr><td>弥陀ヶ原</td><td>富山県</td><td>○</td></tr> </tbody> </table>	火山名	所在地	噴火警戒レベルを運用している火山 (R3.1.1現在)	新潟焼山	新潟県	○	妙高山	新潟県		吾妻山	山形県・福島県	○	磐梯山	福島県	○	沼沢	福島県		燧ヶ岳	福島県		草津白根山	群馬県	○	浅間山	群馬県・長野県	○	弥陀ヶ原	富山県	○	<p>3 新潟地方気象台から伝達する噴火警報・予報等について (2) 伝達対象火山（県外は県境から概ね40km以内）で防災対策上必要とする活火山）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>火山名</th> <th>所在地</th> <th>噴火警戒レベルを運用している火山 (R7.12.1現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>新潟焼山</td><td>新潟県</td><td>○</td></tr> <tr><td>妙高山</td><td>新潟県</td><td></td></tr> <tr><td>吾妻山</td><td>山形県・福島県</td><td>○</td></tr> <tr><td>磐梯山</td><td>福島県</td><td>○</td></tr> <tr><td>沼沢</td><td>福島県</td><td></td></tr> <tr><td>燧ヶ岳</td><td>福島県</td><td></td></tr> <tr><td>草津白根山</td><td>群馬県</td><td>○</td></tr> <tr><td>浅間山</td><td>群馬県・長野県</td><td>○</td></tr> <tr><td>弥陀ヶ原</td><td>富山県</td><td>○</td></tr> </tbody> </table>	火山名	所在地	噴火警戒レベルを運用している火山 (R7.12.1現在)	新潟焼山	新潟県	○	妙高山	新潟県		吾妻山	山形県・福島県	○	磐梯山	福島県	○	沼沢	福島県		燧ヶ岳	福島県		草津白根山	群馬県	○	浅間山	群馬県・長野県	○	弥陀ヶ原	富山県	○	時点更新	
火山名	所在地	噴火警戒レベルを運用している火山 (R3.1.1現在)																																																																	
新潟焼山	新潟県	○																																																																	
妙高山	新潟県																																																																		
吾妻山	山形県・福島県	○																																																																	
磐梯山	福島県	○																																																																	
沼沢	福島県																																																																		
燧ヶ岳	福島県																																																																		
草津白根山	群馬県	○																																																																	
浅間山	群馬県・長野県	○																																																																	
弥陀ヶ原	富山県	○																																																																	
火山名	所在地	噴火警戒レベルを運用している火山 (R7.12.1現在)																																																																	
新潟焼山	新潟県	○																																																																	
妙高山	新潟県																																																																		
吾妻山	山形県・福島県	○																																																																	
磐梯山	福島県	○																																																																	
沼沢	福島県																																																																		
燧ヶ岳	福島県																																																																		
草津白根山	群馬県	○																																																																	
浅間山	群馬県・長野県	○																																																																	
弥陀ヶ原	富山県	○																																																																	
18	第3章第2節 火山災害応急 対策	54	表	<p>(3) 噴火警報等の伝達系統図</p> <p>注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1項の規定に基づく法定伝達先。 注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。 注) 二重線及び太字の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。</p>	<p>(3) 噴火警報等の伝達系統図</p> <p>注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1項及び第9条の規定に基づく法定伝達先。 注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。 注) 二重線及び太字の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限り）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。</p>	気象庁における伝達系統の見直し																																																													

様式2 新旧対照表（個別災害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
19	第3章 火山災害対策 第2節 火山災害応急 対策	58	3	<p>5 業務の内容 (5) 降灰対策 ＜実施主体：市町村＞</p> <p><u>(追加)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路、下水道、都市排水路、公園等の公共施設の降灰の状況の把握、除去を行う。 ・降灰による、農作物、林産物、水産物（養殖魚等）、家畜等（以下「農作物等」という。）の被害状況を把握する。 ・農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等と協力して、降灰の除去、農作物等の管理等について、生産者に助言・指導し、被害拡大の防止を図る。 ・降灰による、家屋等の農作物等以外の被害状況を把握し、家屋等の所有者、管理者等による降灰の除去等について、助言・指導、除去した降灰の集積場所の確保を行う。 ・要配慮者の家屋等の降灰の除去が必要な場合には、近隣住民、ボランティア等の協力を促す。 	<p>5 業務の内容 (5) 降灰対策 ＜実施主体：市町村＞</p> <p>・国や県から発信される火山防災情報等の情報発信を受けて、住民や関係機関へ情報発信を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路、下水道、都市排水路、公園等の公共施設の降灰の状況の把握、除去を行う。 ・降灰による、農作物、林産物、水産物（養殖魚等）、家畜等（以下「農作物等」という。）の被害状況を把握する。 ・農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等と協力して、降灰の除去、農作物等の管理等について、生産者に助言・指導し、被害拡大の防止を図る。 ・降灰による、家屋等の農作物等以外の被害状況を把握し、家屋等の所有者、管理者等による降灰の除去等について、助言・指導、除去した降灰の集積場所の確保を行う。 ・要配慮者の家屋等の降灰の除去が必要な場合には、近隣住民、ボランティア等の協力を促す。 	R7 防災基本計画の修正及び「首都圏における広域降灰対策ガイドライン」（内閣府）の反映	
20	第3章 火山災害対策 第2節 火山災害応急 対策	58	17	<p>(5) 降灰対策 ＜実施主体：県＞</p> <p><u>(追加)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村等を通じて、降灰による、道路、下水道、都市排水路、公園等の公共施設、農作物等、宅地等の被害状況を把握する。 ・降灰時の農作物等の管理について、市町村に助言を行う。 	<p>(5) 降灰対策 ＜実施主体：県＞</p> <p>・国から発信される火山防災情報等の情報発信を受けて、市町村・関係機関へ情報発信を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村等を通じて、降灰による、道路、下水道、都市排水路、公園等の公共施設、農作物等、宅地等の被害状況を把握する。 ・降灰時の農作物等の管理について、市町村に助言を行う。 	R7 防災基本計画の修正及び「首都圏における広域降灰対策ガイドライン」（内閣府）の反映	

様式2 新旧対照表（個別災害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
21	第3章 火山災害対策 第2節 火山災害応急 対策	58	22	(5) 降灰対策 <実施主体：県> (略) <u>(追加)</u>	(5) 降灰対策 <実施主体：県> (略) <実施主体： <u>県警察</u> > <u>・道路管理者と連携して道路情報の把握に努め、県民に対して、降灰による通行不能区間、迂回路等の情報について広報を実施する。</u> <u>・降灰と降雨による広域な停電が発生し、信号機交差点が滅灯した際は、非常電源による復旧等の滅灯対策を実施する。</u> <協力依頼先： <u>道路管理者</u> >	R7 防災基本計画の修正及び「首都圏における広域降灰対策ガイドライン」（内閣府）の趣旨を踏まえ追記	
22	第4章 林野火災対策 第1節 林野火災予防 計画	60	19	1 計画の方針 (2) 各主体の責務 ウ <u>(追加)</u> 市町村は、 <u>(追加)</u> 気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発令して森林等の利用者に周知し、屋外での火気の使用禁止、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講じ、林野火災の発生予防に努める。 <u>(追加)</u>	1 計画の方針 (2) 各主体の責務 ウ <u>県及び市町村は、林野火災の発生危険度等に係る情報の発信に取り組み、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発令して森林等の利用者に周知し、屋外での火気の使用禁止、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講じ、林野火災の発生予防に努める。また、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう適切に対応する。</u>	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑥林野火災編の見直し)	
23	第4章 林野火災対策 第1節 林野火災予防 計画	61	▲1	5 市町村の役割 (1) 火災予防体制の整備 イ 市町村は、 <u>消防車両の通行に支障のないよう林道（防火道）の適正な維持管理に努める。</u>	5 市町村の役割 (1) 火災予防体制の整備 イ 市町村は、 <u>消火活動の円滑な実施のための防火林道や防火性のある樹種の植種の植栽等による防火林帯の整備や適正な維持管理に努める。</u>	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑥林野火災編の見直し)	

様式2 新旧対照表（個別災害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
24	第4章 林野火災対策 第1節 林野火災予防 計画	62	▲4	6 消防機関の役割 (2) 消防体制等の整備・充実 ア 出動計画の策定 消防本部は、地域の地勢、植生及び気象条件等を考慮し、林野火災を想定した出動計画を市町村地域防災計画及び市町村消防計画に定める。 <u>(追加)</u>	6 消防機関の役割 (2) 消防体制等の整備・充実 ア 出動計画の策定 消防本部は、地域の地勢、植生及び気象条件等を考慮し、林野火災を想定した出動計画を市町村地域防災計画及び市町村消防計画に定める。 <u>また、強風下の林野火災を想定した飛び火警戒要領等の策定等により、効果的な消火活動体制を整備する。</u>	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑥林野火災編の見直し)	
25	第4章 林野火災対策 第1節 林野火災予防 計画	62	▲2	イ 消防水利の確保 消防本部は、林野火災発生時の消防水利の確保のため、 <u>(追加)</u> 防火水槽等、川・池等の自然水利、ダムやため池等水源として利用できる施設を調査し、消防水利マップを作成する。また、林野内に適当な水源が確保できない場合に備え、コンクリートミキサー車等、水を運搬できる車両を保有する事業者から消防用水運搬に関する協力が得られるよう協議しておく。	イ 消防水利の確保 消防本部は、林野火災発生時の消防水利の確保のため、 <u>林野内への送水や放水を可能とする資器材の充実強化の他、</u> 防火水槽等、川・池等の自然水利、ダムやため池等水源として利用できる施設を調査し、消防水利マップを作成する。また、林野内に適当な水源が確保できない場合に備え、コンクリートミキサー車等、水を運搬できる車両を保有する事業者から消防用水運搬に関する協力が得られるよう協議しておく。	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑥林野火災編の見直し)	
26	第4章 林野火災対策 第1節 林野火災予防 計画	63	4	イ 消防水利の確保 (略) <u>(新設)</u>	イ 消防水利の確保 (略) <u>ウ 迅速な初期消火に向けた対応</u> <u>消防本部等は、消防団と連携した実践的かつ効果的な訓練や火災対応能力向上に必要な資機材等の充実等を図る。</u>	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑥林野火災編の見直し)	
27	第4章 林野火災対策 第1節	64	19	7 県の役割 (3) 防火思想の普及 ア 県は、市町村、消防機関及び林野関係団体・事業者等と協力して広域的な林野	7 県の役割 (3) 防火思想の普及 ア 県は、市町村、消防機関及び林野関係団体・事業者等と協力して広域的な林野	R7 防災基本計画の修正を反映	

様式2 新旧対照表（個別災害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
	林野火災予防計画			<p>火災防止運動を展開し、登山・観光・保養等の森林利用のマナー向上と定着を図る。</p> <p>特に、毎年4月1日からゴールデンウィークまでの期間を「山火事予防運動」の実施期間とし、駅、庁舎、登山口、樹木等にポスター、標識板、立て看板、横断幕を掲示するとともに、ラジオ、テレビ、新聞、インターネット <u>(追加)</u> 等各種広報媒体を活用し、林野火災防止の呼びかけを強化する。</p>	<p>火災防止運動を展開し、登山・観光・保養等の森林利用のマナー向上と定着を図る。</p> <p>特に、毎年4月1日からゴールデンウィークまでの期間を「山火事予防運動」の実施期間とし、駅、庁舎、登山口、樹木等にポスター、標識板、立て看板、横断幕を掲示するとともに、ラジオ、テレビ、新聞、インターネット、<u>SNS</u> 等各種広報媒体を活用し、林野火災防止の呼びかけを強化する。</p>	(⑥林野火災編の見直し)	
28	第4章 林野火災対策 第2節 林野火災応急対策	67	16	<p>4 業務の内容</p> <p>(2) 消火、救出活動</p> <p>イ 消防本部は、消防団、林野関係団体・事業者等、消防防災ヘリコプター等と協力し、火災の発生、延焼状況についての情報を収集し、早期の状況把握に努める。 <u>(追加)</u></p>	<p>4 業務の内容</p> <p>(2) 消火、救出活動</p> <p>イ 消防本部は、消防団、林野関係団体・事業者等、消防防災ヘリコプター等と協力し、火災の発生、延焼状況についての情報を収集し、早期の状況把握に努める。 <u>急激な延焼拡大や火災の長期化に対応できるよう、必要に応じて、他の消防機関や県、自衛隊に情報共有する。なお、火災防御に当たっては人命を第一とし、住家等への延焼防止を最優先に行う。</u></p>	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑥林野火災編の見直し)	
29	第4章 林野火災対策 第2節 林野火災応急対策	67	29	<p>エ 消防本部は消防ポンプによる消火活動のほか、背負いポンプ等を使った人海戦術による消火、消防防災ヘリコプターによる空中消火等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。 <u>(追加)</u> また、消火活動による延焼阻止が難しいと判断する場合は、森林等の所有者と調整のうえ、森林の伐開により臨時的防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。</p>	<p>エ 消防本部は消防ポンプによる消火活動のほか、背負いポンプ等を使った人海戦術による消火、消防防災ヘリコプターによる空中消火等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。また、 <u>活動終期にあつては、空中からの熱源探査並びに地上での警戒及び残火処理を徹底し、確実な鎮火を行う。なお、消火活動による延焼阻止が難しいと判断する場合は、森林等の所有者と調整のうえ、森林の伐開により</u></p>	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑥林野火災編の見直し)	

様式2 新旧対照表（個別災害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考								
					臨時の防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。										
30	第4章 林野火災対策 第2節 林野火災応急 対策	68	10	4 業務の内容 (2) 消火、救出活動 <県、警察等> 県、警察のヘリコプターは、被害情報の地上消防隊等への提供、飛び火の警戒に当たるとともに、孤立した負傷者及び退路を断たれた者等を発見したときは、直ちに他の業務に優先して救助活動を行う。 県ヘリコプターは、必要に応じ空中消火 <u>(追加)</u> を実施する。 警察署等は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限をする。	4 業務の内容 (2) 消火、救出活動 <県、警察等> 県、警察のヘリコプターは、被害情報の地上消防隊等への提供、飛び火の警戒に当たるとともに、孤立した負傷者及び退路を断たれた者等を発見したときは、直ちに他の業務に優先して救助活動を行う。 県ヘリコプターは、必要に応じ空中消火、 <u>空中からの熱源探査等</u> を実施する。 警察署等は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限をする。	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑥林野火災編の見直し)									
31	第4章 林野火災対策 第2節 林野火災応急 対策	68	28	4 業務の内容 (3) 避難誘導活動 <市町村> 市町村長は、林野火災の延焼により住宅等に危険が及ぶと判断したときは、住民に対し避難指示等を行い、警察署等と協力して住民を安全に避難させる。 <u>(追加)</u>	4 業務の内容 (3) 避難誘導活動 <市町村> 市町村長は、林野火災の延焼により住宅等に危険が及ぶと判断したときは、住民に対し避難指示等を行い、警察署等と協力して住民を安全に避難させる。 <u>また、避難行動要支援者の避難支援が適切に行えるよう十分配慮する。</u>	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑥林野火災編の見直し)									
32	第5章 油等流出事故 災害対策 第2節油等流 出事故災害予 防対策	75	▲6	2 関係機関の相互協力 ○ 主な関係機関の窓口 <table border="1" data-bbox="577 1203 1167 1294"> <tr> <td>機関・団体名</td> <td>担当部署</td> </tr> <tr> <td>北陸地方整備局</td> <td><u>企画部 防災課</u></td> </tr> </table>	機関・団体名	担当部署	北陸地方整備局	<u>企画部 防災課</u>	2 関係機関の相互協力 ○ 主な関係機関の窓口 <table border="1" data-bbox="1211 1203 1800 1294"> <tr> <td>機関・団体名</td> <td>担当部署</td> </tr> <tr> <td>北陸地方整備局</td> <td><u>防災室</u></td> </tr> </table>	機関・団体名	担当部署	北陸地方整備局	<u>防災室</u>	担当部署名変更を反映	
機関・団体名	担当部署														
北陸地方整備局	<u>企画部 防災課</u>														
機関・団体名	担当部署														
北陸地方整備局	<u>防災室</u>														

様式2 新旧対照表（個別災害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
33	第12章 竜巻等突風災害対策 第2節 竜巻等突風災害応急対策	190	▲14	1 計画の方針 (1) 各主体の責務 (ウ) 市町村の責務 f 市町村は、損壊家屋の被害状況の把握、がれき類の発生量の推計等を行い、あらかじめ定める <u>（追加）</u> 廃棄物処理計画（がれき類処理対策）に基づき、実行計画を策定し、計画的に廃棄物の処理を実施する。	1 計画の方針 (1) 各主体の責務 (ウ) 市町村の責務 f 市町村は、損壊家屋の被害状況の把握、がれき類の発生量の推計等を行い、あらかじめ定める <u>災害</u> 廃棄物処理計画（がれき類処理対策）に基づき、実行計画を策定し、計画的に廃棄物の処理を実施する。	他編の記載との整合性確保	

新潟県地域防災計画 【土砂災害対策編】

修正案 新旧対照表

様式2 新旧対照表（土砂災害対策編）

※ 頁、行は現行計画（令和7年10月修正）についてのもの

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考																																								
1	第2章 土砂災害予防 計画	7	表	<p>県内の地すべり危険箇所等数及び概成箇所数(令和7年3月31日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所管区分</th> <th>危険箇所数 (土砂災害警戒区域等* および危険区域)</th> <th>法指定箇所数 (法指定区域数)</th> <th>概成箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省</td> <td>650</td> <td>501</td> <td>277</td> </tr> <tr> <td>農林水産省 農村振興局</td> <td>600</td> <td>338</td> <td>175</td> </tr> <tr> <td>林野庁</td> <td>(6) 572</td> <td>(2) 358</td> <td>(2) 120</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>(6) 1,822</td> <td>(2) 1,196</td> <td>(2) 572</td> </tr> </tbody> </table> <p>() は国有林内で外書き</p>	所管区分	危険箇所数 (土砂災害警戒区域等* および危険区域)	法指定箇所数 (法指定区域数)	概成箇所数	国土交通省	650	501	277	農林水産省 農村振興局	600	338	175	林野庁	(6) 572	(2) 358	(2) 120	合計	(6) 1,822	(2) 1,196	(2) 572	<p>県内の地すべり危険箇所等数及び概成箇所数(令和7年3月31日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所管区分</th> <th>危険箇所数 (土砂災害警戒区域等* および危険区域)</th> <th>法指定箇所数 (法指定区域数)</th> <th>概成箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省</td> <td>650</td> <td>501</td> <td>277</td> </tr> <tr> <td>農林水産省 農村振興局</td> <td>600</td> <td>338</td> <td>175</td> </tr> <tr> <td>林野庁</td> <td>(6) 572</td> <td>(2) 358</td> <td>(2) 120</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>(6) 1,822</td> <td>(2) <u>1,197</u></td> <td>(2) 572</td> </tr> </tbody> </table> <p>() は国有林内で外書き</p>	所管区分	危険箇所数 (土砂災害警戒区域等* および危険区域)	法指定箇所数 (法指定区域数)	概成箇所数	国土交通省	650	501	277	農林水産省 農村振興局	600	338	175	林野庁	(6) 572	(2) 358	(2) 120	合計	(6) 1,822	(2) <u>1,197</u>	(2) 572	誤記訂正	
所管区分	危険箇所数 (土砂災害警戒区域等* および危険区域)	法指定箇所数 (法指定区域数)	概成箇所数																																												
国土交通省	650	501	277																																												
農林水産省 農村振興局	600	338	175																																												
林野庁	(6) 572	(2) 358	(2) 120																																												
合計	(6) 1,822	(2) 1,196	(2) 572																																												
所管区分	危険箇所数 (土砂災害警戒区域等* および危険区域)	法指定箇所数 (法指定区域数)	概成箇所数																																												
国土交通省	650	501	277																																												
農林水産省 農村振興局	600	338	175																																												
林野庁	(6) 572	(2) 358	(2) 120																																												
合計	(6) 1,822	(2) <u>1,197</u>	(2) 572																																												

様式2 新旧対照表（土砂災害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
2	第4章 資料 土砂災害警戒 区域等一覧 (市町村別)	42	表	<p>1-(3) 土砂災害警戒区域等の一覧(市町村別) 令和6年3月末日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">市町村名</th> <th rowspan="3">基礎調査 実施箇所数</th> <th colspan="6">土砂災害警戒区域の指定数</th> <th rowspan="3">要配慮者 利用施設数 (※1)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">急傾斜</th> <th colspan="2">土石流</th> <th colspan="2">地滑り</th> </tr> <tr> <th>特別</th> <th>特別</th> <th>特別</th> <th>特別</th> <th>特別</th> <th>特別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>村上市</td><td>621</td><td>296</td><td>281</td><td>301</td><td>180</td><td>24</td><td>621</td><td>461</td><td>8</td></tr> <tr><td>関川村</td><td>123</td><td>51</td><td>43</td><td>58</td><td>25</td><td>14</td><td>123</td><td>68</td><td>2</td></tr> <tr><td>粟島浦村</td><td>28</td><td>14</td><td>14</td><td>14</td><td>7</td><td></td><td>28</td><td>21</td><td>5</td></tr> <tr><td>胎内市</td><td>91</td><td>31</td><td>26</td><td>59</td><td>20</td><td>1</td><td>91</td><td>46</td><td>1</td></tr> <tr><td>新発田市</td><td>203</td><td>83</td><td>67</td><td>117</td><td>61</td><td>3</td><td>203</td><td>128</td><td>3</td></tr> <tr><td>聖籠町</td><td>-</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td></tr> <tr><td>阿賀野市</td><td>91</td><td>21</td><td>15</td><td>69</td><td>24</td><td>1</td><td>91</td><td>39</td><td>1</td></tr> <tr><td>阿賀町</td><td>351</td><td>129</td><td>96</td><td>174</td><td>103</td><td>48</td><td>351</td><td>199</td><td>11</td></tr> <tr><td>五泉市</td><td>382</td><td>145</td><td>137</td><td>230</td><td>127</td><td>7</td><td>382</td><td>264</td><td>10</td></tr> <tr><td>新潟市</td><td>310</td><td>158</td><td>138</td><td>150</td><td>80</td><td>2</td><td>310</td><td>218</td><td>7</td></tr> <tr><td>弥彦村</td><td>72</td><td>36</td><td>35</td><td>35</td><td>15</td><td>1</td><td>72</td><td>50</td><td>5</td></tr> <tr><td>燕市</td><td>76</td><td>53</td><td>51</td><td>20</td><td>5</td><td>3</td><td>76</td><td>56</td><td>0</td></tr> <tr><td>田上町</td><td>94</td><td>52</td><td>44</td><td>42</td><td>31</td><td></td><td>94</td><td>75</td><td>5</td></tr> <tr><td>加茂市</td><td>305</td><td>165</td><td>161</td><td>136</td><td>57</td><td>4</td><td>305</td><td>218</td><td>12</td></tr> <tr><td>三条市</td><td>467</td><td>261</td><td>203</td><td>192</td><td>58</td><td>14</td><td>467</td><td>261</td><td>12</td></tr> <tr><td>見附市</td><td>159</td><td>88</td><td>84</td><td>67</td><td>33</td><td>4</td><td>159</td><td>117</td><td>1</td></tr> <tr><td>長岡市</td><td>2,146</td><td>1,297</td><td>1,155</td><td>649</td><td>197</td><td>200</td><td>2,146</td><td>1,352</td><td>97</td></tr> <tr><td>出雲崎町</td><td>254</td><td>185</td><td>180</td><td>54</td><td>12</td><td>15</td><td>254</td><td>192</td><td>8</td></tr> <tr><td>小千谷市</td><td>349</td><td>195</td><td>143</td><td>99</td><td>41</td><td>55</td><td>349</td><td>184</td><td>5</td></tr> <tr><td>柏崎市</td><td>910</td><td>522</td><td>479</td><td>258</td><td>89</td><td>130</td><td>910</td><td>568</td><td>19</td></tr> <tr><td>刈羽村</td><td>72</td><td>51</td><td>49</td><td>15</td><td>1</td><td>6</td><td>72</td><td>50</td><td>0</td></tr> <tr><td>魚沼市</td><td>799</td><td>309</td><td>266</td><td>432</td><td>220</td><td>58</td><td>799</td><td>486</td><td>17</td></tr> <tr><td>南魚沼市</td><td>539</td><td>135</td><td>127</td><td>374</td><td>193</td><td>30</td><td>539</td><td>320</td><td>18</td></tr> <tr><td>湯沢町</td><td>161</td><td>39</td><td>39</td><td>116</td><td>77</td><td>6</td><td>161</td><td>116</td><td>1</td></tr> <tr><td>十日町市</td><td>1,001</td><td>620</td><td>482</td><td>226</td><td>103</td><td>155</td><td>1,001</td><td>585</td><td>51</td></tr> <tr><td>津南町</td><td>191</td><td>92</td><td>73</td><td>87</td><td>54</td><td>12</td><td>191</td><td>127</td><td>4</td></tr> <tr><td>上越市</td><td>1,828</td><td>941</td><td>790</td><td>528</td><td>251</td><td>359</td><td>1,828</td><td>1,041</td><td>38</td></tr> <tr><td>妙高市</td><td>298</td><td>133</td><td>98</td><td>123</td><td>83</td><td>42</td><td>298</td><td>181</td><td>9</td></tr> <tr><td>糸魚川市</td><td>800</td><td>361</td><td>328</td><td>295</td><td>197</td><td>144</td><td>800</td><td>525</td><td>26</td></tr> <tr><td>佐渡市</td><td>1,395</td><td>849</td><td>726</td><td>436</td><td>276</td><td>110</td><td>1,395</td><td>1,002</td><td>33</td></tr> <tr><td>合計</td><td>14,116</td><td>7,312</td><td>6,330</td><td>5,356</td><td>2,620</td><td>1,448</td><td>0</td><td>14,116</td><td>8,950</td><td>409</td></tr> </tbody> </table> <p>※1土砂災害警戒区域内(基礎調査結果含む)に立地する要配慮者利用施設の数 (令和6年3月末日時点砂防課調査結果) 「要配慮者利用施設」とは、児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者更生支援施設、知的障害者支援施設、医療提供施設、幼稚園、学校施設等をいう。</p>	市町村名	基礎調査 実施箇所数	土砂災害警戒区域の指定数						要配慮者 利用施設数 (※1)	急傾斜		土石流		地滑り		特別	特別	特別	特別	特別	特別	村上市	621	296	281	301	180	24	621	461	8	関川村	123	51	43	58	25	14	123	68	2	粟島浦村	28	14	14	14	7		28	21	5	胎内市	91	31	26	59	20	1	91	46	1	新発田市	203	83	67	117	61	3	203	128	3	聖籠町	-								0	阿賀野市	91	21	15	69	24	1	91	39	1	阿賀町	351	129	96	174	103	48	351	199	11	五泉市	382	145	137	230	127	7	382	264	10	新潟市	310	158	138	150	80	2	310	218	7	弥彦村	72	36	35	35	15	1	72	50	5	燕市	76	53	51	20	5	3	76	56	0	田上町	94	52	44	42	31		94	75	5	加茂市	305	165	161	136	57	4	305	218	12	三条市	467	261	203	192	58	14	467	261	12	見附市	159	88	84	67	33	4	159	117	1	長岡市	2,146	1,297	1,155	649	197	200	2,146	1,352	97	出雲崎町	254	185	180	54	12	15	254	192	8	小千谷市	349	195	143	99	41	55	349	184	5	柏崎市	910	522	479	258	89	130	910	568	19	刈羽村	72	51	49	15	1	6	72	50	0	魚沼市	799	309	266	432	220	58	799	486	17	南魚沼市	539	135	127	374	193	30	539	320	18	湯沢町	161	39	39	116	77	6	161	116	1	十日町市	1,001	620	482	226	103	155	1,001	585	51	津南町	191	92	73	87	54	12	191	127	4	上越市	1,828	941	790	528	251	359	1,828	1,041	38	妙高市	298	133	98	123	83	42	298	181	9	糸魚川市	800	361	328	295	197	144	800	525	26	佐渡市	1,395	849	726	436	276	110	1,395	1,002	33	合計	14,116	7,312	6,330	5,356	2,620	1,448	0	14,116	8,950	409	<p>1-(3) 土砂災害警戒区域等の一覧(市町村別) 令和7年3月末日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">市町村名</th> <th rowspan="3">基礎調査 実施箇所数</th> <th colspan="6">土砂災害警戒区域の指定数</th> <th rowspan="3">要配慮者 利用施設数 (※1)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">急傾斜</th> <th colspan="2">土石流</th> <th colspan="2">地滑り</th> </tr> <tr> <th>特別</th> <th>特別</th> <th>特別</th> <th>特別</th> <th>特別</th> <th>特別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>村上市</td><td>621</td><td>296</td><td>281</td><td>301</td><td>179</td><td>24</td><td>621</td><td>460</td><td>7</td></tr> <tr><td>関川村</td><td>123</td><td>51</td><td>43</td><td>58</td><td>25</td><td>14</td><td>123</td><td>68</td><td>2</td></tr> <tr><td>粟島浦村</td><td>28</td><td>14</td><td>14</td><td>14</td><td>7</td><td></td><td>28</td><td>21</td><td>5</td></tr> <tr><td>胎内市</td><td>91</td><td>31</td><td>26</td><td>59</td><td>20</td><td>1</td><td>91</td><td>46</td><td>1</td></tr> <tr><td>新発田市</td><td>203</td><td>83</td><td>67</td><td>117</td><td>59</td><td>3</td><td>203</td><td>126</td><td>2</td></tr> <tr><td>聖籠町</td><td>-</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td></tr> <tr><td>阿賀野市</td><td>91</td><td>21</td><td>15</td><td>69</td><td>24</td><td>1</td><td>91</td><td>39</td><td>2</td></tr> <tr><td>阿賀町</td><td>351</td><td>129</td><td>96</td><td>174</td><td>103</td><td>48</td><td>351</td><td>199</td><td>10</td></tr> <tr><td>五泉市</td><td>382</td><td>145</td><td>137</td><td>230</td><td>127</td><td>7</td><td>382</td><td>264</td><td>10</td></tr> <tr><td>新潟市</td><td>310</td><td>158</td><td>138</td><td>150</td><td>80</td><td>2</td><td>310</td><td>218</td><td>11</td></tr> <tr><td>弥彦村</td><td>72</td><td>36</td><td>35</td><td>35</td><td>15</td><td>1</td><td>72</td><td>50</td><td>5</td></tr> <tr><td>燕市</td><td>76</td><td>53</td><td>51</td><td>20</td><td>5</td><td>3</td><td>76</td><td>56</td><td>0</td></tr> <tr><td>田上町</td><td>94</td><td>52</td><td>44</td><td>42</td><td>31</td><td></td><td>94</td><td>75</td><td>5</td></tr> <tr><td>加茂市</td><td>305</td><td>165</td><td>161</td><td>136</td><td>57</td><td>4</td><td>305</td><td>218</td><td>12</td></tr> <tr><td>三条市</td><td>467</td><td>261</td><td>203</td><td>192</td><td>58</td><td>14</td><td>467</td><td>261</td><td>14</td></tr> <tr><td>見附市</td><td>159</td><td>88</td><td>84</td><td>67</td><td>33</td><td>4</td><td>159</td><td>117</td><td>1</td></tr> <tr><td>長岡市</td><td>2,146</td><td>1,297</td><td>1,155</td><td>649</td><td>197</td><td>200</td><td>2,146</td><td>1,352</td><td>93</td></tr> <tr><td>出雲崎町</td><td>254</td><td>185</td><td>180</td><td>54</td><td>12</td><td>15</td><td>254</td><td>192</td><td>7</td></tr> <tr><td>小千谷市</td><td>349</td><td>195</td><td>143</td><td>99</td><td>40</td><td>55</td><td>349</td><td>183</td><td>5</td></tr> <tr><td>柏崎市</td><td>910</td><td>522</td><td>479</td><td>258</td><td>89</td><td>130</td><td>910</td><td>568</td><td>19</td></tr> <tr><td>刈羽村</td><td>72</td><td>51</td><td>49</td><td>15</td><td>1</td><td>6</td><td>72</td><td>50</td><td>0</td></tr> <tr><td>魚沼市</td><td>799</td><td>309</td><td>266</td><td>432</td><td>220</td><td>58</td><td>799</td><td>486</td><td>17</td></tr> <tr><td>南魚沼市</td><td>539</td><td>135</td><td>127</td><td>374</td><td>193</td><td>30</td><td>539</td><td>320</td><td>18</td></tr> <tr><td>湯沢町</td><td>161</td><td>39</td><td>39</td><td>116</td><td>77</td><td>6</td><td>161</td><td>116</td><td>1</td></tr> <tr><td>十日町市</td><td>1,001</td><td>620</td><td>482</td><td>226</td><td>102</td><td>155</td><td>1,001</td><td>584</td><td>47</td></tr> <tr><td>津南町</td><td>192</td><td>92</td><td>73</td><td>87</td><td>53</td><td>13</td><td>192</td><td>126</td><td>2</td></tr> <tr><td>上越市</td><td>1,828</td><td>941</td><td>790</td><td>528</td><td>249</td><td>359</td><td>1,828</td><td>1,039</td><td>33</td></tr> <tr><td>妙高市</td><td>298</td><td>133</td><td>98</td><td>123</td><td>82</td><td>42</td><td>298</td><td>180</td><td>8</td></tr> <tr><td>糸魚川市</td><td>800</td><td>361</td><td>328</td><td>295</td><td>197</td><td>144</td><td>800</td><td>525</td><td>26</td></tr> <tr><td>佐渡市</td><td>1,395</td><td>849</td><td>726</td><td>436</td><td>276</td><td>110</td><td>1,395</td><td>1,002</td><td>31</td></tr> <tr><td>合計</td><td>14,117</td><td>7,312</td><td>6,330</td><td>5,356</td><td>2,611</td><td>1,449</td><td>0</td><td>14,117</td><td>8,941</td><td>394</td></tr> </tbody> </table> <p>※1土砂災害警戒区域内(基礎調査結果含む)に立地する要配慮者利用施設の数 (令和7年3月末日時点砂防課調査結果) 「要配慮者利用施設」とは、児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者更生支援施設、知的障害者支援施設、医療提供施設、幼稚園、学校施設等をいう。</p>	市町村名	基礎調査 実施箇所数	土砂災害警戒区域の指定数						要配慮者 利用施設数 (※1)	急傾斜		土石流		地滑り		特別	特別	特別	特別	特別	特別	村上市	621	296	281	301	179	24	621	460	7	関川村	123	51	43	58	25	14	123	68	2	粟島浦村	28	14	14	14	7		28	21	5	胎内市	91	31	26	59	20	1	91	46	1	新発田市	203	83	67	117	59	3	203	126	2	聖籠町	-								0	阿賀野市	91	21	15	69	24	1	91	39	2	阿賀町	351	129	96	174	103	48	351	199	10	五泉市	382	145	137	230	127	7	382	264	10	新潟市	310	158	138	150	80	2	310	218	11	弥彦村	72	36	35	35	15	1	72	50	5	燕市	76	53	51	20	5	3	76	56	0	田上町	94	52	44	42	31		94	75	5	加茂市	305	165	161	136	57	4	305	218	12	三条市	467	261	203	192	58	14	467	261	14	見附市	159	88	84	67	33	4	159	117	1	長岡市	2,146	1,297	1,155	649	197	200	2,146	1,352	93	出雲崎町	254	185	180	54	12	15	254	192	7	小千谷市	349	195	143	99	40	55	349	183	5	柏崎市	910	522	479	258	89	130	910	568	19	刈羽村	72	51	49	15	1	6	72	50	0	魚沼市	799	309	266	432	220	58	799	486	17	南魚沼市	539	135	127	374	193	30	539	320	18	湯沢町	161	39	39	116	77	6	161	116	1	十日町市	1,001	620	482	226	102	155	1,001	584	47	津南町	192	92	73	87	53	13	192	126	2	上越市	1,828	941	790	528	249	359	1,828	1,039	33	妙高市	298	133	98	123	82	42	298	180	8	糸魚川市	800	361	328	295	197	144	800	525	26	佐渡市	1,395	849	726	436	276	110	1,395	1,002	31	合計	14,117	7,312	6,330	5,356	2,611	1,449	0	14,117	8,941	394	時点修正	
市町村名	基礎調査 実施箇所数	土砂災害警戒区域の指定数						要配慮者 利用施設数 (※1)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		急傾斜		土石流			地滑り																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		特別	特別	特別	特別	特別	特別																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
村上市	621	296	281	301	180	24	621	461	8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
関川村	123	51	43	58	25	14	123	68	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
粟島浦村	28	14	14	14	7		28	21	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
胎内市	91	31	26	59	20	1	91	46	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
新発田市	203	83	67	117	61	3	203	128	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
聖籠町	-								0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
阿賀野市	91	21	15	69	24	1	91	39	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
阿賀町	351	129	96	174	103	48	351	199	11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
五泉市	382	145	137	230	127	7	382	264	10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
新潟市	310	158	138	150	80	2	310	218	7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
弥彦村	72	36	35	35	15	1	72	50	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
燕市	76	53	51	20	5	3	76	56	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
田上町	94	52	44	42	31		94	75	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
加茂市	305	165	161	136	57	4	305	218	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
三条市	467	261	203	192	58	14	467	261	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
見附市	159	88	84	67	33	4	159	117	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
長岡市	2,146	1,297	1,155	649	197	200	2,146	1,352	97																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
出雲崎町	254	185	180	54	12	15	254	192	8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
小千谷市	349	195	143	99	41	55	349	184	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
柏崎市	910	522	479	258	89	130	910	568	19																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
刈羽村	72	51	49	15	1	6	72	50	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
魚沼市	799	309	266	432	220	58	799	486	17																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
南魚沼市	539	135	127	374	193	30	539	320	18																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
湯沢町	161	39	39	116	77	6	161	116	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
十日町市	1,001	620	482	226	103	155	1,001	585	51																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
津南町	191	92	73	87	54	12	191	127	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
上越市	1,828	941	790	528	251	359	1,828	1,041	38																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
妙高市	298	133	98	123	83	42	298	181	9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
糸魚川市	800	361	328	295	197	144	800	525	26																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
佐渡市	1,395	849	726	436	276	110	1,395	1,002	33																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
合計	14,116	7,312	6,330	5,356	2,620	1,448	0	14,116	8,950	409																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
市町村名	基礎調査 実施箇所数	土砂災害警戒区域の指定数						要配慮者 利用施設数 (※1)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		急傾斜		土石流		地滑り																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		特別	特別	特別	特別	特別	特別																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
村上市	621	296	281	301	179	24	621	460	7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
関川村	123	51	43	58	25	14	123	68	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
粟島浦村	28	14	14	14	7		28	21	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
胎内市	91	31	26	59	20	1	91	46	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
新発田市	203	83	67	117	59	3	203	126	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
聖籠町	-								0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
阿賀野市	91	21	15	69	24	1	91	39	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
阿賀町	351	129	96	174	103	48	351	199	10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
五泉市	382	145	137	230	127	7	382	264	10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
新潟市	310	158	138	150	80	2	310	218	11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
弥彦村	72	36	35	35	15	1	72	50	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
燕市	76	53	51	20	5	3	76	56	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
田上町	94	52	44	42	31		94	75	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
加茂市	305	165	161	136	57	4	305	218	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
三条市	467	261	203	192	58	14	467	261	14																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
見附市	159	88	84	67	33	4	159	117	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
長岡市	2,146	1,297	1,155	649	197	200	2,146	1,352	93																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
出雲崎町	254	185	180	54	12	15	254	192	7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
小千谷市	349	195	143	99	40	55	349	183	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
柏崎市	910	522	479	258	89	130	910	568	19																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
刈羽村	72	51	49	15	1	6	72	50	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
魚沼市	799	309	266	432	220	58	799	486	17																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
南魚沼市	539	135	127	374	193	30	539	320	18																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
湯沢町	161	39	39	116	77	6	161	116	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
十日町市	1,001	620	482	226	102	155	1,001	584	47																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
津南町	192	92	73	87	53	13	192	126	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
上越市	1,828	941	790	528	249	359	1,828	1,039	33																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
妙高市	298	133	98	123	82	42	298	180	8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
糸魚川市	800	361	328	295	197	144	800	525	26																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
佐渡市	1,395	849	726	436	276	110	1,395	1,002	31																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
合計	14,117	7,312	6,330	5,356	2,611	1,449	0	14,117	8,941	394																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					

様式2 新旧対照表（土砂災害対策編）

No	章・節	頁	行	旧								新								修正理由	備考						
				1-(2)市町村別急傾斜地災害関係危険箇所								1-(2)市町村別急傾斜地災害関係危険箇所															
				林野庁								林野庁															
				山腹崩壊危険地区				崩壊土砂流出危険地区				山腹崩壊危険地区				崩壊土砂流出危険地区											
				箇所数		計	民有林 面積(ha)	箇所数		計	民有林 面積(ha)	箇所数		計	民有林 面積(ha)	箇所数		計	民有林 面積(ha)								
				国有林	民有林			国有林	民有林			国有林	民有林			国有林	民有林			国有林	民有林	国有林	民有林				
				市町村名								市町村名															
3	第4章 資料 市町村別急傾斜地災害関係危険箇所	41	表	村上市	6	160	166	477.0	8	452	460	898.4	村上市	6	160	166	477.0	6	452	460	898.4	時点修正					
				関川村	-	16	15	87.0	13	73	86	66.0	関川村	-	16	15	87.0	13	73	86	66.0						
				栗島浦村	-	11	11	97.0	-	24	24	11.3	栗島浦村	-	11	11	97.0	-	24	24	11.3						
				新発田市	1	25	26	37.0	8	40	48	149.4	新発田市	1	25	26	37.0	8	40	48	149.4						
				阿賀野市	1	10	11	36.0	6	22	28	168.8	阿賀野市	1	10	11	36.0	6	22	28	168.8						
				胎内市	10	22	32	32.0	20	30	50	153.0	胎内市	10	22	32	32.0	20	30	50	153.0						
				聖籠町	-	-	-	-	-	-	-	-	聖籠町	-	-	-	-	-	-	-	-			-			
				新潟市	-	59	59	115.0	-	33	33	138.2	新潟市	-	59	59	115.0	-	33	33	138.2						
				五泉市	-	55	55	160.0	3	68	71	305.5	五泉市	-	55	55	160.0	3	68	71	305.5						
				阿賀町	4	65	69	300.0	9	221	230	909.7	阿賀町	4	65	69	300.0	9	221	230	909.7						
				三条市	2	53	55	87.0	1	53	54	133.0	三条市	2	53	55	87.0	1	53	54	133.0						
				加茂市	-	44	44	73.0	-	25	25	44.7	加茂市	-	44	44	73.0	-	25	25	44.7						
				燕市	-	9	9	12.0	-	4	4	10.4	燕市	-	9	9	12.0	-	4	4	10.4						
				弥彦村	-	14	14	26.0	-	14	14	39.4	弥彦村	-	14	14	26.0	-	14	14	39.4						
				田上町	-	12	12	21.0	-	2	2	1.9	田上町	-	12	12	21.0	-	2	2	1.9						
				長岡市	-	416	415	710.0	-	157	157	306.8	長岡市	-	416	415	710.0	-	157	157	306.8						
				小千谷市	-	35	35	50.0	-	27	27	38.1	小千谷市	-	35	35	50.0	-	27	27	38.1						
				見附市	-	61	61	67.0	-	6	6	14.8	見附市	-	61	61	67.0	-	6	6	14.8						
				出雲崎町	-	173	173	284.0	-	12	12	75.9	出雲崎町	-	173	173	284.0	-	12	12	75.9						
				魚沼市	8	96	104	202.0	1	238	238	389.5	魚沼市	8	96	104	202.0	1	238	238	389.5						
				南魚沼市	5	86	91	195.0	5	202	206	602.0	南魚沼市	5	86	91	195.0	5	202	206	602.0						
				湯沢町	-	12	12	37.0	8	51	59	151.5	湯沢町	-	12	12	37.0	8	51	59	151.5						
				十日町市	3	98	101	305.0	5	192	197	427.3	十日町市	3	98	101	305.0	5	192	197	427.3						
				津南町	-	26	26	134.0	1	51	52	124.7	津南町	-	26	26	134.0	1	51	52	124.7						
				柏崎市	-	329	329	605.0	-	86	86	371.4	柏崎市	-	329	329	605.0	-	86	86	371.4						
				刈羽村	-	41	41	65.0	-	5	5	5.5	刈羽村	-	41	41	65.0	-	5	5	5.5						
				上越市	1	237	238	478.0	1	226	227	310.4	上越市	1	237	238	478.0	1	226	227	310.4						
				妙高市	6	55	61	148.0	4	91	95	147.9	妙高市	6	55	61	148.0	4	91	95	147.9						
糸魚川市	1	113	114	176.4	3	249	252	732.4	糸魚川市	1	113	114	176.4	3	249	252	732.4										
佐渡市	3	242	244	477.0	-	389	389	990.9	佐渡市	3	242	244	477.0	-	389	389	990.9										
合計				51	2,575	2,626	5,493.4	96	3,043	3,139	7,719.2	合計				51	2,575	2,626	5,493.4	94	3,043	3,139	7,719.2				

「山地災害危険地区一覽表」(新潟県治山課・令和5年度末現在)による。

新潟県地域防災計画 【津波災害対策編】

修正案 新旧対照表

様式2 新旧対照表（津波災害対策編）

※ 頁、行は現行計画（令和7年10月修正）についてのもの

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
1	第1章第2節 県民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	5	7	1 基本理念 (1) 住民・地域・行政（防災関係機関）による取組の推進と外部支援・相互協力による補完体制構築 ウ 県、市町村及び防災関係機関に求められる役割 (コ) (略) <u>(追加)</u>	1 基本理念 (1) 住民・地域・行政（防災関係機関）による取組の推進と外部支援・相互協力による補完体制構築 ウ 県、市町村及び防災関係機関に求められる役割 (コ) (略) <u>(サ) 県、市町村は、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努める。</u>	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑦被災者支援の充実、⑨官民連携・人材育成の推進)	
2	第1章第5節 新潟県の地形特性に応じた対策の方向性	15	▲7	1 新潟県の地形 ・・・(略)・・・また、信濃川や阿賀野川など数多くの河川が日本海にそそぎ、越後平野、高田平野など広大で肥沃な平坦地を形作り、面積は <u>(追加)</u> 12,584 平方kmで、全国 5 位の大きさである。	1 新潟県の地形 ・・・(略)・・・また、信濃川や阿賀野川など数多くの河川が日本海にそそぎ、越後平野、高田平野など広大で肥沃な平坦地を形作り、面積は <u>約</u> 12,584 平方kmで、全国 5 位の大きさである。	時点修正	
3	第1章第5節 新潟県の地形特性に応じた対策の方向性	15	▲5	1 新潟県の地形 ・・・(略)・・・ また本州の海岸線は 330. <u>3</u> kmと非常に長く、変化に富んだ海岸美を形成しているほか、砂丘の発達しているところも多くある。・・・(略)	1 新潟県の地形 ・・・(略)・・・ また本州の海岸線は 330. <u>2</u> kmと非常に長く、変化に富んだ海岸美を形成しているほか、砂丘の発達しているところも多くある。・・・(略)	時点修正	
4	第1章第5節 新潟県の地形特性に応じた対策の方向性	15	▲2	1 新潟県の地形 ・・・(略)・・・佐渡島は歴史上のいわれも多く、周囲 <u>280.6</u> km、面積 <u>856</u> 平方kmで、北に金北山を主峰とする大佐渡の山地、南は小佐渡の山地が平行して走り、中央部に国中平野が広がっている。	1 新潟県の地形 ・・・(略)・・・佐渡島は歴史上のいわれも多く、周囲 <u>約 281</u> km、面積 <u>約 855</u> 平方kmで、北に金北山を主峰とする大佐渡の山地、南は小佐渡の山地が平行して走り、中央部に国中平野が広がっている。	時点修正	

様式2 新旧対照表（津波災害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考																																																																																				
5	第1章第5節 新潟県の地形特性に応じた対策の方向性	16	2	2 新潟県の地形特性 (1) 新潟県の海岸線の総延長は634.9 k mであり、津波災害が発生した際には、大きな影響が出ると考えられる。	2 新潟県の地形特性 (1) 新潟県の海岸線の総延長は634.8 k mであり、津波災害が発生した際には、大きな影響が出ると考えられる。	時点修正																																																																																					
6	第1章第5節 新潟県の地形特性に応じた対策の方向性	16	表	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>海岸線総延長 (k m)</th> <th>構成比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>新潟県</td><td>634.850</td><td>100.0</td></tr> <tr><td>村上市</td><td>59.464</td><td>9.4</td></tr> <tr><td>胎内市</td><td>13.870</td><td>2.2</td></tr> <tr><td>新発田市</td><td>3.144</td><td>0.5</td></tr> <tr><td>聖籠町</td><td>12.646</td><td>2.0</td></tr> <tr><td>新潟市</td><td>75.118</td><td>11.8</td></tr> <tr><td>長岡市</td><td>16.228</td><td>2.6</td></tr> <tr><td>出雲崎町</td><td>10.062</td><td>1.6</td></tr> <tr><td>柏崎市</td><td>40.793</td><td>6.4</td></tr> <tr><td>上越市</td><td>47.554</td><td>7.5</td></tr> <tr><td>糸魚川市</td><td>51.380</td><td>8.1</td></tr> <tr><td>佐渡市</td><td>281.483</td><td>44.3</td></tr> <tr><td>粟島浦村</td><td>23.108</td><td>3.6</td></tr> </tbody> </table> <p>〔「海岸統計」(令和5年度版)より〕</p>		海岸線総延長 (k m)	構成比 (%)	新潟県	634.850	100.0	村上市	59.464	9.4	胎内市	13.870	2.2	新発田市	3.144	0.5	聖籠町	12.646	2.0	新潟市	75.118	11.8	長岡市	16.228	2.6	出雲崎町	10.062	1.6	柏崎市	40.793	6.4	上越市	47.554	7.5	糸魚川市	51.380	8.1	佐渡市	281.483	44.3	粟島浦村	23.108	3.6	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>海岸線総延長 (k m)</th> <th>構成比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>新潟県</td><td>634.800</td><td>100.0</td></tr> <tr><td>村上市</td><td>59.464</td><td>9.4</td></tr> <tr><td>胎内市</td><td>13.870</td><td>2.2</td></tr> <tr><td>新発田市</td><td>3.144</td><td>0.5</td></tr> <tr><td>聖籠町</td><td>12.646</td><td>2.0</td></tr> <tr><td>新潟市</td><td>75.118</td><td>11.8</td></tr> <tr><td>長岡市</td><td>16.228</td><td>2.6</td></tr> <tr><td>出雲崎町</td><td>10.062</td><td>1.6</td></tr> <tr><td>柏崎市</td><td>40.793</td><td>6.4</td></tr> <tr><td>上越市</td><td>47.554</td><td>7.5</td></tr> <tr><td>糸魚川市</td><td>51.330</td><td>8.1</td></tr> <tr><td>佐渡市</td><td>281.483</td><td>44.3</td></tr> <tr><td>粟島浦村</td><td>23.108</td><td>3.6</td></tr> </tbody> </table> <p>〔「海岸統計」(令和6年度版)より〕</p>		海岸線総延長 (k m)	構成比 (%)	新潟県	634.800	100.0	村上市	59.464	9.4	胎内市	13.870	2.2	新発田市	3.144	0.5	聖籠町	12.646	2.0	新潟市	75.118	11.8	長岡市	16.228	2.6	出雲崎町	10.062	1.6	柏崎市	40.793	6.4	上越市	47.554	7.5	糸魚川市	51.330	8.1	佐渡市	281.483	44.3	粟島浦村	23.108	3.6	時点修正	
	海岸線総延長 (k m)	構成比 (%)																																																																																									
新潟県	634.850	100.0																																																																																									
村上市	59.464	9.4																																																																																									
胎内市	13.870	2.2																																																																																									
新発田市	3.144	0.5																																																																																									
聖籠町	12.646	2.0																																																																																									
新潟市	75.118	11.8																																																																																									
長岡市	16.228	2.6																																																																																									
出雲崎町	10.062	1.6																																																																																									
柏崎市	40.793	6.4																																																																																									
上越市	47.554	7.5																																																																																									
糸魚川市	51.380	8.1																																																																																									
佐渡市	281.483	44.3																																																																																									
粟島浦村	23.108	3.6																																																																																									
	海岸線総延長 (k m)	構成比 (%)																																																																																									
新潟県	634.800	100.0																																																																																									
村上市	59.464	9.4																																																																																									
胎内市	13.870	2.2																																																																																									
新発田市	3.144	0.5																																																																																									
聖籠町	12.646	2.0																																																																																									
新潟市	75.118	11.8																																																																																									
長岡市	16.228	2.6																																																																																									
出雲崎町	10.062	1.6																																																																																									
柏崎市	40.793	6.4																																																																																									
上越市	47.554	7.5																																																																																									
糸魚川市	51.330	8.1																																																																																									
佐渡市	281.483	44.3																																																																																									
粟島浦村	23.108	3.6																																																																																									

様式2 新旧対照表（津波災害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
7	第2章第1節 防災教育計画	22	9	2 県民・事業者等の役割 (1) 県民の役割 ア～イ (略) ウ <u>(追加)</u> 次世代への災害被災経験の 伝承	2 県民・事業者等の役割 (1) 県民の役割 ア～イ (略) ウ <u>語り部活動や家庭内での語り継ぎ等による</u> 次世代への災害被災経験の伝承	R7 防災基本 計画の修正を 反映 (⑭その他)	
8	第2章第1節 防災教育計画	22	▲11	2 県民・事業者等の役割 (2) 地域の役割 ア～イ (略) ウ <u>(追加)</u> 次世代への災害被災経験の 伝承	2 県民・事業者等の役割 (2) 地域の役割 ア～イ (略) ウ <u>語り部活動や地域内での語り継ぎ、慰 霊祭等の開催、伝承碑の保存等による</u> 次 世代への災害被災経験の伝承	R7 防災基本 計画の修正を 反映 (⑭その他)	
9	第2章第1節 防災教育計画	23	18	3 県の役割 (3) 要配慮者及び <u>保護責任者</u> の防災学習の支援 ア 高齢者、障害者、傷病者、妊産婦及び乳 幼児（福祉保健部） 在宅要配慮者の安全を確保するため、要 配慮者本人又は <u>保護責任者</u> への防災知識の 普及、地域住民等への支援知識の普及・啓 発活動を促進する。	3 県の役割 (3) 要配慮者及び <u>同居家族等</u> の防災学習の支援 ア 高齢者、障害者、傷病者、妊産婦及び乳 幼児（福祉保健部） 在宅要配慮者の安全を確保するため、要 配慮者本人又は <u>同居家族等</u> への防災知識の 普及、地域住民等への支援知識の普及・啓 発活動を促進する。	他編の記載と の整合性確保	
10	第2章第1節 防災教育計画	25	▲9	3 県の役割 (6) 市町村に対する防災に関する基礎情報の 提供（防災局、土木部、県教育委員会） ア～オ (略) <u>追加</u>	3 県の役割 (6) 市町村に対する防災に関する基礎情報の 提供（防災局、土木部、県教育委員会） ア～オ (略) <u>カ 広報活動等を通じて、ボランティアに よる防災活動に対する県民等の関心と理解 を深めるとともに、防災活動への県民の参 加を促進する。</u>	R7 防災基本 計画の修正を 反映 (⑨官民連 携・人材育成 の推進)	

様式2 新旧対照表（津波災害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
11	第2章第1節 防災教育計画	26	▲13	4 市町村の役割 (6) 要配慮者及び <u>保護責任者</u> 等の防災学習の推進 (7)～(8) (略) (9) 市町村地域防災計画で定める事項 ・全住民を対象とした共通的な防災教育計画 ・各地区別の住民を対象とした防災教育計画 ・要配慮者及び <u>保護責任者</u> を対象とした防災教育計画 ・ハザードマップの作成・提示 ・市町村職員を対象とした防災人材育成計画	4 市町村の役割 (6) 要配慮者及び <u>同居家族</u> 等の防災学習の推進 (7)～(8) (略) (9) 市町村地域防災計画で定める事項 ・全住民を対象とした共通的な防災教育計画 ・各地区別の住民を対象とした防災教育計画 ・要配慮者及び <u>同居家族等</u> を対象とした防災教育計画 ・ハザードマップの作成・提示 ・市町村職員を対象とした防災人材育成計画	他編の記載との整合性確保	
12	第2章第1節 防災教育計画	26	▲1	4 市町村の役割 (1)～(9) (略) <u>追加</u>	4 市町村の役割 (1)～(9) (略) <u>(10) ボランティアによる防災活動に対する住民等の理解促進、防災活動への住民参加の促進</u>	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑨官民連携・人材育成の推進)	
13	第2章第3節 自主防災組織育成計画	29	14	5 市町村の役割 (1) 意識啓発及び防災資機材等の整備支援 市町村は、地域住民に対し、津波による人的被害を軽減する方策は住民等の避難行動が基本となることから、強い揺れを感じたとき又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、自らの判断で、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難を開始することを周知し、徹底するほか、自主防災組織の意義等を啓発し、地域の実情に応じた組織づくりを積極的に働きかけるとともに、 <u>(追加)</u> 一般社団法人自治総合センターの助成事業、県及び市町村単独の助成事業等を活用しながら	5 市町村の役割 (1) 意識啓発及び防災資機材等の整備支援 市町村は、地域住民に対し、津波による人的被害を軽減する方策は住民等の避難行動が基本となることから、強い揺れを感じたとき又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、自らの判断で、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難を開始することを周知し、徹底するほか、自主防災組織の意義等を啓発し、地域の実情に応じた組織づくりを積極的に働きかけるとともに、 <u>消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じた地域コミュニティの防災体制の充実に努める。また、</u> 一般社団法人自治総合セン	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑩消防防災力の充実強化)	

様式2 新旧対照表（津波災害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
				ら、自主防災組織における防災資機材等の整備を促進する。	ターの助成事業、県及び市町村単独の助成事業等を活用しながら、自主防災組織における防災資機材等の整備を促進する。		
14	第2章4節 防災都市計画	30	4	1 計画の方針 <u>計画の方針については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第2章第4節」の『計画の方針』を準用する。</u>	1 計画の方針 <u>(1) 基本方針</u> <u>災害に強いまちづくりを推進するには、国、県、市町村等の各種機関が協力して総合的なまちづくりの施策を展開することが必要である。</u> <u>津波による災害の発生のおそれのある土地の区域について、都市的土地利用の誘導を検討するに当たっては、津波、高潮等に対するリスクの評価のほか、その地域の状況や地域でとり得る防災・減災対策を幅広く考慮して総合的に判断することとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、津波に強い土地利用の推進に努めるものとする。</u> <u>ア 津波に強いまちの形成</u> <u>イ 避難関連施設の整備</u> <u>ウ 建築物の安全化</u> <u>エ ライフライン施設等の機能確保</u> <u>オ 危険物施設等の安全確保</u> <u>カ 復興事前準備の取組の推進</u> <u>(2) 要配慮者に対する配慮</u> <u>あらゆる人にやさしく、誰もが安全に、安心して暮らせるまちづくりを推進し、要配慮者が安全で円滑に移動できるよう避難場所や避難路等の都市施設のユニバーサルデザイン化を図る。</u> <u>(3) 積雪地域での対応</u>	他編との整合性確保 R7 防災基本計画の修正を反映（③復旧・復興の迅速化）	

様式2 新旧対照表（津波災害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
					<u>公共施設の計画及び整備に当たっては、地形や土地利用状況等を踏まえ必要に応じて、積雪に配慮した構造及び設備等を設ける。</u>		
15	第2章4節 防災都市計画	32	16	3 県及び市町村の役割 (5)危険物施設等の安全確保 県及び市町村は、石油コンビナート等の危険物施設等、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設、ボイラー施設等について、津波に対する安全性の確保、護岸等の耐津波性能の向上、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的实施等を促進するものとする。	3 県及び市町村の役割 (5)危険物施設等の安全確保 県及び市町村は、石油コンビナート等の危険物施設等、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設、ボイラー施設等について、 <u>最大クラスの津波を含む津波の被害を軽減するための対策の強化</u> 、護岸等の耐津波性能の向上、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的实施等を促進するものとする。	R7 防災基本計画の修正を反映 (14その他)	
16	第2章4節 防災都市計画	32	18	3 県及び市町村の役割 (1)～(5) (略) <u>(追記)</u> <u>(6)</u> (略)	3 県及び市町村の役割 (1)～(5) (略) <u>(6) 復興事前準備の取組の推進</u> <u>市町村は被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握するなど、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備の取組に努めるものとし、県は市町村が行う取組を支援する。</u> <u>(7)</u> (略)	R7 防災基本計画の修正を反映 (3)復旧・復興の迅速化)	
17	第2章第8節 港湾・漁港施設の地震・津波対策	34	▲7	1 計画の方針 (1) 基本方針 ア 各主体の責務 (イ) 県（交通政策局、農林水産部）は、地震又は津波の発生に備え防災体制を確立し、災	1 計画の方針 (1) 基本方針 ア 各主体の責務 (イ) 県（交通政策局、農林水産部）は、地震又は津波の発生に備え防災体制を確立し、災	R7 防災基本計画の修正を反映 (14その他)	

様式2 新旧対照表（津波災害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
				<p>害防止、被災時の応急復旧等の迅速な対応を図るため、関係行政機関や関係団体と協定を締結し体制の整備を図る。</p> <p>比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、港湾施設等の整備を進める。</p> <p>地震又は津波が発生し、<u>若しくは津波が発生する恐れがある時には</u>緊急輸送ネットワークの結節点として、また、背後地の物資の輸送や地域住民の避難場所として<u>運用</u>できるよう、耐震強化岸壁、防災拠点緑地・避難緑地の整備に努める。</p>	<p>害防止、被災時の応急復旧等の迅速な対応を図るため、関係行政機関や関係団体と協定を締結し体制の整備を図る。</p> <p>比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、港湾施設等の整備を進める。</p> <p>地震又は津波が発生し、<u>その復旧にあたっては</u>、緊急輸送ネットワークの結節点として、また、背後地の物資の輸送や地域住民の避難場所として<u>防災拠点機能を確保</u>できるよう、耐震強化岸壁、防災拠点緑地・避難緑地の整備に努める。</p>		
18	第2章第12節 河川・海岸施設の地震・津波対策	38	▲8	<p>3 防災関係機関の役割</p> <p>(1) 北陸地方整備局</p> <p>ア 大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）<u>(追加)等</u>を派遣し、<u>(追加)</u> 県、市町村等が行う、被災状況、県、市町村のニーズ等の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、二次災害防止施策、施設・設備の応急復旧活動等に対する支援を行う。</p>	<p>3 防災関係機関の役割</p> <p>(1) 北陸地方整備局</p> <p>ア 大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）<u>(予備隊員含む)・TEC-FORCEアドバイザー</u>を派遣し、<u>TEC-FORCEパートナーとの連携により</u>、県、市町村等が行う、被災状況、県、市町村のニーズ等の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、二次災害防止施策、施</p>	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑩インフラ・ライフラインの復旧迅速化、代替性の確保)	

様式2 新旧対照表（津波災害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
					設・設備の応急復旧活動等に対する支援を行う。		
19	第2章第28節 避難体制の整備	44	▲16	2 県民の役割 (2) 地域に求められる役割 ア 住民の役割 (ア)～(オ) (略) <u>(追加)</u>	2 県民の役割 (2) 地域に求められる役割 ア 住民の役割 (ア)～(オ) (略) <u>(カ) 地区単位の津波避難計画の作成に努めること。</u>	津波避難計画策定指針の改定を反映	
20	第2章第28節 避難体制の整備	46	13	3 県の役割 (4)市町村の避難体制整備の支援（防災局、福祉保健部、土木部） ア～オ (略) <u>(追加)</u>	3 県の役割 (4)市町村の避難体制整備の支援（防災局、福祉保健部、土木部） ア～オ (略) <u>カ 避難生活を支える人材の育成・確保 避難生活支援リーダー／サポーター等の 避難所運営・避難生活支援に取り組む地 域のボランティア人材の育成・確保に努 める。</u>	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑦被災者支援の充実、⑨官民連携・人材育成の推進)	
21	第2章第28節 避難体制の整備	48	17	4 市町村の役割 (5) 避難場所の指定等 ア～エ (略) <u>オ 市町村は、指定避難所又はその近傍で地 域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、 備蓄薬、マスク、消毒液、炊きだし用具、 間仕切り、簡易ベッド、毛布、ブルーシー ト、土のう袋等避難生活に必要な物資等の 備蓄に努めるものとする。</u>	4 市町村の役割 (5) 避難場所の指定等 ア～エ (略) <u>(削除)</u>	R7 防災基本計画の修正を反映（⑦被災者支援の充実） ※【震災対策編】第2章31節「食料・生活必需品等の確保計	

様式2 新旧対照表（津波災害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
				カ キ ク ケ コ サ シ ス セ ソ タ チ	オ カ キ ク ケ コ サ シ ス セ ソ タ チ	画」に新たに 記載（準用）	
22	第2章第28節 避難体制の整備	49	22	4 市町村の役割 (5) 避難場所の指定等 シ 即応体制の整備 (ケ) <u>(追加)</u> 在宅避難者等が発生する場合 や、避難所のみで避難者等を受け入れる ことが困難となる場合に備えて、あ らかじめ、地域の実情に応じ、在宅避 難者等が利用しやすい場所に在宅避難 者等の支援のための拠点を設置するこ と等、在宅避難者等の支援方策を検討 するよう努める。	4 市町村の役割 (5) 避難場所の指定等 シ 即応体制の整備 (ケ) <u>指定避難所だけでなく、協定・届出避 難所として位置付けられた避難所につい ても、あらかじめ情報を把握するととも に、</u> 在宅避難者等が発生する場合や、避 難所のみで避難者等を受け入れることが 困難となる場合に備えて、あらかじめ、 地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用 しやすい場所に在宅避難者等の支援のた めの拠点を設置すること等、在宅避難者 等の支援方策を検討するよう努める。	R7 防災基本 計画の修正を 反映 (⑦被災者支 援の充実)	
23	第2章第28節 避難体制の整備	49	▲10	4 市町村の役割 (5) 避難場所の指定等 シ 即応体制の整備 (ア)～(コ) (略) <u>(追加)</u>	4 市町村の役割 (5) 避難場所の指定等 シ 即応体制の整備 (ア)～(コ) (略)	R7 防災基本 計画の修正を 反映 (⑩インフ ラ・ライフラ	

様式2 新旧対照表（津波災害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
					<p><u>(サ) 地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努める</u></p> <p><u>(シ) 避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努める。</u></p>	インの復旧迅速化、代替性の確保、⑦被災者支援の充実)	
24	第3章第1節 防災関係機関の活動体制	57	14	<p>1 計画の方針</p> <p>(2) 県の災害対策本部等の体制の整備</p> <p>県内に津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、知事の指揮を受け、又は災害対策基本法、新潟県災害対策本部条例（昭和37年新潟県条例第43号）、新潟県災害対策本部規則（昭和41年新潟県規則第12号）及び新潟県危機管理対応方針に定めるところにより、次に掲げる組織のいずれかを設置する。</p> <p><u>また、設置に当たっては、できるだけ浸水の危険性が低い場所に設置をするものとし、やむを得ず浸水のおそれがある場所に設置をする場合は、必要な津波対策を実施するものとする。</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>ア～ウ （略）</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(2) 県の災害対策本部等の体制の整備</p> <p>県内に津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、知事の指揮を受け、又は災害対策基本法、新潟県災害対策本部条例（昭和37年新潟県条例第43号）、新潟県災害対策本部規則（昭和41年新潟県規則第12号）及び新潟県危機管理対応方針に定めるところにより、次に掲げる組織のいずれかを設置する。</p> <p><u>(削除) 設置に当たっては、できるだけ浸水の危険性が低い場所に設置をするものとし、やむを得ず浸水のおそれがある場所に設置をする場合は、必要な津波対策を実施するものとする。</u></p> <p><u>また、災害応急対策の活動にあたり、従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。</u></p> <p>ア～ウ （略）</p>	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑭その他)	

様式2 新旧対照表（津波災害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
25	第3章第2節 県及び防災関係機関の配備体制	62	▲3	<p>2 業務の内容</p> <p>(1)勤務時間内における対応</p> <p><u>ア 県内において震度3を観測した場合</u> <u>危機対策課は、震度3を観測した市町村等に対し、被害状況等の照会及び取りまとめを行う。</u></p> <p><u>イ 県内沿岸において津波注意報、津波警報若しくは大津波警報が発表された場合又は県内において震度4以上を観測した場合</u> 危機対策課は、庁内連絡（本庁）や一斉FAX（地域振興局等）により、関係する所属は直ちに職員を警戒配備につかせるとともに、被害状況の収集、県民生活への影響等の情報収集や、関係機関との災害関連情報の交換並びに必要な応じ災害危険箇所のパトロール等を実施する。</p>	<p>2 業務の内容</p> <p>(1)勤務時間内における対応 <u>(削除)</u></p> <p><u>ア 県内沿岸において津波注意報、津波警報若しくは大津波警報が発表された場合又は県内において震度4以上を観測した場合</u> 危機対策課は、庁内連絡（本庁）や一斉FAX（地域振興局等）により、関係する所属は直ちに職員を警戒配備につかせるとともに、被害状況の収集、県民生活への影響等の情報収集や、関係機関との災害関連情報の交換並びに必要な応じ災害危険箇所のパトロール等を実施する。</p>	宿日直マニュアルとの整合	
26	第3章第2節 県及び防災関係機関の配備体制	63	7	<p>(2)勤務時間外における対応</p> <p>警戒対応について、地震等発生時に迅速な初動対応を行うため、本庁において職員2名（<u>管理職1名 防災局職員1名</u>）が宿日直対応を行う。</p> <p><u>ア 県内において震度3を観測した場合</u> <u>宿日直職員は、直ちに危機対策課内において震度3の地震を観測した市町村に対し、被害状況の確認を行う。</u></p> <p><u>イ 県内沿岸において津波注意報、津波警報及び大津波警報が発表された場合又は県内において震度4以上を観測した場合</u> 宿日直職員等は、速やかに市町村や消防本部、防災関係機関から被害状況等を収集するとともに、各部局連絡指令者及び地域連絡指令者に対し、本庁各部局及び地域機</p>	<p>(2)勤務時間外における対応</p> <p>警戒対応について、地震等発生時に迅速な初動対応を行うため、本庁において職員2名（<u>正規職員1名 委託事業者1名</u>）が宿日直対応を行う。 <u>(削除)</u></p> <p><u>ア 県内沿岸において津波注意報、津波警報及び大津波警報が発表された場合又は県内において震度4以上を観測した場合</u> 宿日直職員等は、速やかに市町村や消防本部、防災関係機関から被害状況等を収集するとともに、各部局連絡指令者及び地域機</p>	宿日直マニュアルとの整合	

様式2 新旧対照表（津波災害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
				<p>関の配備体制に係る指定職員の配備をするよう連絡する。</p> <p>配備連絡を受けた各部局連絡指令者及び地域連絡指令者は、各配備指定職員に対し登庁の連絡を行う。</p>	<p>関の配備体制に係る指定職員の配備をするよう連絡する。</p> <p>配備連絡を受けた各部局連絡指令者及び地域連絡指令者は、各配備指定職員に対し登庁の連絡を行う。</p>		
27	第3章第7節 津波避難計画	75	▲14	<p>6 業務の内容</p> <p>(6) 広域避難対策</p> <p>ア 市町村</p> <p>市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等により、当該市町村の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該受入れに係る協議を求める。</p> <p>(追加)</p>	<p>6 業務の内容</p> <p>(6) 広域避難対策</p> <p>ア 市町村</p> <p>市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等により、当該市町村の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該受入れに係る協議を求める。</p> <p><u>この際、被災市町村は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。</u></p>	R7 防災基本計画の修正を反映 (②被災者支援の充実)	

様式2 新旧対照表 (津波災害対策編)

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
28	第3章第7節 津波避難計画	72	表	<p>6 業務の内容 (1) 津波警報等の伝達</p> <p>※緊急通報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。 注)二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。 注)二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。</p>	<p>6 業務の内容 (1) 津波警報等の伝達</p> <p>※緊急通報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。 注)二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。 注)二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。</p>	第九管区海上保安本部への伝達経路の修正	

新潟県地域防災計画 (原子力災害対策編)

修正案 新旧対照表

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
1	第1章第5節 発電所の状態に基づく緊急事態区分	4	12	2 警戒事態 その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、発電所における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、原子力規制庁が行う緊急時モニタリングセンターの立ち上げ準備への協力などの緊急時モニタリングの準備、原災指針で定める施設敷地緊急事態要避難者※4を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（追加）を開始する必要がある段階 この段階において、県は原子力災害警戒本部を設置する。	2 警戒事態 その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、発電所における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、原子力規制庁が行う緊急時モニタリングセンターの立ち上げ準備への協力などの緊急時モニタリングの準備、原災指針で定める施設敷地緊急事態要避難者※4を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（ <u>警戒事態を判断するEALのうち、原子力発電所において異常事象が発生した場合に限る。</u> ）を開始する必要がある段階 この段階において、県は原子力災害警戒本部を設置する。	『原子力災害対策指針』改正を踏まえた修正
2	第1章第6節 関係機関の処理すべき防災事務又は業務の大綱	9	表中	東京電力ホールディングス株式会社 1 <u>原子力施設</u> の防災管理に関すること (略)	東京電力ホールディングス株式会社 1 <u>原子力発電所</u> の防災管理に関すること (略)	文言整理
3	第1章第7節 用語の解説	10	表中	避難退域時検査 放射性物質が放出された後のO I Lに基づく避難の際に、 <u>避難や一時移転する者の汚染状況を確認することを目的として実施される検査。</u>	避難退域時検査 放射性物質が放出された後のO I Lに基づく避難の際に、 <u>国からの指示に基づき、避難や一時移転を伴う住民等に対し、除染を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査。</u>	『防災基本計画』修正の記載に合わせた文言の修正
4	第1章第7節 用語の解説	10	表中	ブルーム 気体状 <u>あるいは</u> 粒子状の物質を含んだ空気の一団。	ブルーム 気体状 <u>又は</u> 粒子状の物質を含んだ空気の一団。 <u>ここでは原子力発電所から放出された放射性物質を含むものをいう。</u>	文言整理
5	第1章第7節 用語の解説	10	表中	要配慮者 高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等その他の特に配慮を要する者。（災害対策基本法第8条第2項第 <u>15</u> 号関係）	要配慮者 高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等その他の特に配慮を要する者。（災害対策基本法第8条第2項第 <u>17</u> 号関係）	『災害対策基本法』改正に伴う修正
6	第1章第7節 用語の解説	10	表中	防災業務関係者 緊急時において、住民等に対する広報・指示伝達、避難誘導、交通整理、緊急時モニタリング、避難者の輸送、物資の緊急輸送、避難退域時検査、簡易除染、避難状況等の確認、医療措置、道路啓開、 <u>原子力施設</u> 内において災害に発展する事態を防止する措置等の災害応急対策活動及び汚染物質の除去等の災害復旧活動を実施する国、自治体の職員等。	防災業務関係者 緊急時において、住民等に対する広報・指示伝達、避難誘導、交通整理、緊急時モニタリング、避難者の輸送、物資の緊急輸送、避難退域時検査、簡易除染、避難状況等の確認、医療措置、道路啓開、 <u>原子力発電所</u> 内において災害に発展する事態を防止する措置等の災害応急対策活動及び汚染物質の除去等の災害復旧活動を実施する国、自治体の職員等。	文言整理

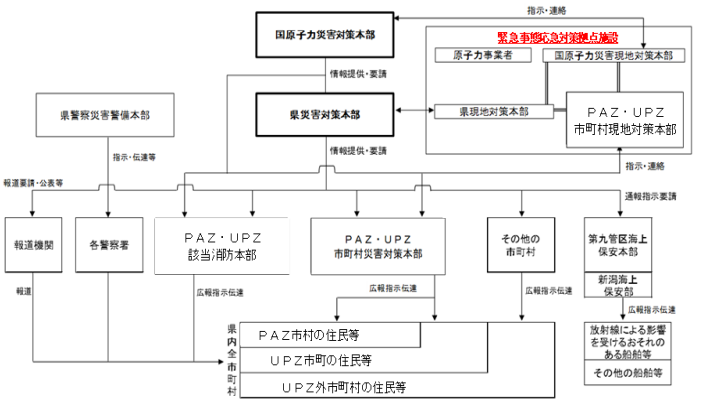
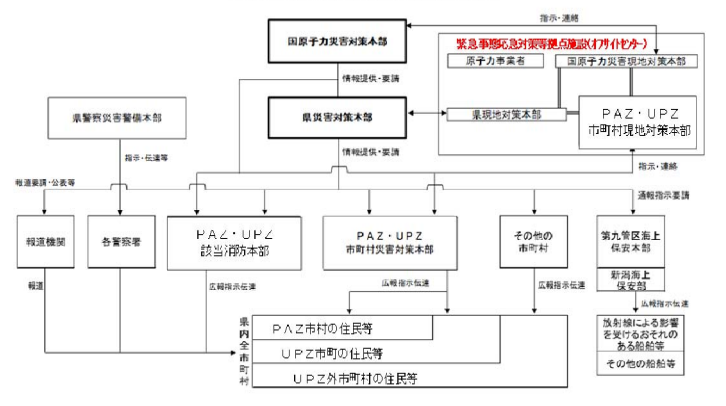
No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
7	第1章第7節 用語の解説	11	表中	<u>(追加)</u>	<u>屋内退避</u> <u>主にブルーム通過時の被ばくの低減を目的とする防護措置。</u> <u>屋根や壁等の遮蔽効果のある建物にとどまることで、原子力発電所から放出されたブルームや地表面等に沈着した放射性物質からの外部被ばくを低減するとともに、気密性のある建物にとどまることで、ブルームに含まれる放射性物質が建物内に侵入することを抑制し、放射性物質の吸入による内部被ばくを低減する効果がある。</u>	『原子力災害対策指針』改正に関連して、屋内退避の目的と効果を明確にするため、追加
8	第2章第4節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携	12	33	(1) 県は、地域防災計画（原子力災害対策編）の作成、発電所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、 <u>柏崎刈羽原子力防災センター（以下「原子力防災センター」という。）</u> の防災拠点としての活用、住民に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制の確立、防護対策、広域連携などの緊急時対応等を平時から原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施する。	(1) 県は、地域防災計画（原子力災害対策編）の作成、発電所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、 <u>原子力防災センター</u> の防災拠点としての活用、住民に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制の確立、防護対策、広域連携などの緊急時対応等を平時から原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施する。	文言整理
9	第2章第5節 災害応急体制整備計画	14	1	2 防災関係機関の体制の整備 (1)～(6) 略 (7) 県は、市町村の区域を越えて避難する住民の受入れが可能な市町村（以下「受入可能市町村」という。）との調整のほか、市町村による放射線、放射性物質濃度の測定等の支援、原子力防災訓練での連携等、 <u>平常時</u> から、市町村と緊密な連携を図る。 (8) 略 (9) 県は、 <u>平常時</u> から原子力防災専門官をはじめとする国、重点区域を含む市町村、自衛隊、県警察、消防、海上保安本部、医療機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努める。	2 防災関係機関の体制の整備 (1)～(6) 略 (7) 県は、市町村の区域を越えて避難する住民の受入れが可能な市町村（以下「受入可能市町村」という。）との調整のほか、市町村による放射線、放射性物質濃度の測定等の支援、原子力防災訓練での連携等、 <u>平時</u> から、市町村と緊密な連携を図る。 (8) 略 (9) 県は、 <u>平時</u> から原子力防災専門官をはじめとする国、重点区域を含む市町村、自衛隊、県警察、消防、海上保安本部、医療機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努める。	『防災基本計画』修正の記載に合わせた文言の修正
10	第2章第5節 災害応急体制整備計画	14	7	3 原子力防災センター (1)～(2) 略 (3) 県は、原子力防災センターを地域における原子力防災の拠点として、 <u>平常時</u> から防災業務関係者の研修及び訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用する。	3 原子力防災センター (1)～(2) 略 (3) 県は、原子力防災センターを地域における原子力防災の拠点として、 <u>平時</u> から防災業務関係者の研修及び訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用する。	『防災基本計画』修正の記載に合わせた文言の修正

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
11	第2章第5節 災害応急体制整備 計画	14	26	4 広域的相互応援体制 (1)～(2)略 (3) 県は、 平常時 から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。 また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送、放射能測定等）については、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。	4 広域的相互応援体制 (1)～(2)略 (3) 県は、 平時 から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。 また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送、放射能測定等）については、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。	『防災基本計画』 修正の記載に合わせた文言の修正
12	第2章第5節 災害応急体制整備 計画	15	2	5 救助・救急、消火等の防護資機材の整備 (1) 略 (2) 消火活動用資機材等の整備 県は、 平常時 から市町村、原子力事業者等と連絡を密にし、発電所及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備について助言する。 (3) 略 (4) 原子力事業者による自衛消防体制等の整備 原子力事業者は、消防計画等に基づき、 平常時 から発電所における火災等に適切に対処するため、消防設備や自衛消防体制を整備する。 また、火災等の発生時における消防機関への迅速な通報のため、消防計画等に基づき、発電所から消防機関への通報設備を整備する。	5 救助・救急、消火等の防護資機材の整備 (1) 略 (2) 消火活動用資機材等の整備 県は、 平時 から市町村、原子力事業者等と連絡を密にし、発電所及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備について助言する。 (3) 略 (4) 原子力事業者による自衛消防体制等の整備 原子力事業者は、消防計画等に基づき、 平時 から発電所における火災等に適切に対処するため、消防設備や自衛消防体制を整備する。 また、火災等の発生時における消防機関への迅速な通報のため、消防計画等に基づき、発電所から消防機関への通報設備を整備する。	『防災基本計画』 修正の記載に合わせた文言の修正
13	第2章第6節 情報の収集・連絡 体制等整備計画	16	34	3 情報の分析整理 (1) 略 (2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進 県は、 平常時 より原子力防災関連情報の収集・蓄積を図る。 また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、国及び市町村とともに情報のデータベース化、オンライン化及びネットワーク化に努め、その共有を図る。	3 情報の分析整理 (1) 略 (2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進 県は、 平時 より原子力防災関連情報の収集・蓄積を図る。 また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、国及び市町村とともに情報のデータベース化、オンライン化及びネットワーク化に努め、その共有を図る。	『防災基本計画』 修正の記載に合わせた文言の修正

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
14	第2章第6節 情報の収集・連絡 体制等整備計画	17	31	<p>5 原子力防災対策上必要な資料の整備</p> <p>県は、国及び市町村と協力して、応急対策的的確な実施及び復旧対策を的確に実施するため、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努め、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要なとなる資料、防護資機材等に関する資料、交通・運送事業者の輸送車両、輸送施設に関する資料、放射性物質の除染に関する資料等を適切に整備し、定期的に更新するとともに、原子力防災センターで確実に管理する。</p> <p>また、これらの情報の迅速な利活用に資するため、情報の電子化の推進に努める。</p>	<p>5 原子力防災対策上必要な資料の整備</p> <p>県は、国及び市町村と協力して、応急対策的的確な実施及び復旧対策を的確に実施するため、平時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努め、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要なとなる資料、防護資機材等に関する資料、交通・運送事業者の輸送車両、輸送施設に関する資料、放射性物質の除染に関する資料等を適切に整備し、定期的に更新するとともに、原子力防災センターで確実に管理する。</p> <p>また、これらの情報の迅速な利活用に資するため、情報の電子化の推進に努める。</p>	『防災基本計画』 修正の記載に合わせた文言の修正
15	第2章第7節 原子力防災に関する 知識の普及啓発 計画	20	2	<p>1 計画の方針</p> <p>県及び市町村は、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合に備え、住民、在勤者等が適切に行動できるよう、平常時から、国や原子力事業者と協力して災害時にとるべき行動や情報収集の方法、放射性物質の特性など、原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>県及び市町村は、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合に備え、住民、在勤者等が適切に行動できるよう、平時から、国や原子力事業者と協力して災害時にとるべき行動や情報収集の方法、放射性物質の特性など、原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。</p>	『防災基本計画』 修正の記載に合わせた文言の修正
16	第2章第10節 緊急時モニタリン グ体制整備計画	23	10	<p>1 計画の方針</p> <p>県は、原子力災害により発電所から放出された放射性物質又は放射線による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時から環境放射線モニタリングを適切に実施するとともに、緊急時モニタリングの測定の結果を防護措置の実施の判断等に活用できるように、緊急時モニタリング体制の整備及び適切な精度の測定能力の維持に努める。</p> <p>なお、県は、原子力規制庁が設置する緊急時モニタリングセンターに参画し、国、市町村、関係道府県、原子力事業者等が連携して緊急時モニタリングを実施する。</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>県は、原子力災害により発電所から放出された放射性物質又は放射線による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平時から環境放射線モニタリングを適切に実施するとともに、緊急時モニタリングの測定の結果を防護措置の実施の判断等に活用できるように、緊急時モニタリング体制の整備及び適切な精度の測定能力の維持に努める。</p> <p>なお、県は、原子力規制庁が設置する緊急時モニタリングセンターに参画し、国、市町村、関係道府県、原子力事業者等が連携して緊急時モニタリングを実施する。</p>	『防災基本計画』 修正の記載に合わせた文言の修正

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
17	第2章第10節 緊急時モニタリング体制整備計画	23	23	<p>2 緊急時モニタリング体制等の整備</p> <p>(1)～(2)略</p> <p>(3)モニタリング設備・機器等の整備・維持 県は、平常時又は原子力災害発生時に、発電所からの放射性物質の放出又は放射線による周辺環境への影響を評価するため、モニタリングポスト、積算線量測定用機器、可搬型モニタリング用設備及び機器、環境試料分析装置、並びに携帯電話等の連絡手段等を整備・維持する。</p> <p>(4)～(5)略</p> <p>(6)訓練等を通じた関係機関との連携の強化 県は、平常時から、定期的な連絡会、訓練及び研修を通じて関係機関との意思疎通を深め、緊急時モニタリングに必要な知識、測定技術及び機器操作の習熟・向上に努める。</p> <p>(7)原子力事業者の体制の整備 原子力事業者は、緊急時モニタリングセンターの活動が円滑に行われるよう要員の派遣や緊急時モニタリングに必要な設備、機器等の貸与等に必要な体制を整備する。 また、原子力事業者は、発電所敷地境界に設置するモニタリングポスト等のほか、排気筒モニタ、海水モニタ、気象データ、ガンマ線・中性子線用可搬型測定機器、空間放射線積算線量計、ダストサンプラ、ヨウ素サンプラ等必要なモニタリング設備・機器等を整備・維持するとともに県に対し、平常時から観測しているモニタリングポスト、排気筒モニタ、海水モニタ及び気象データを提供する。</p>	<p>2 緊急時モニタリング体制等の整備</p> <p>(1)～(2)略</p> <p>(3)モニタリング設備・機器等の整備・維持 県は、平時又は原子力災害発生時に、発電所からの放射性物質の放出又は放射線による周辺環境への影響を評価するため、モニタリングポスト、積算線量測定用機器、可搬型モニタリング用設備及び機器、環境試料分析装置、並びに携帯電話等の連絡手段等を整備・維持する。</p> <p>(4)～(5)略</p> <p>(6)訓練等を通じた関係機関との連携の強化 県は、平時から、定期的な連絡会、訓練及び研修を通じて関係機関との意思疎通を深め、緊急時モニタリングに必要な知識、測定技術及び機器操作の習熟・向上に努める。</p> <p>(7)原子力事業者の体制の整備 原子力事業者は、緊急時モニタリングセンターの活動が円滑に行われるよう要員の派遣や緊急時モニタリングに必要な設備、機器等の貸与等に必要な体制を整備する。 また、原子力事業者は、発電所敷地境界に設置するモニタリングポスト等のほか、排気筒モニタ、海水モニタ、気象データ、ガンマ線・中性子線用可搬型測定機器、空間放射線積算線量計、ダストサンプラ、ヨウ素サンプラ等必要なモニタリング設備・機器等を整備・維持するとともに県に対し、平時から観測しているモニタリングポスト、排気筒モニタ、海水モニタ及び気象データを提供する。</p>	『防災基本計画』 修正の記載に合わせた文言の修正
18	第2章第12節 避難・退避実施体制整備計画	27	5	<p>4 要配慮者の避難・屋内退避体制の整備</p> <p>(1)重点区域を含む市町村は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。 また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</p>	<p>4 要配慮者の避難・屋内退避体制の整備</p> <p>(1)重点区域を含む市町村は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局連携の下、平時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。 また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</p>	『防災基本計画』 修正の記載に合わせた文言の修正

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
19	第2章第16節 住民等への的確な 情報伝達体制整備 計画	31	11	2 情報伝達体制及び設備の整備 (1) 略 (2) 県及び市町村は、国、防災関係機関及び自主防災組織等と協力し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、 平常時 より要配慮者及び一時滞在者等、通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対する情報伝達体制を整備する。 (3)～(4) 略	2 情報伝達体制及び設備の整備 (1) 略 (2) 県及び市町村は、国、防災関係機関及び自主防災組織等と協力し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、 平時 より要配慮者及び一時滞在者等、通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対する情報伝達体制を整備する。 (3)～(4) 略	『防災基本計画』 修正の記載に合わせた文言の修正
20	第2章第17節 発電所等上空の飛行規制	32	9	2 航空交通管制機関との連絡調整 県は、原子力災害時に空中における放射性物質の拡散状況に留意しつつ、自衛隊、県消防防災ヘリコプター等による迅速かつ的確な応急対応が図れるよう、原子力災害時の航空交通管制について、 平常時 より新潟空港事務所等と密接に連絡調整を図る。	2 航空交通管制機関との連絡調整 県は、原子力災害時に空中における放射性物質の拡散状況に留意しつつ、自衛隊、県消防防災ヘリコプター等による迅速かつ的確な応急対応が図れるよう、原子力災害時の航空交通管制について、 平時 より新潟空港事務所等と密接に連絡調整を図る。	『防災基本計画』 修正の記載に合わせた文言の修正
21	第3章第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	39	23	2 警戒事態発生時の連絡等 (2) 県、国、防災関係機関相互の連絡 ウ 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、県及び P A Z内の市村 に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請する。 また、原子力事業所の被害状況に応じて、原災指針で規定される施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（施設敷地緊急事態要避難者数の確認、避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、U P Z外の市町村に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請することとされている。 この際併せて、気象情報を提供することとされている。 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、県及び P A Z内の市村 との間において、要請した施設敷地緊急事態要避難者の避難準備の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にすることとされている。	2 警戒事態発生時の連絡等 (2) 県、国、防災関係機関相互の連絡 ウ 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、県及び P A Zを含む市村 に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請する。 また、原子力事業所の被害状況に応じて、原災指針で規定される施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（施設敷地緊急事態要避難者数の確認、避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、U P Z外の市町村に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請することとされている。 この際併せて、気象情報を提供することとされている。 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、県及び P A Zを含む市村 との間において、要請した施設敷地緊急事態要避難者の避難準備の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にすることとされている。	文言整理

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
22	第3章第5節 住民等への的確な 情報伝達活動	48	☒	<p>住民等に対する広報及び指示等の伝達系統図</p> 	<p>住民等に対する広報及び指示等の伝達系統図</p> 	『防災基本計画』 修正の記載に合わ せた文言の修正
23	第3章第6節 避難・屋内退避実 施に係る防護活動	50	14	<p>3 避難・屋内退避等の防護措置の実施</p> <p>(7) 県及び市町村は、避難時の周囲の状況等により避難を行うことがかえって危険を伴うおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要する場合は、居住者等に対し、屋内での待避等の緊急安全確保措置を指示するものとする。</p>	<p>3 避難・屋内退避等の防護措置の実施</p> <p>(7) PAZにおいては、緊急事態の区分に応じて避難の対象となる住民等について、自然災害等により避難が困難な場合又は健康状態等により避難よりも屋内退避が優先される場合の措置として、屋内退避を実施し、UPZにおいても、避難又は一時移転の実施が困難な場合の措置として屋内退避が継続されるものとする。</p> <p>特に、病院や介護施設においては健康状態等により避難よりも屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮蔽効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。</p>	『原子力災害対策 指針』改正を踏ま えた修正

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
24	第3章第6節 避難・屋内退避実施に係る防護活動	51	6	<p>4 避難・屋内退避の実施に係る指示等 （1）住民等の避難・屋内退避の指示 ア 略 イ U P Zの住民等への屋内退避指示等 U P Zを含む市町の長は、事業者から全面緊急事態が発生した旨の通報を受けた場合には、U P Z内の住民等に対し、防災行政無線（戸別受信機を含む）、広報、町内会・自主防災組織を通じてあらためて屋内退避所について周知の上、速やかに屋内退避するよう指示する。 <u>（追加）</u> また、U P Zを含む市町の長は、住民等に対し、落ち着いて行動するとともに、以後、原子力災害対策本部等から出される指示等に留意するよう要請する。</p>	<p>4 避難・屋内退避の実施に係る指示等 （1）住民等の避難・屋内退避の指示 ア 略 イ U P Zの住民等への屋内退避指示等 U P Zを含む市町の長は、事業者から全面緊急事態が発生した旨の通報を受けた場合には、U P Z内の住民等に対し、防災行政無線（戸別受信機を含む）、広報、町内会・自主防災組織を通じてあらためて屋内退避所について周知の上、速やかに屋内退避するよう指示する。 <u>なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、P A Zと同様、避難等の予防的防護措置を講ずることが必要となる場合がある。</u> また、U P Zを含む市町の長は、住民等に対し、落ち着いて行動するとともに、以後、原子力災害対策本部等から出される指示等に留意するよう要請する。</p>	『原子力災害対策指針』改正を踏まえた修正
25	第3章第6節 避難・屋内退避実施に係る防護活動	52	2	<p>（4）避難措置の追加 知事は、次に掲げる場合には、（1）エにより通知した<u>屋内退避区域</u>に対し、当該市町村の長を経由して、当該区域の住民等に対し、追加措置として、速やかに避難をするよう指示する。</p>	<p>（4）避難措置の追加 知事は、次に掲げる場合には、（1）エにより通知した<u>屋内退避を実施する区域</u>に対し、当該市町村の長を経由して、当該区域の住民等に対し、追加措置として、速やかに避難をするよう指示する。</p>	文言整理
26	第3章第6節 避難・屋内退避実施に係る防護活動	53	16	<p>4 避難・屋内退避の実施に係る指示等 <u>（7）（追加）</u></p>	<p>4 避難・屋内退避の実施に係る指示等 <u>（7）屋内退避継続の判断と避難への切替え</u> <u>国は、屋内退避の継続の判断を、屋内退避実施後3日目を目安として行い、それ以降は日々行うこととされている。その際、物資の不足等により生活の維持に困難を伴う場合や、ブルームが長時間又は断続的に到来し屋内退避場所への屋外大気の流入により被ばく低減効果が失われた懸念がある場合等には、国が県、屋内退避を実施する区域を含む市町村（以下「屋内退避市町村」という。）と緊密な連携を行いながら、避難への切替えを判断し、指示することとされている。</u> <u>なお、屋内退避から避難への切替えにより避難行動及び生活環境の変化等に伴う肉体的・精神的影響が生じるため、屋内退避を継続することを基本とし、避難への切替えを判断するに当たっては、生活の維持が困難であること等の判断は慎重に行うこととされている。</u> <u>また、屋内退避の継続のためには、医療品等も含めた支援助資の供給及び医療等の人的支援の提供が重要となることに留意する必要があるとされている。</u></p>	『原子力災害対策指針』改正を踏まえた修正

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
27	第3章第6節 避難・屋内退避実施に係る防護活動	53	16	<p>4 避難・屋内退避の実施に係る指示等 <u>(7) 屋内退避の実施における留意点</u> ア <u>屋内退避区域を含む市町村（以下「屋内退避市町村」という。）</u>は、コンクリート・木造建物等の施設に住民等を誘導する。自宅等の木造建物を退避先とする場合は、窓を閉め、<u>エアコンや換気扇を停止する</u>等、気密性に配慮するよう、速やかに住民に周知する。 イ 屋内退避市町村は、放射性物質の濃度変動等に伴う追加避難に備え、屋内退避と併せて避難準備を実施する。 ウ 屋内退避者は、屋内退避所、自宅等に備蓄してある食料・物資により生活を維持するよう努める。 なお、屋内退避市町村の長は、屋内退避者の生活支援に努めるとともに、大気中の放射性物質の濃度等から長期化が予想される場合、屋内退避が長引くことによる住民への影響を考慮し、速やかな避難指示について、国、県と調整する。 <u>(追加)</u></p> <p><u>(8) 指定地方公共機関である放送事業者による避難・屋内退避の指示等の放送</u> (略)</p>	<p>4 避難・屋内退避の実施に係る指示等 <u>(8) 屋内退避の実施における留意点</u> ア <u>屋内退避市町村</u>は、コンクリート・木造建物等の施設に住民等を誘導する。自宅等の木造建物を退避先とする場合は、窓を閉め、<u>換気扇のほか、外気を取り込む設備を停止する</u>等、気密性に配慮するよう、速やかに住民に周知する。 イ 屋内退避市町村は、放射性物質の濃度変動等に伴う追加避難に備え、屋内退避と併せて避難準備を実施する。 ウ 屋内退避者は、屋内退避所、自宅等に備蓄してある食料・物資により生活を維持するよう努める。 なお、屋内退避市町村の長は、屋内退避者の生活支援に努めるとともに、大気中の放射性物質の濃度等から長期化が予想される場合、屋内退避が長引くことによる住民への影響を考慮し、速やかな避難指示について、国、県と調整する。 <u>エ 国は、屋内退避中は、被ばくを低減するために屋内にとどまることが原則であるが、生活の維持に最低限必要な住民等の一時的な外出や住民等の生活を支える民間事業者等の活動は、屋内退避という防護措置の一部をなすものであり、屋内退避中にも実施できるとしている。</u> <u>また、原子力発電所の状態等に応じて、放射性物質が放出されるおそれが高いと判断した場合には、速やかに一時的な外出や活動を控えて屋内退避を徹底する旨の注意喚起を行うとしている。</u> <u>(9) 指定地方公共機関である放送事業者による避難・屋内退避の指示等の放送</u> (略)</p>	『原子力災害対策指針』改正を踏まえた修正
28	第3章第6節 避難・屋内退避実施に係る防護活動	57	28	<p>12 避難・屋内退避の解除 (1) 略 (2) 屋内退避指示の解除 <u>屋内退避市町村は、緊急時モニタリングの結果のほか、気候条件、汚染地域の除染対策等に係る国及び県の助言を受け、屋内退避の解除が可能となった場合には、順次、可能な区域から屋内退避の指示を解除する。</u></p>	<p>12 避難・屋内退避の解除 (1) 略 (2) 屋内退避指示の解除 <u>国において、原子力発電所の状態が安定して一定の要件を満たし、新たなブルームが到来する可能性がないこと及び既に放出されたブルームが滞留していないことが確認できれば、屋内退避市町村は、国の判断に基づき、屋内退避の指示を解除する。</u></p>	『原子力災害対策指針』改正を踏まえた修正